

**宮崎市
地域防災計画**

風水害対策編

**令和4年6月
宮崎市防災会議**

目 次

第1編 風水害対策編

第1章 総 則			
第1節	計画の目的	風水-1	
第2節	計画の方針・構成	第1項 計画の方針	風水-2
		第2項 計画の構成	風水-5
		第3項 計画の修正	風水-6
		第4項 計画の周知	風水-6
第3節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	第1項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱	風水-7
		第2項 住民の責務	風水-20
		第3項 自主防災組織の責務	風水-20
		第4項 企業防災の促進	風水-20
第4節	防災をめぐる社会構造の変化と対応	第1項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	風水-21
		第2項 災害及び社会構造の変化と対応	風水-21
第5節	市の概況と災害想定	第1項 市の概況	風水-22
		第2項 災害の想定	風水-25
第2章 災害予防計画			
第1節	風水害に強いまちづくり	第1項 水害予防対策	風水-30
		第2項 土砂災害予防対策	風水-32
		第3項 都市防災対策	風水-34
		第4項 建築物等の安全性の確保	風水-35
第2節	道路等交通関係施設の整備と管理	第1項 道路施設等の点検・整備計画	風水-36
		第2項 法面崩壊対策	風水-37
第3節	ライフライン施設の機能確保	第1項 上水道施設災害予防計画	風水-38
		第2項 下水道施設災害予防計画	風水-39
第4節	農林業災害予防対策	第1項 農業災害予防計画	風水-40
		第2項 農作物災害予防計画	風水-41
		第3項 防災営農体制等の整備	風水-42
第5節	災害発生前における体制の整備	第1項 警報等の伝達体制の整備	風水-44
		第2項 避難誘導體制の整備	風水-44
		第3項 災害未然防止活動体制の整備	風水-45
第6節	情報の収集・連絡体制の整備	第1項 無線通信施設整備計画	風水-47
		第2項 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）等整備計画	風水-48
		第3項 各種防災情報システムの整備等	風水-48
		第4項 広報、広聴体制の確立	風水-49
第7節	活動体制の整備	第1項 宮崎市防災会議運用計画	風水-51
		第2項 宮崎市災害対策本部組織計画	風水-52
		第3項 初動体制確立への備え	風水-52
		第4項 広域応援体制等の整備・充実	風水-53
		第5項 航空消防防災体制の整備	風水-54
		第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	風水-55
第8節	避難収容体制の整備	第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定	風水-56
		第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備	風水-57
		第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	風水-60

	第4項	避難誘導體制の整備	風水-60
	第5項	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	風水-61
	第6項	指定避難所の開設運営体制の整備	風水-62
	第7項	応急仮設住宅の供用体制の整備	風水-64
第9節	要配慮者等安全確保体制の整備		
	第1項	社会福祉施設、医療機関等の対策	風水-66
	第2項	在宅の要配慮者対策	風水-66
	第3項	避難行動要支援者対策	風水-67
	第4項	要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	風水-70
第10節	救急・救助及び消火活動体制の整備		
	第1項	消防活動困難地区等の火災予防対策	風水-71
	第2項	防火管理体制の強化対策	風水-71
	第3項	予防指導・査察計画	風水-71
	第4項	消防力・消防施設等の整備強化対策	風水-71
	第5項	救急・救助体制の整備	風水-71
第11節	医療救護体制の整備		
	第1項	災害時医療体制の整備	風水-72
	第2項	医療施設・設備の整備	風水-72
	第3項	医薬品等の確保	風水-73
第12節	緊急輸送体制の整備		
	第1項	緊急輸送道路の整備	風水-74
	第2項	緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	風水-75
	第3項	緊急輸送体制の確保	風水-75
第13節	食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備		
	第1項	給水体制の整備	風水-76
	第2項	食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	風水-76
	第3項	資機材等の供給体制の整備	風水-76
第14節	防災知識の普及		
	第1項	防災知識普及計画	風水-77
	第2項	職員に対する防災知識普及	風水-78
	第3項	住民に対する防災知識普及	風水-78
第15節	自主防災組織等の育成強化		
	第1項	自主防災組織の活動促進・支援	風水-81
	第2項	自主防災組織の育成計画	風水-82
	第3項	企業等における防災活動の推進	風水-83
	第4項	地区防災計画の策定	風水-83
第16節	防災関係機関の防災訓練の実施		
	第1項	総合防災訓練・市民参加型訓練	風水-84
	第2項	各種防災訓練計画	風水-85
	第3項	防災訓練の検証	風水-86
第17節	ボランティアの環境整備		
	第1項	活動支援体制の整備	風水-87
	第2項	ボランティアの養成・登録	風水-88
第18節	風水害に関する調査・研究等の推進		
	第1項	調査・研究の推進	風水-89
	第2項	調査・研究項目	風水-89
	第3項	災害教訓の伝承	風水-89
	第4項	各種データの保存・整備	風水-90
第3章 災害応急対策計画			
第1節	災害発生直前の対応		
	第1項	気象情報等の収集・伝達	風水-91
	第2項	洪水予報・水防警報等の収集・伝達	風水-99
	第3項	土砂災害警戒情報等の収集・伝達	風水-106
	第4項	避難誘導の実施	風水-107
	第5項	災害の未然防止対策	風水-109
第2節	活動体制の確立		
	第1項	災害対策組織計画	風水-112
	第2項	職員配備計画	風水-135
第3節	水防計画		
	第1項	水防計画	風水-141
第4節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保		
	第1項	災害情報の収集・伝達	風水-142
	第2項	被害状況の調査・伝達	風水-145
	第3項	被害情報の報告	風水-146
	第4項	通信手段の確保	風水-151

第5節 災害広報活動	第1項 住民に対する広報活動	風水-155
	第2項 報道機関に対する広報要請	風水-157
第6節 応援要請・受入れ	第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保	風水-159
	第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ	風水-167
	第3項 他市町村への応援の実施	風水-168
	第4項 協定に基づく応援派遣要請	風水-168
	第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請	風水-170
	第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請	風水-171
	第7項 緊急消防援助隊等の応援要請	風水-172
第7節 避難収容活動	第1項 避難に関する情報の伝達	風水-173
	第2項 警戒区域の設定	風水-182
	第3項 避難誘導の実施	風水-183
	第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営	風水-185
	第5項 要配慮者への配慮	風水-192
第8節 救助・救急及び消火活動	第1項 救助・救急活動	風水-197
	第2項 消防計画	風水-199
第9節 医療救護活動	第1項 医療体制	風水-200
	第2項 搬送体制の確保	風水-204
	第3項 医療情報の確保	風水-204
	第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策	風水-205
第10節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第1項 交通規制の実施	風水-206
	第2項 緊急輸送道路の確保	風水-208
	第3項 緊急輸送	風水-209
	第4項 車両等の確保	風水-210
	第5項 航空輸送・ヘリポートの開設	風水-212
	第6項 鉄道輸送	風水-213
	第7項 海上輸送	風水-213
第11節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第1項 食糧供給計画	風水-214
	第2項 給水計画	風水-214
	第3項 生活必需品等供給対策	風水-214
第12節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動	第1項 防疫・保健衛生対策	風水-215
	第2項 衛生対策	風水-218
	第3項 被災動物対策	風水-219
	第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策	風水-219
	第5項 障害物除去対策	風水-222
	第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	風水-223
第13節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	第1項 行方不明者の捜索	風水-225
	第2項 遺体収容所の開設と運営	風水-226
	第3項 遺体の火葬・埋葬	風水-227
第14節 応急住宅対策	第1項 被災建築物等の危険度判定	風水-228
	第2項 住宅の応急修理	風水-228
	第3項 応急仮設住宅の建設	風水-229
	第4項 公的住宅等の空き家の活用	風水-231
	第5項 広域避難及び広域一時滞在	風水-232
第15節 社会秩序の維持	第1項 公安警備計画	風水-233
	第2項 帰宅困難者対策	風水-234
第16節 被災者のニーズ把握と情報提供	第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供	風水-235
	第2項 相談窓口の設置	風水-236
	第3項 安否情報の収集・提供	風水-236

第17節 自発的支援の受入れ	第1項 ボランティア活動の受入れ	風水-238
	第2項 義援物資・義援金の受入れ	風水-242
第18節 公共施設等の応急復旧活動	第1項 道路・橋梁	風水-244
	第2項 河川・内排水施設	風水-245
	第3項 その他の公共施設	風水-245
	第4項 二次災害の防止	風水-246
第19節 ライフライン施設の応急復旧活動	第1項 上水道施設災害対策	風水-248
	第2項 下水道施設災害対策	風水-250
	第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策	風水-250
第20節 文教対策	第1項 応急教育	風水-252
	第2項 応急保育	風水-257
	第3項 文化財応急対策	風水-258
第21節 在港船舶対策		風水-259
第22節 農林水産災害応急対策	第1項 事前及び事後対策	風水-260
	第2項 農業用施設等応急対策	風水-260
	第3項 農産物対策	風水-261
	第4項 畜産対策	風水-261
	第5項 林産物対策	風水-262
	第6項 水産対策	風水-262
第23節 災害救助法の適用	第1項 災害救助法の適用	風水-263
	第2項 滅失世帯の算定	風水-264
	第3項 災害救助法の適用手続き	風水-265
	第4項 災害救助法による救助の内容等	風水-266
	第5項 救助業務の実施者	風水-269
第4章 災害復旧・復興計画		
第1節 災害復旧対策本部の設置	第1項 災害復旧対策本部組織計画	風水-270
	第2項 職員配備計画	風水-275
第2節 復旧・復興の基本的方向	第1項 復旧・復興の基本的方向	風水-278
	第2項 被災の程度に応じた基本的方向	風水-278
第3節 迅速な現状復旧の進め方	第1項 公共施設災害復旧事業計画	風水-279
	第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	風水-279
	第3項 激甚災害の指定	風水-282
第4節 計画的復興の進め方	第1項 災害復興方針・計画の策定	風水-283
	第2項 災害復興事業の実施	風水-283
第5節 被災者の生活再建等の支援	第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置	風水-284
	第2項 罹災証明書の発行	風水-285
	第3項 生活確保資金の融資等	風水-287
	第4項 税対策等による被災者の負担の軽減	風水-291
	第5項 雇用の確保	風水-293
	第6項 災害復興基金の設立	風水-293
第6節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	第1項 中小企業等の復興支援	風水-294
	第2項 農林水産漁業の復興支援	風水-294

第1章 総則

第1節 計画の目的

宮崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宮崎市防災会議が作成する計画であって、宮崎市、宮崎県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、地域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画において掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。その他の用語については、災害対策基本法の例に準ずる。

■用語の定義

市	宮崎市をいう。
県	宮崎県をいう。
指定行政機関	基本法第2条第3号で定める指定行政機関をいう。
指定地方行政機関	基本法第2条第4号で定める指定地方行政機関をいう。
指定公共機関	基本法第2条第5号で定める指定公共機関をいう。
指定地方公共機関	基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関をいう。
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
市地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき宮崎市防災会議が作成した宮崎市地域防災計画をいう。
県地域防災計画	災害対策基本法第40条に基づき宮崎県防災会議が作成した宮崎県地域防災計画をいう。
県本部長	宮崎県災害対策本部長をいう。
市災対本部	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎市災害対策本部をいう。
本部長	宮崎市災害対策本部長をいう。
県災対本部	災害対策基本法第23条に基づき設置する宮崎県災害対策本部をいう。
県地方支部	県地域防災計画に基づき地方に設置する宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
県地方支部長	宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
消防局	宮崎市消防局をいう。
消防団	宮崎市消防団をいう。

第2節 計画の方針・構成

第1項 計画の方針

1. 計画の方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、被害を最小限に抑える減災の考え方にに基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立並びに推進に当たっては、次の方針を基本とする。

- ① 防災活動拠点と防災活動体制の支援強化の整備
住民が防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上の拠点となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。
- ② 指定緊急避難場所等の指定、避難誘導と収容体制の整備
公民館、小学校、中学校、公園空き地等の指定緊急避難場所及び指定避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制の検討並びに整備体制の充実を図る。
- ③ 要配慮者対策
介護支援が必要な高齢者、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）、難病患者、傷病者、乳幼児、妊産婦、小学生、日本語が不自由な外国人等の防災面や災害発生時に特別な配慮が必要な者（以下、「要配慮者」という。）の的確な把握や災害時の救急・救助体制、指定緊急避難場所等の周知及び誘導等、地域ぐるみで要配慮者に対する防災体制の確立を図る。
- ④ 防災意識の高揚と自主防災活動の推進
住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、地域住民における防災意識の高揚を図り、防災訓練や自発的な防災活動への参加を促す。
- ⑤ 防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報
防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難に関する情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を確立する。また、市内の災害危険箇所の把握に努め、地域住民のおかれた環境を周知する。
- ⑥ 各種防災減災対策の推進
災害から被害を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災・減災対策事業を推進する。
- ⑦ 防災関係機関相互の協力活動体制の整備
防災活動を的確かつ円滑に実施するため、関係機関との緊密な連携を図る。
- ⑧ 施設や設備の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の確立
災害が発生し又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。また、物資の緊急輸送体制を確立する。

2. 計画の前提

各種の防災対策は、「第五次宮崎市総合計画」（計画期間：平成30年度（2018年度）から10年間）に基づき、展開する。

■宮崎市の基本構想

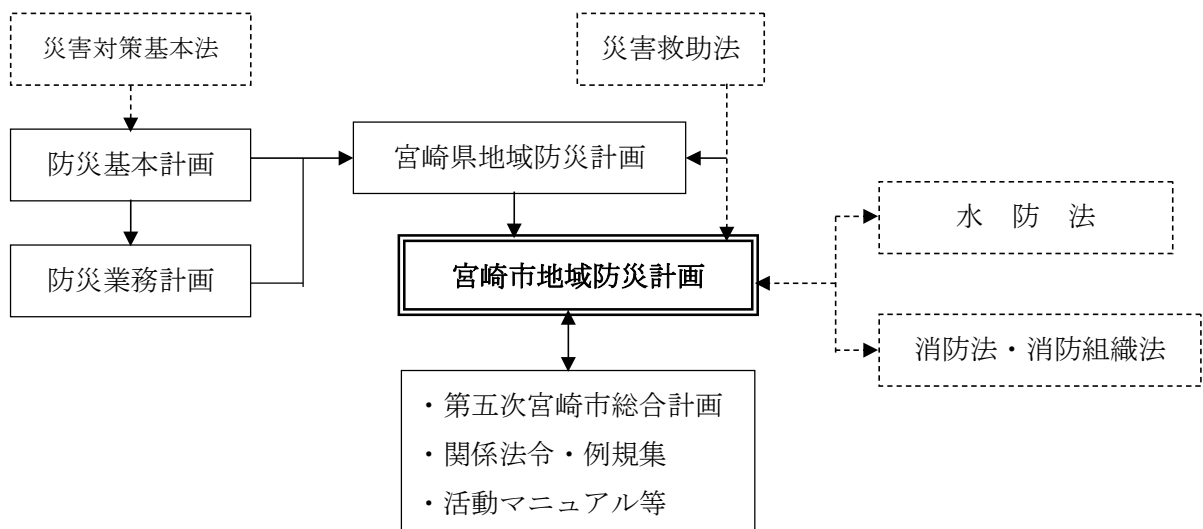
	【将来の都市像】未来を創造する太陽都市「みやざき」
	【まちづくりの基本姿勢】地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る
基本目標1	良好な生活機能が確保されている都市
基本目標2	良好な地域社会が形成されている都市
基本目標3	良好な就業環境が確保されている都市
基本目標4	魅力ある価値が創出されている都市
基本目標5	地域特性に合った社会基盤が確保されている都市

3. 他の計画との関係

(1) 他の計画との関係

この計画は、基本法第39条に掲げる防災業務計画及び同法第40条に掲げる県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「宮崎市水防計画」と十分な調整を図る。

なお、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、「第五次宮崎市総合計画」に矛盾することのないよう検討を行う。



(2) 宮崎県地域防災計画との関係

この計画は、宮崎県地域防災計画に矛盾、抵触することがないよう策定する。しかし、地域の特性や市及び住民の自衛のための役割を踏まえた点で、市独自の計画としての性格を有する。

(3) 消防計画との関係

この計画は、基本法に基づき、市域に係る災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定される基本的かつ総合的計画であり、防災に関する第一次的な計画である。

これに対して、消防計画は、消防組織法に基づき策定されるもので、火災・水災・地震等の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

それぞれの規定するところは、ある部分では重複しているが、基本的には互いに相反することのないよう定めている。

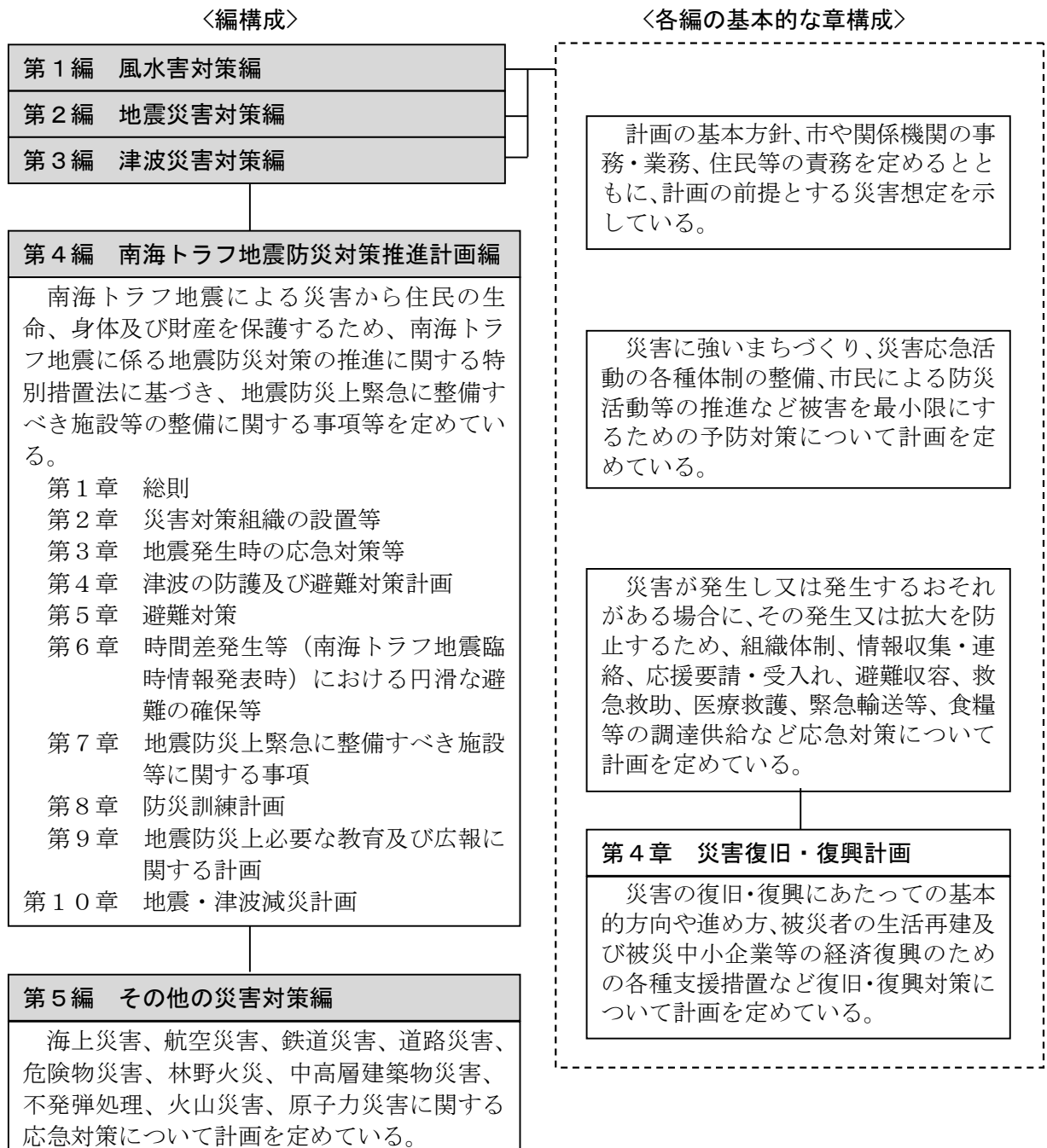
(4) 災害対策に関わる通達等との関係

国から災害対策に関する通達等が出され、災害対策の推進が求められている。災害対策は、市域の社会的条件によって変化するものであり、これらの通達等の方針のもと、地域防災計画を継続的に推進する。

第2項 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

■宮崎市地域防災計画の構成



第3項 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

第4項 計画の周知

この計画は、市職員及び関係行政機関、関係機関・団体その他防災に関する重要な施設管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底する。

第3節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1項 実施責任・処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なもの、間接的なものであるかは問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1. 宮崎市

市は、市の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災対策活動を実施する。

(災害予防)

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 宮崎市災害対策本部等防災対策組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災に関する教育・訓練
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- (7) 生活必需品、応急食糧等の備蓄
- (8) 給水体制の整備
- (9) 本市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- (10) 災害危険区域の把握
- (11) 各種災害予防事業の推進
- (12) 防災知識の普及

(災害応急対策)

- (13) 水防、消防等応急対策
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設
- (16) 災害時における文教、保健衛生
- (17) 災害広報
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護
- (19) 復旧資機材の確保
- (20) 災害対策要員の確保・動員
- (21) 災害時における交通、輸送の確保
- (22) 防災関係機関が実施する災害対策の調整
- (23) 地域安全対策
- (24) 災害廃棄物の処理

(災害復旧)

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産施設等の新設、改良及び災害復旧
- (26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付
- (27) 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置
- (28) 義援金品の受領、配分

2. 宮崎県

宮崎県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること
- (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- (3) 防災施設の整備に関すること
- (4) 防災に係る教育、訓練に関すること
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- (7) 食糧、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- (11) 防災知識の普及に関すること

(災害応急対策)

- (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- (15) 災害救助法の適用に関すること
- (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
- (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
- (23) 地域安全対策に関すること

(24) 災害廃棄物の処理に関すること

(災害復旧)

(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること

(26) 物価の安定に関すること

(27) 義援金品の受領、配分に関すること

(28) 災害復旧資材の確保に関すること

(29) 災害融資等に関すること

3. 宮崎県警察本部

(災害予防)

(1) 災害警備計画に関すること

(2) 通信確保に関すること

(3) 関係機関との連絡協調に関すること

(4) 災害装備資機材の整備に関すること

(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること

(6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること

(7) 防災知識の普及に関すること

(災害応急対策)

(8) 災害情報の収集及び伝達に関すること

(9) 被害実態の把握に関すること

(10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること

(11) 行方不明者の調査に関すること

(12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること

(13) 不法事案等の予防及び取り締りに関すること

(14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること

(15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること

(16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること

(17) 広報活動に関すること

(18) 死体の調査・検視に関すること

4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

1 九州管区警察局

(災害予防)

(1) 警備計画等の指導に関すること

(災害応急対策)

(2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること

- (3) 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- (4) 他の管区警察局との連携に関する事
- (5) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (7) 警察通信の運用に関する事
- (8) 津波予報の伝達に関する事

[宮崎県情報通信部]

(災害応急対策)

- (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関する事
- (2) 他の県情報通信部との連携に関する事
- (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- (4) 警察通信運用に関する事

2 九州財務局宮崎財務事務所

(災害応急対策)

- (1) 災害時における金融措置に関する事
- (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関する事

(災害復旧)

- (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関する事
- (4) 地方公共団体に対する災害融資に関する事

3 九州厚生局

(災害応急対策)

- (1) 災害状況の情報収集、通報に関する事
- (2) 関係職員の現地派遣に関する事
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事

4 九州農政局

(災害予防)

- (1) 米穀の備蓄に関する事
- (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事

(災害応急対策)

- (4) 農業関係被害の調査・報告に関する事
- (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
- (6) 応急用食糧の調達・供給に関する事
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関する事

(災害復旧)

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関する事
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事

- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関する事
- (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- (13) 技術者の緊急派遣等に関する事

5 九州森林管理局（宮崎森林管理署）

（災害予防）

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関する事
- (2) 林野火災予防体制の整備に関する事

（災害応急対策）

- (3) 林野火災対策の実施に関する事
- (4) 災害対策用材の供給に関する事

（災害復旧）

- (5) 復旧対策用材の供給に関する事

6 九州経済産業局

（災害予防）

- (1) 地盤沈下の防止に関する事
- (2) 各取り扱い業者に対する予防体制確立の指導等に関する事

（災害応急対策）

- (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
- (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事**
- (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事

（災害復旧）

- (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
- (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事

7 九州産業保安監督部

（災害予防）

- (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関する事
- (2) 各取り扱い事業者に対する予防体制確立の指導等に関する事
- (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関する事
- (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事

（災害応急対策）

- (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関する事
- (6) 鉱山における応急対策の監督指導に関する事

8 九州運輸局（宮崎運輸支局）

（災害予防）

- (1) 交通施設及び設備の整備に関する事
- (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事

(災害応急対策)

- (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
- (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
- (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
- (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
- (7) 緊急輸送命令に関する事

9 大阪航空局（宮崎空港事務所）

(災害予防)

- (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事
- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事
- (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事

10 宮崎海上保安部

(災害予防)

- (1) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事
- (2) 排出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事

(災害応急対策)

- (3) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事
- (4) 海難の救助及び危険物等の海上排出対策に関する事
- (5) 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事
- (6) 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事
- (7) 海上における不法事案等の予防及び取り締まりに関する事

11 宮崎地方気象台

(災害予防)

- (1) 防災気象知識の普及及び指導に関する事
- (2) 気象災害防止のための統計調査に関する事

(災害応急対策)

- (3) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報発表及び通報に関する事
- (4) 地震情報の発表及び通報に関する事
- (5) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関する事

12 九州総合通信局

(災害予防)

- (1) 非常通信体制の整備に関する事
- (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事

(災害応急対策)

- (3) 災害時における電気通信の確保に関すること
- (4) 非常通信の統制、管理に関すること
- (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
- (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する
こと

13 宮崎労働局

(災害予防)

- (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
- (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること

(災害補償対策)

- (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること

(災害応急対策)

- (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の
二次的災害の防止に関すること
- (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること

14 九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港 湾・空港整備事務所を含む。）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる。

(災害予防)

- (1) 気象観測通報についての協力に関すること
- (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (3) 災害危険区域の選定又は指導に関すること
- (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること
- (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
- (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること
- (8) 港湾施設の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (9) 洪水予報の発表及び伝達に関すること
- (10) 水防活動の指導に関すること
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- (12) 災害広報に関すること
- (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- (14) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- (15) 海上の流出油に対する防除措置に関すること

(災害復旧)

- (16) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること

(17) 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

(その他)

(18) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

15 自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊）

(災害予防)

(1) 災害派遣計画の作成に関すること

(2) 市地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

(災害応急対策)

(3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力援助する。

【指定公共機関】

1 日本郵便株式会社（宮崎中央郵便局及び県内郵便局）

(災害応急対策)

(1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

(2) 災害時における郵便事業運営の確保

(3) 災害時における郵便局窓口業務の確保

2 九州旅客鉄道株式会社

(災害予防)

(1) 鉄道施設の防火管理に関すること

(2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること

(3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

(災害応急対策)

(4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること

(5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

(災害復旧)

(6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

3 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（宮崎支店）、KDDI株式会社

(災害予防)

(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること

(2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること

(災害応急対策)

- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- (4) 災害時における重要通信に関する事
- (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関する事

4 日本銀行（宮崎事務所）

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑な供給に関する事

5 日本赤十字社（宮崎県支部）

(災害予防)

- (1) 災害医療体制の整備に関する事
- (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関する事

(災害応急対策)

- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- (4) 指定避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関する事

6 日本放送協会（宮崎放送局）

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関する事
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事
- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- (6) 災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

7 西日本高速道路株式会社（九州支社宮崎高速道路事務所）

(災害予防)

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関する事

(災害応急対策)

- (2) 管理道路の疎通の確保に関する事

(災害復旧)

- (3) 被災道路の復旧事業の推進に関する事

8 日本通運株式会社（宮崎支店）

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

9 九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社

(災害予防)

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること

(災害応急対策)

- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること

(災害復旧)

- (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

【指定地方公共機関】

1 宮崎交通株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保
- (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

2 宮崎ガス株式会社

(災害予防)

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 導管の耐震化の確保に関すること

(災害応急対策)

- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること

(災害復旧)

- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

3 宮崎日日新聞社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における報道の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の報道周知に関すること
- (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (5) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

4 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会

(災害予防)

- (1) 緊急輸送体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事

(災害復旧)

- (3) 復旧資材等の輸送協力に関する事

5 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関する事
- (2) 災害時における放送の確保対策に関する事

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関する事
- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関する事
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- (6) 災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

6 宮崎市郡医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医療救護、助産の実施
- (2) 負傷者に対する医療活動に関する事

7 宮崎県歯科医師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における歯科医療の実施
- (2) 身元不明遺体の個体識別の実施

8 宮崎県薬剤師会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給

9 宮崎県看護協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における指定避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施

10 宮崎県LPガス協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) ガス供給施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保

11 日豊汽船株式会社

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における被災者等の船舶による輸送の確保

12 宮崎県管工事協同組合連合会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における水道管復旧工事の施工

13 宮崎県警備業協会

(災害予防・災害応急対策)

- (1) 災害時における道路交通整理の補助

14 一般社団法人宮崎県建設業協会

- (1) 災害時における応急対策

15 宮崎ケーブルテレビ株式会社

(災害予防)

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における放送の確保対策に関すること

(災害応急対策)

- (3) 気象予警報等の放送周知に関すること
- (4) 指定避難所等への受信機の貸与に関すること
- (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- (6) 災害時における広報に関すること

(災害復旧)

- (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

6. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、市地域防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実情に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施する。

また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

【公共的団体】

1 宮崎社会福祉協議会

- (1) 市が行う応急対策への協力
- (2) 災害ボランティア及びコーディネーターの養成・登録

2 宮崎商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

3 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金融資

4 宮崎サンシャインFM

- (1) 市が行う災害広報活動への協力
- (2) 市民の生活関連情報の収集、報道

5 宮崎中央農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- (4) 被災農家に対する融資斡旋

6 宮崎漁業協同組合、檉浜漁業協同組合、宮崎市漁業協同組合、一ツ瀬漁業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

7 宮崎中央森林組合

- (1) 市が行う被災状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋

8 みやざき農業共済組合

- (1) 市が行う被災状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導

【防災上重要な施設の管理者等】

1 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

2 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

3 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

4 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (1) 安全管理の徹底、防護施設の整備

第2項 住民の責務

基本法（基本法第7条第2項）には、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。」と定められている。

住民は、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与するよう努める。

- ア 食糧、飲料水等の備蓄及び家屋の安全対策
- イ 出火防止、初期消火活動への協力
- ウ 避難、給食等に際しての隣保協力
- エ 被災者の救出、救護活動への協力
- オ その他必要な災害応急対策業務への協力

第3項 自主防災組織の責務

自主防災組織は、自ら積極的に防災訓練等を行うとともに、災害が発生した場合は組織としての自主的な活動を行うほか、市又は防災関係機関が行う応急対策業務に積極的に協力する。

- ア 防災訓練の実施等平常時における各種災害に関する予防活動
- イ 被災者の救出、救護等に必要な資機材等の整備
- ウ 出火防止及び初期消火活動
- エ 被災者の救出、救護活動
- オ 地域における被害情報等の収集、伝達
- カ 避難施設運營業務等、市又は防災関係機関の応急対策活動への協力
- キ その他災害時において、特に本部長等から要請のあった応急対策活動

第4項 企業防災の促進

企業は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努める。

第4節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、他地域の災害及び災害対策の研究、被害想定及び防災体制等に関する資料等の取得に努め、継続的な調査研究を実施する。

第2項 災害及び社会構造の変化と対応

近年、都市化、中山間地域の過疎化、高齢化、国際化、高度情報化など著しい社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られるところである。

市は、県や防災関係機関と連携し、これらの変化に十分配慮した防災活動を推進することが求められ、十分な対応を図る。

また、社会構造等の変化に伴う災害の質的变化などに的確に対応し、的確な防災活動を推進するため、市地域防災計画については機を失することなく必要な修正を行う。

第5節 市の概況と災害想定

第1項 市の概況

1. 地勢

(1) 位置及び面積

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東は風光明媚な砂浜と波状岩の海岸線であり、西は小林市・都城市・三股町、南は日南市、北は新富町・西都市・国富町・綾町とそれぞれ接している。また、東西に約29km、南北に約38kmの市域を有し、市域の総面積は643.67km²である。

■位置及び面積

北緯	31° 43' 16" ~ 32° 03' 57"
東経	131° 11' 21" ~ 131° 30' 21"
面積	643.67 k m ²
東西	29.9 km
南北	38.3 km
海岸線	47.124 km

(2) 地勢

市の北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系で占められる。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが西から東に貫流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいる。

東部の海岸線は、延長は約47kmにおよび、間に宮崎、青島、内海、野島などの港湾・漁港を形成している。

北、西、南に連なる丘陵は第三紀層からなり、中央に広がる宮崎平野は沖積層からなる。

資料編/5.資料等/【市概況】河川一覽

2. 地形・地質

(1) 山地・斜面

市南部の山地は、双石山脈に属する。この山地は、第三紀層によって構成され、砂岩泥岩互層、砂岩、砂岩が優勢な互層、泥岩が優勢な互層からなる。砂岩泥岩互層は、市南東部に分布し、厚さ10cm以下の砂岩と泥岩の規則的な互層で、海岸部では波蝕棚を形成している。

また、顕著なケスタ地形を形成している他、段丘の基盤を構成する。ケスタ地形のバックスロープ側には、多くの地すべり地形がみられる。

(2) 崖錐

山地内や斜面上部からもたらされた土砂が、山地の斜面下部に堆積してできた斜面地形で、円錐形を成す。市南部の斜面下部に多く分布する。

(3) シラス台地

約2万年前に鹿児島湾の始良火山より噴出した火砕流堆積物である。大淀川沿いに分布する

他、大淀川と清武川にかけての谷沿いにも分布する。

(4) 段丘

河川的作用によって形成された河岸段丘は、礫によって構成されており、大淀川、清武川、加江田川沿いに分布する。海的作用によって形成された海岸段丘は、大淀川河口部両岸に分布しており、砂層からなる。一部、段丘崖が不明瞭な部分がある。

(5) 自然堤防

自然堤防は、河川沿いに砂が堆積してできた帯状の微高地である。本市では、大淀川、清武川、加江田川の流路沿いに帯状に分布する。

(6) 谷底平野・氾濫平野

谷底平野は、山地・丘陵地あるいは台地、段丘を刻む川が、土砂を堆積してできた平坦な土地で、主として砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川及び支流沿いに分布する。

氾濫平野は、河川の堆積作用によって形成された広く開けた土地で、砂、シルト、泥からなる。本市では、大淀川、清武川、加江田川の下流部に分布する。

(7) 後背湿地

沼沢性起源の低湿地で、粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、清武川下流部付近、新別府川下流付近、檍地区、阿波岐原町、新別府町付近の砂丘間低地に分布する。

(8) 旧河道

過去の河川流路の跡で、周囲の低地より低い低湿地である。主に粘土や泥炭質の堆積物からなる。本市では、新別府川、八重川下流に分布する。

3. 断層・地盤

(1) 断層

本市周辺の活断層の多くは、日向灘の海底に多く分布する。これらの断層は、南海トラフに沿った断層で活動度は高い。本市に最も近い陸上の活断層は、田野町石久保～上倉谷にあるが、活動度は低く、近い将来に宮崎市に影響を及ぼすものではない。

(2) 地盤

市の地盤は、山地は第三紀の砂岩・泥岩及びその互層、段丘は礫・砂・シラス、沖積低地は砂・シルト・泥から構成される。

1) 砂岩・泥岩の地盤

砂岩・泥岩及びこれらの互層は、山地及び段丘、低地の基盤岩を構成し、N値は50以上で最も固結度の高い地盤である。

2) 礫・砂・シラスの地盤（段丘）

主に段丘を構成するもので、礫、シラスによるものは、大淀川等の河川沿いに狭小に分布している。平坦地で透水性が良いため、宅地や畑に利用され、地盤は比較的安定している。

シラスは、約2万年前の始良火山の火砕流堆積物で、雨などによる浸食に弱く崩壊が発生

しやすい地盤である。

砂の地盤は、市の中心部に広く分布する。N値は10～20である。

3) 砂の地盤

砂の地盤は、河川の作用によって堆積した自然堤防を構成するものと、風によって運ばれて堆積した砂丘を構成するものに区分できる。いずれも地下水位が高い場合は、地震の震動や液状化に対して弱い地盤である。

4) 砂～シルトの地盤

谷底平野を構成するもので、大淀川等の支流沿いの山間地に分布する。地盤は比較的軟弱である。

5) シルト～泥の地盤

氾濫平野を構成するもので、大淀川や清武川の下流部に広く分布する。N値は5以下で非常に軟弱な地盤である。

■ N値

<p>○土の硬軟、縮まりぐあいを知るため、最も一般的に用いられている値。</p> <p>○重量63.5kgのハンマを75cm自由落下させ、貫入試験器を30cm打ち込むのに要する打撃数をN値といい、この値と土の密度との関係は右表に示すとおりである。</p>	N値	密度
	0～4	非常に緩い
	4～10	緩い
	10～30	中立
	30～50	密
	50～	非常に密

4. 気象

(1) 気候の概況

本市は、日本では最も温暖な地域であり、年平均気温は17.7℃（1991～2020年）に達している。そのうえ、海水の影響で寒暖の差が比較的小さいため、生活しやすい地域である。

一方、降水量の平年値は、年間2,625.5mm（1991～2020年）で、平野部では最も降水の多い地域となっている。この降水は、4月から9月までの半年間に7割以上が降っており、特に6、7月の梅雨期に集中している。また、これに次いで、8、9月が多いが、これは台風や雷雨などによる雨である。なお、大淀川上流の山地では、年間3,000mm以上の降水があるため、大雨時には河川の氾濫が懸念される。

梅雨の最盛時は、6月下旬から7月下旬にかけてであり、しばしば集中豪雨にみまわれる。しかし、北太平洋高気圧の張り出しが早い年には、高温干天の真夏も早まるため干ばつや深刻な水不足をおこす。

台風は、6月頃から接近の機会が増えるが、最も来襲回数が多いのは8、9月である。10月になると回数が少なくなるが、時として猛烈な台風が来襲する。なお、台風は、一般に東側を通るときよりも西側を通るときの方が風雨が強くなるのが普通であるが、本市の場合、東側を通るときも大雨になっている場合が多い。

宮崎市の気候のもう一つの特徴は冬季の好天であり、冬季の日照時間は九州の他の地方に比べて著しく多くなっている。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(気温)

(2) 降水量

降水量は、月別にみると夏期が最も多く、次いで春、秋の順で、冬季が最も少ない。6～7月の降水は梅雨によるものであるが、梅雨現象は年による違いが大きく、梅雨期間の降水量は多い年には1,500mm以上も降るが、少ない年は200mm余りに過ぎない。このため水害の様相も年によって異なる。本市での平年の梅雨入りは、6月上旬初めで、梅雨明けは7月中旬初めであるが、この梅雨期間も年による変動が大きい。7月後半から雷雨シーズンとなり、台風の発生数も多くなる。

なお、本市では、記録的豪雨は9月の台風によって起こることが多い。

また、低気圧は四季を通じて来襲するが、最も多いのは春と梅雨期であり、その頃に水害も多く発生している。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(降水量)

(3) 風向と風速

冬期の季節風は西からの風で、夏期の季節風は東からの風となる。また、海陸風は、昼は東風、夜は西風となる。しかし、実際にはこれらの風に地形の影響も加わって、冬は西又は北西の風が格段に多く、東からの風は非常に少ない。一方、夏も西からの風が多いが冬ほど卓越していない。

10m/s程度以上の強風は、冬の季節風や寒冷前線に伴うものが多く、30m/s以上の強風は台風に限られる。過去における最大風速の極値は、39.2m/s（昭和20年9月17日）、最大瞬間風速は、57.9m/s（平成5年9月3日）であった。

資料編/5.資料等/【市概況】気象データ(風向、風速)

第2項 災害の想定

1. 既往災害の事例

昭和30年代後半からの治山治水事業対策の進展、基本法による防災体制の充実、気象観測施設の整備、情報伝達手段の発達や普及等により、近年においては大規模な自然災害による被害は一般的に減少している。しかし、小規模な河川の溢水、住家の床上及び床下浸水、崖崩れ等、大雨が降れば何らかの災害が発生している。

本市においても梅雨前線による集中豪雨や台風の影響による大雨の度に災害が発生している。

資料編/5.資料等/【災害想定等】災害の記録(風水害)、(地震災害)、(火災)

(1) 水害

過去の水害事例は、集中豪雨や台風による風水害がほとんどである。

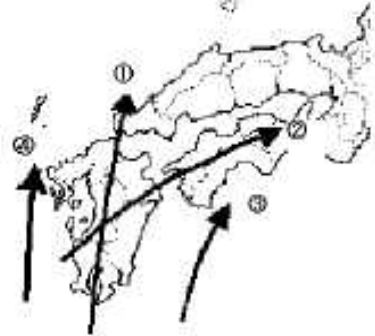
■既往人家、家屋被害等の最多記録（昭和20年以降）

内訳		人数	備考
人的被害数	死者	2人	(昭和20年9月17日～台風)
	重軽傷	36人	(昭和44年8月21～22日～台風)
最多住家被害数	全壊	604戸	(平成17年9月4日～6日～台風)
	半壊	1,296戸	(平成17年9月4日～6日～台風)
	床上浸水	2,058戸	(平成17年9月4日～6日～台風)
	床下浸水	6,544戸	(昭和46年9月20～22日～集中豪雨・台風)

(2) 台風災害

本市は、県土の地理的条件（九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山地を境にして熊本県、大分県に接し、南西は霧島山系を境界にして鹿児島県に連なっている）から、過去に台風による水害の被害を受けてきた。県土に被害をもたらした台風の経路は、次のとおりである。

■宮崎県に被害をもたらした台風の経路（昭和24年～平成20年）



①九州南部に上陸した九州縦断	13 個
②九州西部に上陸した九州斜断	6 個
③日向灘を北上	7 個
④九州西方海上を北上	12 個
⑤その他	4 個

(3) 低気圧と前線

低気圧や前線も水害を起こしやすい。その雨量は時に日雨量が400mmに達することもあるが、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通1回の低気圧がもたらす雨量は夏期50～100mm、冬期は10～40mm程度である。

しかし、前線が停滞する梅雨時期、秋雨時期又は台風前面の前線などのいわゆる停滞前線は雨量が多く、過去に土砂災害などの被害を起こしてきた。

■総降雨量と水害の種類・程度

降水量 \ 被害種類	床下浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200 mm以下	なし	なし	少	少	なし
300 mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350 mm以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

(4) 災害特性

本市は、近年の水害から次のような特性を有していると考えられる。今後も、水害（特に前線による大雨）について気象現象の特徴を整理し、気象情報の収集（雨の降り方、特に時間雨量や日雨量）及び伝達を的確に実施できる体制確立のための基礎資料とする必要がある。

- ア 台風・集中豪雨、河川の溢水・浸水などの多様な災害を受けやすい環境
- イ 大規模な堤防の決壊等の危険性と併せて支流においても短時間に降雨が流下するために生じる本川との合流付近での溢水などの危険性が存在する。
- ウ 土砂災害並びに浸水等の水害危険性でいずれも広範囲に想定される。

2. 災害の想定

人命や家屋等の財産、農産物や農林水産業施設等に大きな影響を与える風水害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川氾濫による水害、高潮、火災・竜巻等の予知できない

災害が考えられる。

ここでは、地質、地盤状況や地形的要素、過去の災害事例等を考慮し、本市における災害を想定する。

(1) 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因とする水害が多く、過去の災害事例を見ても例外ではない。水害には、低地での浸水被害や溪流での鉄砲水等による土石流、急傾斜地や地すべり地での法面崩壊、山腹崩壊がある。

1) 水害

市には、過去の災害からも大雨時の溢水や河川等への被害が発生する等水防上重要な地点が存在する。これら重要水防区域等の河川による浸水、溢水等の水害を想定する。

河川の洪水氾濫は、国及び宮崎県の洪水氾濫解析による想定結果から大淀川及び本庄川流域、一ツ瀬川・三財川流域では最大浸水深5m～10m未満の浸水が想定され、清武川、加江田川、石崎川、瓜田川、大谷川流域では最大浸水深3～5m未満、新別府川、八重川流域では0.5～3m未満の浸水が想定される。

浸水想定区域は、次のとおりであり、想定結果は洪水ハザードマップに示している。

■洪水氾濫対象河川

河川名	前提となる降雨	確率年	対象区間	管理者	公表年月日
大淀川 本庄川	計画規模 458mm/24時間 ・ 想定最大規模 612mm/24時間	150年に一度程度 ・ 1000年に一度程度	[大淀川]宮崎市高岡町浦之名字古川4576番地の1地先の柚木崎橋から海まで [本庄川]綾町大字入野字中川原118番の2地先から大淀川への合流点まで	宮崎河川 国道事務所	平成28年 8月30日
清武川	計画規模 333mm/12時間 ・ 想定最大規模 587mm/12時間	50年に一度程度 ・ 1000年に一度程度	[左岸]宮崎市清武町船引字黒北南3611番2地先から海まで [右岸]宮崎市清武町船引字安ヶ野2357番3地先から海まで	宮崎土木 事務所	平成31年 3月28日
加江田川	計画規模 212mm/6時間 ・ 想定最大規模 474mm/6時間	10年に一度程度 ・ 1000年に一度程度	[左岸]宮崎市大字鏡洲字前田1556番地先から海まで [右岸]宮崎市大字鏡洲字中山1790番地先から海まで	宮崎土木 事務所	平成31年 3月28日
一ツ瀬川 水系 一ツ瀬川 三財川	計画規模 300mm/9時間 ・ 想定最大規模 404mm/9時間	70年に一度程度 ・ 1000年に一度程度	[一ツ瀬川]西都市大字穂北杉安橋から海まで [三財川]西都市大字上三財元山橋から一ツ瀬川への合流地点まで	西都土木 事務所	平成30年 12月6日

河川名	前提となる降雨	確率年	対象区間	管理者	公表年月日
石崎川	計画規模 308mm/24時間 ・ 想定最大規模 1134mm/24時間	50年に一度程度 ・ 1000年に一度程度	[左岸]宮崎市佐土原町下那珂字浮橋有喜橋から海まで [右岸]宮崎市大字広原字稲荷出有喜橋から海まで	宮崎土木事務所	平成30年12月6日
大淀川水系 新別府川	計画規模 245mm/12時間 ・ 想定最大規模 629mm/12時間	50年に一度程度 ・ 1000年に一度程度	[左右岸]宮崎市村角町花ヶ島橋から大淀川への合流点まで	宮崎土木事務所	平成30年12月6日
大淀川水系 瓜田川	計画規模 308mm/24時間 ・ 想定最大規模 953mm/24時間	50年に一度程度 ・ 1000年に一度程度	[左岸]宮崎市高岡町小山田字深坪梅木田橋から大淀川への合流点まで [右岸]宮崎市高岡町小山田字宗栄司梅木田橋から大淀川への合流点まで	高岡土木事務所	平成31年3月28日
大淀川水系 大谷川	計画規模 440mm/日 ・ 想定最大規模 953mm/24時間	40年に一度程度 ・ 1000年に一度程度	[左右岸]宮崎市大字浮田字出ノ中宮前橋から大淀川への合流点まで	宮崎土木事務所	平成31年3月28日
大淀川水系 八重川	計画規模 470mm/日 ・ 想定最大規模 953mm/24時間	50年に一度程度 ・ 1000年に一度程度	[左岸]宮崎市古城町岡ノ原6番1地先から宮崎市大字田吉字西田西田橋まで [右岸]宮崎市源藤町南田68番1地先から宮崎市大字田吉字西田西田橋まで	宮崎土木事務所	平成31年3月28日

2) 土砂災害

① 土石流及び崩壊土砂流出

本市には、多数の土砂災害危険箇所が分布し、これら危険箇所における土石流危険渓流及び崩壊土砂流出による住宅や道路等への被害を想定する。

② 急傾斜地崩壊

本市には、急傾斜地近傍に住居が立地する箇所が多数見られる。地形条件で制約される上に、脆弱なシラス土壌などの弱い土質が表面を覆っているため、急斜面は全体的に崩壊の危険性をはらんでいる。そのため、市内に多数分布する急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区等の斜面崩壊による住宅や道路等への被害を想定する。

③ 地すべり

地すべりは、切土や盛土といった斜面の造成による地形の改変や梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合が多い。市内にも地すべり崩壊危険箇所があることから、

地すべりによる住宅、道路等への被害を想定する。

資料編/5.資料等/【災害想定等】急傾斜地崩壊の予測

(2) 高潮

本市は日向灘に面する長い海岸線を有しており、台風が九州に接近する場合、高潮が発生する可能性がある。

過去の台風来襲時には沿岸各地で高潮による被害が発生していることを踏まえ、本市の沿岸域は高潮の発生する地域として想定する。

(3) 火災

本市では、木造住宅の密集地、消防自動車進入困難地域、危険物の集積及び取り扱い品目の危険性が大きい地域等での火災を想定する。

(4) 竜巻

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与える。

宮崎県全体の竜巻等突風の発生確認件数は全国4位（1991年から2015年の統計では23個）であり、本市においても竜巻等が発生する可能性があることを想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

[施策の基本方針]

風水害による被害を最小限に抑えるため、国、県と連携し、水害、土砂災害及び都市防災対策等を積極的に実施し、風水害に強いまちづくりを推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 水害予防対策 1. 河川等対策 2. 公共下水道による浸水対策の推進 3. 内水排除施設の整備 4. 流出抑制対策の推進 5. 海岸の整備 6. 水防体制の整備 7. 洪水浸水想定区域等における対策の推進	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 下水道整備課 <input type="checkbox"/> 下水道施設課 <input type="checkbox"/> 農村整備課 <input type="checkbox"/> 公共施設管理担当課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課 <input type="checkbox"/> 開発審査課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 消防局
第2項 土砂災害予防対策 1. 災害危険箇所の調査・把握 2. 災害危険箇所対策 3. 土砂災害警戒区域等における対策の推進	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 森林水産課 <input type="checkbox"/> 都市整備部
第3項 都市防災対策 1. 土地利用計画 2. 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画 3. 公園・緑地整備計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課 <input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 景観課 <input type="checkbox"/> 開発審査課
第4項 建築物等の安全性の確保	<input type="checkbox"/> 建築住宅課 <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 学校施設課 <input type="checkbox"/> 文化財課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 森林水産課 <input type="checkbox"/> 公共施設管理担当課 <input type="checkbox"/> 消防局

第1項 水害予防対策

近年、水害発生要因は複雑・多様化しており、計画的な河川の整備と併せ、流域治水プロジェクトに基づき、あらゆる関係者（国・県・市・住民・企業等）によるハード・ソフト一体となった総合的な水害対策等を推進する。

1. 河川等対策

市は、一級・二級河川の管理者である国・県に対し、未整備区間の河川改修の促進及び維持管理等を積極的に要請する。

市管理の準用河川及び普通河川については、現在改修中のものは事業を促進し、その他の河川等については計画的な改修及び維持管理等を推進する。

また、浸水地区については、必要とされる内水排除施設の整備や排水施設の機能強化等を図り、

流下能力を向上させるとともに、公共下水道事業及び他事業と調整を図りながら浸水被害の解消や低減に努める。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】水害予防対策に関する現況等

■河川事業計画

主体	事業名	事業年度	摘要
宮崎県	総合流域防災事業	昭和61年～	小松川・追手川
宮崎県	県単自然災害防止河川事業	平成13年～	御手洗川
宮崎県	県単河川改良事業	平成13年～	石崎川・天神川
宮崎市	準用河川野田川改修事業	平成29年～	L ≒ 710m 流域面積A ≒ 2.99 k m ²
宮崎市	準用河川跡江川改修事業	平成29年～	L ≒ 630m 流域面積A ≒ 1.76 k m ²

2. 公共下水道による浸水対策の推進

市は、公共下水道による浸水対策について、現施設の計画的な維持管理や更新、排水施設の整備等を行い、併せて必要とされる内水排除施設や河川改修等他事業との調整を図りながら雨水排水対策を推進する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】水害予防対策に関する現況等

3. 内水排除施設の整備

市は、内水排除施設として設置した排水ポンプ場について、非常時にその機能が適正に発揮されるよう非常用発電装置の準備、点検、その他所要の維持管理等を適切に行う。

また、浸水の状況を踏まえ、その能力に応じた周辺住民への情報提供のあり方や必要とされる箇所における新設を検討する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】水害予防対策に関する現況等

4. 流出抑制対策の推進

市は、市街地の拡大等による保水・浸透・遊水機能の低下に伴い雨水流出量が増大し、都市型の浸水被害が懸念されることを踏まえ、市街地における河川や排水施設等の整備と併せて、開発行為等においては雨水の貯留・浸透等による流出抑制の指導等を推進し、総合的な治水安全性の向上に努める。

5. 海岸の整備

市は、国、県に対し、海岸侵食、高潮被害を防止する海岸保全施設の整備を要請するとともに、既存施設の耐震化等の安全対策を講じるよう要請する。

また、青島海岸については自然景観を保全しつつ、海岸線の浸食や岩盤の風化による崩壊を防止するよう県に要請する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】水害予防対策に関する現況等

■海岸事業計画

主体	事業名	事業年度	摘要
国土交通省	宮崎海岸保全施設整備事業	平成20年～	全体事業費 約230億円 全体整備延長 約6,900m

6. 水防体制の整備

水防体制については、別に定める「宮崎市水防計画」による。

7. 洪水浸水想定区域等における対策の推進

(1) 浸水想定区域の周知

市は、浸水想定区域について、関係する住民に対して継続的に周知する。

■周知する内容・方法

周知内容	<ul style="list-style-type: none">・浸水想定区域等・指定緊急避難場所、避難路、避難方法等の警戒避難に資する情報・避難指示、防災気象情報等の伝達・収集方法と住民がとるべき避難行動
周知方法	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページへの掲載（URLを市広報紙や回覧板等で周知）・市広報紙への掲載・ハザードマップの配布又は回覧、公共施設での縦覧・公共施設等における掲示・自主防災組織や自治会等の会合における周知

(2) 警戒避難体制の整備

市は、市地域防災計画に記載した浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて助言等を行う。

資料編/5.資料等/【避難収容】高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧(浸水想定区域内)

第2項 土砂災害予防対策

急傾斜地崩壊、土石流及び地すべり等の災害の発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐための対策を推進する。

1. 災害危険箇所の調査・把握

市は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、災害発生のおそれのある地域（災害危険箇所）について調査・点検し、実態を把握する。

2. 災害危険箇所対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所等

市は、山地部に多くの人家が位置していることを踏まえ、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、次の対策を講じる。

1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等

がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所について、県知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定及び急傾斜地崩壊対策事業等の対策を講じるよう県に要請する。

2) 宅地開発における防災指導の強化

がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所について、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法等に基づき災害防止の処置に係る指導・監督を強化する。

■急傾斜地崩壊対策事業の状況

急傾斜地名	施工期間	事業主体	急傾斜地名	施工期間	事業主体
追手	H26～R3	宮崎県	志戸前－1	R1～R5	宮崎県
坂谷	H26～R3	宮崎県	上大久保－1	R1～R5	宮崎市
芳土元村	H28～R4	宮崎県	山口－1	R1～R4	宮崎市
中福良－2	R1～R5	宮崎県	鳥越－1	R2～R6	宮崎市
広原畑	R1～R4	宮崎県	白浜	R3～R7	宮崎県
高蟬－1	R1～R4	宮崎県	照明院	R3～R7	宮崎県

(令和3年度末現在)

(2) 土石流危険溪流、地すべり危険箇所等

1) 砂防指定地又は地すべり防止区域の指定

市は、国、県に対し、土石流の発生が予想される危険溪流、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所について、砂防指定地又は地すべり防止区域の指定等必要な対策を講じるよう要請する。

2) 砂防事業等への協力

市は、県が実施する砂防事業や地すべり防止対策工事等に協力する。

(3) 山地災害危険箇所等

市は、山地崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等の山地災害を防止するため、復旧治山、予防治山、保安林整備等の治山事業について、必要に応じて国、県に事業採択を要請する。

また、健全な森林を育成することにより山地災害を防止するため、保育及び間伐等の促進、皆伐後の再造林を促進する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】土砂災害予防対策に関する現況等

3. 土砂災害警戒区域等における対策の推進

(1) 災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知

市は、災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の指定状況・内容について、関係する住民に対して危険な箇所を継続的に周知する。

資料編/5.資料等/【災害予防対策の現況等】土砂災害予防対策に関する現況等

資料編/5.資料等/【災害危険箇所数】令和3年度災害危険箇所数一覧(宮崎市全体)

資料編/5.資料等/【災害危険箇所数】令和3年度災害危険箇所数一覧(旧市町別)

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】土砂災害警戒区域等の指定区域数

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】旧宮崎市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】佐土原区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】田野区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】高岡区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
資料編/5.資料等/【土砂災害警戒区域等】清武区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

■周知する内容・方法

周知内容	<ul style="list-style-type: none">・災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の位置・指定緊急避難場所、避難路、避難方法等の警戒避難に資する情報・避難指示、防災気象情報等の伝達・収集方法と住民がとるべき避難行動
周知方法	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページへの掲載（URLを市広報紙や回覧板等で周知）・市広報紙への掲載・ハザードマップの配布又は回覧、公共施設での縦覧・公共施設等における掲示・自主防災組織や自治会等の会合における周知

（2）警戒避難体制の整備

市は、県知事により土砂災害警戒区域の指定を受けた区域について、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を整備するとともに、住民に対して周知する。

また、土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合は、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害警戒情報等の情報を伝達する体制を整備する。

なお、市は市地域防災計画に記載した土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて助言等を行う。

資料編/5.資料等/【避難収容】高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧(土砂災害警戒区域内)

第3項 都市防災対策

都市災害を予防するため、用途地域等による土地利用の規制・誘導、土地区画整理事業・市街地再開発事業、都市計画道路・公園等の都市施設の整備といった総合的な都市基盤整備事業を推進する。

1. 土地利用計画

市は、国土利用計画法をはじめ都市計画法、建築基準法、農振法、農地法、森林法、道路法、河川法、砂防法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然環境が調和した土地利用計画を図る。

また、都市計画法に基づく開発許可制度により、一定規模以上の開発行為に対しては開発許可の基準に基づき開発行為に対する指導を推進する。

2. 土地区画整理事業・市街地再開発事業計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第1節 第2項土地区画整理事業・市街地再開

発事業計画】を参照する。

3. 公園・緑地整備計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第1節 第3項公園・緑地整備計画】を参照する。

第4項 建築物等の安全性の確保

本項目については【地震災害対策編 第2章 第2節建築物の安全化、第3節地盤災害防止対策の推進】を参照する。

第2節 道路等交通関係施設の整備と管理

[施策の基本方針]

災害を防止するため、所管施設等の実態を把握するとともに、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、大規模災害発生時には道路の被害が即時表面化し、住民の避難行動や災害応急対策の障害となるため、交通途絶時の迂回路や緊急輸送道路の指定等について検討する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 道路施設等の点検・整備計画 1. 道路整備対策 2. 道路施設等の点検、整備計画 3. 橋梁の整備	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課
第2項 法面崩壊対策	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課

第1項 道路施設等の点検・整備計画

1. 道路整備対策

土木課、道路維持課、市街地整備課は、災害時の避難路としての役割、市役所、病院、消防局・消防署・防災関係機関及びその他公共公益施設等との連絡路としての役割、緊急車両の通行に配慮し、各種道路の防災機能の確保を図る。

道路管理者は、次の点に留意し、災害が予想される箇所から優先的に施設整備等の対策を講じる。

- ア 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い、法面防護工等の設置を検討する。
- イ 道路、橋梁等の被害を防止し、また被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- ウ 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋梁や老朽化した橋梁については、架け替えや拡幅等を検討する。
- エ 道路の新設、改良に当たっては、避難路・延焼遮断帯を考慮し、歩道整備、街路樹のスペースの確保に努める。
- オ 道路の新設により排水系統が変わる場合、道路本体の雨水処理及び排水先の流下能力を検討し、浸水被害発生抑制に努める。
- カ 市道の整備については、幹線道路の未改良部分の整備を中心に、その他道路の整備も推進する。また、県道の改良については早急な整備を要請する。
- キ 通過交通量の分散・混雑緩和と災害時における代替機能を果たす路線の整備や、緊急輸送道路の指定等の事前対策についても関係機関との調整に努める。

■道路整備の方向

	整備の内容
主要道路の整備	都市計画道路並びに1級・2級の市道については、点検を実施し、道路・橋梁等の安全性を確保するとともに、災害時における避難路及び緊急車両・輸送車両等が通行できる有効な幅員を確保する。
生活道路の整備	生活道路は、避難路へ接続する道路として、防災対策や安全対策等に配慮し、狭隘道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備する。
道路環境の整備	災害に強い道路環境を創出するため、次の項目について整備を実施する。 ア 道路の緑化（延焼遮断帯としての効果） イ 道路標識・指定避難所等の標識の改良（避難行動への効果） ウ 駐車場の確保（路上駐車をなくし、災害応急対策活動への効果） エ 駐輪場の確保（放置自転車・バイクをなくし、災害応急対策活動・避難への効果）

2. 道路施設等の点検、整備計画

台風、大雨等の異常気象時における道路機能を確保するため、所管道路について次の改修、改良工事等を実施する。

- ア 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
- イ 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
- ウ 側溝等の機能が有効に発揮されるよう土砂、塵芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講じる。
- エ 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能を確保するため、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の整備を推進する。

3. 橋梁の整備

道路維持課は、所管する橋梁について点検要領等に基づき安全点検を実施するとともに、点検の結果、整備すべき橋梁については修繕・補強等の措置を実施する。また、老朽化した重要な橋梁については、早期の修繕や耐震補強、架け替え等を検討する。

第2項 法面崩壊対策

市は、県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、円滑に対策工事が進むよう地元調整等について協力する。

市道の危険箇所については、防災点検調査に基づき危険度に応じた法面保護工等の災害防止対策について検討する。また、パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第3節 ライフライン施設の機能確保

【施策の基本方針】

上水道及び下水道施設の災害時の被害を最小限に抑え、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な対策を実施するとともに、浸水災害等の被害を未然に防止するために必要な施設の整備、更新・拡充を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 上水道施設災害予防計画 1. 防災及び減災対策 2. 上下水道局業務継続計画の検討・見直し	□ 上下水道局
第2項 下水道施設災害予防計画 1. 防災及び減災対策 2. 上下水道局業務継続計画の検討・見直し	□ 上下水道局

第1項 上水道施設災害予防計画

1. 防災及び減災対策

市は、施設の重要度、人口及び将来計画に十分に配慮し、水源の分散確保に努めるとともに、施設の防災対策を検討する。

また、水源地、浄水場、配水池については、風水害等の予防対策として定期的な点検・検査を実施するとともに、防災訓練を実施して迅速な応急給水活動に備える。

■上水道施設の防災対策

	対策
点検整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象台の気象予報・警報等を踏まえ、災害が予想される場合は各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、給水制限等の措置を検討する。 ・ 埋設管が布設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害軽減に努める。
応急体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。 ・ 応急復旧工事に必要な資機材を点検・整備し、その保管場所、方法について確認しておく。
広域応援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渇水時の水不足における飲料水の供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 水資源の確保・配給水体制 イ 災害時の応急復旧体制 ウ 資機材の確保体制 エ 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成 オ 九州他都市との合同防災訓練への参加、他都市との協力体制の強化

2. 上下水道局業務継続計画の検討・見直し

大規模災害発生時の、上水道業務の機能低下を最小限にとどめ、機能の回復と災害復旧を速やかに実施するため策定した上下水道局業務継続計画（BCP）について、災害訓練等の実施により検証を行い、必要に応じて随時見直す。

第2項 下水道施設災害予防計画

1. 防災及び減災対策

市は、施設の重要度、人口及び将来計画に十分配慮し、施設の防災及び減災対策を検討する。

■下水道施設の防災対策

	対策
現況の把握等	・埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件のもとにある施設の被害を軽減するため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、下水道管網の現況把握及び台帳作成について検討する。
施設の防災対策向上	・上下水道局は、各種指針等に基づき施設の防災性の向上を図る。特に処理場・中継ポンプ場等の中核施設については、十分な対策を施し、防災対策の向上に継続的に取り組む。
災害時応急体制の確立	・災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携する体制を構築する。
資機材の点検・整備等	・応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。 ・停電時に備え、非常用自家発電設備等の点検整備を定期的に行うとともに、停電時の応急的な対応・復旧手順等について危機管理マニュアルを整備し、的確な対応が行える体制を構築する。
応急的な汚水処理方法の確保	・業務継続計画（BCP）に基づいて、被災状況の調査、把握を行い、関連機関に応急対応の要請を行う。
周辺市町との連携・協力	・汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替方策等については、周辺市町との連携協力体制を確保する。

2. 上下水道局業務継続計画の検討・見直し

大規模な災害に備え、ライフラインとしての信頼性を確保するため、許容される時間内に復旧が可能となるよう策定した上下水道局業務継続計画（BCP）については、災害訓練等の実施により検証を行い、必要に応じて随時見直す。

第4節 農林業災害予防対策

[施策の基本方針]

暴風、豪雨等による農作物等への被害を未然に防止するため、降雨量や台風の進路等の気象情報を活用し、事前の防災対策と常時の維持管理など所要の予防措置を講じる。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 農業災害予防計画 1. 農業用施設災害予防計画 2. 林業災害予防計画	<input type="checkbox"/> 農政企画課 <input type="checkbox"/> 農村整備課 <input type="checkbox"/> 森林水産課
第2項 農作物災害予防計画 1. 農作物災害予防計画 2. 家畜災害予防計画 3. 水産災害予防対策	<input type="checkbox"/> 農政企画課 <input type="checkbox"/> 農業振興課 <input type="checkbox"/> 森林水産課 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設課
第3項 防災営農体制等の整備 1. 農地保全施設の管理 2. 営農指導の実施 3. 防災思想の普及 4. 災害予防に関する試験研究の推進	<input type="checkbox"/> 農業振興課 <input type="checkbox"/> 森林水産課 <input type="checkbox"/> 農村整備課

第1項 農業災害予防計画

1. 農業用施設災害予防計画

市は、洪水、土砂崩壊、湛水等から農地や農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の改修補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進する。農村地域の集落においては、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び消防用水としての利用も可能な農業用排水施設等の整備を推進する。

なお、農業用施設については農業従事者により維持管理されていることを踏まえ、整備に当たっては協力を要請し、相互協力体制のもとで推進する。

■農業用施設災害の予防対策

	対策
用排水路及び頭首工、井堰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浚渫、除草、障害物の除去、破損個所の修理 ・ 水路及び河川に設けられた各種取水ゲートの確実な整備点検、操作 ・ 湛水防除施設の確実な整備点検、操作
農道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃 ・ 農業機械の大型化に対応しての農道の拡幅、整備 ・ 農道橋の落橋事故等未然防止のための定期点検
ため池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浚渫、老朽箇所補強・改修及び破損箇所の修理 ・ 洪水吐、取水施設等操作施設の点検、操作及び堤体の点検 ・ 貯水量の常時把握、調整

ダム(天神ダム、 広沢ダム)	・施設の確実な整備点検及び操作
-------------------	-----------------

資料編/4.組織等/【防災関係機関等】大淀ダム管理体制図(天神ダム管理所)、(広沢ダム管理所)

資料編/5.資料等/【ため池(予想される被害)】旧宮崎市のため池、佐土原区域のため池、
田野区域のため池、高岡区域のため池、清武区域のため池

2. 林業災害予防計画

市は、関係機関、団体等と連携し、保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努めるとともに、森林の荒廃を防止するために森林整備を促進する。

また、林地開発に伴う土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、森林の保全巡視を推進する。

なお、市街地をとりまく森林や農地については、本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

第2項 農作物災害予防計画

1. 農作物災害予防計画

市は、台風等による被害を未然に防ぐため、県中部農林振興局（農業改良普及センター）及び宮崎中央農業協同組合と連携し、農家に対して事前対策を指導する。

■農作物災害の予防対策

	対策
水稲	<ul style="list-style-type: none"> ・熟期の異なる品種の組合せや作期の分散等により被害の軽減を図る。 ・干ばつ時においては計画的な配水、及び灌がい活用により蒸散を防止する。 ・風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防対策、事後対策を講じる。 ・気象情報に即応した予防対策を講じる。 ・局所的農業用水源確保のため、水源林の維持管理を図る。
果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・干害に備え、深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壌水分の蒸発抑制のため敷ワラ、敷草等を行い、適正な雑草管理を行う。また、灌水用の水源を確保する。 ・風害に備え、防風林、防風垣、防風ネットを設置し、果樹棚、ハウス等の補強を図る。 ・水害に備え、排水溝等を整備し、また、ワラ、敷草等により土壌の流失を防止し、園地の損壊を予防する。 ・凍霜害に備え、適地を選ぶ他、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等による予防を行う。
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・干害に備え、灌水施設を整備し、マルチ等により土壌面からの蒸発防止を図る。 ・風水害に備え、温室、ハウス等の補強及び耐候性ハウスの整備推進を図る。併せて、防風ネットの整備を推進する。 ・水害に備え、排水溝等の整備を図る。 ・倒伏防止のための支柱を整備・補修する。

	対策
花き	<ul style="list-style-type: none"> ・干害に備え、灌水施設を整備し、土壌水分の蒸発抑制のためマルチ等を実施する。 ・風害に備え、温室、ビニルハウス等の補強を図る。また、苗床、ハウス等に対する防風垣、防風林、防風ネットを整備する。 ・倒伏防止のための支柱を整備・補修する。 ・水害に備え、排水溝等の整備やハウス内への浸水防止のため止水シートを整備する。
茶	<ul style="list-style-type: none"> ・霜害に備え、防霜ファン、スプリンクラー等の設置により摘採期における品質低下対策を講じる。
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ・風害に備え、防風ネット等を設置する。 ・水害に備え、排水溝等を整備し、誘発する病気等の対策を図る。

2. 家畜災害予防計画

農業振興課、支部（総合支所）農林建設課は、台風等による被害を抑制するため、県中部農林振興局（農業改良普及センター）・宮崎中央農業協同組合と連携し、施設の安全措置、家畜の避難など農家に対して事前対策を指導する。

■家畜災害の予防対策

	対策
施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、鶏舎等施設の補強整備、施設整備場所の選定等を支援する。
飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> ・干害に備え、耐干性作物又は品種の奨励、普及を図る。 ・WC S等貯蔵飼料の普及を図る。 ・造成草地の浸食防止について防災処置を講じるよう指導する。

3. 水産災害予防計画

森林水産課は、台風等による被害を抑制するため、漁業協同組合等と連携し、漁業施設、漁船等への安全対策を指導する。

第3項 防災営農体制等の整備

1. 農地保全施設の管理

市は、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の留意事項を指導し、管理の徹底に努める。

2. 営農指導の実施

市は、気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合又は予想される場合は、必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

3. 防災思想の普及

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るため、防災思想の普及に努める。

4. 災害予防に関する試験研究の推進

市は、災害予防の効果的な推進を図るため、県及び関係機関が実施する干ばつや霜害等の気象災害に関する技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- ア 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること
- イ 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること
- ウ 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関する
こと
- エ 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること

第5節 災害発生前における体制の整備

[施策の基本方針]

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるようあらかじめ気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動のための体制を整備する。

特に住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、「宮崎市要配慮者避難支援プラン」に基づき要配慮者への避難支援対策を充実・強化する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 警報等の伝達体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所
第2項 避難誘導體制の整備 1. 避難対象地域の指定 2. 避難計画の作成と警戒巡視員の選任等 3. 要配慮者対策 4. 避難に関する情報発令基準の明確化 5. 避難に関する情報等の伝達系統・伝達体制の整備 6. 指定緊急避難場所・避難路の安全確保 7. 自主避難体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 子ども未来部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第3項 災害未然防止活動体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 警報等の伝達体制の整備

市は、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるよう体制の整備を図る。降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じて事前避難に関する広報を実施するための広報要領を事前に定める。

第2項 避難誘導體制の整備

市は、風水害により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるようあらかじめ避難誘導體制を整備する（第2章 第8節 第4項避難誘導體制の整備を参照）。

1. 避難対象地域の指定

市は、過去の風水害の履歴や災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等地域の実情を踏まえ、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地域として指定する。

2. 避難計画の作成と警戒巡視員の選任等

市は、住民や関係機関の協力を得て、地域の実情に応じた避難計画を作成する。また、必要に

応じて地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱する。

3. 要配慮者対策

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するための体制の整備に努める。特に避難行動要支援者に対しては、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力を得て、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿による情報の把握・共有、個別避難計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める（第2章 第9節要配慮者等安全確保体制の整備を参照）。

また、市地域防災計画に記載した浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難の確保を図るために必要な避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて助言等を行う。

4. 避難に関する情報発令基準の明確化

市は、原則として、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を的確に行うため、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準を定める。

また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

5. 避難に関する情報等の伝達系統・伝達体制の整備

市は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により住民に周知するため、あらかじめ災害危険箇所ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- ア 同報系防災行政無線等無線施設を利用して伝達する。
- イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車・消防局・消防団車両等による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、有線放送、防災メール、市ホームページ、電話等の利用により伝達する。

6. 指定緊急避難場所・避難路の安全確保

市は、指定緊急避難場所の指定や指定避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定する。

7. 自主避難体制の整備

市は、住民自らが気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等には自主避難することについて、あらゆる機会を通じて住民への指導に努める。

第3項 災害未然防止活動体制の整備

市は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を

第2章 災害予防計画

第5節 災害発生前における体制の整備

行うとともに、水防計画に基づき水防活動の体制整備を行う。また、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

なお、水防計画の策定に当たっては、危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮する。

第6節 情報の収集・連絡体制の整備

【施策の基本方針】

防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡や住民等への情報伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報の収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 無線通信施設整備計画 1. 既存施設の点検 2. 無線通信施設を活用した情報収集・伝達体制の確立 3. 携帯電話メールによる情報伝達システムの活用	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課 <input type="checkbox"/> 指令課
第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 指令課
第3項 各種防災情報システムの整備等 1. 宮崎市防災情報共有システムの拡充 2. 地域防災気象システムの整備 3. 他機関の情報システムの活用体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第4項 広報、広聴体制の確立 1. 住民への広報、広聴体制の整備 2. インターネット等を通じた情報提供体制の整備 3. 要配慮者への情報提供体制の整備 4. 放送要請の方法の確認	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 無線通信施設整備計画

市は、災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に、情報連絡体制が確保できるよう無線通信網の整備を図る。

1. 既存施設の点検

市は、既存の施設について、災害時に有効な機能が発揮できるよう常時点検整備を実施する。

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】無線通信施設整備計画に関する現況等

2. 無線通信施設を活用した情報収集・伝達体制の確立

市は、同報系防災行政無線及びデジタルMCA無線・IP無線、水道無線（上下水道局）、消防・救急無線（消防局）を活用し、有線通信手段が途絶した事態における気象予警報や災害情報の伝達、被害状況を把握するための災害現場との連絡など災害情報の収集・伝達体制を確立する。

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】アマチュア無線局

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】防災行政無線・水道無線・上下水道局デジタルMCA無線一覧

3. 携帯電話メールによる情報伝達システムの活用

市は、市民に対し災害情報や気象情報を、職員に対し招集伝達を迅速に行うため、携帯電話メールによる情報伝達システムを有効に活用する。

また、消防局は、災害情報や気象情報及び職員や消防団員の招集の伝達を迅速に行うため、携帯電話メールによる情報伝達システムを有効に活用する。

第2項 災害時優先扱いの電話(有線通信設備)等整備計画

市は、災害時優先扱いの電話等の設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備する。

また、電気通信設備の整備と防災管理に努め、有線通信設備を効果的に活用できるよう電話網運営体制の整備検討を行う。

防災関係機関は、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるよう西日本電信電話株式会社の規定に基づき多様な有線回線の確保に努める。

第3項 各種防災情報システムの整備等

1. 宮崎市防災情報共有システムの拡充

市は、市内LANを利用した宮崎市防災情報共有システムについて、災害主要情報、被害状況、避難に関する情報、職員招集、救援物資などの情報を一元的に共有できる機能に加え、次のシステムの拡充を検討する。

- ア GISを利用した被害状況
- イ 要配慮者情報の共有
- ウ 市民向けの情報発信
- エ 安否情報
- オ 罹災証明情報
- カ 生活支援情報

2. 地域防災気象システムの整備

市は、初動の確保、防災体制の確立、避難に関する情報の発令根拠の明確化、被害情報の共有化、周辺自治体の災害情報収集などに活用できる地域防災気象システムの整備を図る。

3. 他機関の情報システム等の活用体制の整備

(1) 宮崎県総合河川砂防情報システムの活用

市は、県内各地に設置された雨量計・水位計のデータを自動的に収集・処理し、土木事務所や市町村等にリアルタイムの情報を提供する宮崎県総合河川砂防情報システムの活用体制を整備する。

- ア 県内の雨量・気象情報
- イ 土砂災害発生予測情報
- ウ 土砂災害警戒情報（気象台との連携）

資料編/5.資料等/【予報・警報等】雨量・水位観測所一覧

（2）気象庁ホームページの活用

市は、気象（図形式、文章形式）・雨量・風・台風情報、防災情報（警報、注意報、指定河川洪水予報等）、天気予報、気象レーダ、アメダスなどリアルタイムの情報を提供する気象庁ホームページの活用体制を整備する。

第4項 広報、広聴体制の確立

1. 住民への広報、広聴体制の整備

市は、住民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を整備する。

なお、広報・広聴体制は、混乱を防ぐために市災対本部で一本化を行い、専用窓口や専用電話・ファックスを設置するなど体制を整備する。

■ 広報運用体制の整備項目

- 広報重点地区（各災害危険地区）
- 地区住民（要配慮者）の把握
- 広報・広聴担当者の習熟
- 広報文案の作成
- 広報優先順位の検討
- 伝達ルートの多ルート化

■ 広報手段

- テレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ（コミュニティFM）等
- 同報系防災行政無線
- 広報車・消防局・消防団車両等
- 災害情報Eメール配信
- 市ホームページ
- 臨時広報の配布、指定避難所への掲示

2. インターネット等を通じた情報提供体制の整備

市は、ホームページにおける防災情報の一層の充実を図る。また、市災対本部等を設置した場合に開設する「災害情報掲示板」の活用について、あらゆる機会を通じて広報に努める。

なお、市庁舎が被害を受け、ホームページのサーバーが使用不能となり、市民等への情報発信ができなくなる場合には、中核市災害相互応援協定や宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会における協議会災害時広域連携計画に基づき、遠隔地の自治体に協力を求め、本市のホームページサーバーが復旧するまでの間、代理掲載により情報提供を行う。

3. 要配慮者への情報提供体制の整備

市は、ケーブルテレビ、コミュニティFM等の地域のメディアを活用し、視聴覚障がい者等に対する音声・文字情報による情報の提供システムの整備を図る。

また、聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、関係団体の協力を得て、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時における協力要請に備える。

4. 放送要請の方法の確認

市は、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について確認する。

第7節 活動体制の整備

【施策の基本方針】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、活動体制等を整備するとともに、他市町村及び防災関係機関との連携体制等の整備・充実を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 宮崎市防災会議運用計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課
第2項 宮崎市災害対策本部組織計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 初動体制確立への備え 1. 初動体制確立への備え 2. 防災中枢機能の拡充	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第4項 広域応援体制等の整備・充実 1. 市町村間の相互協力体制の整備 2. 防災関係機関の連携体制の整備 3. 受援計画の策定 4. 応援活動のための体制整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 消防局
第5項 航空消防防災体制の整備	<input type="checkbox"/> 消防局
第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 宮崎市防災会議運用計画

市は、基本法第16条の規定、宮崎市防災会議条例（昭和38年条例第2号）に基づき市長を会長として防災会議を設置し、市地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。

資料編/1.条例等/【防災会議】宮崎市防災会議条例

資料編/1.条例等/【防災会議】宮崎市防災会議運営要領

資料編/1.条例等/【防災会議】宮崎市防災会議会長及び委員名簿

■宮崎市防災会議の運用計画

	内容
組織	1) 会長は、市長をもって充てる。 2) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 ア 関係指定地方行政機関の職員（1号委員） イ 市を警備区域とする陸上自衛隊の職員（2号委員） ウ 宮崎県の職員（3号委員） エ 宮崎県警察の職員（4号委員） オ 市教育委員会教育長（5号委員） カ 市消防局長及び市消防団長（6号委員） キ 市の職員（7号委員） ク 関係指定公共機関又は関係指定地方公共機関の職員（8号委員） ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者（9号委員） コ その他市長が必要であると認めた者（10号委員）

	内容
所掌事務	1) 市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること 2) 宮崎市水防計画について審議すること 3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること

第2項 宮崎市災害対策本部組織計画

本部の組織及び運営は、「宮崎市災害対策本部条例」、「宮崎市災害対策本部運営要領」の定めるところによる。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■宮崎市災害対策本部の概要

	概要
本部長	・市長を「本部長」とする。本部長は本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	・帖佐副市長、河野副市長を災害対策副本部長（以下、「副本部長」という。）とする。 ・本部長に事故あるときは、帖佐副市長、河野副市長の順に職務を代理する。
幹部会	・本部には、応急対策に関する重要事項を決定する機関として幹部会をおく。幹部会の幹部は、宮崎市事務分掌規則（昭和42年規則第9号）第4条第1項の部長、会計管理者、上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、監査事務局長、その他、本部長が必要と認める者をもって充てる。
緊急応急対策幹部会	・緊急に緊急対策を講じる必要があるときには、緊急応急対策幹部会を開催する。 ・その構成幹部は、総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長、その他、本部長の指名する部局長をもって充てる。
各部各班	・本部に部をおき、部長は本部長の指名する者を充てる。 ・必要と認める部には、副部長をおく。 ・部に班をおき、班に班長をおく。

第3項 初動体制確立への備え

1. 初動体制確立への備え

(1) 組織体制（初動体制）の確立

- 1) 市は、災害発生時に職員が迅速に対応できるよう平素から配備基準等を確認・整理し、各課においては災害応急対策連絡網を確認しておく。
- 2) 交通の途絶、職員の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、参集訓練等を行い、災害応急対策実施の円滑化に努める。

(2) 行動要領（マニュアル）の作成

市は、各部の応急対策活動のための行動要領（マニュアル）を作成し、職員に周知するとともに、定期的な訓練により活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携について徹底を図る。

また、市は、手際よく災害対策本部を設置できるよう情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行う。

なお、組織の改編や人事異動、市地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行う。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

市は、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時3日分の職員用食糧等の備蓄に努める。

(4) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

市は、職員自身あるいは家族の負傷等により、職員が迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう日頃から指導を徹底する。

2. 防災中枢機能の拡充

市は、地域における災害応急対策活動の拠点として公共施設を位置づけ、防災中枢としての機能整備に努める。また、所管する施設の安全性を確認するとともに、資機材の状況を把握し、利活用に備える。

第4項 広域応援体制等の整備・充実

市は、大規模災害における応急対策をより迅速・的確に実施するため、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備する。

また、災害時には状況が刻々と変化していくことや、詳細な情報を伝達するいとまがないこと等から、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

資料編/2.協定等/【相互応援(協定一覧)】相互応援協定一覧

1. 市町村間の相互協力体制の整備

市は、相互応援協力に関する協定を締結している消防、他市町村、宮崎市内郵便局等との相互応援、協力のための連絡体制等の整備、施設・設備の充実に努める。

2. 防災関係機関の連携体制の整備

(1) 関係機関の体制整備

1) 警察（宮崎県警察本部）

市は、平素から警察署との緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう応援体制の整備を推進する。

2) 消防機関（宮崎市消防局）

市は、「消防相互応援協定」等を通じて、人命救助活動等の支援体制の充実に努める。

（2）自衛隊との連携体制整備

市は、県と自衛隊が行う協議や防災訓練の実施等を通じて平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

また、自衛隊と協議を行い、災害対策本部設置時の連絡体制の強化を図る。

（3）ボランティアとの連携体制の充実

市は、医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を有する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

また、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう日本赤十字社宮崎県支部や市社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

（4）活動拠点の指定

市は、生目の杜運動公園、清武総合運動公園及び生目の杜医療防災拠点防災緑地を、応援部隊の活動拠点としてあらかじめ指定し、関係機関と協議を行い、受入れ体制を整える。

3. 受援計画の策定

市は、大規模災害に備え、行政機関や民間企業等からの各種支援を最大限に活用し、迅速で的確な災害応急対策や被災者支援等の業務を行うため、支援の受入体制等を定めた市災害時受援計画を策定する。

4. 応援活動のための体制整備

市は、被災市町村及び各関係機関より応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置を講じるため、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等を準備する。

また、派遣先の被災地において、職員が被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧や衣料、情報伝達手段について各自で賄うことができる自己完結型の体制の整備を図る。

なお、関係機関が連携し、災害対策活動を円滑に推進するため、共通地図の作成、市地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握等に努める。

第5項 航空消防防災体制の整備

市は、県が導入する防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを確認するとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携・協力を密にする。

第6項 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

市は、最低2箇所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、指定緊急避難場所等と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、2箇所選定しておく。

第8節 避難収容体制の整備

[施策の基本方針]

災害発生後に一時的かつ緊急的に避難し生命を保護するための指定緊急避難場所に加え、応急的な収容保護のための指定避難所等を指定・確保するとともに、避難誘導體制及び指定避難所の開設運営体制の整備を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定 1. 避難計画の策定 2. 避難対象地域の指定	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備 1. 避難施設整備計画の作成 2. 指定緊急避難場所の指定 3. 指定避難所の指定 4. 指定避難所の安全性確保と設備の整備 5. 福祉避難所の指定等 6. 繁華街、観光地における指定緊急避難場所等の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 避難所所管課
第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第4項 避難誘導體制の整備 1. 避難路の整備・確保 2. 避難誘導體制の確立 3. 帰宅困難者支援体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課 <input type="checkbox"/> 避難所所管課 <input type="checkbox"/> 観光戦略課 <input type="checkbox"/> 商業政策課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第6項 指定避難所の開設運営体制の整備 1. 避難所配備職員名簿の作成 2. 指定避難所の開設方法の確立 3. 避難所運営マニュアルの作成 4. 避難所運営の知識の普及 5. 福祉避難所の開設運営体制の整備 6. 指定避難所外の被災者への支援 7. 避難所外避難者の状況把握 8. 避難生活環境の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 福祉総務課
第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備 1. 建設候補地の選定 2. 建設業団体等との協定	<input type="checkbox"/> 建築住宅課

第1項 避難計画の策定と避難対象地域の指定

1. 避難計画の策定

市は、次の点に留意して避難計画を策定するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所の指定避難所配備職員を対象とした研修を実施する。

■ 避難計画策定にあたっての留意点

	留意点
避難に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行う基準 ・ 伝達方法
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、対象地区及び対象人口 ・ 経路及び避難誘導方法
指定避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の供給 ・ 炊き出しその他による食品の供給 ・ 被服寝具その他生活必需品の給与 ・ 負傷者に対する応急救護 ・ 要配慮者に対する介助等の対応
指定避難所の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難収容中の秩序保持 ・ 避難者に対する災害情報の伝達 ・ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 ・ 避難者に対する各種相談業務
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報車による周知 ・ 避難誘導員による現地広報 ・ 住民組織を通じた広報

2. 避難対象地域の指定

市は、洪水による浸水、土砂災害、高潮等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地域に指定し、地域の実情に応じた避難収容体制の整備を推進する。

第2項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定・整備

1. 避難施設整備計画の作成

市は、夜間・昼間の人口分布及び道路、指定緊急避難場所や指定避難所としての活用可能な公共施設等の整備状況を勘案し、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路等の避難施設の整備に関する計画を作成する。

2. 指定緊急避難場所の指定

市は、洪水、土砂災害、高潮等から避難者の生命を保護するため、次の基準に従って災害の種類ごとに指定緊急避難場所の指定を行う。

1) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること

2) 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に当該指定緊急避難場所が立地していること

3) 構造条件

当該指定緊急避難場所が上記の安全区域外に立地している場合には、異常な現象に対して

安全な構造であるほか、このうち洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること

3. 指定避難所の指定

市は、居住場所を確保できなくなった被災者を応急的に収容保護するため、次の基準により指定避難所を指定する。

- 1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
- 2) 速やかに被災者等を受入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
- 3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
- 4) 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること
- 5) 人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは指定避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、協定を締結するなど次により指定避難所の確保を図る。

ア 隣接する市町村の公共施設等の利用

イ 旅館、ホテル、企業の社屋の一部（ロビー、会議室等）、企業の研修施設や福利厚生施設（運動施設、寮・保養所等）等の利用

- 6) 指定避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にする。

なお、条件を満たす施設がない場合は、次のような対策を検討する。

ア 水害に対しては、河川及び周辺地域の水害を防止するために施設の設置を検討する。

イ 土砂災害に対しては、急傾斜地崩壊対策・土石流対策を検討する。

■指定緊急避難場所・指定避難所の区分と「市地域防災計画」上の各避難施設の位置付けとの関係

区分	災害種別		
	風水害	地震災害	津波災害
<p>指定緊急避難場所</p> <p>（ 切迫した災害の危険から逃れるために住民等が緊急的に避難する施設又は場所。 災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定。）</p>	<p>□指定避難所</p> <p>水害・土砂災害等の発生時に住民が自主的に、又は避難指示等があった場合に緊急的に避難する施設（学校、公民館等の公共施設）。 ※自主的な避難者の受入れは総合支所、地域センター及び地域事務所に隣接する指定避難所、当事務所施設内等を「自主避難所」として開放。</p>	<p>□一時避難場所</p> <p>地震の発生後、建物倒壊や火災から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（小中学校、高等学校等のグラウンド及び公園）。</p> <p>□指定避難所</p> <p>同上（風水害時の指定避難所のうち耐震性が確保された施設）。</p> <p>□広域避難場所</p> <p>延焼火災等の危険性があり、一時避難場所が使用できなくなった場合に避難する一定規模を有する場所（総合公園、運動公園等）。</p>	<p>【浸水想定区域内】</p> <p>□津波避難ビル</p> <p>浸水想定区域外に避難できない住民が津波から逃れるために緊急的に避難する施設（耐震・耐波性、階高が確保された施設）。</p> <p>□指定避難所</p> <p>同上（地震災害時の指定避難所のうち、津波避難ビルの要件を満たした施設。学校の場合は校舎建物（体育館ではない））。</p> <p>□津波避難タワー</p> <p>特定避難困難地域に設置された津波避難施設</p> <p>【浸水想定区域外】</p> <p>□一時避難場所</p> <p>津波から逃れるため、住民が緊急的に避難する場所（地震災害時の一時避難場所）。</p> <p>□指定避難所</p> <p>同上（地震災害時の指定避難所）。</p> <p>□津波避難ビル</p> <p>想定外の津波を考慮し、浸水想定区域外に設けられた施設（耐震性、階高が確保された施設）。</p> <p>【その他】</p> <p>□避難階段</p> <p>上記の緊急避難場所に避難できない場合に緊急的に避難する場所。</p>
<p>指定避難所</p> <p>（ 被災者が一定期間滞在し、避難生活を送る施設。 一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定。）</p>	<p>□指定避難所</p> <p>洪水・土砂災害等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。</p> <p>□収容避難所</p> <p>災害により居住の場を失った住民、ライフライン被害により通常の生活が困難になった住民が長期間の避難生活を送る施設（風水害時の指定避難所の中から選定した施設）。</p>	<p>□指定避難所</p> <p>余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。</p> <p>□収容避難所</p> <p>同左（地震災害時の指定避難所の中から選定した施設）。</p>	<p>□指定避難所</p> <p>余震等災害から安全を確保するため、短期的に滞在する施設（緊急的に避難した指定避難所を継続して使用）。</p> <p>□収容避難所（津波災害時の指定避難所の中から選定した施設）。</p>

注) 指定緊急避難場所、指定避難所は相互に兼ねることができる。

4. 指定避難所の安全性確保と設備の整備

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進し、避難所に指定されている施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るよう努める。

また、指定避難所は、安全性と一定期間の居住環境が必要であり、次に示すような設備を確保

する条件を満たさない場合は必要な整備を推進するよう努める。その際、避難者カード等の必要書類、掲示パネル等の広報用資材及び給水・給食等のための施設・機器等は平常時の利用と関連づけて整備を推進するとともに、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防災対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

- ア 優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線、デジタルMCA無線、ファックス、テレビ、ラジオ等
- イ 非常用電源整備
- ウ トイレ（仮設トイレ、洋式トイレ）
- エ 給水施設
- オ 高齢者、障がい者に対応したスロープ、車椅子対応トイレ等
- カ 負傷者を一時的に収容するための救護設備
- キ 要配慮者に対応可能な福祉避難室
- ク 空調設備、照明設備
- ケ 緊急救護用の資機材
- コ カセットコンロ等の調理器具
- サ 寝具（マット、簡易ベッドを含む）や給湯に必要な資機材
- シ 男女双方の視点に配慮したプライバシーを確保する設備（パーティション）等
- ス 伝達事項の掲示板

5. 福祉避難所の指定等

市は、避難が長期化する場合に要配慮者の避難生活場所として、適切な公共施設を福祉避難所として指定する。また、介護や福祉の専門家が常駐する社会福祉施設については、福祉避難所としての協定の締結を促進する。

6. 繁華街、観光地における指定緊急避難場所等の確保

市は、多数の人が集まる繁華街、観光地において、安全な指定緊急避難場所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

第3項 指定緊急避難場所、指定避難所の変更及び解除

市は、指定緊急避難場所又は指定避難所の周辺状況等が変化し、収容人員、避難対象地域を変更する必要がある場合、あるいは指定緊急避難場所等として適さなくなった場合は、これを変更又は解除する。

第4項 避難誘導体制の整備

市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難誘導体制の整備を図る。

1. 避難路の整備・確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所に至る避難路を確保するため、街路事業等に防災性を付与し整備の推進を図り、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。

2. 避難誘導體制の確立

市は、災害時の避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織等の協力により、避難ルート上の要所に誘導員を配置するなど、高齢者、障がい者、観光客等にも配慮した避難誘導體制を確立する。

なお、避難誘導體制の確立に当たっては、次の点に留意する。

- ア 広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、自主防災組織ごとに避難計画等に基づき災害時の行動を理解しておく。
- イ 降雨時の避難の呼びかけは雨音にさえぎられて聞き取りにくい場合があり、また、避難に応じない人があることも考えられるため、消防団、自主防災組織による戸別巡回を検討する。

3. 帰宅困難者支援体制の整備

市は、災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な滞在場所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討する。

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況等を、庁舎や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制の整備に努める。

(2) 一時滞在場所の提供

市が所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

(3) 企業、学校等における対策の推進

企業や学校等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、学生、顧客等の扱いを検討することを支援する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業、学校等において必要となる水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

第5項 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の広報と周知

市は、住民の的確な避難行動を促すため、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路、災害危険箇所等について次の方法で住民に対して広報し、周知を図る。

- 1) 広報紙への掲載

- 2) 防災マップやハザードマップ等の市民配布
- 3) 防災訓練や自主防災組織の訓練等における周知
- 4) 指定緊急避難場所等の名称、方向、標高等を示した誘導標識の設置
- 5) 市ホームページによる周知

また、水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象地域）に居住する住民に対してハザードマップにより周知を図る。

■避難が必要な災害の種別と避難対象地域

災害の種別	避難対象地域	備考
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域に指定された区域	
	土石流危険渓流の危険箇所	
	急傾斜地崩壊危険箇所（区域）	
	地すべり危険箇所（防止区域）	
水害	河川の浸水想定区域に指定された区域	深さ0.5m以上の浸水深の区域

避難行動としては、日頃から住民等に対し平時における指定緊急避難場所、安全な親戚・知人家、ホテル・旅館等への避難、避難経路等の確認や避難情報の発令時にとるべき行動の周知に努めるものとする。

第6項 指定避難所の開設運営体制の整備

市は、災害時における指定避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

1. 避難所配備職員名簿の作成

市は、総合支所、地域センター及び地域事務所ごとに指定避難所を区分し、指定避難所の近隣に居住する職員を避難所配備職員としてあらかじめ指定し、配備員名簿を作成しておく。

2. 指定避難所の開設方法の確立

市は、総合支所、地域センター及び地域事務所を拠点とした指定避難所の開設体制を整え、災害発生時に直ちに対応できるようにしておく。

3. 避難所運営マニュアルの作成

市は、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成する。各指定避難所の避難所配備職員及び施設

管理者は、避難所開設後はこれに基づき管理運営を行う。ただし、状況に応じて適宜見直す。

避難所運営マニュアルは、次により構成する。

- 1) 配備体制
- 2) 指定避難所の受入準備
- 3) 指定避難所の開設
- 4) 避難者の世話
- 5) 指定避難所の管理
- 6) 指定避難所の閉鎖

4. 避難所運営の知識の普及

市は、平常時において自治会、自主防災組織や住民に対し、災害時における指定避難所の管理・運営方法について必要な知識の普及に努める。その際、男女共同参画の視点や障がい者、外国人、性的少数者等への配慮についても周知に努める。

5. 福祉避難所の開設運営体制の整備

市は、福祉避難所における円滑な開設運営を行うため、あらかじめ「福祉避難所設置・運営マニュアル」を作成し、福祉避難所開設後はこれに基づき、管理運営を行う。

6. 指定避難所外の被災者への支援

市は、避難所の運営に当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅や車中など避難所以外で避難生活を送ることとなった者も、支援の対象とする。そのため開設された指定避難所は、在宅避難者等を含め、地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者等が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を運営するよう努める。

また、在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対し適切な対応を取り、情報、食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるよう努める。

7. 避難所外避難者の状況把握

避難所の過密の回避やプライバシー確保の観点から、被災者は指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、市は、防災関係機関はもとより、NPOやボランティアと連携して被災者の把握に努める。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意し、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

8. 避難生活環境の確保

市は、避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、いわゆるエコノミークラス症候群や長引く避難生活に起因する慢性疾患の増悪、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れるため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の環境整備及び維持に努める。

また、在宅避難や車中避難等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、

食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第7項 応急仮設住宅の供用体制の整備

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない市民に対し、一時的な仮の住まいとなる応急仮設住宅を円滑に供与できるよう、市は、次の点に留意し、県と連携して応急仮設住宅の供与体制を整備する。

1. 建設候補地の選定

市は、あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮のうえ、建設候補地を選定、確保する。

■応急仮設住宅の要件

	要件
建設候補地の条件	<ul style="list-style-type: none">・原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること・企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること
立地条件の配慮	<ul style="list-style-type: none">・上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること
利害関係の明確化	<ul style="list-style-type: none">・当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくこと

2. 建設業団体等との協定

市は、必要に応じてあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結する。

第9節 要配慮者等安全確保体制の整備

【施策の基本方針】

市は、災害発生時に自分の身を守るための適切な防災行動がとりにくい要配慮者を優先的に援助するため、地域住民・団体や社会福祉施設・医療機関等と連携し、各地域で要配慮者に配慮した防災・避難訓練を行うなど要配慮者支援体制を強化する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策 1. 組織体制の整備 2. 防災設備等の整備	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 子ども未来部 <input type="checkbox"/> 学校施設課
第2項 在宅の要配慮者対策 1. 支援体制の整備 2. 要配慮者に対する住民の役割 3. 通報設備の整備	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 子ども未来部
第3項 避難行動要支援者対策 1. 避難行動要支援者の把握 2. 避難支援等関係者への情報提供 3. 避難支援者等関係者の安全確保	<input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 健康管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所 <input type="checkbox"/> 子ども未来部 【要配慮者ごとの担当課】 ・介護支援が必要な高齢者 <input type="checkbox"/> 地域包括ケア推進課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 ・障がい者 <input type="checkbox"/> 障がい福祉課 <input type="checkbox"/> 健康支援課 <input type="checkbox"/> 地域保健課 ・難病患者 <input type="checkbox"/> 健康支援課 <input type="checkbox"/> 親子保健課 ・傷病者 <input type="checkbox"/> 親子保健課 <input type="checkbox"/> 健康支援課 <input type="checkbox"/> 地域保健課 ・乳幼児、妊産婦、小学生 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 地域保健課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 親子保健課 ・日本語が不自由な外国人 <input type="checkbox"/> 秘書課
第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施 1. 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施	

■要配慮者の定義

要配慮者とは、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとりにくい人や災害情報が伝わりにくい人、また、定期的な投薬や人工透析などの医療行為を必要とする人など、災害時にライフラインが寸断された場合や長期の避難生活に際して特別な対応が必要な人をいう。

このように、防災面や災害発生時に特別な配慮が必要な人を「要配慮者」とし、その範囲は、次のとおりとする。

- ①介護支援が必要な高齢者 ②障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）
 ③難病患者 ④傷病者 ⑤乳幼児 ⑥妊産婦 ⑦小学生 ⑧日本語が不自由な外国人 等

第1項 社会福祉施設、医療機関等の対策

1. 組織体制の整備

(1) 組織体制

市は、社会福祉施設及び医療機関等の施設管理者に対し、災害時において要配慮者に対応可能な組織づくりや安全確保を図るための体制づくりを行うよう要請する。

また、災害発生後は社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられるため、その受入れ等について社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

(2) 社会福祉施設、医療機関等の体制

社会福祉施設、医療機関等の多数の者が入所・入院している施設は、避難計画を策定し、平素から市、警察・消防団、自主防災組織等と連携し、施設内の要配慮者の安全確保のための体制整備を行う。

なお、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成するとともに避難訓練を実施し、その結果を市へ報告する。

ア 社会福祉施設、医療機関等の施設管理者は、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制を明確にするため、対応マニュアルを作成するとともに、平時から職員や入所者等に対する防災教育及び防災訓練を積極的に実施する。避難訓練においては、消防署、消防団、地域住民や自主防災組織等と連携した訓練を実施する。

イ 特に夜間・休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

ウ 施設入所者等の避難誘導等に当たっては、地域住民の協力が得られるよう、消防団、自治会や自主防災組織等と連携に努める。また、施設入所者等の緊急連絡方法についても把握しておく。

エ 職員の防災士資格の取得を推進する。

2. 防災設備等の整備

市は、社会福祉施設及び医療機関等の施設管理者に対し、災害時の要配慮者の安全を確保するため、防災設備等の整備を促進するよう要請する。

社会福祉施設及び医療機関等の施設管理者は、災害に備え、日頃から施設や設備の点検を行い、安全性を高めるとともに、災害発生後も施設入所者の生活を維持するため、物資の確保及び防災資機材等の整備に努める。

第2項 在宅の要配慮者対策

1. 支援体制の整備

市は、在宅の要配慮者の現状を把握し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、災害時に地域全体で要配慮者を支援する体制づくりを促進する。また、要配慮者に

対する避難に関する情報の伝達方法や避難行動支援方法について、地域団体・住民等との間で役割を分担し、平時からの連携体制を強化する。

- ア 在宅の要配慮者の状況等を考慮し、災害危険箇所及び指定避難所等、防災に関する情報の周知を図る。
- イ 関係機関や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉協力員等と連携し、在宅の要配慮者の安否確認や避難誘導等を行える体制の整備等、災害発生時に対応できる環境を整備する。
- ウ 人工透析患者に対しては、(社)全国腎臓病協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。併せて、災害発生時の停電等により専門機関への搬送が必要なもの等、病状に応じて対処できる体制づくりを行う。

2. 要配慮者に対する住民の役割

住民は、日頃から地域で要配慮者を支援する意義を認識し、要配慮者の情報の把握に努める。

また、自主防災組織をはじめとする地域組織と日頃から連携し、要配慮者の支援体制を充実させる。

- ア 防災に関する基礎知識の習得（災害危険箇所、指定緊急避難場所、搬送用機材等の事前確認）
- イ 支援者の確保（複数の避難支援者の確保）
- ウ 通信手段の確認（救援者との緊急用通信手段の確保）
- エ 要配慮者の特性に応じた留意点、介護方法等の習得
- オ 地域の連携に重点をおいた防災コミュニティの育成

3. 通報設備の整備

市は、在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備の支援を進める。また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、ファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。

第3項 避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者の把握

市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。避難行動要支援

者名簿の作成に当たっては、該当者を把握するため、関係部課で把握している情報を収集するよう努める。

1) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、次の要件のいずれかに該当するもののうち生活の基盤が自宅にある者とする。

- ア 65歳以上のみの世帯で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護1又は2の認定を受けている者
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護3以上の認定を受けている者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由及び呼吸器機能障がいの級別1級又は2級にあたる者
- エ 児童相談所又は知的障がい者更生相談所において重度の知的障がいがあると判定された者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障がい等級が1級である者
- カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に基づき宮崎県が指定する特定医療費（指定難病）支給認定者及び特定疾患医療受給者のうち、身体状況が「人の助けがあれば歩くことができる」「車いすなら移動できる」「ねたきり」のいずれかの者
- キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により市長が実施する小児慢性特定疾病医療支援の対象者のうち、重症患者及び人工呼吸器等装着者の認定を受けている者
- ク 本市が生活・学習アシスタントの派遣を決定した児童生徒
- ケ 上記に準じる者として、市長が避難支援等の必要を認めた者（災害時要援護者として登録申請をした者を含む）
- コ その他、登載を希望し、市長が避難支援等の必要を認めた者

上記要件に該当し、避難行動要支援者名簿に登載された者は、その後の状態に関わらず名簿登載し続ける。ただし、死亡した者・転出した者・施設に入所した者を除く。

2) 避難行動要支援者名簿に掲げる事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名、カナ氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所

- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

福祉総務課は、住民の転入・転出等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

2. 避難支援等関係者への情報提供

(1) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人）が拒否した場合は、この限りではない。

避難支援等関係者は、次に掲げる団体及び個人又は、それらによって構成される団体とする。

- ア 自治会
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 地区社会福祉協議会
- エ 福祉協力員
- オ 自主防災組織
- カ 宮崎市消防団
- キ 宮崎市社会福祉協議会
- ク 地域包括支援センター
- ケ 宮崎北警察署・宮崎南警察署・高岡警察署
- コ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 名簿情報の適切な管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう「宮崎市避難行動要支援者名簿の個人情報に関する協定」を締結するとともに、次に掲げる措置を講じる。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者で、市との協定を締結した者に限り提供する。
- イ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ウ 「宮崎市避難行動要支援者名簿」の個人情報取扱いの手引きを作成し、それに基づいた取り扱いを徹底する。
- エ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を実施する。

3. 避難支援者等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は地域の実情や災害の状況に応

じて可能な範囲で避難支援を行う。

第4項 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施

1. 要配慮者への防災知識の普及・訓練等の実施

(1) 要配慮者に対する防災知識の普及・訓練の実施

市は、要配慮者及びその支援者に対し、「宮崎市要配慮者防災行動マニュアル」等を配布するなど広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災知識の普及啓発に努める。

(2) 外国人に対する防災知識の普及・訓練の実施

市は、地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、市国際交流協会等と連携し、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等に努める。

- ア 多言語等（多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字）による防災パンフレット等の作成
- イ 外国語の通じる医療機関の周知（医療ガイドの配布）
- ウ 通訳ボランティアの確保
- エ 外国人を対象とした防災教室や地域住民と交流会等の開催
- オ 市ホームページによる防災情報の提供
- カ 外国人への情報伝達（提供）のための連絡網の作成
- キ 避難誘導標識等への外国語の併記

第10節 救急・救助及び消火活動体制の整備

【施策の基本方針】

大規模災害時の火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限に抑えるため、火災予防対策、消防力・消防施設の整備・強化を図るとともに、関係機関と連携し、救急・救助体制の整備を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課
第2項 防火管理体制の強化対策	<input type="checkbox"/> 予防課
第3項 予防指導・査察計画	<input type="checkbox"/> 予防課
第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策	<input type="checkbox"/> 消防総務課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課
第5項 救急・救助体制の整備	<input type="checkbox"/> 消防総務課 <input type="checkbox"/> 警防課

第1項 消防活動困難地区等の火災予防対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第1項消防活動困難地区等の火災予防対策】を参照する。

第2項 防火管理体制の強化対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第2項防火管理体制の強化対策】を参照する。

第3項 予防指導・査察計画

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第3項予防指導・査察計画】を参照する。

第4項 消防力・消防施設等の整備強化対策

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第4項消防力・消防施設等の整備強化対策】を参照する。

ただし、現在の消防局庁舎及び北消防署が、想定最大規模における浸水想定区域内に位置しており、また、周辺地域も広範囲に浸水するため、北消防署の管轄区域に留意しながら、消防局庁舎及び北消防署を防災拠点としての機能を維持できる場所に移転整備する必要がある。

第5項 救急・救助体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第13節 第5項救急・救助体制の整備】を参照する。

第11節 医療救護体制の整備

【施策の基本方針】

迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に抑えるため、通常の医療体制に加え、災害時に機能する医療救護体制を確立するとともに、必要な施設設備、医薬品等を確保・整備する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 災害時医療体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 保健医療課
第2項 医療施設・設備の整備	<input type="checkbox"/> 建築行政課 <input type="checkbox"/> 保健医療課
第3項 医薬品等の確保	<input type="checkbox"/> 保健医療課

第1項 災害時医療体制の整備

市は、基幹災害拠点病院である県立宮崎病院や宮崎大学医学部附属病院、地域災害拠点病院である宮崎市郡医師会病院、宮崎善仁会病院や宮崎市郡医師会等の関係機関と災害時における医療体制を確立するため、平常時から調整を図るよう努める。また、近隣市町、広域市町との医療救護に関する応援協定の締結に努める。

なお、応急救護所の設置予定場所は次のとおりとし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じ設置場所を定める。

- ア 集中して負傷者が出る地域
- イ 学校の医務室
- ウ 指定緊急避難場所
- エ 市庁舎
- オ 市関係外部施設
- カ その他、災害時に市縁辺部に位置する等して、応急対応に一定の時間を要すると考えられる救護所の事前設置が必要と考えられる場所

資料編/5.資料等/【医療救護】基幹災害拠点病院等一覧

第2項 医療施設・設備の整備

市は、医療施設の耐災害化（構造・耐震性能の強化）の推進に努め、課題のあるものは当該機関において改善に努めるよう促す。

また、医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の設置に際しては、転倒・転落防止を行うなど災害からの外力に耐えられるよう整備に努める。

第3項 医薬品等の確保

市は、薬剤師会及び日本チェーンドラッグストア協会宮崎県支部との2つの災害協定に基づき医薬品等の流通備蓄を確保するとともに、医師会等関係機関を通じて医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについての協力を依頼する。

資料編/2.協定等/【物資提供】災害時における医薬品等の調達に関する協定書

資料編/2.協定等/【被災者支援】災害時における医療救護活動に関する協定書

第12節 緊急輸送体制の整備

[施策の基本方針]

大規模災害による被害の軽減、並びに災害発生時から避難・救助をはじめ、迅速かつ的確な物資供給等の応急活動のために、あらかじめ緊急車両の通行を確保すべき重要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）を選定し、重点的に道路及び施設等の安全性を強化する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 緊急輸送道路の整備 1. 道路整備の基本方針 2. 避難路整備計画 3. 緊急輸送道路整備計画	<input type="checkbox"/> 土木課 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 市街地整備課
第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 緊急輸送体制の確保 1. 道路啓開 2. 車両・船舶の確保 3. 輸送拠点の指定等	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 道路維持課 <input type="checkbox"/> 管財課

第1項 緊急輸送道路の整備

1. 道路整備の基本方針

- ア 国・県に対し、災害に強い広域基幹道路網の整備を要請する。
- イ 関係機関と連携して広域的な視点による緊急輸送道路ネットワークの強化と、その整備に努める。国・県の広域基幹道路網と市の各防災拠点とを結ぶ市道については、市の緊急輸送道路としての機能が確保できるよう、中・長期的な視点から維持管理や道路の整備に努める。
- ウ 指定避難所をはじめとして、市内の各防災拠点を結ぶ道路の耐災害性の向上とネットワーク化に努める。
- エ 災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、救急指定病院と緊急輸送道路を結ぶ道路の維持管理と整備推進に努めるほか、ヘリコプター指定発着場所と連絡する市道の幅員確保等の整備推進に努める。

2. 避難路整備計画

災害発生時における指定緊急避難場所等への避難及び二次災害等に伴う指定緊急避難場所や指定避難所間の移動等が安全に行われるよう、道路改良事業のほか、都市計画道路の整備推進により、総合的なネットワーク化された避難路の整備に努める。

3. 緊急輸送道路整備計画

災害発生時に備え、関係機関と連携しながら緊急輸送道路の整備に努めていく。

なお、本市域の緊急輸送道路ネットワークを次のとおり指定するように中・長期的な視点から計画していくことにより、その整備に努める。

1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク（県指定）

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク（県指定）

第1次緊急輸送道路と市区町村役場（支所含む）、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

第2項 緊急時ヘリコプター離着陸場の指定促進

市は、災害による交通途絶や緊急を要する場合に備え、緊急時ヘリコプター離着陸場の追加指定を検討するとともに、緊急時ヘリコプター離着陸場周辺のアクセス道路を緊急輸送道路と位置づけ、整備を促進する。

第3項 緊急輸送体制の確保

1. 道路啓開

市は、発災後の道路啓開を円滑に進めるため、建設業者と協定を締結するなど道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

2. 車両・船舶の確保

ア 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。

イ 災害対策基本法第76条の定めによる緊急通行車両の指定を行う。

ウ 災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

エ 平常時に車両・船舶の提供について関連業者と協議し、災害時の車両・船舶の確保に努める。

オ 道路の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の活用を図る。

3. 輸送拠点の指定等

ア 物資の受入れ、保管配送のための集積拠点をあらかじめ指定し、整備を図る。

イ 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定する。

ウ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

第13節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備

【施策の基本方針】

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合に、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達・供給体制の整備を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 給水体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課
第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 資機材等の供給体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 上下水道総務課 <input type="checkbox"/> 警防課

第1項 給水体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第1項給水体制の整備】を参照する。

第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第2項食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備】を参照する。

第3項 資機材等の供給体制の整備

本項目については【地震災害対策編 第2章 第16節 第3項資機材等の供給体制の整備】を参照する。

第14節 防災知識の普及

【施策の基本方針】

被害を最小限に抑えるため、ハード面の施策と同時に、防災教育や訓練等により職員や住民の防災知識の普及を図り、ソフト面での防災力を向上させる。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 防災知識普及計画	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第2項 職員に対する防災知識普及 1. 防災教育の実施・報告 2. 行動要領（マニュアル）の習熟	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課
第3項 住民に対する防災知識普及 1. 住民に対する防災知識普及 2. 学校等における防災知識普及 3. 生涯学習での防災知識の普及 4. 避難心得の周知徹底	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所

第1項 防災知識普及計画

市は、次の防災教育や防災広報等により、防災関係職員や住民に対して防災知識の普及を図る。

■対象別の防災教育内容例

対象	内 容	方法、媒体
職員等	1) 災害及び災害対応に関する知識 2) 災害危険区域に関する知識 3) 動員体制及び職員が果たすべき役割 4) 避難誘導方法 5) 応急手当	1) 研修会、講習会 2) 訓練 3) 防災計画書及び職員行動マニュアルの周知
住民	1) 災害に関する知識 2) 災害危険箇所に関する知識 3) 家族の連絡方法 4) 情報収集伝達体制 5) 避難路、指定緊急避難場所等、避難時の知識 6) 初期消火方法 7) 応急手当	1) 自治会等における指導、訓練 2) 自主防災組織の育成強化 3) 防災パンフレット、ビデオ等の広報資料 4) 講演会、出前講座 5) ケーブルテレビ、コミュニティFM放送 6) ホームページ
生徒・児童	1) 災害時の危険に関する知識 2) 火災予防及び初期消火に関する知識 3) 安全な指定緊急避難場所、避難方法	1) 授業 2) 避難訓練 3) 講演会

対象	内 容	方 法、媒 体
	等の知識 4) 災害時の安全な行動方法 5) 地域の防災対策と避難計画 6) 応急手当	4) 宮崎市防災教育手引書 5) ビデオ、スライド

第2項 職員に対する防災知識普及

1. 防災教育の実施・報告

市は、市職員をはじめ防災関係職員に対し、防災に関する意識・知識の向上を図るため、各対策部班に防災知識、役割分担等に関する研修を年1回以上実施し、報告書を提出する。

研修を行う場合は、次の事項に重点を置き、市災対本部組織の各部班における具体的な分掌事務等を把握する。

■防災研修の重点事項

	重点事項
市の防災対策について	ア 災害対策活動の概要 イ 防災関係職員としての心構え ウ 男女共同参画の視点からの災害対応 エ 役割の分担 オ 移動系無線（防災無線、デジタルMCA無線・IP無線）の取り扱い方法 カ 災害情報収集・伝達の要領、報告書式の活用
災害知識研修	ア 風水害・地震・津波の基礎知識 イ 災害に対する地域の危険性 ウ 災害情報等

2. 行動要領（マニュアル）の習熟

市は、突発的災害に対する参集・配備体制を徹底するため、携帯用の「宮崎市災害時職員初動マニュアル」、各対策部班の行動要領（マニュアル）を作成し、全職員に配布する。

第3項 住民に対する防災知識普及

1. 住民に対する防災知識普及

市は、災害の種類、季節等の状況に応じた行動、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への配慮、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点などの実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成する。

■防災知識の普及内容

- ア 自助・共助の理念
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 家具等転倒防止対策・安全対策
- エ 災害発生時にとるべき行動
- オ 指定避難所での行動
- カ 災害危険箇所、危険区域
- キ 食糧・飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- ク 災害時の連絡体制の確保
- ケ 気象及び予報・警報に関すること
- コ 過去の災害の紹介
- サ 男女共同参画の視点からの災害対応
- シ その他の必要事項

2. 学校等における防災知識普及

学校教育課、保育幼稚園課は、危機管理部及び消防局と協力し、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等を育成するため、園児、児童、生徒の発達段階や地域や学校の実態に即した体系的な防災教育と実践的な防災訓練を計画的に進める。

また、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

- ア 教材の一部として、災害の種類、原因、被害あるいは立地条件と災害の関係等についての周知
- イ 「防災教育手引書」の作成
- ウ 学校における安全対策や防災教育の充実のため、「防災主任」を全小・中学校に配置
- エ 職員と園児、児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- オ 災害時の行動計画の策定及び周知徹底
- カ 防災訓練の実施
- キ 防災に関する講座等の開催
- ク 防災関係団体と連携しての関係行事への参加
- ケ ビデオ、スライド等による防災知識の普及
- コ 地域ごとの連絡網及び園児、児童、生徒の引き取り体制確立

3. 生涯学習での防災知識の普及

生涯学習課及び子育て支援課は、公民館・児童館等を中心とする講座・集会等の機会を通じて、災害に対する知識の普及に努める。

4. 避難心得の周知徹底

市は、避難のための立ち退きに万全を期するため、河川の氾濫、地すべり等の災害危険箇所の住民に避難者心得を周知する。

- ア ラジオ、テレビ等の気象情報、災害情報及び市の広報紙等による防災上の注意事項
- イ 懐中電灯、携帯ラジオ等の用意
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の確認
- エ 隣近所の人との連絡方法の設定
- オ 洪水警報、崖崩れ等による高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達経路の確認
- カ 非常持出品の準備

第15節 自主防災組織等の育成強化

【施策の基本方針】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方のもと、自主防災組織に対して防災意識・近隣互助の精神等の啓発を図り、初期消火、救出・救護、集団避難、給水、給食等の防災活動を円滑に実施できるよう育成強化を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 自主防災組織の活動促進・支援	<input type="checkbox"/> 地域安全課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第2項 自主防災組織の育成計画 1. 自主防災組織の結成促進 2. 自主防災組織の育成	<input type="checkbox"/> 地域安全課 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第3項 企業等における防災活動の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 予防課 <input type="checkbox"/> 消防署
第4項 地区防災計画の策定	<input type="checkbox"/> 地域安全課

第1項 自主防災組織の活動促進・支援

市は、住民が主体となって自主的な活動を行うよう促すとともに、関係部局は連携してこの活動の支援を行う。

■自主防災組織の活動内容

区分	活動内容
平常時	1) 役割分担の明確化 2) 防災知識の普及 3) 地域の危険箇所等の把握 4) 災害体験の継承 5) 防災訓練の実施及び参加 6) 救助、救護及び避難体制の確立 7) 防災資機材の整備・点検 8) 関係機関との連携 9) その他
災害時	1) 災害情報の収集及び住民への迅速な伝達 2) 出火防止・初期消火 3) 避難誘導 4) 被災者の救出・救護及び搬送 5) 被害情報の収集・伝達 6) 給食・給水活動 7) その他

第2項 自主防災組織の育成計画

1. 自主防災組織の結成促進

市は、全市的に自主防災組織の結成を推進する。結成に当たっては、地域の日常的な活動の中で連帯感を保ち、災害が発生したときに防災活動が円滑に実施できるよう自治会等の既存組織を活用する。

また、地域における防災活動が円滑に実施されるよう地域の実情に合った自主防災組織の結成及び機能する組織づくりを支援する。その際、女性の参画の促進、女性リーダーの育成に努める。

資料編/4.組織等/【自主防災組織】自主防災組織等の結成自治会等

2. 自主防災組織の育成

(1) 資機材等の助成

危機管理部及び消防局は、市民に対し地域の防災に関する広報活動を積極的に行うとともに、市民が自主防災組織の活動を行ううえで必要な資料の提供及び資機材等を助成する。

(2) 研修・訓練等の支援

災害が発生した場合において適切に対応できるようにするためには、日頃から防災に関する研修や訓練を実施することが重要である。危機管理部及び消防局は自主防災組織がこのような訓練や研修に参加できるよう積極的に研修や訓練の機会を提供する。

資料編/4.組織等/【自主防災組織】自主防災組織等の育成強化に関する現況等

■主な研修・訓練の種別

種別	内容
宮崎市総合防災訓練	3年に1回、多くの関係機関が参加し総合的で、大規模な防災訓練を実施する。
市民参加型防災訓練	総合防災訓練がない年に、北・南消防署管内で輪番制により防災訓練を実施する。
地区防災訓練	上記以外に、随時地区単位で防災訓練を実施する。
自主防災組織リーダー研修会	主に自主防災組織の隊長等のリーダーを対象とした研修会を実施する。
地域防災リーダーの育成	自主防災組織などにおける地域防災リーダーを育成する。女性リーダーの育成に努める。
出前防災講座	自治会や地域のグループ等を単位として、火災や地震等についての防災講話、ビデオ等による研修、応急手当等の実技研修等地域に出向いて研修や訓練を実施する。
災害図上訓練 (DIG)	地域の地図を使い、災害が発生した場合を想定して、地域の活動や対応等を参加者同士で議論し、考えていく訓練。各種の実働訓練と並行して実施する。

第3項 企業等における防災活動の推進

市は、企業等の防災活動に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画の策定や地域の防災訓練への参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第4項 地区防災計画の策定

自主防災組織等は、地震・津波災害、風水害、火災その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、本部と連携して災害を防止若しくは軽減し、又は火災その他の災害の予防を図るため、防災訓練や防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等を定めた地区防災計画を作成する。

市は、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して作成する地区防災計画を市地域防災計画に定める。

第16節 防災関係機関の防災訓練の実施

[施策の基本方針]

市は、基本法第48条及び水防法第32条の2に基づき災害応急対策の習熟を図るとともに、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図るため、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て各種災害を想定した訓練を実施する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ課 <input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第2項 各種防災訓練計画 1. 初動対応訓練 2. 水防訓練 3. 消防訓練 4. 地域住民を中心とした防災訓練 5. 災害図上訓練	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ課 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第3項 防災訓練の検証	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 総合防災訓練・市民参加型訓練

市は、災害応急対策の完全遂行を期すため、自治会、自主防災組織、地域まちづくり推進委員会や防災関係機関、ボランティア団体等との緊密な連携のもとに、計画的に共同して防災訓練を実施する。

防災訓練は、3年毎に実施する総合防災訓練、総合防災訓練のない年には北・南消防署管内を輪番制で実施する。

■総合防災訓練の内容

実施時期	毎年出水期前又は防災週間等に併せて行う。
訓練の種目	1) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援、自主防災組織の応援） 2) 災害による被害状況の把握 3) 救出、救護訓練 4) 給水、炊出し訓練 5) 避難訓練 6) 防疫訓練 7) 通信訓練（電話、無線、伝達） 8) 輸送訓練（資材、機材、人員） 9) 初期消火訓練 10) 水防訓練 11) 観測（水位、雨量等）、樋門等操作訓練 12) 工法訓練（各水防工法） 13) その他（応援の派遣、受入れ等）

第2項 各種防災訓練計画

1. 初動対応訓練

1) 職員参集訓練及び本部設置運営訓練

市は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員の非常時参集及び災害対策本部の設置の迅速化、円滑化に資する訓練を実施する。

2) 非常通信訓練

市は、災害時に有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合において情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

3) 広域防災訓練

市は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するため、広域防災訓練を実施する。

また、陸上自衛隊に対し、訓練への参加を要請する。

4) 緊急輸送訓練

市は、関係機関と連携し、災害時における交通の確保・救急輸送、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動について訓練する。

2. 水防訓練

市は、出水時の水防活動を的確かつ迅速に遂行するため、机上又は実地において総合的かつ計画的に水防訓練を実施する。

また、必要に応じて広域洪水等を想定し、隣接水防団、県、その他の関係機関と共同して訓練を実施する。

■水防訓練計画

実施時期	出水期前	
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域	
参加機関	市、消防局、消防団、その他関係機関	
訓練項目	1) 観測訓練 2) 通報訓練 3) 動員訓練 4) 輸送訓練 5) 工法訓練	6) 樋門訓練 7) 避難訓練 8) 炊出訓練 9) 救助訓練

3. 消防訓練

市は、消防機能を十分に発揮するため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。

また、必要に応じて大火災を想定し、市、消防局、消防団及び県が共同して訓練を実施する。

■消防訓練実施要領

実施時期	火災予防週間ほか随時
参加機関	市、消防局、消防団、その他関係機関
訓練項目	1) 消防機械器具操法訓練 2) 機械運用及び放水演習 3) 通信連絡訓練 4) 非常招集訓練 5) 出動訓練 6) 人命救助訓練 7) 林野火災防ぎょ訓練 8) 車両火災防ぎょ訓練 9) 自衛消防教育訓練

4. 地域住民を中心とした防災訓練

市は、災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、自治会、自主防災組織等を中心とした避難救助訓練の実施・支援を行う。また、災害危険箇所毎に避難訓練を実施する。

■地域の防災訓練内容

実施時期	随時
参加機関	自治会及び自主防災組織、地域まちづくり推進委員会、市、消防局、消防団、地域消防防災支援隊、その他関係機関
訓練項目	1) 情報連絡訓練 2) 避難所開設訓練 3) 要配慮及び避難行動要支援者避難訓練 4) 避難誘導訓練 5) 救出、救護訓練 6) 給食、給水訓練 7) 初期消火訓練 8) 災害図上訓練 (DIG)

5. 災害図上訓練

市は、市災対本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、ロールプレイング訓練等を年1回以上実施する。

※「DIG」とは、Disaster Imagination Gameの略であり、地域の地図を使って災害を想定し、その対応を想像し話し合い、地図に書き込みながら訓練を行うもの。

第3項 防災訓練の検証

市は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにし、必要に応じて訓練及び防災対策の改善措置を講じる。

第17節 ボランティアの環境整備

【施策の基本方針】

大規模な災害が発生し、相当規模の救援活動を必要とする場合など円滑な活動へのボランティアの参画を想定し、平常時から災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう宮崎市民活動センターの活用並びに宮崎市社会福祉協議会との協力体制の確立を図る。

なお、災害時には宮崎市社会福祉協議会が主体となり、宮崎市、市民活動センター、災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきとの協働により運営する宮崎市災害ボランティアセンター本部を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。さらに、介護や外国人との会話力等のボランティア各人の技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じて活動拠点を提供するなど、円滑なボランティア活動の実施が図られるよう支援に努めるものとする。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 活動支援体制の整備 1. ボランティア活動の支援体制の整備 2. ボランティア活動の充実	<input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第2項 ボランティアの養成・登録 1. 災害時救援ボランティアコーディネーター養成講座の実施 2. ボランティアの登録	<input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課

第1項 活動支援体制の整備

1. ボランティア活動の支援体制の整備

(1) 宮崎市災害ボランティアセンター本部設置に向けての体制強化

宮崎市、宮崎市社会福祉協議会、市民活動センター、災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきで構成する宮崎市災害ボランティアセンター支援体制検討会議において、災害時における協力体制の構築やボランティア活動時に使用する資機材の管理等を行い、災害の発生に備える。

(2) 災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきの支援

宮崎市災害ボランティアセンター本部が設置された場合、コーディネート窓口を災害時救援ボランティアコーディネーターみやざきが担うことから、災害時に組織的に参集・活動ができるよう団体運営の支援を行う。

2. ボランティア活動の充実

宮崎市社会福祉協議会及び宮崎市民活動センターは、企業・技術者・個人・団体等と連携し、災害時におけるボランティア活動についての調整を図る。

(1) ボランティア活動の拠点の確保

災害時には、宮崎市総合福祉保健センターに設置される宮崎市災害ボランティアセンター本部を中心拠点とし、市内で必要な地域に、それぞれの地域の地区社会福祉協議会が主体となり災害ボランティアセンター支部（サテライト）を設置する。

第2項 ボランティアの養成・登録

1. 災害時救援ボランティアコーディネーター養成講座の実施

宮崎市は、宮崎市災害ボランティアセンター本部で活動するコーディネーターを養成する。

2. ボランティアの登録

宮崎市民活動センター及び宮崎市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

第18節 風水害に関する調査・研究等の推進

【施策の基本方針】

災害の未然防止と被害の軽減のため、必要となる調整・研究や情報収集を積極的に行うとともに、住民等と連携した災害教訓の伝承、各種データの保存・整備に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 調査・研究の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 警防課
第2項 調査・研究項目	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 警防課
第3項 災害教訓の伝承	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 秘書課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課
第4項 各種データの保存・整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課

第1項 調査・研究の推進

市は、関係機関と協力し、災害発生が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理するとともに、災害発生が予想される箇所の応急対策を具体化するために対策会議等を開催する。

また、防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

第2項 調査・研究項目

本市の防災上問題となる事項について特に専門的調査・研究を実施するものとし、変化する地域の状況や調査技術の進展にあわせた総合的な防災アセスメント調査、情報通信技術の防災行政への活用について検討する。

第3項 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、次の取り組みを行う。住民は自らの災害教訓の伝承に努める。

- ア 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する
- イ 広く住民が閲覧できるよう公開する
- ウ 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝える

- エ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行う
- オ 住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する

■ 第4項 各種データの保存・整備

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

また、市で保管している公図等の写しについても被災の回避のための手段を講じる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対応

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 気象情報等の収集・伝達 1. 気象情報等の収集・伝達 2. 異常現象発見時の措置 3. 火災気象通報	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第2項 洪水予報・水防警報等の収集・伝達 1. 洪水予報の収集・伝達 2. 水位情報（避難判断水位情報）の通知 3. 水防警報の収集・伝達 4. 地下街等及び要配慮者が利用する施設への伝達	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第3項 土砂災害警戒情報等の収集・伝達 1. 土砂災害警戒情報 2. 土砂災害緊急情報の提供	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班
第4項 避難誘導の実施 1. 要避難状況の早期把握 2. 避難対策の必要性の早期判断 3. 早期自主避難の実施 4. 屋内での待避等の安全確保措置	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班
第5項 災害の未然防止対策 1. 河川堤防等の巡視 2. 水門等の適切な操作 3. 土砂災害への警戒 4. 道路パトロール、事前規制等の措置	<input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 消防対策部

第1項 気象情報等の収集・伝達

1. 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象情報等の種類

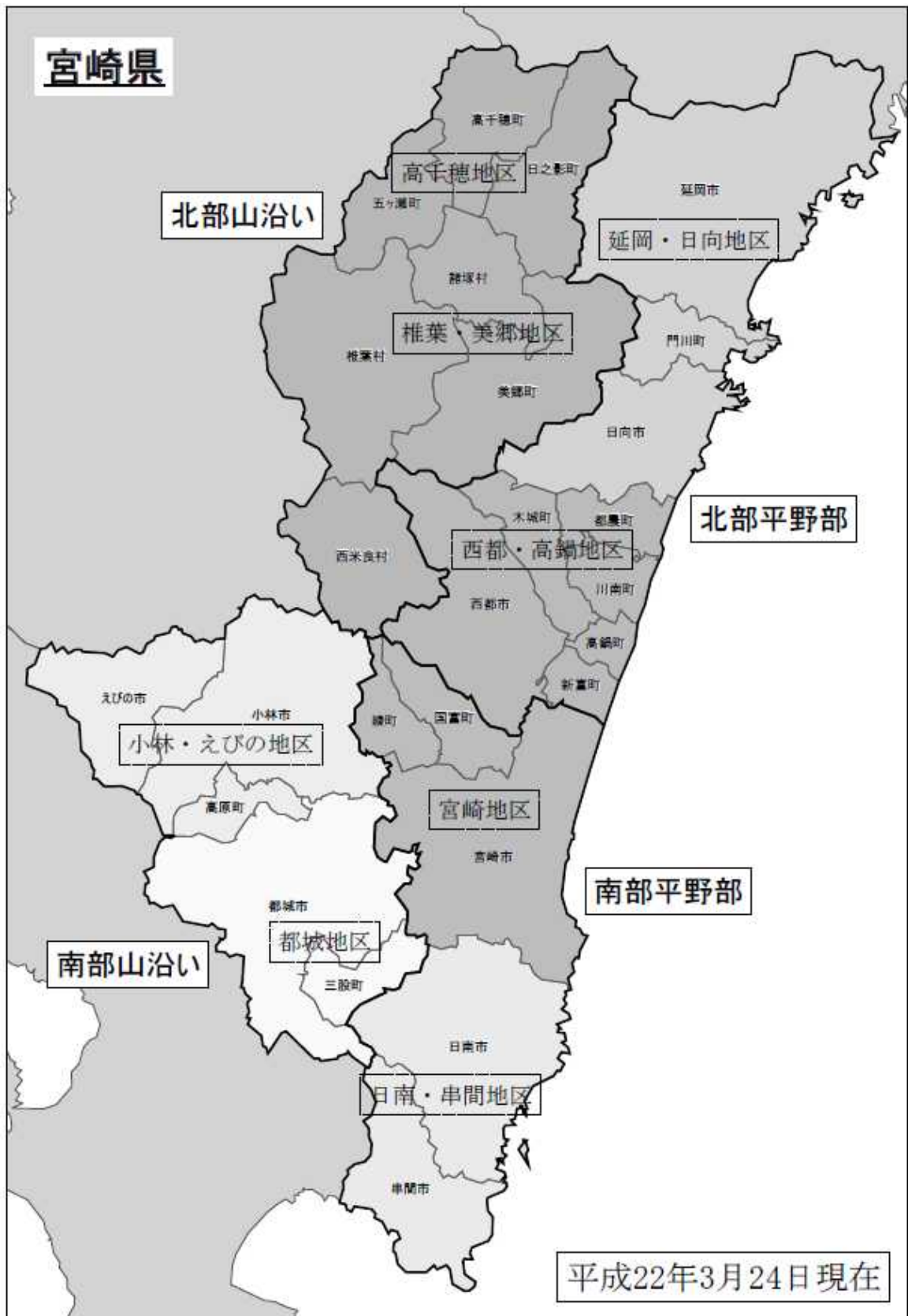
宮崎地方気象台は、気象、地表面象、浸水、洪水について、気象業務法に基づき気象情報等を発表する。

気象情報等は、市町村を発表区域として発表する。ただし、テレビやラジオ放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

■ 気象情報等の種類

区分	内容
予報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
情報	台風、大雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

■宮崎県の警報・注意報発表区域図



出典：気象庁ホームページ

(2) 特別警報・警報・注意報の発表基準

宮崎地方気象台（気象庁）は、次の基準に基づき特別警報・警報・注意報を発表する。

■主な特別警報・警報・注意報の種類及び基準

種類		発表基準	
特別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報		高潮になると予想される場合
	波浪特別警報		高波になると予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される時。 (浸水害) ・表面雨量指数基準 25 (土砂災害) ・土壌雨量指数基準 165	
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・流域雨量指数基準 八重川流域=17.6 浦之名川流域=22 一ツ瀬川流域=62.6 石崎川流域 21.5 瓜田川流域=8.6 大谷川流域=11.8 新別府川流域=10.8 加江田川流域=22.6 天神川(富吉)流域=5.8 小松川流域=6.1 ・複合基準 本庄川流域=(10, 32.9)、大淀川流域(12, 68.9) 瓜田川流域=(12, 7.7) 複合基準・・・「湛水型の内水氾濫」に対しては、当該河川が増水の状況を示す流域雨量指数に加えて、周辺の地表面を流れる雨水の状況を示す表面雨量指数も用いて基準(複合基準)を設定。 ・指定河川洪水予報による基準 大淀川下流部〔高岡・柏田〕、本庄川〔嵐田〕 清武川水系清武川〔清滝橋〕	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・平均風速 陸上 20m/s 海上 25m/s	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・平均風速 陸上 20m/s 海上 25m/s で雪を伴う	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・降雪の深さ 平地 12時間降雪の深さ 10cm 山地 12時間降雪の深さ 20cm 山地・・・標高200mを超える地域	
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・有義波高 6.0m	

種類		発表基準
注 意 報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・潮位 2.0m
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される時。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数基準 15 ・土壌雨量指数基準 105
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・流域雨量指数基準 八重川流域=14 浦之名川流域=13.8 一ツ瀬川流域=50 石崎川流域=17.2 瓜田川流域=6.6 大谷川流域=9.4 新別府川流域=8.6 加江田川流域=18 天神川(富吉)流域=4.6 小松川流域=4.8 ・複合基準 八重川流域=(7, 14) 浦之名川流域=(8, 13.8) 一ツ瀬川流域=(9, 43.5) 石崎川流域=(7, 15.8) 本庄川流域=(6, 29.6) 大淀川流域=(11, 62) 清武川流域=(12, 18.1) 瓜田川流域=(7, 6.6) 加江田川流域=(6, 18) 小松川流域=(7, 4.8) ・指定河川洪水予報による基準 大淀川下流部〔高岡・柏田〕、本庄川〔嵐田〕、 清武川水系清武川〔清滝橋〕
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・平均風速 陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・平均風速 陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・降雪の深さ 平地 12時間降雪の深さ 3cm 山地 12時間降雪の深さ 5cm 山地・・・標高200mを超える地域
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・有義波高 2.5m
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想される時。 ・潮位 1.6m
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予報される時。 ・視程 陸上 100m 海上 500m
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される時。 最小湿度40%で、実効湿度65%
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される時。 積雪の深さが100cm以上で、次のいずれかが予想される場合 1. 気温3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さ30cm以上

種類		発表基準
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される時。 夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温-5℃以下 山沿いで最低気温-8℃以下
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想される時。 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される時。 大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される時。 大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 120mm
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている条件下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（南部平野部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部平野部）で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

■用語の意味

用語	意味
土壌雨量指数	降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨等の雨量データから指数化したもの。
流域雨量指数	河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。
有義波高	ある地点で一定時間に観測される波のうち、高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高。
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測又は解析したときに発表する情報。

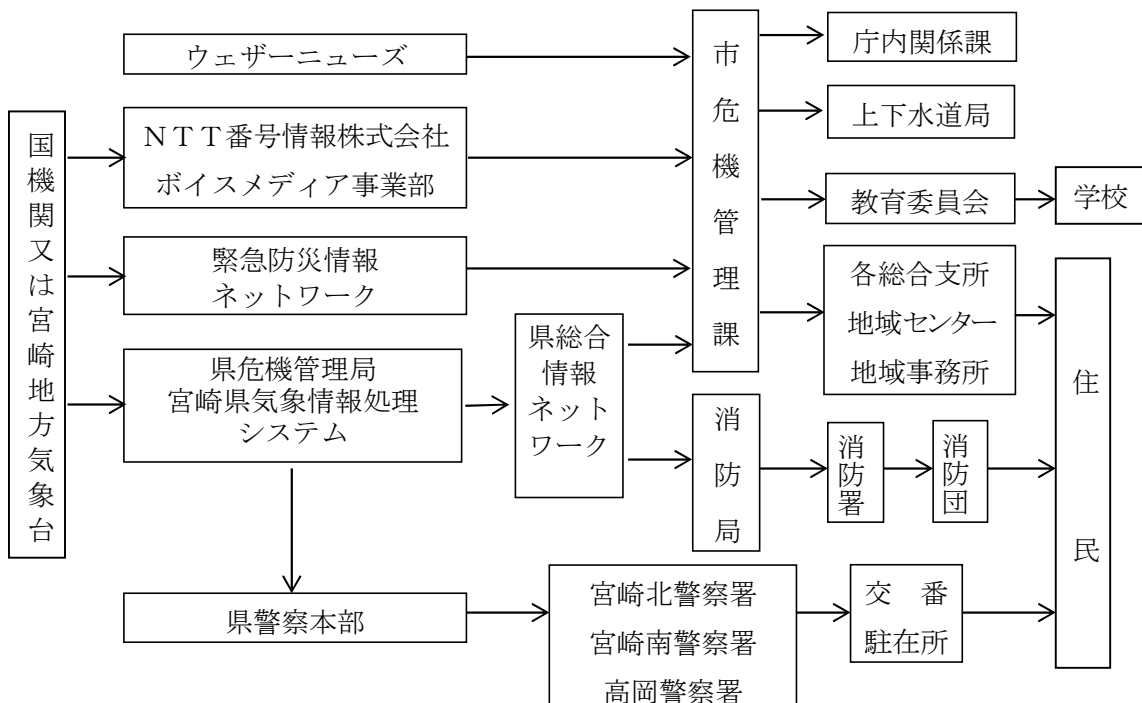
■ 気象情報の役割

- 注意報・警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報に相当する気象現象が起ることを警告する予告的情報。
- すでに発表している注意報・警報では十分に表現できなかった気象事項や防災上の注意報を具体的に解説する補完的情報。
- 数年に1回程度発生する記録的短時間の大雨を観測したとき等に、一層の警戒を呼びかけるために発表する速報的な情報。これは、記録的な1時間雨量（120mm以上）を観測、解析した場合に発表する「宮崎県記録的短時間大雨情報」

(3) 注意報・警報等の収集・伝達

危機管理課（情報分析班）は、県、NTT等が発表した気象情報等を各対策部に伝達する。各部（各対策部）は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し、必要な措置を講じる。

■ 気象情報等の伝達経路



2. 異常現象発見時の措置

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市又は消防機関に通報しなければならない。

通報すべき異常現象としては、概ね次のものがあげられる。

■ 通報すべき異常現象

現象事項	現象の例
気象現象	局地的な豪雨、竜巻の発生、強い降雹等
地面現象	斜面の亀裂、落石、湧き水の増加、斜面の移動
河川・海岸の現象	異常な潮位、波浪、河川の増水、流木の発生
社会現象	事故の発生、ガス等の異常な臭い、パニックの発生

(2) 異常現象の通報の受付・連絡

1) 異常現象の通報受付

市民等が異常現象を発見した場合、発見者の通報は次の部署が受け付ける。

■通報の受付部署

- 危機管理課（市災対本部設置後は、情報分析班）
- 消防局（市災対本部設置後は、消防対策部）

2) 本部への連絡

消防局（消防対策部）は、発見者からの通報を受けた場合、すみやかに危機管理課（情報分析班）に連絡する。市民等から異常現象の通報を受けた職員も、すみやかに危機管理課（情報分析班）に連絡する。

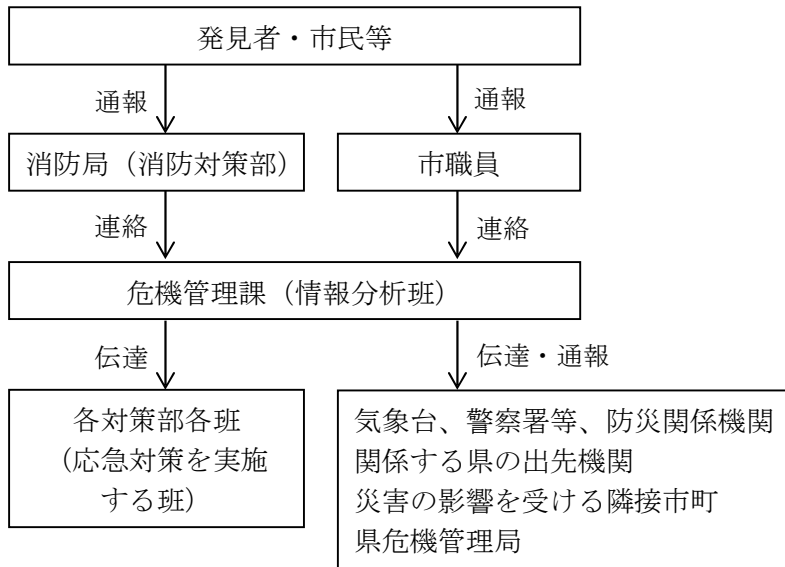
3) 関係機関への通報

危機管理課（情報分析班）は、異常現象の連絡を受けた場合、ただちに内容を確認のうえ、必要に応じて応急対策を実施する班及び次の機関へ伝達する。この場合、気象官署に対する通報は、原則的に電話又は無線とする。ただし、地面現象に関する項目は、通報後に文書を提出する。

■異常現象の伝達先

- 気象台、警察署等、防災関係機関
- 関係する県の出先機関
- 災害の影響を受ける隣接市町
- 県危機管理局

■異常現象の通報の受付・連絡



3. 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報（気象台等が発表）

宮崎地方気象台は、火災予防上、気象の状況が危険であると認めるときは、その状況を直ちに県知事に通報する。通報を受けた県知事は、その状況を市長に通報する。（通報基準は、乾燥

注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一とする。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しないものとする（消防法第22条第1項）。

(2) 火災警報の発令（市町村長が発令）

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる（消防法第22条第3項）。

■火災警報の発令基準（火災予防規則第4条）

- 実効湿度が60%以下で、最低湿度が40%以下であり、かつ、最大風速が7 m/s を越える見込みのとき
- 平均風速 10m/s 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

第2項 洪水予報・水防警報等の収集・伝達

1. 洪水予報の収集・伝達

(1) 洪水予報及び指定河川

国土交通省宮崎河川国道事務所（国土交通省九州地方整備局）は宮崎地方気象台と共同して、大淀川水系（大淀川、本庄川）について洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水位を示し、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）を発表する（水防法第10条第2項）。

また、県（宮崎土木事務所）は宮崎地方気象台と共同して、清武川について洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を示し、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）を発表する（水防法第11条）。

■洪水予報河川の概要

水系名	河川名	対象区域			観測所	洪水予報 発表担当者
		区分	上流側	下流側		
大淀川	大淀川	左右岸	高岡町柚ノ木崎橋	海	高岡 柏田	<input type="checkbox"/> 国土交通省 宮崎河川国道事務所 <input type="checkbox"/> 宮崎地方気象台
	本庄川	左岸 右岸	綾町四枝 綾町中川原	大淀川合流点	嵐田	
清武川	清武川	左岸 右岸	清武町黒北南 清武町安ヶ野	海	清滝橋 木崎橋	<input type="checkbox"/> 宮崎県 宮崎土木事務所 <input type="checkbox"/> 宮崎地方気象台

(2) 洪水予報の種類及び発表基準（詳細は宮崎県水防計画書を参照）

種類	発表事項
氾濫注意情報（洪水注意報） 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報） 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報） 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報（洪水警報） 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	氾濫が発生したとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位上昇時には、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類を選定するものとする。

注2：予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位下降時には、洪水予報の切替を行わない。

ただし、予報区域内の一部の観測所が明らかに安全である場合等、合理的な理由があれば洪水予報の切替を行ってもよい。

注3：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注4：「氾濫発生情報（洪水警報）」は、氾濫が発生したときに、氾濫が発生する毎に発表する。

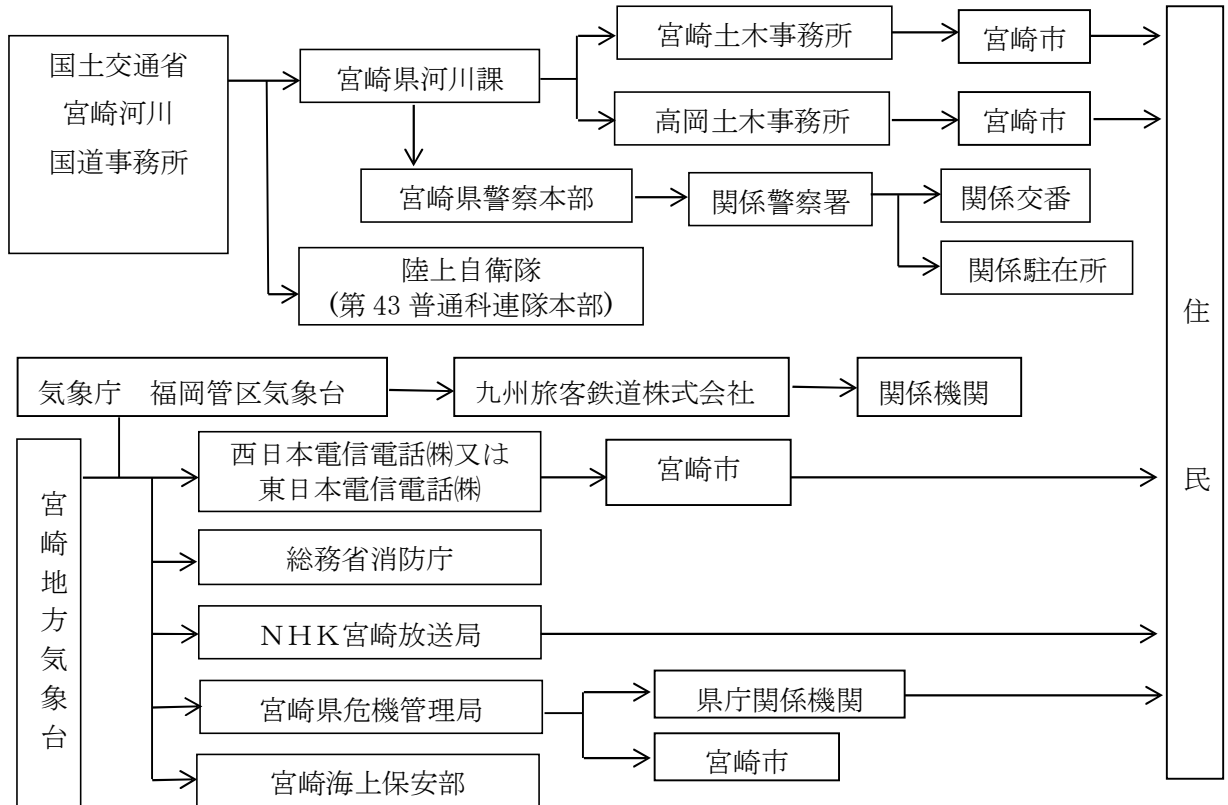
注5：「氾濫発生情報（洪水警報）」は、氾濫発生中に、氾濫発生地点を含む受け持ち区間の基準地点の水位が氾濫危険水位に達した場合も氾濫危険水位への到達情報として発表する。

注6：「氾濫発生情報（洪水警報）」の解除は、氾濫を原因とする事象に対して安全が確認されたとき発表する。

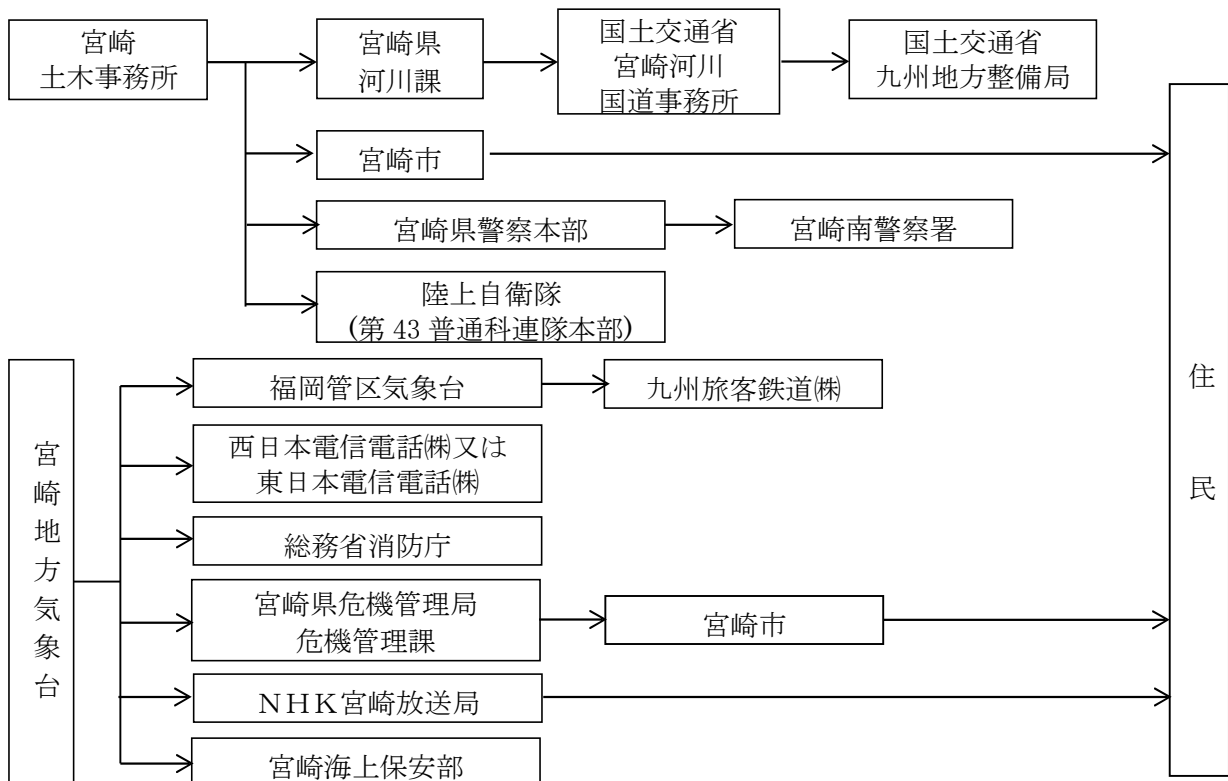
(3) 洪水予報の周知及び伝達系統

市は、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたときは、住民への周知に努める。各洪水予報の伝達系統は、次のとおりである。

■大淀川水系洪水予報の伝達系統



■清武川洪水予報の伝達系統



2. 水位情報（氾濫危険水位及び避難判断水位情報）の通知

（1）水位情報河川及び水位情報（氾濫危険水位及び避難判断水位情報）の通知

県は、水位周知河川の水位が避難指示発令の目安である氾濫危険水位及び高齢者等避難発令の目安である避難判断水位に到達した場合、関係市町村、水防管理団体及び報道機関等にその旨を通知、発表する。

宮崎市では、次のとおり一ツ瀬川、石崎川、大淀川水系の瓜田川、大谷川、八重川、新別府川、加江田川が水位周知河川に指定されている。

■水位周知河川の概要

水系名	河川名	対象区域			観測所	水位情報 発表担当者
		区分	上流側	下流側		
一ツ瀬川	一ツ瀬川	右岸	西都市大字南方字竹添 杉安橋	海	一ツ瀬橋	□宮崎県西都 土木事務所
石崎川	石崎川	左岸	佐土原町下那珂字浮橋 有喜橋	海	石崎橋	□宮崎県宮崎 土木事務所
		右岸	大字広原字稲荷出 有喜橋			
大淀川	瓜田川	左岸	高岡町小山田字深坪 梅木田橋	大淀川へ の合流点	番所橋	□宮崎県高岡 土木事務所
		右岸	高岡町小山田字宗栄司 梅木田橋			
	大谷川	左岸	大字浮田字出ノ中	大淀川へ の合流点	城の下橋	□宮崎県宮崎 土木事務所
		右岸	宮前橋			
	八重川	左岸	古城町岡ノ原 6 番 1 地先	大字田吉 字西田 西田橋	両国橋	
右岸		源藤町南田 68 番 1 地先				
新別府川	左岸	村角町 花ヶ島橋	大淀川へ の合流点	浮之城上 橋		
右岸						
加江田川	加江田川	左岸	大字鏡洲字前田 1556 番地先	海	第一竹の 内橋	
		右岸	大字鏡洲字中山 1790 番地先			

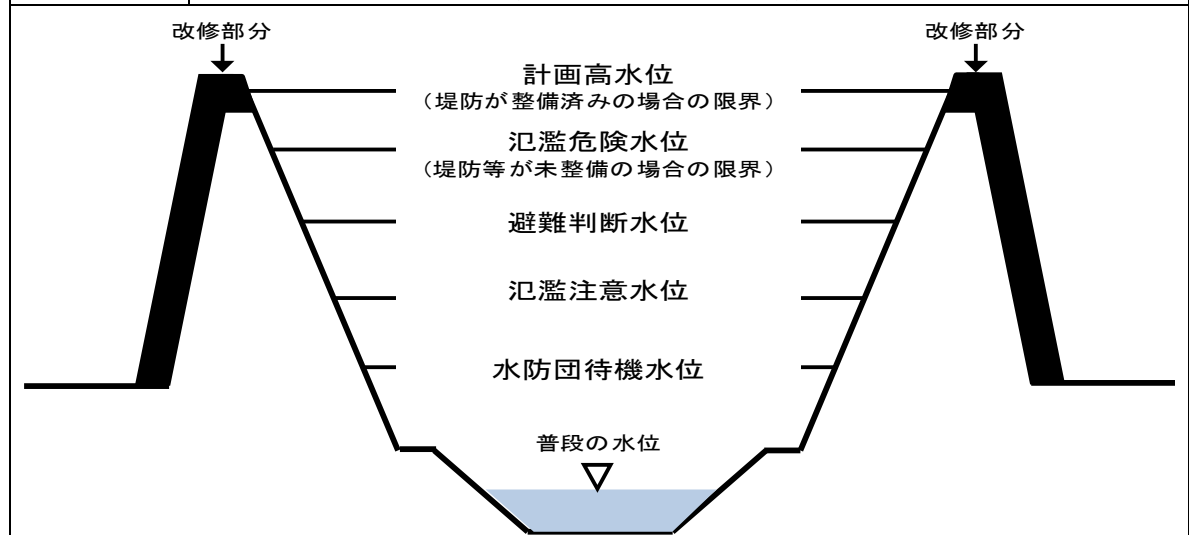
(2) 氾濫危険水位及び避難判断水位

氾濫危険水位は、避難判断水位を超える水位であって、相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位として設定されている。

また、避難判断水位は、氾濫注意水位を超える水位であって、避難場所の開設を要する時間等を考慮した水位として設定されている（各河川の氾濫危険水位及び避難判断水位は、後述する「水防警報を行う河川の発表基準」を参照）。

■河川における水位の種類

計画高水位	河川改修の基準となる水位。 ○河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位。
氾濫危険水位	洪水により破堤等の災害や浸水被害のおそれがあり、市町村長が避難指示を発令したり、住民が自主的に避難する際の目安となる水位。水防法第13条に規定する特別警戒水位にあたる。 ○堤防の整備状況や河道の流下能力等を総合的に勘案しつつ、避難指示の住民への周知及び避難に要する時間等を考慮して設定されている。 ○水防法に基づく「洪水予報河川」の主要な水位観測所に設定される“氾濫のおそれが生じる水位”で洪水予報の発表において用いられるとともに、水位周知河川の水位がこの水位に達すると、河川管理者は、関係市町村に通知するとともに、報道機関を通じて住民に周知を行わなければならない。
避難判断水位	市町村長が高齢者等避難を発令する目安となる水位。 ○氾濫注意水位と氾濫危険水位の間に位置し、避難場所の開設を要する時間等を考慮して設定されている。 ○水防法に基づく「水位周知河川」の主要な水位観測所に設定されている。
氾濫注意水位	水防活動の目安となる水位。 ○河川の水位がこの水位に達すると、警戒が必要となり、水防団による堤防の巡視などの水防活動が行われる。 ○水防法に基づく「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定されている。
水防団待機水位	氾濫注意水位には達していないが、注意を要する水位。 ○氾濫注意水位と同様に、水防活動の目安となる水位。 ○河川の水位がこの水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行う。 ○水防法に基づく「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定されている。

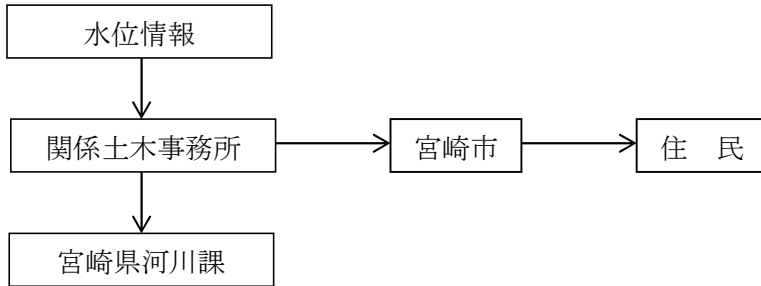


(3) 水位情報（避難判断水位情報）の周知及び伝達系統

市は、水位情報（避難判断水位情報）の通知を受けたときは、住民への周知に努めるとともに、避難に関する情報の発令について他の情報も考慮しながら総合的に検討を行う。

水位情報（避難判断水位情報）の伝達系統は、次のとおりである。

■水位情報（避難判断水位情報）の伝達系統



3. 水防警報の収集・伝達

(1) 水防警報を行う河川・海岸及び通知

国土交通大臣、県知事は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発表し、水防管理者及び水防関係者に通知する（水防法第16条）。

宮崎市では、前記の洪水予報河川及び水位周知河川が水防警報を行う河川として指定されている。また、水防警報を行う海岸としては宮崎市沿岸が指定されている。

(2) 水防警報の発表基準・段階

1) 水防警報の発表基準

水防警報の発表基準は、河川については対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、津波・高潮についてはその発生が予想されるときである。

対象河川及び海岸の発表基準は、次のとおりである。

■水防警報を行う河川の発表基準

管理	河川名	観測所	水位 (m)				備考
			水防団 待機水位 (待機)	氾濫 注意水位 (準備 出動)	避難判断 水位	氾濫 危険水位	
国	大淀川	高岡	5.40	5.80	7.60	8.10	洪水予報河川
		柏田	5.30	5.70	8.50	9.10	
	本庄川	嵐田	3.90	4.30	4.80	5.20	
県	一ツ瀬川	一ツ瀬橋	3.50	4.40	5.60	6.00	水位周知河川
	石崎川	石崎橋	2.60	2.90	3.50	4.60	
	瓜田川	番所橋	2.50	3.00	4.30	5.18	

管理	河川名	観測所	水位 (m)				備考
			水防団 待機水位 (待機)	氾濫 注意水位 (準備 出動)	避難判断 水位	氾濫 危険水位	
県	大谷川	城の下橋	3.20	4.40	4.40	5.60	水位周知河川
	八重川	両国橋	1.30	2.80	2.80	3.30	
	新別府川	浮之城上橋	2.20	2.80	3.10	3.70	
	清武川	清滝橋	2.90	3.60	4.20	4.70	洪水予報河川
		木崎橋	2.50	3.00	—	—	
	加江田川	第一竹の内橋	1.20	1.90	2.40	3.50	水位周知河川

■水防警報を行う海岸の発表基準

管理	海岸名	潮位観測所	警報基準
県	宮崎市沿岸	宮崎港潮位観測所	気象警報が発表されて、水防警報を発する必要があるとき

2) 水防警報の発表段階

水防警報を行う河川及び海岸の発表段階は、次のとおりである。

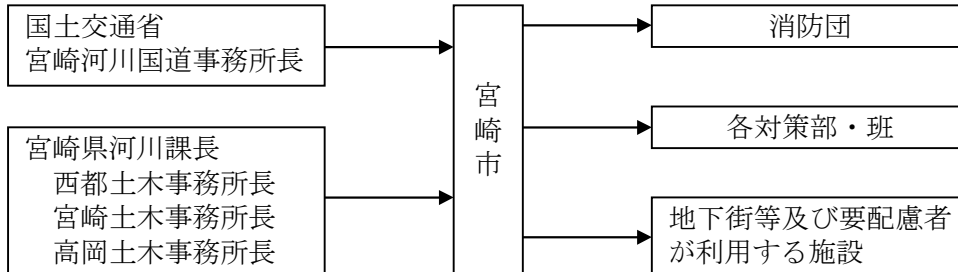
■水防警報の発表段階

区分	段階	発表段階
河川 (洪水時)	待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき
	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
	出動	水防機関が出動する必要があるとき
	警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき
海岸 (高潮時)	準備	気象に関する情報、注意報、警報により高潮の危険が予想される時
	出動	潮位が異常を呈し、高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県、若しくはその近くを通過するおそれがあるとき
	解除	潮位が警戒を要する水位以下に減じ水防作業の必要がなくなったとき
河川及び海岸 (津波時)	準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき
	出動	津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
	解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

(3) 水防警報の伝達系統

市は、水防警報の通知を受けた場合、住民への周知に努めるとともに、消防団、各班及び水防関係者を待機させ、必要に応じて出動その他の処置を講じる。

■水防警報の伝達系統



4. 地下街等及び要配慮者が利用する施設への伝達

市は、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）に対し、FAX、電話、メール等により洪水予報、水位情報（避難判断水位情報）、水防警報を伝達する（伝達系統は「水防警報の伝達系統」を参照）。

第3項 土砂災害警戒情報等の収集・伝達

1. 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の発表

宮崎県と宮崎地方気象台は共同して、大雨警報（土砂災害）の発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報は、土砂災害に対する警戒を呼びかける文章と地域が判別できる地図からなり、気象台から報道機関等を通じて地区住民に周知される。また、県から市町村や消防機関等にFAXで伝達される。

■土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

区分	基準
発表	大雨警報（土砂災害）発表後に、県が監視する土砂災害発生予測情報と気象台が監視する土壌雨量指数履歴順位が共に土砂災害発生の基準を超えると予想される場合
解除	県が監視する土砂災害発生予測情報と気象台が監視する土壌雨量指数履歴順位のどちらかが基準を下回り、かつ短期間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

(2) 土砂災害警戒情報発表後の措置

市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されたときは、住民への周知に努めるとともに、対象地区に対し避難指示を発令することを基本とする。

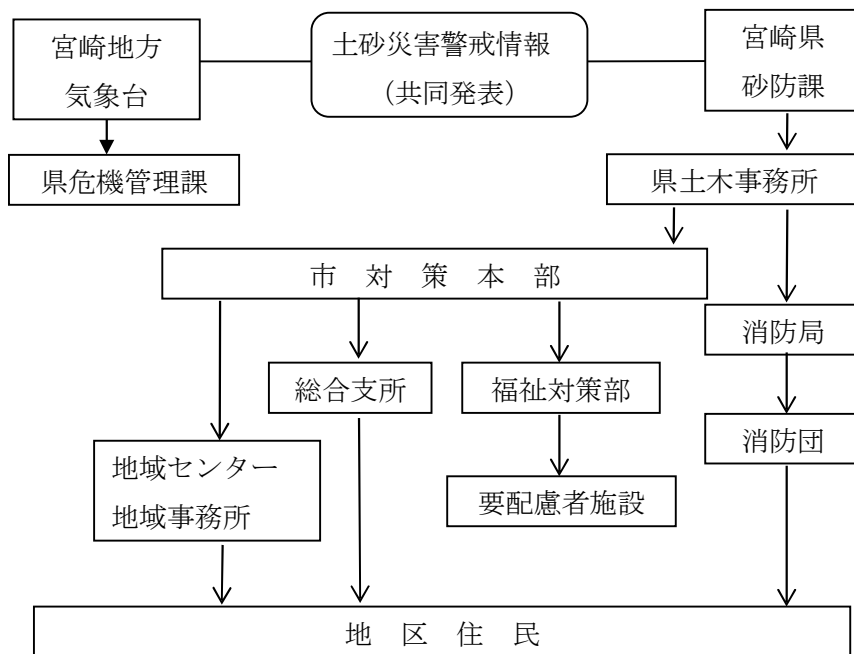
また、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表されたときは、

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合等に緊急安全確保を発令する。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報の伝達系統は、次のとおりである。

■土砂災害警戒情報の伝達方法



2. 土砂災害緊急情報の提供

国土交通省は特に高度な技術を要する土砂災害について、県はその他の土砂災害について、深層崩壊など大規模な土砂災害が緊迫している状況において、被害の想定される区域・時期に関する情報を市町村に提供する。

市は、土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、住民への避難指示、緊急安全確保の判断に利用する。

第4項 避難誘導の実施

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合は、適切に避難誘導を実施するなど災害の発生に備える。

1. 要避難状況の早期把握

市は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の住民、滞在者その他の者に対し、避難に関する情報の発令等をはじめ、迅速・確実な避難対策に着手できるよう避難対象地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用し、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

2. 避難対策の必要性の早期判断

市は、発生した災害の状況により避難を要する状況は大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

(1) 河川災害のおそれのある箇所

市及び消防機関は、気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難に関する情報の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を促す。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

市及び消防機関等は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して避難の必要性を判断し、必要な対策を講じる。

3. 早期自主避難の実施

市は、浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所において、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう指導する。

■自主避難の目安

区分	状況あるいは兆候
浸水危険区域	河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合
土砂災害発生のおそれのある箇所	○立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 ○溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合 ○降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため） ○溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合 ○がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合 ○その他

4. 屋内での待避等の安全確保措置

市は、洪水等及び高潮に対しては、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まるなど、居住者自らの確認・判断をもって計画的に身の安全を確保することが可能な場合があることを、地域の住民等に対し周知する。

■屋内安全確保を行うための条件

- ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

5. 緊急安全確保措置

市は、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保）を指示する。

第5項 災害の未然防止対策

各施設管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

1. 河川堤防等の巡視

(1) 河川堤防等の巡視

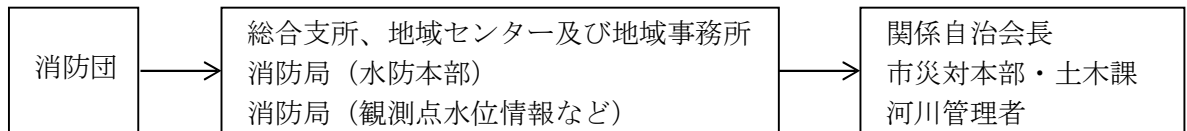
市は、水防計画に基づき河川堤防・海岸堤防・津波防護施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所に対し、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川巡視状況等の情報伝達等

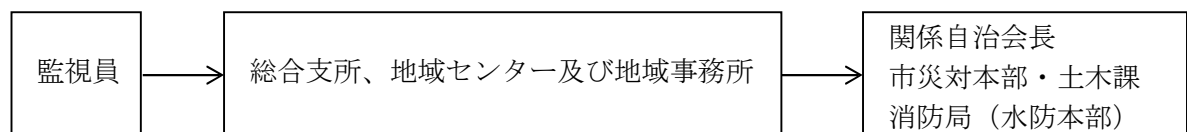
総合支所、地域センター及び地域事務所は、河川巡視の状況を消防団から、水位の情報等を監視員から収集し、必要に応じて本部、関係する各部各班等に伝達する。

■河川巡視状況及び観測基準水位の連絡フロー

(河川巡視)



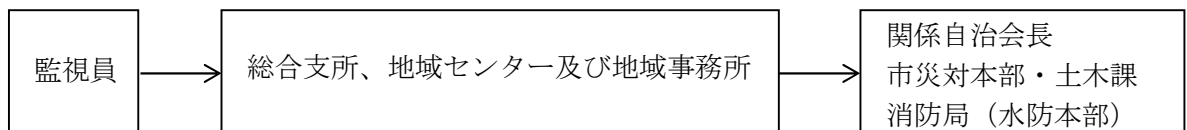
(水位の情報等)



(3) 「内水位監視員制度」を活用した情報収集伝達等

総合支所、地域センター及び地域事務所は、河川の内水被害について、各地域に設置した観測点の監視員から内水位等の情報を収集し、必要に応じて本部、関係する各部各班等に伝達する。

■内水位監視制度による連絡フロー

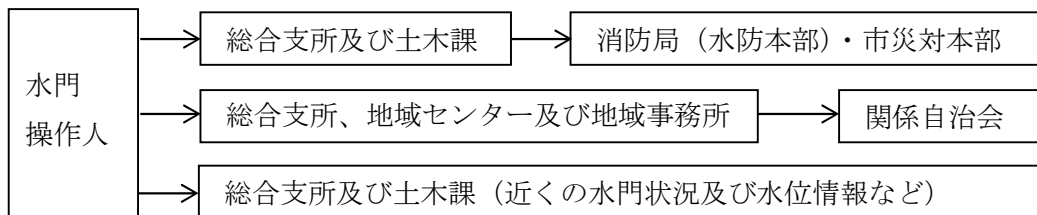


2. 水門等の適切な操作

市は、洪水の発生が予想される場合には、水門等の適切な操作を行う。

操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係機関及び警察署に通報するとともに、住民に対して周知する。

■水門操作の連絡系統フロー



3. 土砂災害への警戒

(1) 降雨状況の把握

市は、警戒体制の基準となる雨量に注意し、各地域の雨量測定を行うなど降雨状況の把握に努める。

(2) 前兆現象（異常現象）の把握

市は、所管する地域のパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

(3) 災害原因情報の収集・伝達

市は、関係機関との緊密な連携のもと、災害の原因となる情報の収集に努める。特に大雨洪水注意報・警報については、各災害危険箇所等の危険性を考慮し、情報収集の徹底を図る。

(4) 警戒体制の確立

市は、気象業務法に基づき発表される注意報、警報等に注意し、時期を失することなく速やかに警戒体制を確立する。

■急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流に対する警戒体制の基準等

区分		第1次警戒体制 〔危険区域の警戒巡視や住民等への広報を行う。〕	第2次警戒体制 〔住民への避難準備の広報や避難の指示の処置を行う。〕
警戒体制の基準	急傾斜地崩壊危険箇所	○前日までの連続雨量が100mm以上あった場合、24時間雨量が50mmを超えたとき ○前日までの降雨がない場合、24時間雨量が100mmを超えたとき	○前日までの連続雨量が100mm以上あった場合、24時間雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めたとき ○前日までの降雨がない場合、24時間雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めたとき
	土石流危険渓流	○立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合 ○渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合 ○降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため） ○渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合 ○がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合	

	○その他	
警戒体制による実施内容	○防災パトロールを実施する ○必要に応じて警戒区域の設定を行う	○住民等に避難準備の広報を行う ○必要に応じて基本法に基づく避難指示を行う ○消防団等の活動を要請する

■地すべりに対する警戒体制の基準等（地すべり現象が現れた場合）

区分		警戒体制		
		要注意	警戒	避難
基準	伸縮計等による基準値	1日1mm以上	1日10mm以上	時間2mm以上を2時間継続 又は1時間以上4mm以上
	前兆現象	地表の凹凸等、家の建て付けの異常値		小崩壊等

4. 道路パトロール、事前規制等の措置

市は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

第2節 活動体制の確立

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害対策組織計画 1. 災害対策組織の設置 2. 市警戒本部及び市災对本部の運営 3. 本部設置時の措置 4. 市災对本部機能の代替	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 職員配備計画 1. 配備体制 2. 職員の動員 3. 職員の服務	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 各班

第1項 災害対策組織計画

1. 災害対策組織の設置

(1) 災害対策組織の設置基準

市長は、市の地域において災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「情報連絡本部」及び「宮崎市災害警戒本部」（以下、「市警戒本部」という。）並びに「宮崎市災害対策本部」（以下、「市災对本部」という。）を設置する。

各本部は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎市防災会議を構成する関係機関との緊密な連絡と協力のもとに、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■災害対策組織の設置基準等

災害対策組織	設置基準	配備体制
情報連絡本部 （本部長：危機管理課長）	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に災害の発生が予測されるとき。 ○市域に大雨警報、洪水警報又は高潮警報が発表されたとき。 ○気象状況等により、災害の発生に関する情報連絡を必要とするとき。 ○本計画の第5編「その他の災害対策編」の設置基準に該当するとき。 ○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めるとき。 	準予備配備 又は予備配備
災害警戒本部 （本部長：危機管理部長）	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき。 ○市域に広範囲にわたる災害が発生することが予測されるとき。 	準警戒配備 又は警戒配備

災害対策組織	設置基準	配備体制
	<ul style="list-style-type: none"> ○本計画の第5編「その他の災害対策編」の設置基準に該当するとき。 ○その他危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めるとき。 	
災害対策本部 （本部長：市長）	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の生命・身体・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき。 ○市域に救助法の適用を要する大規模な災害が予測される時。 ○台風が本市を直撃することが明らかとなるとき。 ○台風の通過により本市が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予測される時。 ○大雨洪水警報発表時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれのある時。 ○本計画の第5編「その他の災害対策編」の設置基準に該当するとき。 ○宮崎県災対本部が設置されたとき（市域外の災害を除く）。 ○その他市長（本部長）が必要と認めたとき。 	警戒配備、非常又は特別非常配備

注）配備体制は状況により人員を増減する。

（2）市警戒本部及び市災対本部の設置場所

市警戒本部及び市災対本部の本部対策室は、本庁舎4階災害対策本部室に設置する。ただし、市警戒本部及び市災対本部が被災し、その機能を果たさない場合は次の順位で設置する。

■市警戒本部及び市災対本部の設置順位

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①本庁舎4階災害対策本部室 ②消防局 ③宮崎市民プラザ |
|---|

（3）各本部の設置手順

各本部は、次の手順により設置する。

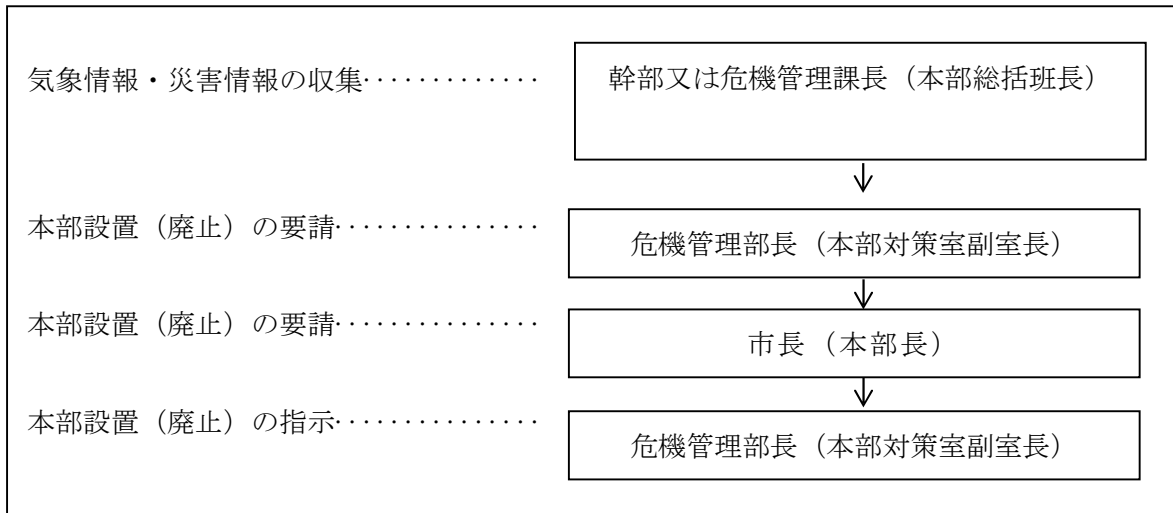
1) 勤務時間内における本部設置の手順

本部の設置は、原則として次の流れで決定する。緊急を要する場合は、防災会議の委任を受けているものとして、会議を招集しなくても本部を設置できる。

■本部設置の流れ（勤務時間内）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○幹部会に充てられている者（各部長、会計管理者、教育長及び各局長）又は危機管理課長（本部総括班長）は、本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）に対して本部設置を要請する。 ○危機管理部長は、本部設置の要請があった場合又はその他の情報により本部設置が必要と認めた場合は、危機管理課長（本部総括班長）及び警防課長（警防班長）と協議のうえ、市長（本部長）に本部設置を要請する。 |
|--|

■勤務時間内の設置手順



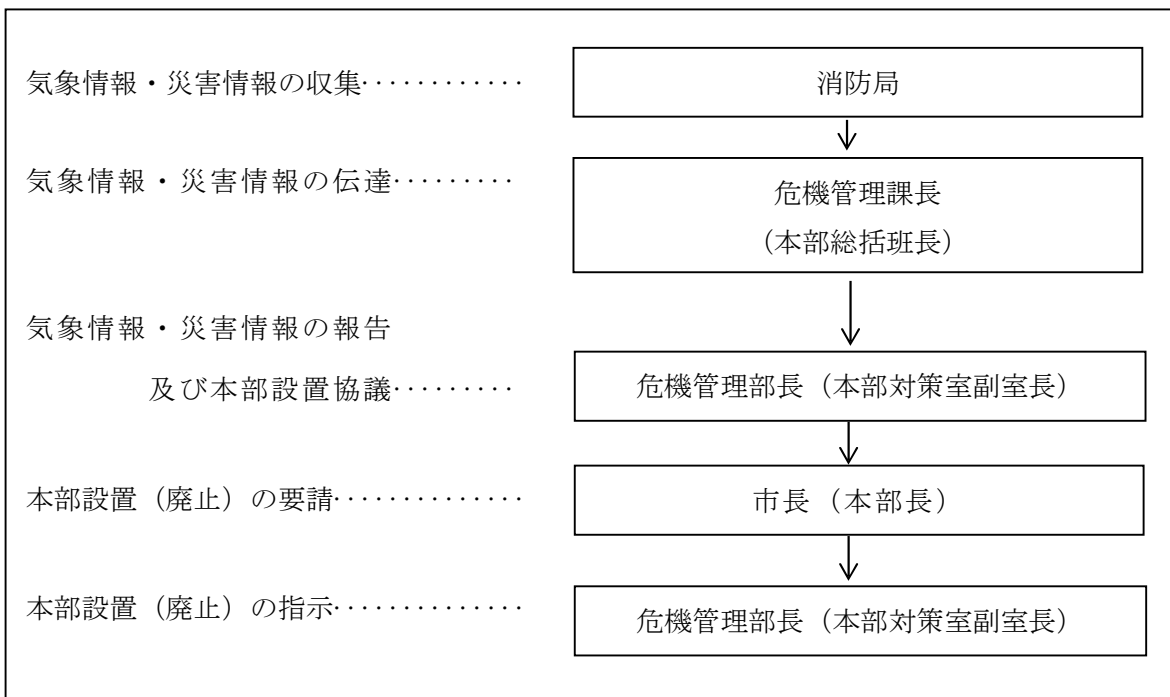
2) 夜間・休日における本部設置の手順

夜間・休日に本部を設置する場合は、次の流れで決定する。なお、連絡がとれない場合は、担当者の判断で本部設置を決定し、連絡が付き次第、事後承諾をとる。

■本部設置の流れ（夜間・休日）

- 消防局は、気象警報又は災害情報を入手した場合、危機管理課長（本部総括班長）に連絡をする。
- 危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長（本部対策室副室長）と協議する。
- 本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）は市長（本部長）に対して本部設置を要請する。
- 市長（本部長）は、本部設置の基準等に該当しているとき又は設置の必要があると認められたときは、本部の設置を決定する。

■夜間・休日の設置手順



(4) 支部及び現地における災害対策組織の設置

1) 支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）の設置

各支部長は、本部設置の通知を受けた場合は、直ちに支部を設置する。

2) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現地に本部設置の必要がある場合は、現地災害対策本部を設置し、人員を派遣する。

(5) 県警察及び自衛隊連絡要員の派遣協力要請

本部対策室は、災害による被害が甚大である等により県警察及び自衛隊との円滑な連絡調整を図る必要がある場合は、県警察及び自衛隊に対し連絡員（リエゾン）の派遣協力を要請する。

(6) 情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等の廃止基準

本部長は、次の場合は本部を廃止する。なお、災害応急対策から災害復旧・復興支援について継続した対応が必要と認められるときは、市災害対策本部から市災害復旧対策本部へ本部体制を移行する（第4章 災害復旧・復興計画を参照）。

■各本部の廃止基準

- | |
|------------------------------------|
| ○本市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき |
| ○災害応急対策が概ね完了したとき |
| ○その他、市長が本部を継続する必要がないと認めたとき |

(7) 各本部の設置又は廃止の通知

本部総括班長は、情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等を設置し又は廃止したときは、速やかに関係機関に連絡する。

■本部の設置・廃止の連絡先・手段

連絡先	連絡手段
本部構成員（職員）	庁内放送、携帯メール
各支部	電話、FAX、デジタルMCA無線・IP無線、携帯メール
宮崎県危機管理局	電話、防災行政無線
宮崎北、南、高岡警察署	電話、FAX
防災上重要な機関	電話、FAX

2. 市警戒本部及び市災対本部の運営

(1) 市警戒本部の組織・運営

市警戒本部は、市災対本部の組織に準じ、本部対策室、支部、各部、各班を編成し、運営する。ただし、本部対策室の室長は「危機管理部長」、副室長は「危機管理課長」とする。

(2) 市災対本部の組織・運営

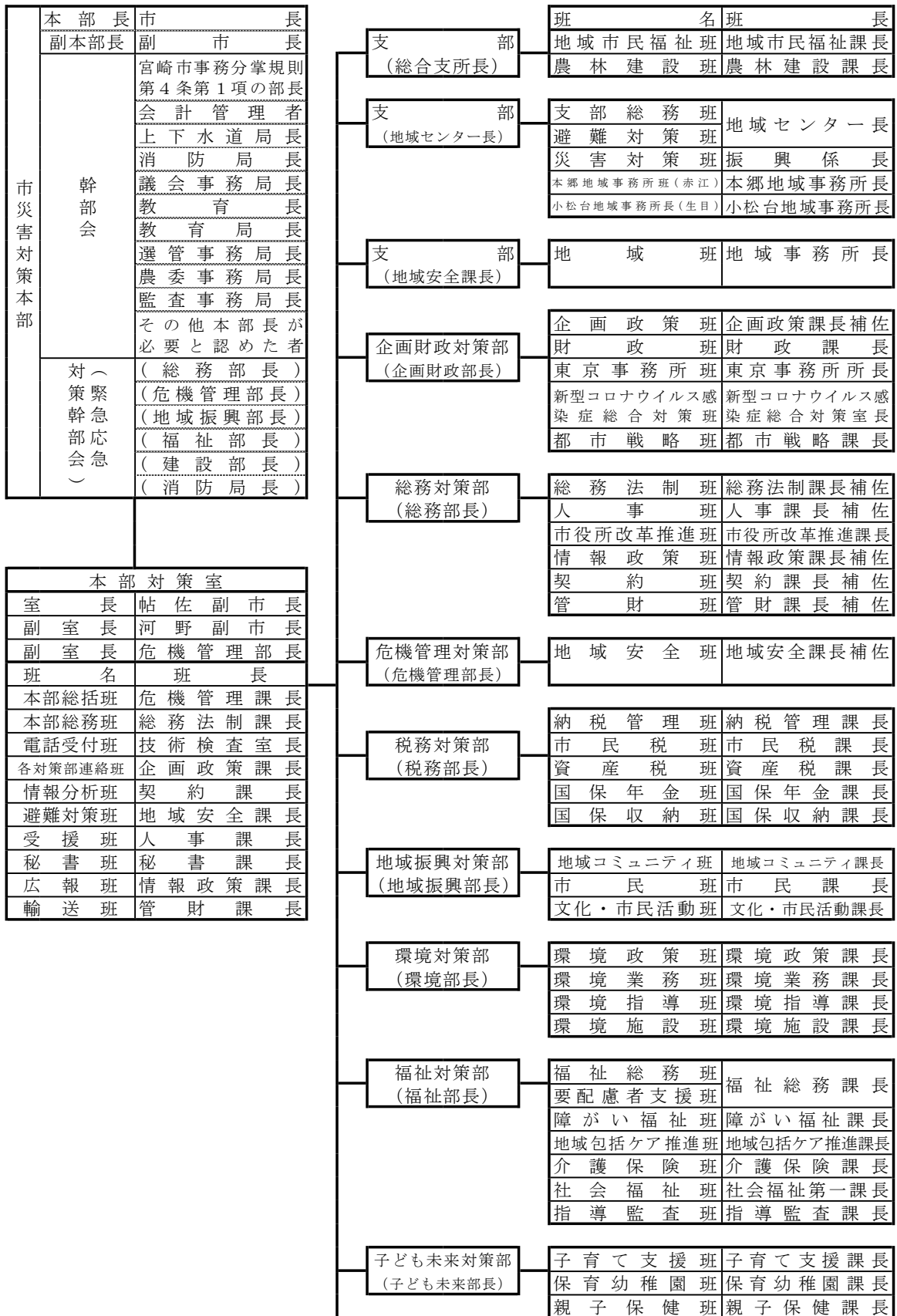
市災対本部は、宮崎市災害対策本部条例及び宮崎市災害対策本部運営要領の規定にしたがって運営する。市災対本部の運営概要は、次のとおりである。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

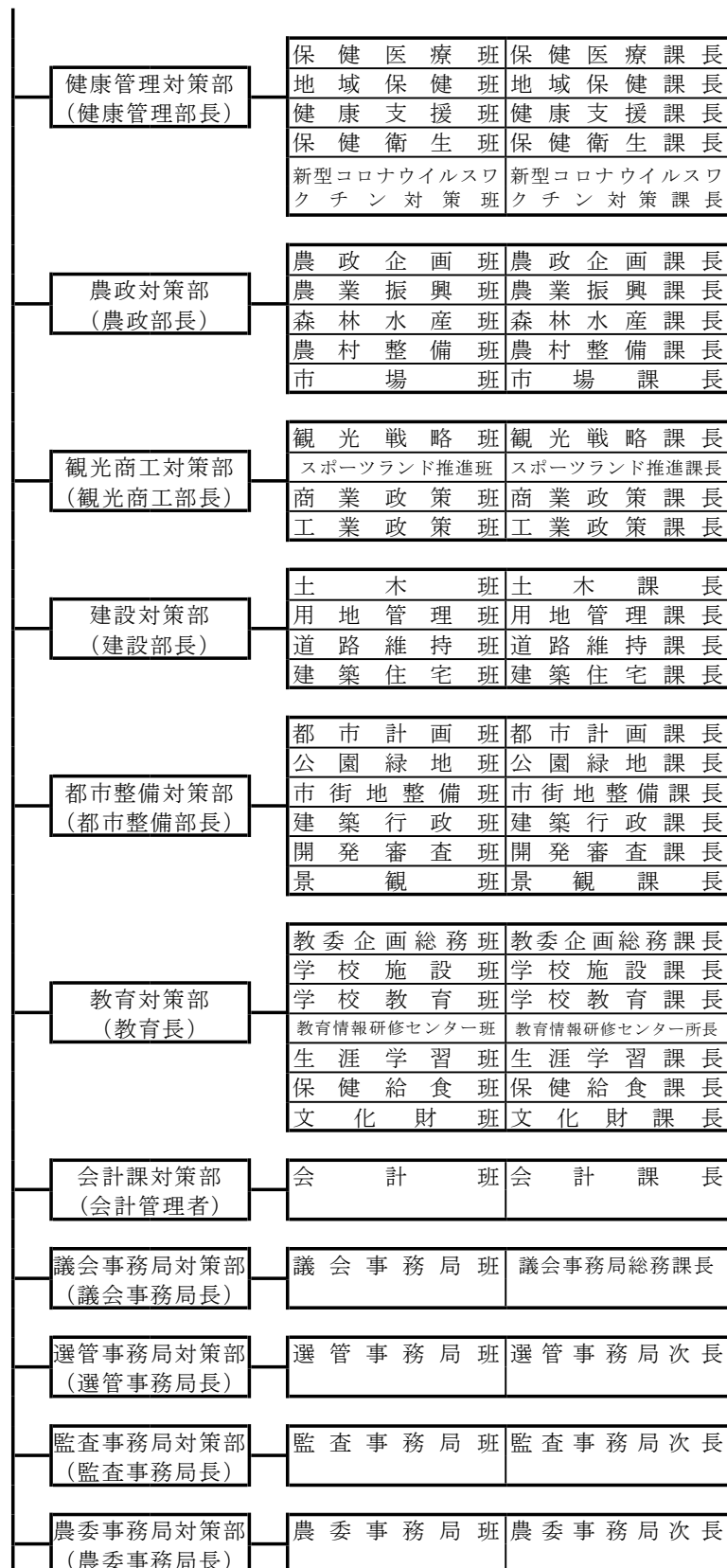
■市災对本部の運営概要

組織等		職務等
本部組織	本部長(市長)	○本部の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長 (副市長)	○本部長に事故あるときは職務を代理する。
	幹部会	○応急対策に関する重要事項を決定する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 宮崎市事務分掌規則第4条第1項の部長、会計管理者 エ 局長等(上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選管事務局長、農委事務局長、監査事務局長) オ その他本部長(市長)が必要と認める者
	緊急応急対策 幹部会	○緊急に緊急対策を講じる必要があるときに、幹部会に替えて設置する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 部長(総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長) エ その他本部長(市長)が必要と認める者
本部員	部	○部長を置く。部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名したものがその職務を代理する。 ○必要と認める部に副本部長を置く。副本部長は部長を補佐する。 ○部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	班	○班長を置く。班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。 ○班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。 ○班員はその属する班の事務を処理する。

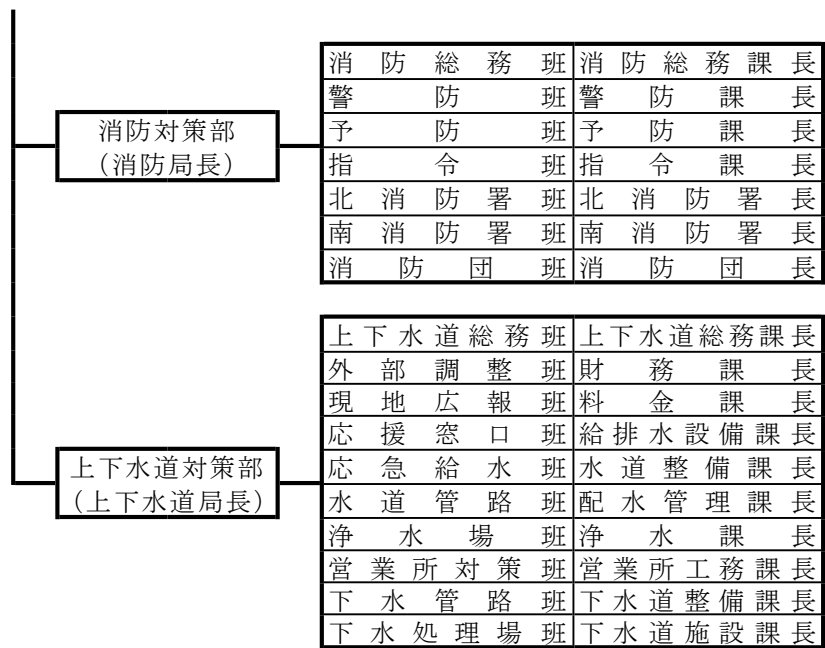
■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (1/3)



■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (2/3)



■宮崎市災害対策本部 組織系統図 (3/3)



(3) 市災对本部の分掌事務

各班長は、別に定める「宮崎市災害時配備員名簿」に基づき班員の招集を行う。各班員は、配備された各班長の指揮のもと、その分掌事務を行う。

市災对本部の分掌事務は、次表に示すとおりである。

■分掌事務 (1/14)

部名	班名	分掌事務
本部 対策 室	本部 総括班 班長：危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策の総括・指示に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会に関すること 3. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 4. 関係機関に対する協力要請に関すること 5. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること
	本部 総務班 班長：総務法制課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会、その他関係機関との連絡に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害対策活動の記録に関すること 5. 県などへの被害報告に関すること 6. 記者会見等の実施に関すること 7. その他他部、他班に属さないこと
	電話受付班 班長：技術検査室長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民からの電話受付に関すること
	各対策部連絡班 班長：企画政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各対策部及び各支部との連絡調整に関すること 2. 各対策部及び各支部との災害応急対策の伝達、報告、とりまとめに関すること
	情報分析班 班長：契約課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象警報の収集及び伝達に関すること 2. 大淀川洪水予報の収集及び伝達に関すること 3. 気象情報、河川情報等の分析に関すること 4. 災害状況の収集及び伝達に関すること 5. 災害状況の分析に関すること 6. 関係機関からの問い合わせに関すること 7. 通信、鉄道被害情報の収集に関すること
	避難対策班 班長：地域安全課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各支部の避難対応についての連絡調整に関すること 2. 被災者及び避難者の給食の調達に関すること 3. 生活必需品の調達に関すること 4. 協定に基づく物資調達の要請に関すること
	秘書班 班長：秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長室の設営に関すること 2. 本部長、副本部長の秘書に関すること 3. 本部長、副本部長の災害視察に関すること 4. 視察者及び見舞者の接遇に関すること 5. 日本語が不自由な外国人への情報提供に関すること 6. その他、本部長の特命に関すること

■分掌事務 (2/14)

部名	班名	分掌事務
本部 対策室	広 報 班 班長：情報政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報、被害状況等の広報に関する事 2. 被害写真の収集に関する事 3. 報道機関に対する災害情報等の発表に関する事 4. 庁内への情報提供に関する事 5. コミュニティFM、ケーブルテレビ等を活用した災害情報の提供に関する事 6. 災害情報掲示板の開設及び閉鎖に関する事 7. 市民及び職員への災害情報Eメール配信に関する事 8. その他、市民向け情報提供に関する事
	受 援 班 班長：人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部対策室各班への協力に関する事 以下「市災害時受援計画」発動時 <ol style="list-style-type: none"> 2. 応援状況の全体調整に関する事 3. 人的支援要請内容の集約に関する事
	輸 送 班 (受 援 班) 班長：管財課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者の車両輸送に関する事 2. 災害用非常物資の運搬に関する事 3. 被災者に対する物資配付に関する事 4. 緊急輸送車両の手続きに関する事 5. 協力協定による輸送車両の確保に関する事 6. 本部対策室各班への協力に関する事 以下「市災害時受援計画」発動時 <ol style="list-style-type: none"> 7. 物的支援要請内容の集約に関する事 8. 開設する地域内輸送拠点の決定に関する事
支部 (各総合支所) ④	地 域 市 民 福 祉 班 班長：地域市民福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支部の庶務に関する事 2. 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事 3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保並びに住民への広報に関する事 4. 各班との連絡調整に関する事 5. 所属部員の動員に関する事 6. 消防団との連絡調整に関する事 7. 災害資料の作成及び災害記録に関する事 8. 防災無線の運用に関する事 9. 庁内の非常用の電気及び電話に関する事 10. 指定避難所の開設及び連絡調整に関する事 11. 被災地、指定避難所に必要な救助食糧、物資の調達確保・輸送に関する事 12. 罹災証明に関する事 13. 支部地域の気象情報の収集、連絡及び広報に関する事 14. 各班からの被害状況、災害写真等のとりまとめに関する事 15. 本部対策室との連絡調整に関する事 16. 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の連絡調整に関する事 17. 管内教育施設(小中学校を除く)の被害調査、被害状況の報告及び災害発生状況の記録に関する事 18. 市民からの要請に関する事 19. 災害救助法に関する事 20. 要配慮者支援に関する事 21. 各班の要請に基づく災害対応業務支援に関する事

■分掌事務 (3/14)

部名	班名	分掌事務
支部 (各総合支所) ④	地域市民福祉班 班長：地域市民福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 22. 行方不明者の捜索に関する事 23. 人的及び住家等の被害調査に関する事 24. 指定避難所への炊き出しの連絡調整及び食糧品の供与に関する事 25. 生活必需品の供給と配付に関する事 26. その他、他班の所管に属さない事
	農林建設班 班長：農林建設課長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 所管施設等の被害状況調査に関する事 2. 農林作物及び家畜の災害対策及び被害調査に関する事 3. 被災農家等への災害融資指導に関する事 4. 農地及び林地等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 5. 湛水防除に関する事 (佐土原総合支所) 6. 公園等の被害状況調査に関する事 7. 河川・道路・橋梁・崖崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 8. 準用河川等の水防活動に関する事 9. 交通規制の措置に関する事 10. 障害物除去に関する事 11. 農業用施設 (農業用水・排水施設、農道、ため池、ダム等)の災害対策及び被害調査に関する事
支部 (各地域センター) ⑥	支部総務班 班長：地域センター長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 支部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事 4. 本部対策室との連絡調整に関する事 5. 消防団との連絡調整に関する事 6. 行方不明者の捜索に関する事 7. 人的及び住家等の被害調査に関する事 8. 本郷地域事務所への職員派遣に関する事 (赤江地域センター)
	災害対策班 班長：振興係長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害現地調査に関する事 2. 災害対策の伝達、報告に関する事 3. 農林水産物の災害対策及び被害調査に関する事 4. 農林水産業用施設の災害対策及び被害調査に関する事
	避難対策班 班長：地域センター長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 管内指定避難所の開設及び安全利用に関する事 2. 避難者の収容保護に関する事 3. 本部対策室避難対策班との連絡調整に関する事 4. 指定避難所の実態把握に関する事 5. 被災者及び避難者の給食の配付に関する事 6. 生活必需品の供給と配付に関する事 7. 被災者への炊き出し及び食糧品の供与に関する事 8. 要配慮者支援に関する事
	本郷地域事務所班 (赤江地域センター支部) 班長：本郷地域事務所長	<ul style="list-style-type: none"> 1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関する事 2. 災害現地調査に関する事 3. 災害対策の伝達、報告に関する事 4. 被災者及び避難者への支援に関する事

■分掌事務（4/14）

部名	班名	分掌事務
	小松台地域事務所班 (生目地域センター支部) 班長：小松台地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 2. 災害現地調査に関すること 3. 災害対策の伝達、報告に関すること 4. 被災者及び避難者への支援に関すること
支部 (各地域事務所) ⑪	地 域 班 班長：地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること（総務） 2. 本部対策室との連絡調整に関すること（総務） 3. 消防団との連絡調整に関すること（総務） 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること（総務） 5. 災害現地調査に関すること（災害対策） 6. 災害対策の伝達、報告に関すること（災害対策） 7. 管内指定避難所の開設及び実態把握に関すること（避難対策） 8. 被災者及び避難者への支援に関すること（避難対策） 9. 要配慮者支援に関すること（避難対策） 10. 行方不明者の捜索に関すること
企 画 財 政 対 策 部	企 画 政 策 班 班長：企画政策課長 補佐	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 中央情勢の収集及び伝達に関すること 5. 災害対策要望書等の作成配付に関すること 6. 政府、国会、県等への報告、陳情に関すること 7. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 8. 市周辺部情勢の収集及び伝達に関すること 9. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること
	財 政 班 班長：財政課長	1. 災害対策の予算に関すること 2. 義援物資、義援金の管理、取り扱いに関すること
	東 京 事 務 所 班 班長：東京事務所長	1. 国会、中央官庁及び駐日外国公館との連絡調整に関すること
	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 総 合 対 策 班 班長：新型コロナウイルス感染症 総合対策室長	1. 部内の応援に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること
	都 市 戦 略 班 班長：都市戦略課長	1. 公共交通機関の被害状況に関すること 2. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること
	総 務 法 制 班 班長：総務法制課長 補佐	1. 公用令書等の発行に関すること 2. 漂流物及び難破船に関すること 3. 本部対策室本部総括班への職員派遣に関すること 4. 本部対策室本部総務班への職員派遣に関すること 5. 本部対策室情報分析班への職員派遣に関すること

■分掌事務 (5/14)

部名	班名	分掌事務
総務 対策部	人事班 班長：人事課長補佐	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害派遣職員の身分取り扱いに関すること 5. 職員の勤務及び給食に関すること 6. 罹災職員の調査に関すること 7. 避難者の給食の調達に関すること 8. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 9. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関すること
	市役所改革推進班 班長：市役所改革推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること
	情報政策班 班長：情報政策課長補佐	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報システム及びネットワークの対策に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 本部対策室広報班への職員派遣に関すること 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関すること
	契約班 班長：契約課長補佐	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内各班の応援に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 本部対策室本部総務班への職員派遣に関すること 4. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 5. 本部対策室広報班への職員派遣に関すること 6. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること 7. 木花地域センター支部への職員派遣に関すること
危機管理 対策部	管財班 班長：管財課長補佐	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎の整備、庁内停電時の対策に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること
	地域安全班 班長：地域安全課長補佐	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関すること 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること
税務 対策部	納税管理班 班長：納税管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害による市税の徴収猶予に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 赤江地域センター支部（本郷地域事務所班）及び住吉地域センター支部への職員派遣に関すること
	市民税班 班長：市民税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害による市県民税の減免に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 赤江・生目地域センター支部への職員派遣に関すること
	資産税班 班長：資産税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害による固定資産税の減免に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 北地域センター支部への職員派遣に関すること 4. 小戸・大塚地域事務所支部への職員派遣に関すること

■分掌事務 (6/14)

部名	班名	分掌事務
税務対策部	国保年金班 班長：国保年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害による保険税、一部負担金の減免及び一部負担金の徴収猶予に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 災害による国民年金保険料の免除に関する事 4. 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関する事 5. 生目地域センター支部（小松台地域事務所班）への職員派遣に関する事
	国保収納班 班長：国保収納課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害による保険税の徴収猶予に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関する事
地域振興対策部	地域コミュニティ班 班長：地域コミュニティ課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関する事 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事
	市民班 班長：市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的及び住家等の被害調査に関する事 2. 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に関する事 3. 行方不明者の捜索に関する事 4. 中央東・東大宮・櫛・大淀・大塚・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関する事
	文化・市民活動班 班長：文化・市民活動課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 3. ボランティア総合窓口の設置運用に関する事 4. 災害ボランティア本部並びにセンターの設置運用に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事
環境対策部	環境政策班 班長：環境政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 防疫に関する事 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 6. 人的及び住家等の被害調査に関する事 7. 行方不明者の捜索に関する事 8. 遺体の処理に関する事 9. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事 10. 木花地域センター支部への職員派遣に関する事
	環境業務班 班長：環境業務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地におけるごみの収集運搬に関する事 2. 被災地におけるし尿の処理に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 部内の応援に関する事

■分掌事務 (7/14)

部名	班名	分掌事務
環境 対策 部	環境指導班 班長：環境指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること 3. 建築物の災害対策指導に関すること(アスベスト対策に限る) 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること 5. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること
	環境施設班 班長：環境施設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること 3. 被災地におけるし尿の処理に関すること 4. ごみ処理に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 北地域センター支部への職員派遣に関すること
福祉 対策 部	福祉総務班 班長：福祉総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査の総括集計に関すること。 6. 災害救助法に関すること 7. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	障がい福祉班 班長：障がい福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助物資の調達及び配布に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 災害救助法に関すること 4. 要配慮者支援に関すること 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 6. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 7. 住吉地域センター支部への職員派遣に関すること 8. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	地域包括ケア推進班 班長：地域包括ケア推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助物資の調達及び配付に関すること 2. 要配慮者支援に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 5. 災害救助法に関すること 6. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 7. 東大宮地域事務所支部への職員派遣に関すること 8. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	介護保険班 班長：介護保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助物資の調達及び配付に関すること 2. 要配慮者支援に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 5. 災害救助法に関すること 6. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 7. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 8. 小松台地域事務所支部への職員派遣に関すること 9. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること

■分掌事務 (8/14)

部名	班名	分掌事務
福祉 対策 部	社会福祉班 班長：社会福祉第一課長	<ol style="list-style-type: none"> 被災被保護世帯等の措置に関する事 人的及び住家等の被害調査に関する事 小戸・大宮・檜地域事務所支部への職員派遣に関する事 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
	指導監査班 班長：指導監査課長	<ol style="list-style-type: none"> 部内の応援に関する事 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
	要配慮者支援班 班長：福祉総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約に関する事 福祉避難所の連絡調整に関する事
子ども 未来 対策 部	子育て支援班 班長：子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務に関する事 所属部員の招集に関する事 部内事務の連絡調整に関する事 人的及び住家等の被害調査に関する事 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 大塚台地域事務所支部への職員派遣に関する事 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
	保育幼稚園班 班長：保育幼稚園課長	<ol style="list-style-type: none"> 人的及び住家等の被害調査に関する事 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 保育所等の閉鎖及び幼児の避難に関する事 小戸・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関する事 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
	親子保健班 班長：親子保健課長	<ol style="list-style-type: none"> 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関する事 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関する事 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 要配慮者（小慢・乳幼児・妊産婦）支援に関する事 指定避難所・被災地における保健活動に関する事 要配慮者支援班への職員派遣に関する事
健康 管理 対策 部	保健医療班 班長：保健医療課長	<ol style="list-style-type: none"> 部の庶務に関する事 所属部員の招集に関する事 部内事務の連絡調整に関する事 救護所（応急救護所を含む）の設置に関する事 医療救護班の編成及び医療機関との連絡調整に関する事 災害協定に基づく医薬品等の流通備蓄の確保に関する事 医療機関の被害調査に関する事 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 保健所各班の連絡調整及び応援に関する事 保健所各班に属しないこと 県保健医療調整本部と本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事

■分掌事務 (9/14)

部名	班名	分掌事務
健康 管理 対策 部	地 域 保 健 班 班長：地域保健課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関する事 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関する事 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関する事（活動班の編成に関する事を含む） 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. その他保健所各班の応援に関する事
	健 康 支 援 班 班長：健康支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関する事 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関する事 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関する事 4. 要配慮者（難病）支援に関する事 5. その他保健所各班の応援に関する事
	保 健 衛 生 班 班長：保健衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所の衛生確保（環境政策班・上下水道対策部に關するものを除く）及び食中毒対策に関する事 2. 被災地における食品、生活衛生及び飲用井戸水等の衛生確保に関する事 3. 被災地域における動物の保護に関する事 4. その他保健所各班の応援に関する事
	新型コロナウイルス ワクチン対策班 班長：新型コロナウイルス ワクチン 対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の応援に関する事 2. 本部対策室各班の応援に関する事
農 政 対 策 部	農 政 企 画 班 班長：農政企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 被災農家等への災害融資指導に関する事 5. 農林水産関係被害の総括に関する事
	農 業 振 興 班 班長：農業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農産物及び家畜の災害対策及び被害調査に関する事 2. 農業施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事
	森 林 水 産 班 班長：森林水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 林水産物の災害対策及び被害調査に関する事 2. 林水産業施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 流木対策に関する事 5. 在港船舶対策に関する事
	農 村 整 備 班 班長：農村整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地の災害対策及び被害調査に関する事 2. 農業用施設（農業用排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関する事 3. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事
	市 場 班 班長：市場課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設、商品の災害対策及び被害調査に関する事 2. 非常用生鮮食糧品の確保に関する事 3. 部内の応援に関する事

■分掌事務 (10/14)

部名	班名	分掌事務
観光 商工 対策 部	観光戦略班 班長：観光戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 観光施設等の災害対策及び被害調査に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関する事
	スポーツランド推進班 班長：スポーツランド推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内の応援に関する事 2. 所管施設の指定避難所開設に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 生目台地域事務所支部への職員派遣に関する事
	商業政策班 班長：商業政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業者の被害調査に関する事 2. 被災商工業者に対する融資指導に関する事 3. 消費生活相談に関する事 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関する事
	工業政策班 班長：工業政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業者の被害調査に関する事 2. 被災商工業者に対する融資指導に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 人的及び住家等の被害調査に関する事
建設 対策 部	土木班 班長：土木課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 土木関係被害の総括集計に関する事 5. 堤防、河川、樋門、水門、雨水施設等の災害対策及び被害調査に関する事 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事
	用地管理班 班長：用地管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水門等の災害対策及び被害調査に関する事 2. 部内の応援に関する事
	道路維持班 班長：道路維持課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路等の維持管理及び復旧工事に関する事 2. 道路等の被害調査に関する事 3. 交通規制の措置に関する事 4. 労務及び資機材の調達、管理に関する事 5. 道路上の障害物の除去に関する事
	建築住宅班 班長：建築住宅課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 応急仮設住宅建設の決定に関する事 3. 応急仮設住宅建設の入居・管理に関する事 4. 住宅の応急修理の実施の決定に関する事 5. 被災者への市営住宅の提供に関する事 6. 応急仮設住宅の建設に関する事 7. 公共施設（建築）関係の障害物の除去に関する事 8. 公共施設（建築）の応急修理の実施に関する事 9. 水門等の災害対策及び被害調査に関する事

■分掌事務 (11/14)

部名	班名	分掌事務
都市整備対策部	都市計画班 班長：都市計画課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 避難者の誘導に関する事 5. 水門等の災害対策に関する事 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事
	公園緑地班 班長：公園緑地課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 避難者の誘導に関する事 3. 水門等の災害対策に関する事
	市街地整備班 班長：市街地整備課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 水門等の災害対策に関する事 3. 避難者の誘導に関する事
	建築行政班 班長：建築行政課長	1. 災害復興住宅融資の適用指導に関する事 2. 建築物の災害対策指導に関する事 3. 水門等の災害対策に関する事
	開発審査班 班長：開発審査課長	1. 水門等の災害対策に関する事 2. 避難者の誘導に関する事
	景観班 班長：景観課長	1. 水門等の災害対策に関する事 2. 避難者の誘導に関する事
教育対策部	教委企画総務班 班長：教委企画総務課長	1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 部内事務の連絡調整に関する事 4. 人的及び住家等の被害調査に関する事 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事 6. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関する事
	学校施設班 班長：学校施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 人的及び住家等の被害調査に関する事 3. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関する事
	学校教育班 班長：学校教育課長	1. 児童・生徒の避難に関する事 2. 学校の臨時休業等の措置に関する事 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 4. 被災児童・生徒の応急教育に関する事 5. 人的及び住家等の被害調査に関する事 6. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関する事
	教育情報研修センター班 班長：教育情報研修センター所長	1. 学校情報機器類の災害対策及び被害調査に関する事 2. 教育情報ネットワークの災害対策及び被害調査に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関する事

■分掌事務 (12/14)

部名	班名	分掌事務
教育 対策 部	生涯学習班 班長：生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における民間団体との連絡調整に関する事 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 3. 所管施設の指定避難所開設に関する事 4. 図書館資料等被害調査に関する事 5. 各種団体への災害奉仕協力要請に関する事 6. 人的及び住家等の被害調査に関する事 7. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関する事
	保健給食班 班長：保健給食課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の学校給食に関する事 2. 被災者への炊き出しの計画に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関する事
	文化財班 班長：文化財課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関する事 2. 文化財の災害対策及び被害調査に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 福祉避難所の開設に伴う連絡・調整に関する事 5. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関する事
会計 対策 部	会計班 班長：会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関する事 5. 北地域センター支部の職員派遣に関する事
議会 対策 部	議会事務局班 班長：議会事務局総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 議員との連絡調整に関する事 4. 議会災害対策連絡会議に関する事 5. 災害情報及び被害状況の把握に関する事 6. 人的及び住家等の被害調査に関する事 7. 住吉地域センター支部への職員派遣に関する事
選管 対策 部	選管事務局班 班長：選管事務局次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関する事
監査 対策 部	監査事務局班 班長：監査事務局次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 赤江地域センター支部への職員派遣に関する事
農委 対策 部	農委事務局班 班長：農委事務局次長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 人的及び住家等の被害調査に関する事 4. 青島地域センター支部への職員派遣に関する事

■分掌事務 (13/14)

部名	班名	分掌事務
消 防 対 策 部	消 防 総 務 班 班長：消防総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部の庶務に関する事 2. 所属部員の招集に関する事 3. 消防関係機関の協力要請に関する事 4. 消防災害対策の予算に関する事 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関する事 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事 7. 各総合支所・地域センター支部への職員派遣に関する事
	警 防 班 班長：警防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内事務の連絡調整に関する事 2. 災害応急措置に関する事 3. 避難の指示に関する事 4. 被災者の救出、救助に関する事 5. 防災活動の実施状況の掌握に関する事 6. 資材の掌握に関する事 7. 車両、舟艇、機械器具等の整備に関する事 8. 本部対策室本部総括班への職員派遣に関する事
	予 防 班 班長：予防課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部に属する情報の総括及び報告に関する事 2. 災害警戒の広報及び指導に関する事 3. 被害状況の調査及び記録に関する事 4. 危険物の保安に関する事 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関する事
	指 令 班 班長：指令課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象警報の伝達に関する事 2. 水防警報の伝達に関する事 3. 大淀川洪水予報の伝達に関する事 4. 災害情報の収集及び伝達に関する事 5. 災害の出動指令に関する事 6. 通信の運用及び確保に関する事
	北 消 防 署 班 班長：北消防署長 南 消 防 署 班 班長：南消防署長 消 防 団 班 班長：消防団長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管内における警防活動全般に関する事 2. 避難の指示及び誘導等に関する事 3. 被害状況の収集・伝達・報告等に関する事 4. 行方不明者の捜索及び収容に関する事 5. 人員機材の輸送に関する事 6. 水防倉庫及び水防資機材の確保に関する事 7. 応急給水の応援に関する事 8. 支部における連絡調整員の配置に関する事 9. 支部における消防団員の配置に関する事

■分掌事務 (14/14)

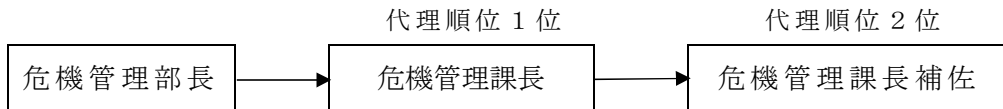
部名	班名	分掌事務	
上下水道 対策部	上下水道総務班 班長：上下水道総務課長	1. 対策部の庶務に関すること 2. 所属対策部員の招集に関すること 3. 対策部内事務及び国・県との連絡調整に関すること 4. 報道機関の対応に関すること 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること 6. 上下水道対策本部の設置に関すること 7. 上下水道災害対策用品の調達・保管に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること	
	外部調整班 班長：財務課長	1. 応援受入れ計画・庶務に関すること 2. ボランティア受入の庶務に関すること 3. 市民からの問合せ対応に関すること 4. 断水広報に関すること 5. 上下水道災害復旧対策の予算に関すること	
	現地広報班 班長：料金課長	1. 断水広報に関すること 2. 市民からの問合せ対応に関すること 3. 部内他班の応援に関すること	
	応援窓口班 班長：給排水設備課長	1. 重要施設の状況収集・連絡に関すること 2. 応急給水応援隊の現地調整に関すること 3. ボランティアの現地調整に関すること	
	水道部	応急給水班 班長：水道整備課長	1. 上水道施設の被害状況の収集に関すること 2. 応急給水に関すること 3. 水道部の取りまとめに関すること
		水道管路班 班長：配水管理課長	1. 配水管による給水手段の確保に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
		浄水場班 班長：浄水課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水質の試験に関すること
		営業所対策班 班長：営業所工務課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内他班の応援に関すること
	下水道部	下水管路班 班長：下水道整備課長	1. 下水道施設の被害状況収集に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
		下水処理場班 班長：下水道施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること

(4) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

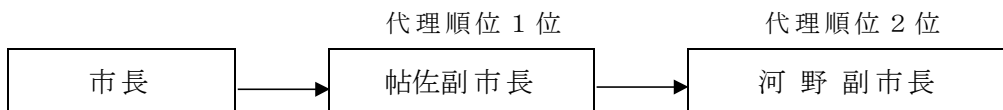
市は、市警戒本部及び市災対本部の設置後、災害応急活動に際して意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

■市警戒本部の場合



■市災害対策本部の場合



3. 本部設置時の措置

本部が設置されたときは、次の措置を行う。

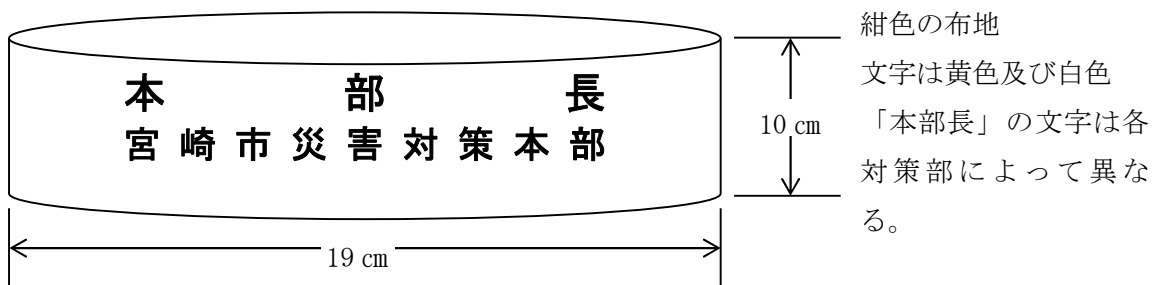
(1) 市災対本部の標識等

市庁舎災対本部室前に「宮崎市災害対策本部」、支部玄関に「宮崎市災害対策本部〇〇支部」、現地災対本部前に「宮崎市現地災害対策本部」の標識を掲げる。

(2) 帽子、腕章

本部員は、防災服又は作業着、帽子、腕章を着用する。

■職員の腕章



4. 市災対本部機能の代替

あらかじめ定められた職員は、激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応を実施し、緊急的な市災対本部機能の確保を図る。

第2項 職員配備計画

1. 配備体制

(1) 配備基準等

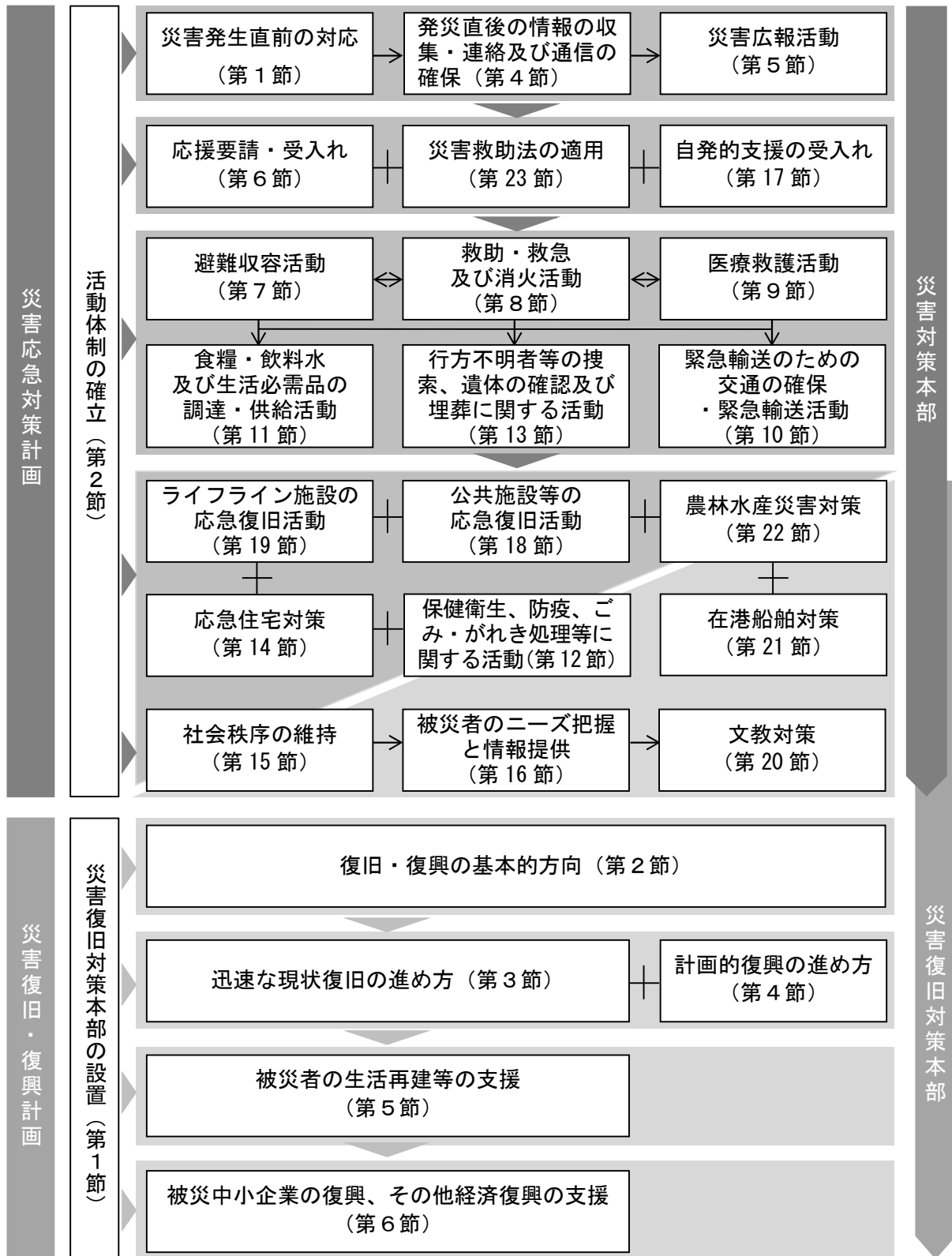
市は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、各本部等の設置基準、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意し、次の基準等に基づき配備体制を確立する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

■ 配備体制

	配備区分	基準	活動内容
情報連絡本部	準予備配備 又は予備配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に災害の発生が予測される時 ○市域に大雨警報、洪水警報又は高潮警報が発表されたとき ○気象状況等により、災害の発生に関する情報連絡を必要とする時 ○本計画の第5編「その他の災害対策編」の設置基準に該当する時 ○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害関連情報の収集・伝達 ○市災对本部の設置に備えた連絡体制の確立
災害警戒本部	準警戒配備 又は警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に局地的な災害が発生し、その対策を要する時 ○市域に広範囲にわたる災害が発生することが予測される時 ○本計画の第5編「その他の災害対策編」の設置基準に該当する時 ○その他危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○局地的な災害に対する応急対策 ○広範囲な災害に対する応急対策の準備 ○災害・事故に対する警戒
災害対策本部	警戒配備又は非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の生命・身体・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき ○市域に救助法の適用を要する大規模な災害が予測される時 ○台風が本市を直撃することが明らかなど時 ○台風の通過により本市が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予測される時 ○大雨洪水警報発令時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれのある時 ○本計画の第5編「その他の災害対策編」の設置基準に該当する時 ○宮崎県災对本部が設置されたとき（市域外の災害を除く） ○その他市長（本部長）が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○広範囲な災害に対する応急対策、被災者への救援活動の実施 ○火災・爆発・事故に対する救助、救援活動
	特別非常配備		<ul style="list-style-type: none"> ○全職員による災害応急対策
<p>○準予備配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理課長（本部総括班長）から関係課に要請し、関係課員によってとられる予備配備に準じた体制をいう。</p> <p>○準警戒配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理部長（本部対策室副室長）から関係部局に要請し、関係部局員によってとられる警戒配備に準じた体制をいう。</p>			

■ 応急対策の流れと主な組織体制



(2) 配備体制の決定

配備体制は、次の方法により決定する。なお、夜間・休日の場合は、消防対策部が情報を収集し、本部総括班長に連絡したうえで次の方法により決定する。

■配備体制の決定

配備区分	決定者	代理決定者	備考
準予備配備 又は 予備配備	○危機管理課長 (本部総括班長)	○支部(地域センター)災害対策班長、支部(総合支所)地域市民福祉班長、支部(地域事務所)地域班長(地域内の状況から必要性を認めた場合は、危機管理課長と協議を行い、当該体制をとることができる)	○ただし、連絡をとるいとまがないときは、当該体制をとった後に、危機管理課長(本部総括班長)に事後報告を行う
準警戒配備 又は 警戒配備	○危機管理部長 (本部対策室副室長)又は危機管理課長(本部総括班長)	○各支部長(地域内の状況から判断し、当該体制を危機管理部長又は危機管理課長に求めることができる)	
非常配備 又は 特別非常配備	○市長 (危機管理部長又は危機管理課長の助言のもと)		○ただし、連絡をとるいとまがないときは、危機管理部長又は危機管理課長が判断する

2. 職員の動員

(1) 動員の方法

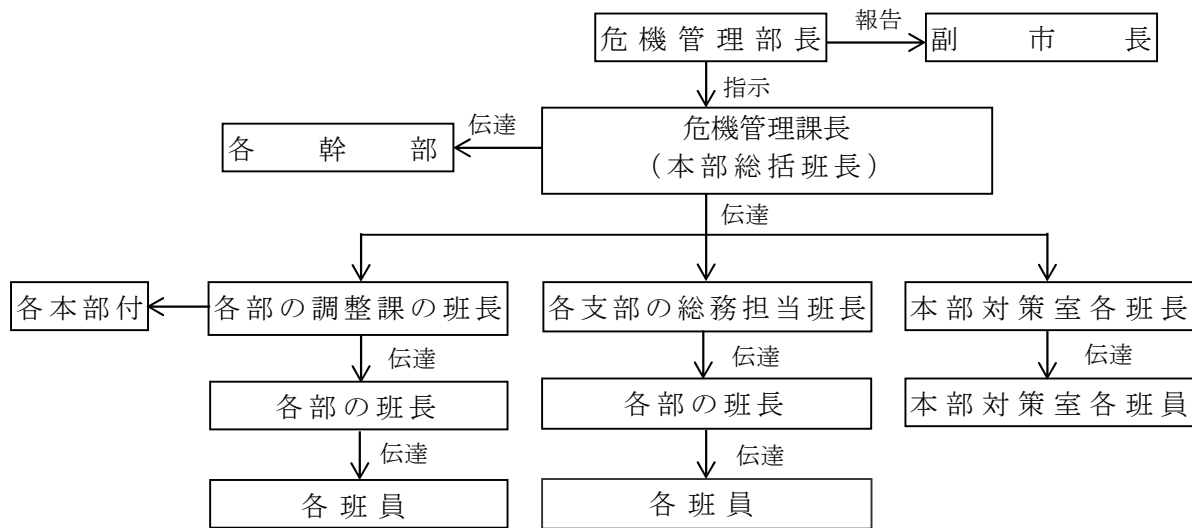
1) 勤務時間内

勤務時間内の動員の方法は次のとおりとする。なお、危機管理課長(本部総括班長)は、庁舎メール等にて全職員に対し、本部設置と配備体制を伝達する。

■動員の流れ(勤務時間内)

- 危機管理部長は、市長より市災对本部の設置の指示を受けたのち、危機管理課長(本部総括班長)へ市災对本部の設置及び配備体制を指示するとともに、副市長へ報告する。
- 本部総括班長は、各幹部、各部の調整課の班長、支部(総合支所)地域市民福祉班長、支部(地域センター、地域事務所)支部総務班長、地域班長及び本部対策室各班長に動員・配備体制を伝達する。
- 各部の調整課の班長及び各支部の総務担当班長は、部内各班長にそれぞれ動員配備体制を伝達する。

■ 動員連絡経路（勤務時間内）



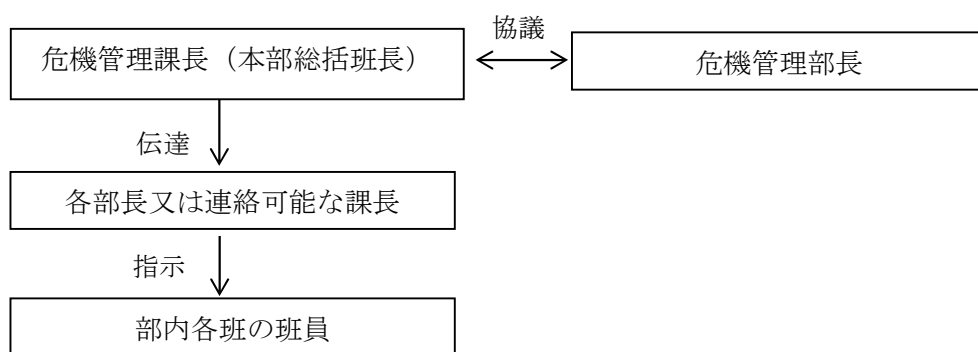
2) 勤務時間外（夜間及び休日）

勤務時間外（夜間及び休日）の動員の方法は次のとおりとする。なお、各部署は、休日・夜間の連絡方法をあらかじめ決めておく。

■ 動員の流れ（勤務時間外）

- 危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長と協議し、とるべき配備体制を決定する。
- 本部総括班長は、各部長又は連絡可能な課長に動員・配備を伝達する。
- 動員・配備の連絡を受けた各部長又は課長は、部内各班の班員に動員・配備を指示する。

■ 動員連絡経路（勤務時間外）



(2) 自主参集

1) 自主参集の基準

職員は、夜間・休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し又は被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主参集する。

2) 自主参集の場所

職員は、原則として所属する勤務場所に登庁する。ただし、本庁舎等への参集が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市施設に自主参集し、当該施設の所属長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

(3) 職員配備報告

各班は、所定様式の「職員動員記録簿」に職員配備状況をまとめ、本部総務班に提出する。
人事班は、「職員動員記録簿」を整理し、本部長に報告する。

資料編/6.様式/【活動体制】職員動員記録簿

(4) 各部等への職員配備

市災对本部の各部長等は、災害対策活動にあたり、班員が不足し、他の部からの職員派遣が必要な場合は、本部総括班長に文書で要請をしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後に提出することができる。

なお、災害対応業務は、他の業務に優先して行われるため、本部総括班長から職員派遣の要請を受けた各部長等は、これに応じなければならない。

(5) 動員人員

- 1) 配備体制別の動員人員は、「災害時配備職員名簿」に示すとおりである。ただし、各班長は部長及び本部総括班長と協議し、災害の種別、規模等に応じて動員人員を増減することができる。
- 2) 各班では、あらかじめ配備体制別に配備する要員の氏名・電話番号を明記した配備体制要員表を作成しておく。

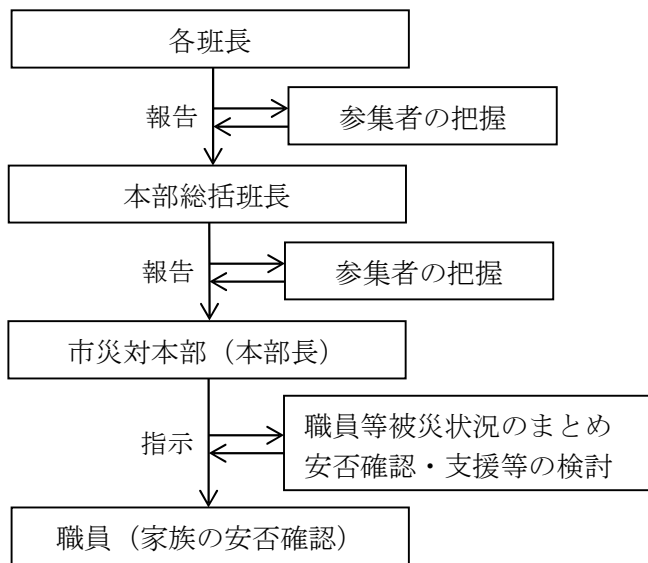
(6) 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、自治会長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとる。

(7) 職員安否確認

- 1) 勤務時間内
 - ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
 - イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災对本部長に報告する。
 - ウ 特に、被害の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。
 - エ 市災对本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。
- 2) 勤務時間外
 - ア 各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。
 - イ 本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災对本部長に報告する。
 - ウ 市災对本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

■職員安否確認の流れ



*勤務時間内の場合

3. 職員の服務

すべての職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守する。

■職員の服務基準

- 災害対応業務は、すべての業務に優先して行われるため、全職員が本部員であるとの自覚を持ち、配備についていない場合でも常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等を中止し待機する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意をする。

第3節 水防計画

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 水防計画 1. 水防活動	<input type="checkbox"/> 消防対策部

第1項 水防計画

1. 水防活動

災害対策基本法及び水防法に基づき、洪水又は高潮による水害を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため、市域に係る河川、ため池、ダム及び海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材、施設の整備、運用等に関する計画は、水防法第33条の規定により定めた「宮崎市水防計画」による。

なお、水害に関し、市災害対策本部（市災害警戒本部）が設置された場合、水防本部は市災害対策本部（市災害警戒本部）の消防対策部として活動する。

第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害情報の収集・伝達 1. 情報連絡本部設置時の情報収集・伝達 2. 市警戒本部・市災対本部設置時の情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 電話受付班 <input type="checkbox"/> 建設対策部 <input type="checkbox"/> 都市整備対策部 <input type="checkbox"/> 農政対策部 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 被害状況の調査・伝達 1. 被害状況及び被災者の状況調査 2. 被害状況の調査要領	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 被害情報の報告 1. 被害情報の報告基準 2. 被害報告の要領 3. 土砂災害の報告	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 各班
第4項 通信手段の確保 1. 非常時の使用通信施設 2. 被災地域への通信の非常そ通措置 3. 有線電話の優先利用等 4. その他の通信施設利用計画	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)

第1項 災害情報の収集・伝達

1. 情報連絡本部設置時の情報収集・伝達

危機管理課、支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）、土木課等の予備配備担当課は、災害危険箇所の監視、情報収集及び情報連絡本部への伝達を実施する。

■情報連絡本部設置時の情報収集・伝達項目

- 気象、河川状況、地面現象の推移状況
- 防災対策施設の状況
- 災害発生が予想される箇所、災害の種類、規模及び影響範囲
- 災害予防のために必要な人員及び資機材

2. 市警戒本部・市災対本部設置時の情報収集・伝達

(1) 初期情報の把握

1) 情報収集体制の準備

各班は、情報の収集・伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法等について確認、準備する。

2) 情報連絡員の指名

各班長は、災害発生と同時に、被害状況を集約しとりまとめる情報連絡員を定める。情報連絡員は各班に1名以上を定める。

3) 初期情報の把握

各班長は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

■被害情報の把握内容

- 人的被害
- 建物の被害
- 避難の状況
- 防災関係機関の対策の実施状況
- 交通機関の対策の実施状況
- ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営被害状況

資料編/3.指針等/【情報収集・連絡】被害認定の基準

4) 初期情報の報告

各班の情報連絡員は、班長を補佐して初期情報等を集約し、情報分析班に報告する。情報分析班は各班との連絡を密にしておく。

(2) 市民からの災害情報の受付

1) 災害情報の受付

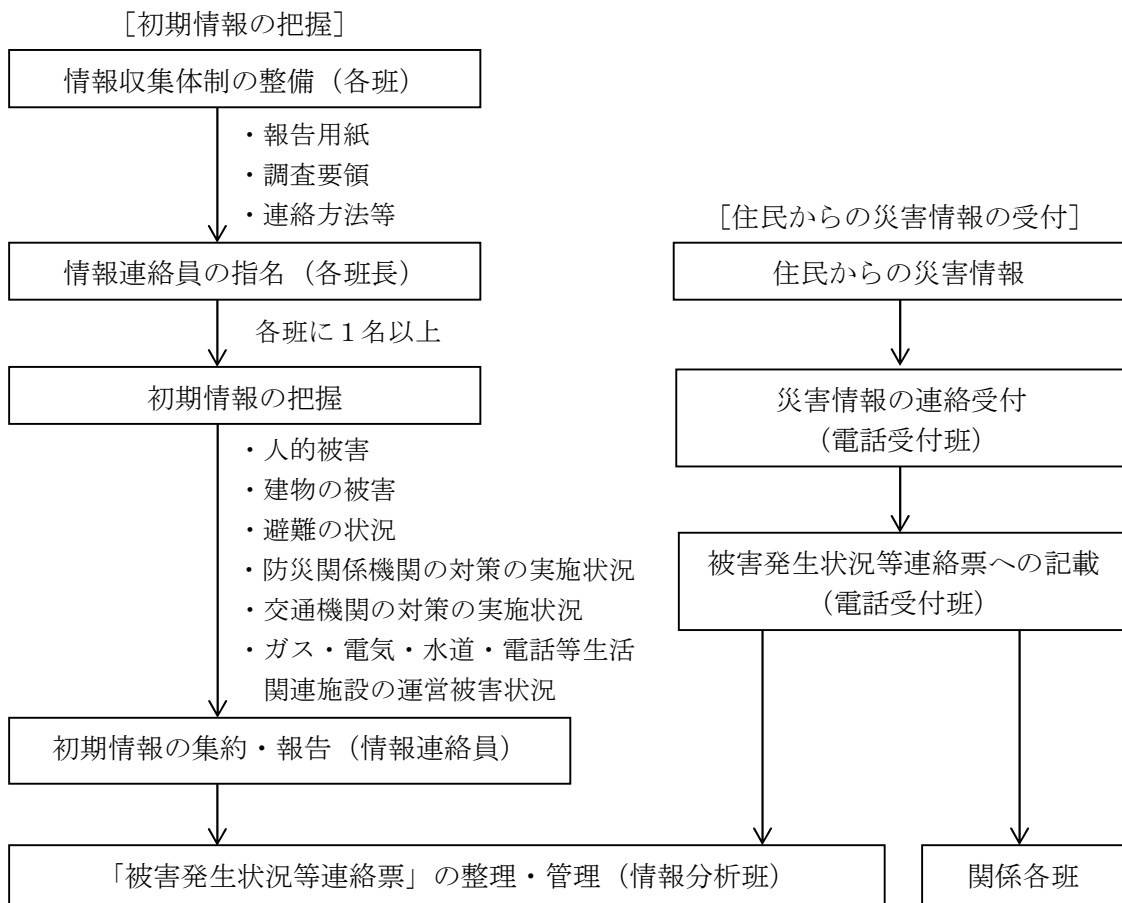
電話受付班は、住民からの災害情報の連絡を受付ける。その内容は「被害発生状況等連絡票」に記載し、関係する班に伝達する。

2) 被害発生状況等連絡票の管理

情報分析班は、被害発生状況等連絡票を整理し、管理を行う。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】被害発生状況等連絡票

■市警戒本部・市災対本部設置時の情報収集・伝達の流れ



(3) 災害発生状況の調査・報告

1) 調査の実施

建設対策部、都市整備対策部、農政対策部、各支部は、応急対策が実施できるよう災害発生状況を調査し、「現地調査票」に必要な事項を記入する。

事態が切迫している場合は、無線にて本部に状況を連絡する。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】現地調査票

■現地調査表に記載する内容

○調査担当者名、調査日時	○必要な応急対策の内容、要因及び資機材
○災害の種類	○被害状況の分かる図面
○被害の状況（発生場所、種類、規模及び影響範囲）	

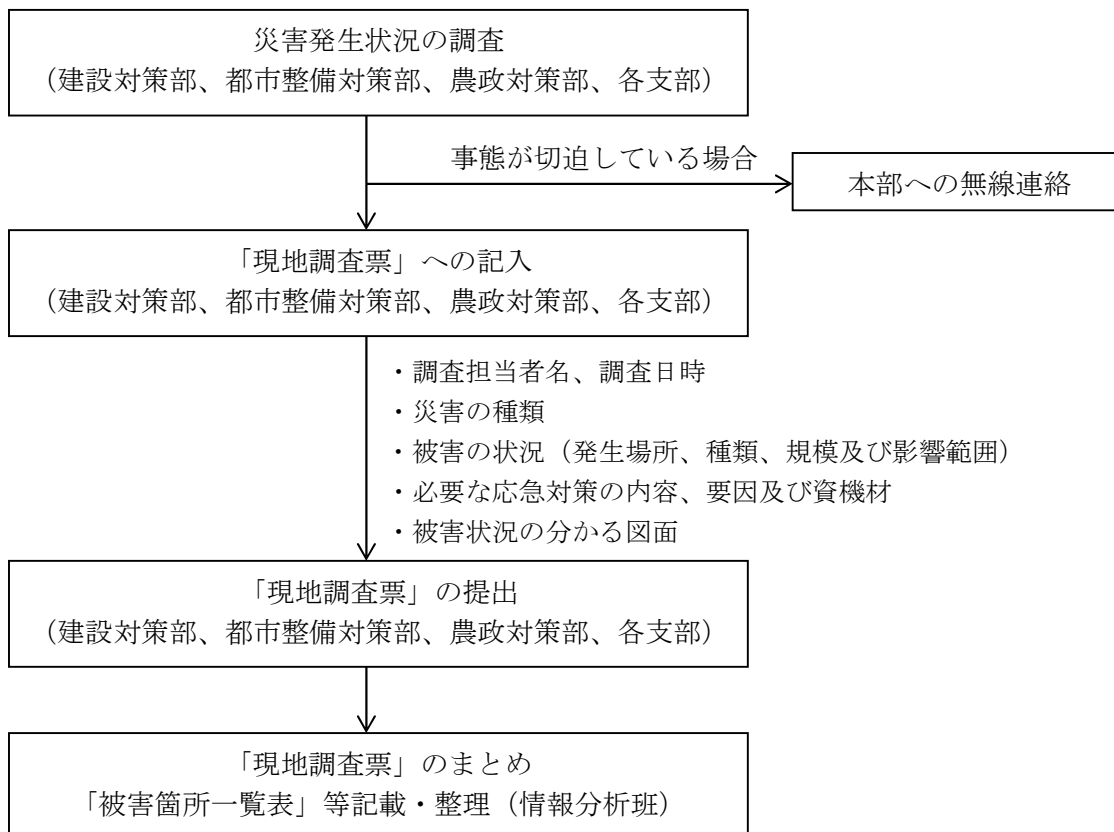
2) 報告及び整理

現地調査を実施した各部等は、現地調査票を情報分析班に提出する。

情報分析班は、現地調査票をとりまとめ、「被害箇所一覧表」及び地図等に記載し、整理する。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】被害箇所一覧表

■災害発生状況の調査・報告の流れ



第2項 被害状況の調査・伝達

1. 被害状況及び被災者の状況調査

(1) 調査の実施

各主管担当班及び地域の調査担当班は、災害によって被害を受けた箇所の調査を実施する。

■被害を受けた箇所の調査実施担当・内容

- それぞれの主管担当班：各部門別調査
- 地域ごとの調査担当（担当する班を編成）：人的及び住家等の被害調査

■人的及び住家等の被害調査担当課

地域センター及び地域事務所		調査担当課
地域センター	赤江	市民税課、社会福祉第二課、介護保険課
	木花	教育委員会企画総務課、生涯学習課、保健給食課
	青島	観光戦略課
	住吉	納税管理課、監査事務局
	生目	地域包括ケア推進課、文化財課
	北	情報政策課
地域事務所	中央東	学校教育課、学校施設課、農業委員会
	中央西	子育て支援課、国保収納課、工業政策課、選挙管理委員会
	小戸	スポーツランド推進課、議会事務局
	大宮	市民課
	東大宮	環境指導課
	大淀	国保年金課、環境政策課、商業政策課
	大塚	資産税課
	檜	社会福祉第一課、保育幼稚園課、環境施設課、障がい福祉課
	大塚台	契約課
	生目台	会計課
	小松台	文化・市民活動課

注) 本郷地域事務所は、赤江地域センターに含まれるものとする。

注) 各担当課は地域センター及び地域事務所の被害調査を実施する。配備人員については被害の程度に応じて各地域センター長、各事務所長と協議を行い決定することができる。

(2) 調査の内容

人的及び住家等の被害調査内容は、次のとおりとする。なお、被害の判定は、「被害認定の基準」による。

■人的及び住家等被害調査内容

- 被害の状況（発生場所、発生日時、人的被害、住家被害の状況、被害の原因）
- 避難の状況（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令の日時、地区、避難者数）
- 救援物資、応急食糧、給水の必要性、数量
- 医療・救護活動の必要性
- 消毒、清掃の必要性、必要な地域

資料編/3.指針等/【情報収集・連絡】被害認定の基準

(3) 住家の被害判定について

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考に「住家被害認定調査票」(様式1～3)を活用して調査する。

(4) 報告

調査担当課は「住家被害認定調査票」(様式1～3)を記載し、「被害件数報告」に調査結果をとりまとめ福祉総務班に提出する。緊急を要する調査結果は、直接、情報分析班へ報告する。

資料編/3.指針等/【情報収集・連絡】被害状況等の調査・報告事項

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】住家被害認定調査票及び被害調査報告の様式一覧(抜粋)

2. 被害状況の調査要領

被害状況は、次の点に留意して的確に調査し、伝達する。

■被害状況の調査要領

- 被害状況調査に当たっては、「被害認定基準」に基づき判定を行う。
- 被害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるため、当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握する。被災人員についても平均世帯により計算し即報する。
- 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第3項 被害情報の報告

1. 被害情報の報告基準

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の一般被害状況及び部門別被害状況報告(以下、「被害報告」という。)の取り扱いについては、本項ならびに「宮崎県災害報告取扱要領」、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」の定めるところによる。

2. 被害報告の要領

(1) 被害報告

本部総務班は、市内で災害が発生した場合、災害の状況に応じた災害応急対策及び災害復旧対策を的確に実施するため、収集した災害状況及び被害状況を迅速かつ的確に県、国(消防庁)へ報告する。

■災害対策基本法第53条に規定された被害状況等の報告内容

- 災害の原因
- 災害が発生した日時・場所又は地域

- 被害の程度
- 災害に対してとられた措置
- その他必要な事項

(2) 被害報告の区分・内容

本部総務班は、次の区分に基づき県等に対して被害報告を行う。

■被害報告の区分

区分		内容	様式
被害 即報	第1報	○原則として災害の覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。	同下
	被害 概況 即報	○災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合に、本様式を用いる。 ・即報にあっては、被害金額は必ずしも必要としないので、被害の実態を速やかに報告する。 ・特に人的被害については、日時・場所・世帯氏名・世帯人員数・緊急避難場所等を報告する。 ・また、市災対本部設置状況、食糧補給、給水の要否、医療救護の要否、自衛隊要請、市のとった措置、消防機関の活動状況、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の状況についても報告を行う。	「被害報告（様式1）」 （県様式第4号 その1）
	被害 状況 即報	○被害状況、本部設置状況等の最新の数値情報を定期的に報告する場合には、本様式を用いる。 ○毎日10時現在、15時現在、21時現在を直ちに中部農林振興局へ報告する。	「被害報告（様式2）」 （県様式第4号 その2）
被害確定報告		○応急措置の完了後20日以内に、災害に対してとられた措置の概要を報告する。	同上

(3) 被害報告の要領

1) 県等への被害報告

本部総務班は、次のいずれかに該当する事態が発生した場合、第1報を県に報告し、その後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告する。

また、県に報告できない場合は、国（消防庁）に報告した後、連絡ができるようになった段階で県に報告する。

■被害状況の報告基準

- 市災対本部が設置されたとき
- 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- 災害に対する被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

2) 119番通報が殺到しているときの報告

本部総務班は、地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

3) 火災・災害等即報要領に基づく報告

本部総務班は、次の一定規模以上の火災・災害等を覚知した場合は、「火災・災害等即報要領」直接即報基準に基づき、第1報（30分以内）を県だけでなく国（消防庁）にも報告する。

火災等直接即報

次に該当する災害については、市町村は、第1号様式又は第2号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ① 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ② 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

救急・救助事故等直接即報

次の事故等については、市町村は第3号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

救急救助事故	
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの	
①	列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
②	バスの転落等による救急・救助事故
③	ハイジャックによる救急・救助事故
④	映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
⑤	覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
⑥	消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
⑦	消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故
⑧	上記①から⑦に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等	
①	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
②	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

災害直接即報

次の災害については、市町村は第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて、消防庁に直接報告をすること。

地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

（4）被害報告の伝達系統

1) 伝達系統

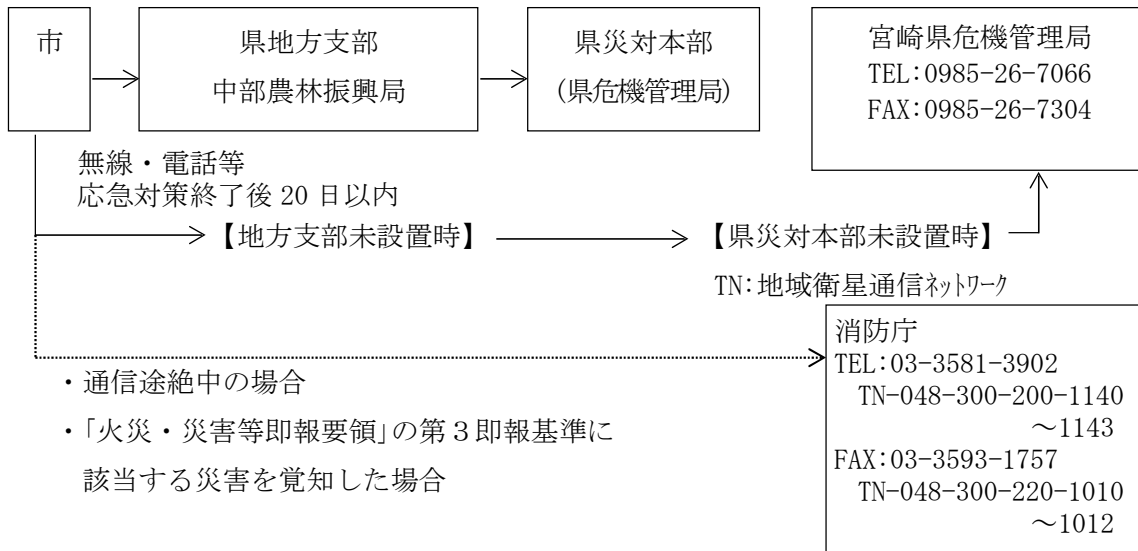
本部総務班は、県地方支部（地方支部が設置されていない場合は県対策本部（危機管理局））に対し、状況の判明したもの及び連絡の必要が生じたものから逐次即報するとともに、報告様式を送付する。

ただし、地方支部及び県対策本部（危機管理局）に報告できない場合は、国（消防庁）へ報告する。

2) 伝達手段

本部総務班は、県防災情報処理システム、電話、無線、ファクシミリなど最も確実な方法により県等への報告を行う。

■被害報告の伝達系統



■被害報告先の連絡先

報告先	NTT 電話	NTTFAX	県無線電話	県無線 FAX
中部農林振興局	26-7278	26-7319	91-8-3584	1-2630
県危機管理局	26-7066	26-7304	91-8-2346	1-2640

(5) 被害報告の即報様式及び記入要領

火災・災害等の即報は、その区分にあわせて第1号から第4号の様式を用いて行う。

■火災・災害等の即報様式

区分	様式	担当
火災	第1号様式	本部総務班、消防対策部(消防局)
特定の事故	第2号様式	同上
救急・救助事故・武力攻撃 災害等	第3号様式	同上
確定報、災害概況即報	第4号様式その1、別紙	同上
確定報、被害状況即報	第4号様式その2	同上

■災害概況即報(第4号様式その1、別紙)の記入要領

区分	記入要領
災害の概況	○発生場所、発生日時、地域名 ○災害種別概況 ・風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、水があふれる、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況 ・その他これらに類する災害の概況
被害の状況	被害の状況で判明している事項を具体的に記入する。その際に、地区に人的被害及び住家の被害に重点を置く。
応急対策の状況	当該災害に対して、市災対本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入するとともに、市が講じた応急対策について記入する。 (応急対策の記入例) ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況

区分	記入要領
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊への派遣要請、出動状況

■被害状況即報（第4号様式その2）の記入要領

区分	記入要領	
各被害欄	人的被害、住家被害、非住家被害等の被害量を記入する。	
市災対本部の設置状況	設置の有無を記入する。	
救助法適用市町村名	救助法の適用の有無を記入する。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名を記入する。
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類、概況	台風、豪雨、洪水等の種別、災害の経過、今後の見通し等
	応急対策の状況	市（消防機関を含む。）が講じた応急対策について記入する。

3. 土砂災害の報告

本部総務班は、土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（宮崎・高岡土木事務所及び中部農林振興局）に報告を行う。

また、この他、本章第4節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」により県（危機管理局）に被害状況を報告する。

第4項 通信手段の確保

1. 非常時の使用通信施設

各班は、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用する。

災害発生後は、速やかに防災行政無線等の状況を点検し、機能確認を行う。なお、支障が生じる場合は、担当職員が必要に応じて専門業者に依頼し、速やかに復旧する。

■災害時に使用できる通信施設

<input type="checkbox"/> 防災行政無線	<input type="checkbox"/> デジタルMCA無線・IP無線
<input type="checkbox"/> 非常無線	<input type="checkbox"/> 消防無線
<input type="checkbox"/> 非常、緊急通話及び電報	<input type="checkbox"/> 他の機関の専用通信施設

資料編/4.組織等/【防災関係機関等】防災関係機関連絡先

2. 被災地域への通信の非常そ通措置

(1) 被災地特設公衆電話の設置

本部総括班は、救助法が適用された場合等は、指定避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置をNTT西日本宮崎支店に要請する。

(2) 災害用伝言ダイヤル「171」の活用

災害発生後、通信が輻輳した場合は、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段として、災害用伝言ダイヤル「171」又は災害用伝言板の利用を周知する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話株式会社において決定され、住民への利用を周知する。

3. 有線電話の優先利用等

各班は、災害発生後、加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のために必要があるときは、非常通話、非常電報を利用する。

資料編/4.組織等/【災害対策本部等】災害時優先電話

(1) 災害時優先電話の利用

本部総括班は、災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取り扱いについて、NTT 西日本宮崎支店と協議し、その取り扱いについて承認を受ける。

なお、日頃より「災害時優先電話番号」について職員に周知を図る。

■災害時優先電話

災害時優先電話	災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ために指定された電話回線である。
---------	--

(2) 非常・緊急電報の利用

各班は、電話により非常・緊急電報を依頼する場合は、「115」番をダイヤルし、自己の電話番号及び発信責任者名を伝え、申し込む。

なお、非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

■非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発受する機関

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、輸送確保機関、警察機関 通信の確保に直接関係のある機関、電力供給機関

4. その他の通信施設利用計画

(1) 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができな
 いか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和52年法律第131号）
 第52条の規定に基づき、無線局は非常無線通信を行うことができる。

次の計画に定めるところにより依頼する。

1) 利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

2) 非常無線通信の依頼先

宮崎地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ

め最寄りの無線局と連絡し、非常事態の際の協力を依頼しておく。

3) 非常無線通信としての通信内容

非常無線通信内容は次のとおりである。

■非常無線通信内容

- 人命の救助、指定避難所の保護に関するもの
- 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの
- 防災関係機関が災害応急対策を講じる場合に必要なもの
- 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

4) 発信の手続き

非常通報の形式は、電報形式又は文書形式とし、宛名、本文、発信局等の必要事項を記載した通信文により、無線局に非常通報の伝送を依頼する。

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】防災行政無線・水道無線・上下水道局デジタル MCA 無線一覧

(2) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。使用できる主な機関は次のとおりである。

■通信設備が優先利(使)用できる機関名

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 市町村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 消防機関の長	県 総合情報ネットワーク	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部一警備第二課長 各警察署一署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方气象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	N T T 西日本宮崎支店	災害対策担当
	J R 九州鹿児島支社	駅長・情報区長
	九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	支店、営業所、耳川水力整備事務所、支社・配電事業所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

(3) アマチュア無線等の活用

本部総括班は、災害の規模が甚大な場合に広く通信手段を確保するため、アマチュア無線クラブ等に協力を要請する。各班は、有線通信の途絶時の代替手段として災害情報の収集や伝達に活用する。

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】アマチュア無線局

第5節 災害広報活動

[対策の基本方針]

市は、災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 住民に対する広報活動 1. 広報活動の内容 2. 広報活動の手段及び手続き	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班
第2項 報道機関に対する広報要請 1. 報道機関への発表 2. 放送機関への放送要請 3. 緊急警報放送の要請	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班

第1項 住民に対する広報活動

1. 広報活動の内容

本部対策室は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、報道機関、各班の広報車等を活用し、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報の内容は、聞き取り間違いのない適切な広報文例となるよう簡潔明瞭な文章を用い、繰返し実施する。

■ 広報活動の内容

	内容
災害発生時の広報	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報及び被災状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ○避難に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・避難に関する情報の発令 ・避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ○市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・本部の設置その他 ○その他必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・デマ情報に対する注意 ・二次災害防止に関する注意
被災者に対する広報	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所、避難地の開設状況 ○医療救護、衛生知識の周知 ○給水、給食等の実施状況 ○通信、交通機関等の復旧、運行状況 ○被災地の状況 ○その他

2. 広報活動の手段及び手続き

(1) 広報活動の手段

広報班は、次の手段を用いて住民への広報活動を実施する。

■ 広報活動の手段

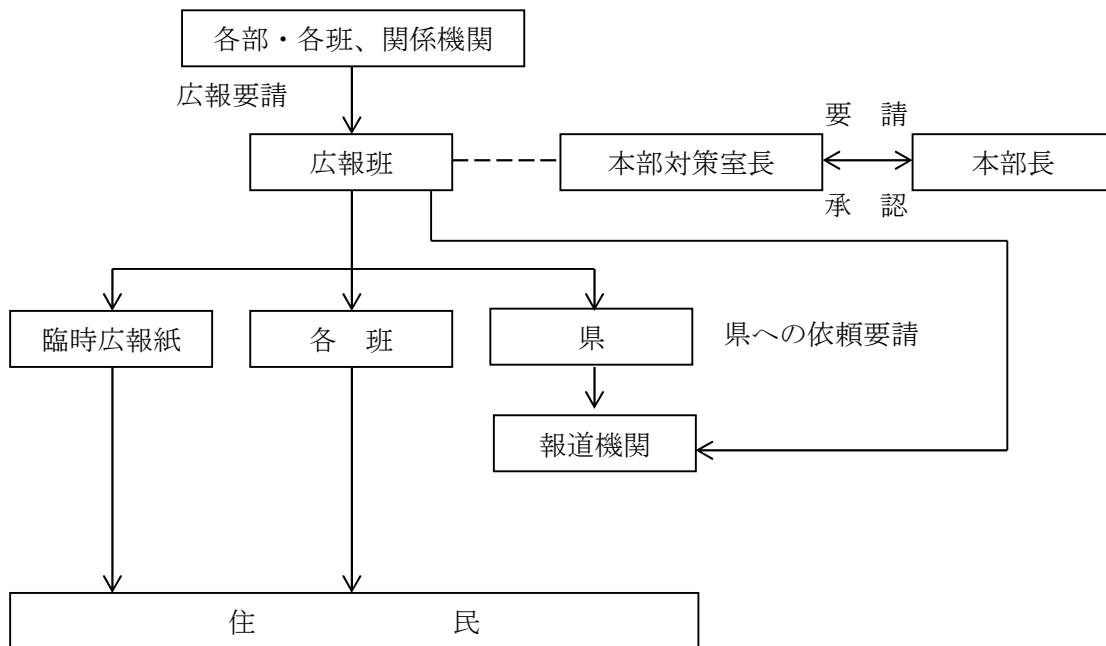
- 自治会、地域まちづくり推進委員会及び自主防災組織を通じた広報
- 広報車による現場広報
- 防災行政無線による広報（同報系無線）
- テレビ・ラジオ等報道機関による広報
- 広報紙の掲示・配布等による広報（臨時広報の配付、指定避難所への掲示）
- インターネットによる広報（市ホームページ）

(2) 広報活動の手続き

各班は、広報を行う場合は広報班に申請する。広報班長は、本部対策室長を通じて本部長の承認を得て、前記に示す手段で広報活動を実施する。

ただし、緊急を要する場合は、本部対策室長又は副室長が判断する。

■ 広報活動の手続き



(3) 取材活動

広報班は、災害記録収集のため、被災地の状況等を写真撮影する。また、他の班が撮影した写真を収集・整理する。

(4) 広報紙の発行

広報班は、避難生活者やその他の住民に生活支援情報を広報するために、広報紙を発行し、自主防災組織、自治会を通じて配付する。また、指定避難所、市役所、総合支所、地域センター、地域事務所に掲示する。

第2項 報道機関に対する広報要請

1. 報道機関への発表

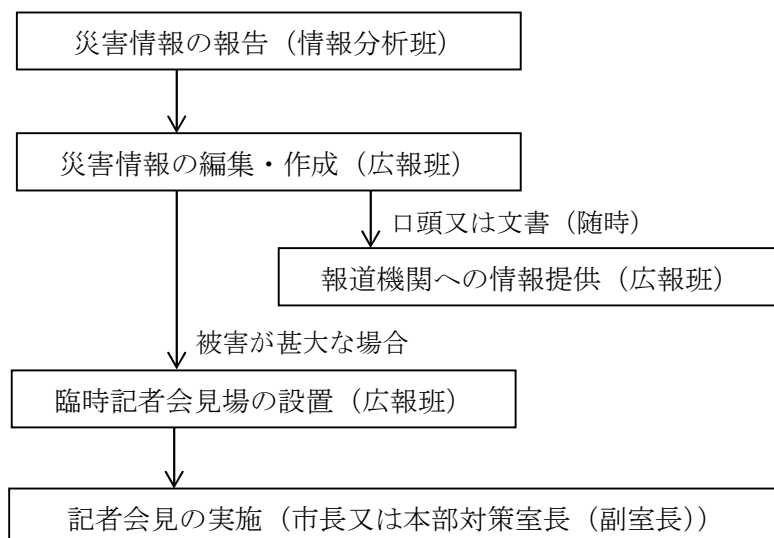
広報班は、情報分析班から報告された災害情報を編集、作成し、原則として口頭又は文書で随時報道機関へ情報提供を行う。

ただし、災害による被害が甚大である場合は、次に示す要領で速やかに報道機関への情報提供を行う。

■報道機関への情報提供の要領

	内容
記者会見の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○宮崎市政記者クラブに臨時記者会見場を設置する。 ○記者会見を行う時刻を定め、定期的な会見を行う。 ○発表者は、市長又は本部対策室長又は副室長とする。
会見実施上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○確定情報、未確定情報を選別し、情報の混乱を招かぬよう留意する。 ○市をはじめ、防災機関の行う災害対策活動の正確な公表を行い、広報協力を要請する。 ○定期会見以外の情報交換は、自粛を要請する一方、報道機関の要望を理解し、早急に応じるよう努める。
報道機関に対する発表項目	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害の種別 ・発生日時及び場所 ・被害の状況 ・応急対策実施状況 ・住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の状況 ・住民及び被災者に対する協力・注意事項

■報道機関への発表の流れ



2. 放送機関への放送要請

広報班は、災害による被害が甚大である等のため、十分な広報活動が行えない場合は、県を通じて報道機関へ放送等を要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は直接報道機関へ依頼し、事

後、県・報道機関に文書を提出する。

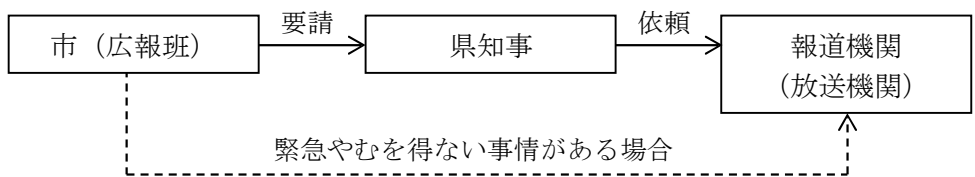
なお、被災した住民に配慮するため、医療機関や指定避難所内における報道機関の活動は制限する。

資料編/2.協定等/【相互応援(民間団体等)】災害時における緊急放送に関する協定書
資料編/2.協定等/【災害広報】災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について

■放送要請の基準

- 事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する。
- 通常の伝達手段では対応困難で、特別に放送による伝達が必要である。

■放送要請の伝達系統



■放送要請事項及び放送内容

区分	事項・内容
放送要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○放送を求める理由 ○希望する放送の日時 ○放送の内容 ○その他必要な事項
放送内容	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の指示 ○とるべき措置の指示 ○災害に関する情報の伝達 ○災害時の混乱防止 ○予想される災害の事態 ○その他必要な事項

3. 緊急警報放送の要請

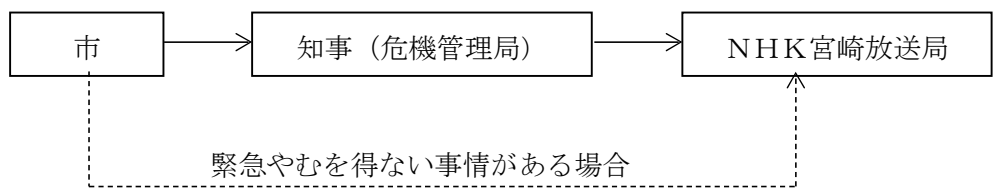
本部長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、基本法第57条に基づき、知事に対して無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

■緊急警報放送の要請

- 要請権者 県知事
- 要請先 NHK宮崎放送局
- 要請事由

資料編/2.協定等/【災害広報】災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について

■緊急警報放送の要請依頼の流れ



第6節 応援要請・受入れ

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保 1. 災害派遣要請の基準 2. 災害派遣の活動範囲 3. 災害派遣要請の方法 4. 自衛隊の受入れ体制の確立 5. 派遣部隊等の撤収要請 6. 経費の負担区分	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ 1. 県、他市町村への応援要請 2. 応援受入れ体制の確保	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第3項 他市町村への応援の実施 1. 応援の実施	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第4項 協定に基づく応援派遣要請 1. 協定に基づく応援派遣要請 2. 宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 1. 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 2. 各種団体への応援要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班
第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請 1. 緊急運航の要件・基準 2. 緊急運航の要請 3. 要請方法	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第7項 緊急消防援助隊等の応援要請 1. 緊急消防援助隊等の派遣要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部

第1項 自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保

災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請する。

1. 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次に示すとおりである。

■派遣要請の基準

- 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のために緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
 - ・人命救助のため応援を必要とする場合
 - ・大規模な災害が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合
 - ・災害のため人員及び物資の輸送の応援を必要とする場合
 - ・応急の医療、防疫、給水及び通信支援等を必要とする場合
- 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

2. 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すとおりである。

■自衛隊災害派遣要請の範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の、防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S. 33. 総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3. 災害派遣要請の方法

(1) 知事への派遣要請

本部総括班長は、市長が自衛隊の救援を要すると認めたときは、次の災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事（危機管理局）に要請する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

(2) 県に要請することができない場合の措置

県との通信の途絶等により知事に対して前述の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊）に通知する。この場合において、市長は事後速やかにその旨を知事に通知する。

■派遣要請依頼書への記載事項

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

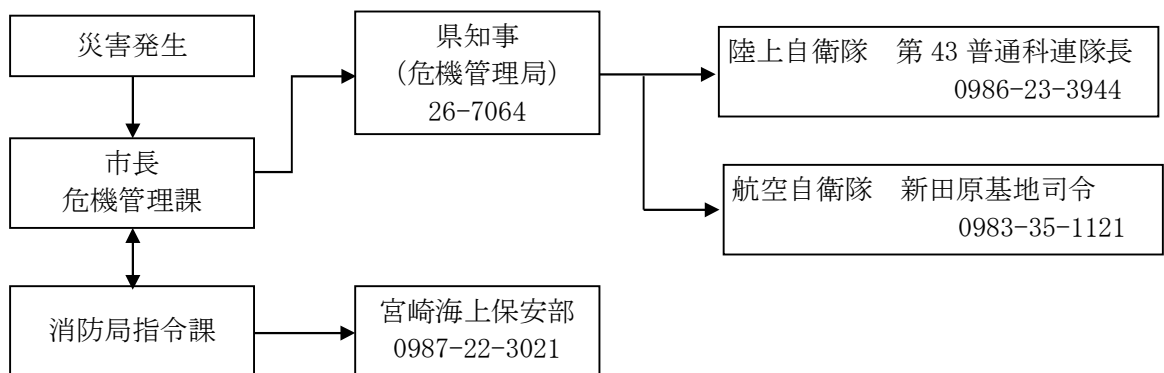
(3) 災害派遣要請の要領

本部総括班は、知事への依頼書様式に基づき手続きを行う。

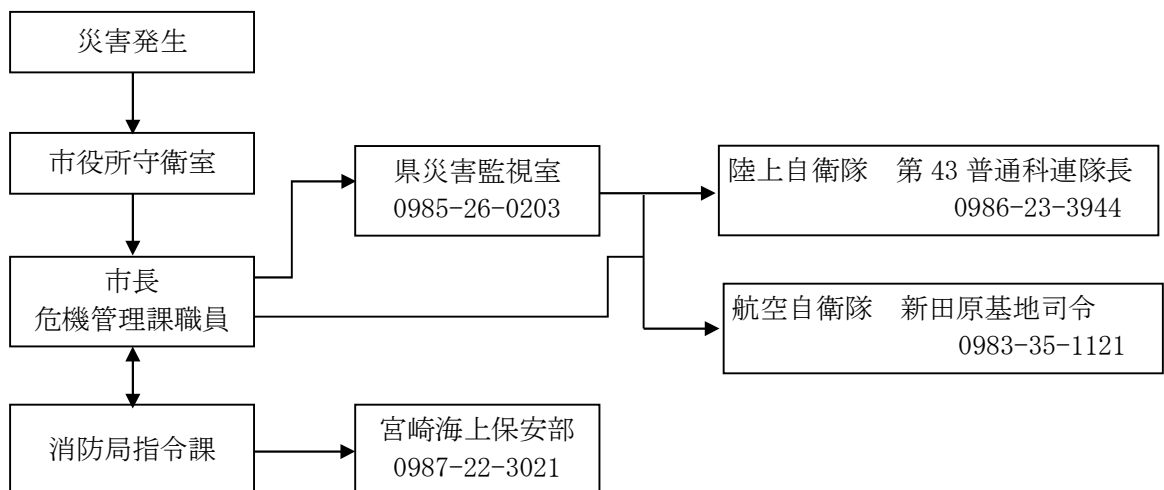
資料編/6.様式/【応援要請・受入れ】知事への自衛隊災害派遣要請依頼様式

■災害派遣要請系統図

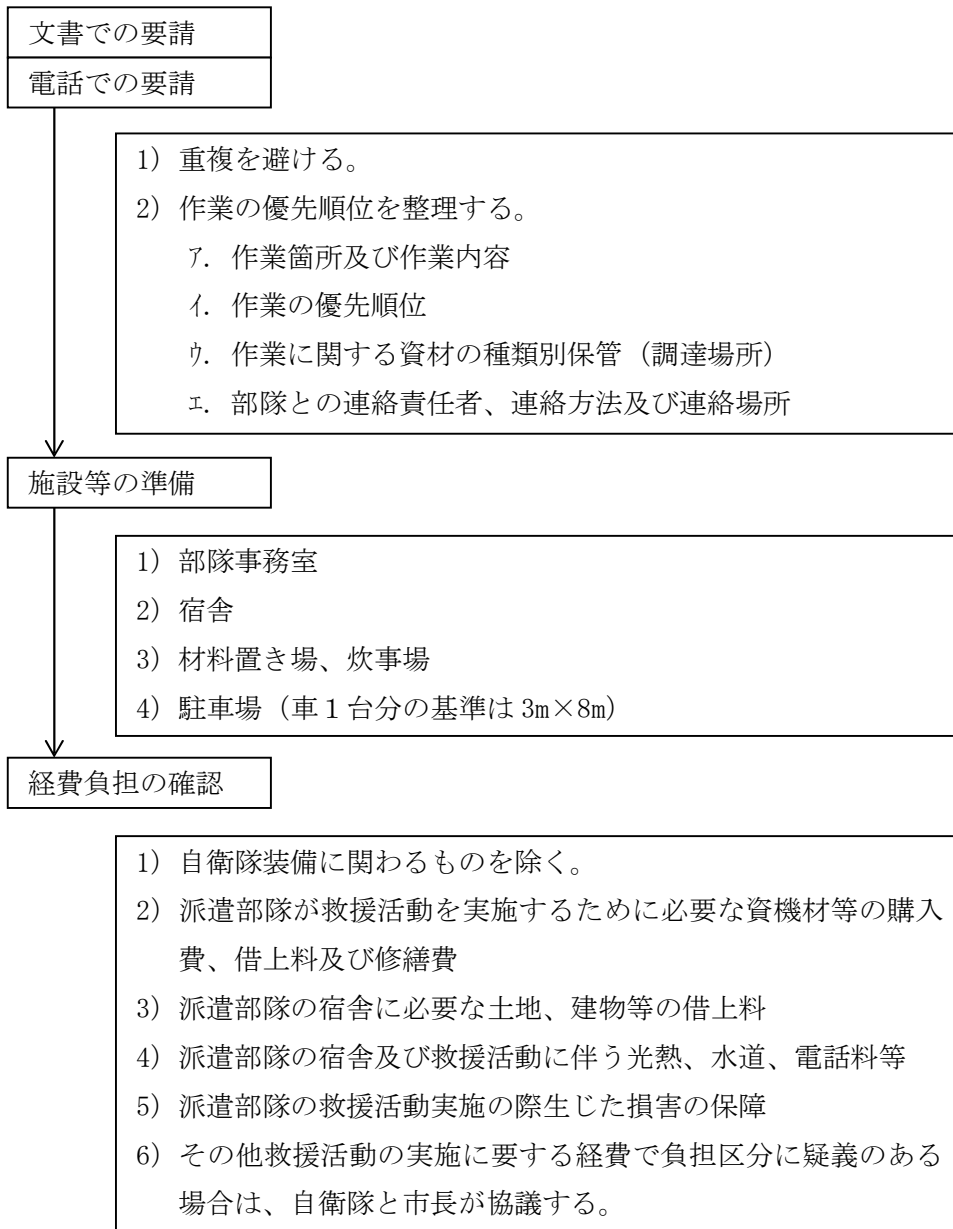
①勤務時間中



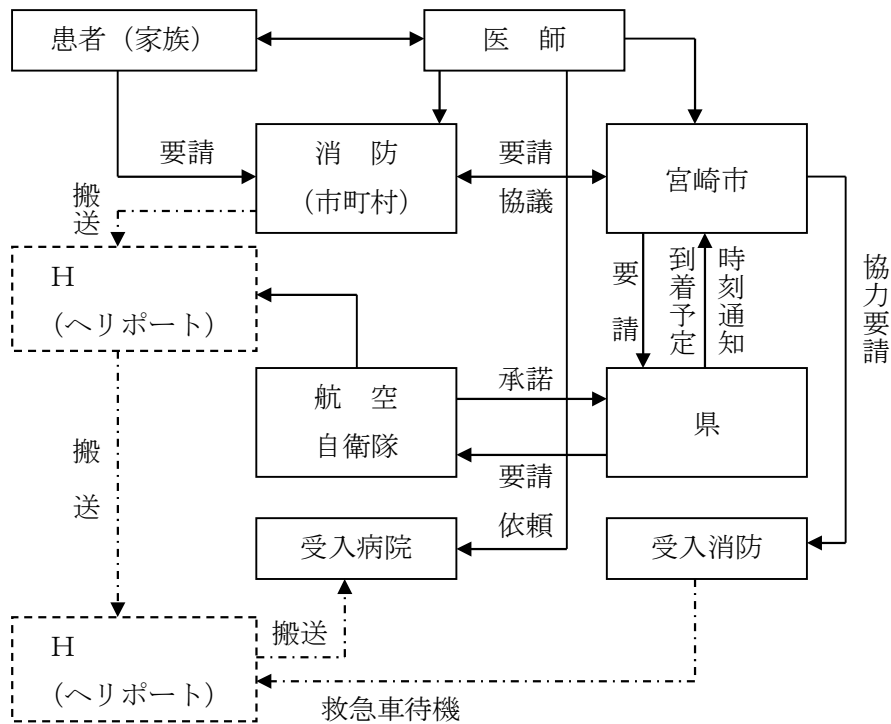
②勤務時間外



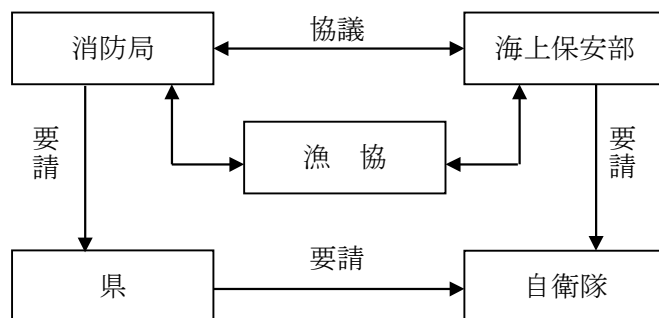
■自衛隊災害派遣要請の要領



■急患搬送ヘリコプターの要請



■海難事故の救出要請



4. 自衛隊の受入れ体制の確立

(1) 作業計画及び資機材の準備

本部総括班は、自衛隊の派遣が確定したときは、自衛隊の任務と権威を侵害することなく救援目的が十分達成できるよう次のとおり受入れ体制を準備する。

■作業計画及び資機材の準備

- 応援を求める作業について、速やかに作業が開始できるよう作業計画を立てる。
- 必要な資機材、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解をとりつける。
- 作業実施に必要な物資及び資機材の調達が可能ない場合は、県へ要請する。
- ヘリポートを開設する。
- 生目の杜運動公園、清武総合運動公園の管理者と協議を行い、活動拠点（宿泊施設、駐車場を含む）として受入れ体制の準備を整える。

■活動拠点

名称	所在地	
生目の杜運動公園	宮崎市大字跡江	はんぴドームほか
清武総合運動公園	宮崎市清武町	多目的グラウンドほか
生目の杜医療防災拠点	宮崎市大字柏原	防災緑地

(2) 連絡体制の確立

派遣部隊との連絡窓口は、本部総括班に一本化する。また、本部総括班に連絡担当者を設置するとともに、派遣自衛隊から連絡員を本部総括班に派遣するよう要請する。

(3) 派遣部隊到着後の活動

本部総括班は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。また、派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県に報告する。

(4) ヘリポートの設置

本部総括班は、連絡、偵察、救助、輸送のためにヘリコプターの出動を要請した場合は、次の場所にヘリポートを設置・準備する。

資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】臨時ヘリポートの選定基準
資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】機種に応ずる発着点付近の基準
資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】回転翼機発着のための最小限所要地積

■ヘリポートの設置場所

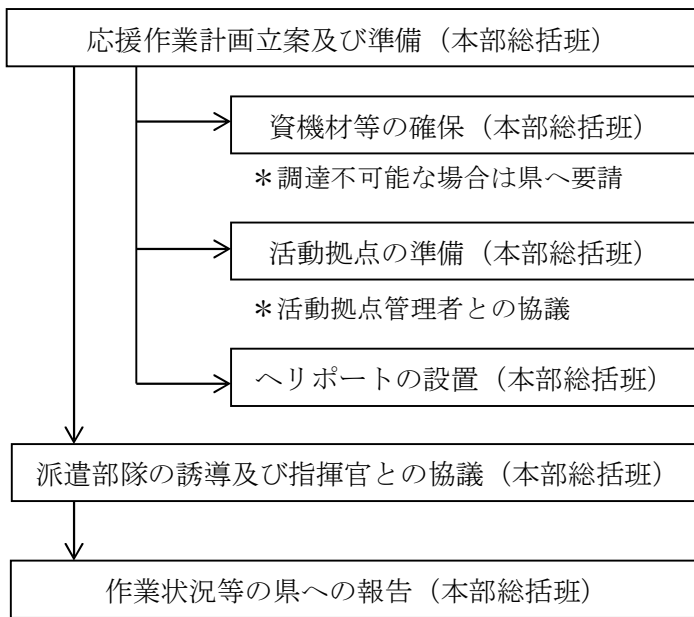
名称	所在地	ヘリポート状況
県総合運動公園運動広場	宮崎市大字熊野	広場
大淀川河川敷市役所前	宮崎市鶴島	河川敷
大淀川河川敷市民緑地	宮崎市大字田吉	河川敷グラウンド
宮崎北高校	宮崎市大字新名爪	学校グラウンド
エントランスプラザ多目的広場	宮崎市山崎町	グラウンド
消防学校グラウンド	宮崎市大字郡司分	学校グラウンド
生目の杜運動公園	宮崎市大字跡江	多目的グラウンド
宮崎臨海公園	宮崎市新別府町	広場
萩の台公園	宮崎市大字広原	公園
内海港	宮崎市大字内海	漁港
大瀬町柳瀬橋下河川敷	宮崎市大字大瀬町	広場
大淀川ゴルフ場	宮崎市大字跡江	ゴルフ場
平和台大橋河川敷（下流右岸）	宮崎市大字小松	広場
生目台公園	宮崎市生目台西	公園
宮崎市南部環境美化センター	宮崎市古城町大谷	グラウンド
宮崎産業経営大学	宮崎市古城町丸尾	学校グラウンド
宮崎大学	宮崎市学園木花台	学校グラウンド
木花公園多目的広場	宮崎市大字熊野	公園
青島ゴルフクラブ	宮崎市大字折生迫	ゴルフ場
広瀬中学校	宮崎市佐土原町下田島	学校グラウンド

名称	所在地	ヘリポート状況
佐土原中学校	宮崎市佐土原町上田島	学校グラウンド
佐土原高校	宮崎市佐土原町下田島	野球場
久峰総合公園陸上競技場	宮崎市佐土原町下那珂	グラウンド
佐土原運動場（日向大橋河川敷）	宮崎市佐土原町下田島	グラウンド
佐土原東運動場	宮崎市佐土原町下田島	グラウンド
佐土原石崎運動場	宮崎市佐土原町下那珂	グラウンド
石崎浜荘	宮崎市佐土原町下那珂	グラウンド
石崎浜海岸	宮崎市佐土原町下那珂	空き地
田野運動公園多目的広場	宮崎市田野町白砂坂上	グラウンド
サンスポーツランド高岡	宮崎市高岡町小山田	グラウンド
天ヶ城公園さくら広場	宮崎市高岡町内山	広場
橋山運動広場	宮崎市高岡町花見	広場
清武総合運動公園多目的広場	宮崎市清武町今泉	広場
加納公園	宮崎市清武町加納	公園
岡ノ下近隣公園	宮崎市清武町木原	公園
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原	グラウンド

■ヘリポートの選定と準備

- 使用ヘリポート、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行うこと。
- ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- あらかじめヘリポートの中央に石灰粉で直径10mのH印を行い、着陸中心を示すこと。
- 夜間は、カンテラ等により着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- ヘリポートと市町村役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約9度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- 四方に仰角9度（OH-6の場合は12度）以上の障害物がないこと。又離着に要する地積は資料編に示すとおりである。
- 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- 大型車両等が進入できること。
- 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮すること。
- ヘリポート付近への立入禁止の措置を講じること。

■自衛隊の受入れ体制の確立までの流れ



5. 派遣部隊等の撤収要請

本部長は、災害の救助活動が終了し、又は他の関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請を要求する。撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに「撤収要請依頼書」を提出する。

資料編/6.様式/【応援要請・受入れ】知事への自衛隊災害派遣要請依頼様式

■撤収要請依頼書への記載事項

○撤収開始日時	○撤収の理由等
---------	---------

6. 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次にあげるものは市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

■経費の負担区分

- 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- 活動のために現地で調達した資機材の費用
- 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償
- その他必要な経費については、事前に協議しておく。

第2項 県・市町村間の応援要請・受入れ

1. 県、他市町村への応援要請

(1) 県及び他市町村への応援及び職員派遣等の協力要請

県及び他の市町村に対する応援及び職員派遣等の協力要請は、原則として本部長が知事又は市町村長に対し文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、無線又は電話で行い、後日速やかに文書を送付する。

本部総括班は、次に示すとおり文書作成等を行う。

■ 応援及び職員派遣等の協力要請時に必要な記載事項

内容及び要請先		必要事項	根拠法令
応援の要請	県知事等	○災害の状況及び応援の内容 ○応援を必要とする期間	基本法第 68 条
	他市町村長等	○応援を希望する物資等の品名・数量等 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項	基本法第 67 条
職員及び派遣要請	県知事等 (派遣及び幹旋)	○派遣の幹旋を求める理由 ○派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数	派遣要請：基本法第 29 条 地方自治法第 252 条の 17 幹旋：基本法第 30 条
	市町村長等 (派遣)	○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項	

(2) 県への応援要請

本部長は、市に係る災害にて適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を記載した文書をもって応援又は職員派遣の幹旋を要請する。

■ 応援・職員派遣幹旋要請時に記載する事項

区分	記載事項
応援要請時に記載する事項	○災害の状況 ○応援（応急措置の実施）を要請する理由 ○応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ○応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ○応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ○その他必要な事項
職員派遣幹旋時に記載する事項	○派遣の幹旋を求める理由 ○派遣の幹旋を求める職員の職種別人員 ○派遣を必要とする期間 ○その他職員の派遣の幹旋について必要な事項

(3) 他市町村への応援要請

本部長は、市に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「宮崎縣市町村防災相互応援協定」に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

■ 他市町村への応援要請項目

- 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- 遺体の火葬のための施設の提供
- ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ボランティア団体の受付及び活動調整
- その他応援のために必要な事項

2. 応援受入れ体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

本部総括班は、他の市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため、連絡窓口を定める。

(2) 県・他市町等への通報等

市は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

本部総括班は、他の市町村、県、関係機関等から人的、物的応援を速やかに受入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制を確保するとともに、執務スペースにおいては感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についても受入れ施設を確保する。

第3項 他市町村への応援の実施

1. 応援の実施

市は、災害市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図る。

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう自己完結型の体制とする。

第4項 協定に基づく応援派遣要請

1. 協定に基づく応援派遣要請

本部総括班は、他市町村、全国中央卸売市場協会、宮崎市内郵便局及び事業所・団体との間で締結した災害時相互応援に関する協定、覚書、協力協定等に基づき応援を要請する。

資料編/2.協定等/【相互応援(協定一覧)】相互応援協定一覧

(1) 応援の種類

応援の種類は、次のとおりである。

■ 応援の種類

- 食糧、生鮮食糧品、飲料水、生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- 被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材
- 救援、救助活動に必要な車両の提供
- 救助、応急復旧に必要な職員の派遣
- その他必要な事項

(2) 要請の手続き

本部総括班は、応援を要請する市町村や事業所団体の連絡担当部課に対し、次の要請事項を明らかにして口頭又は電話で応援を要請し、後日文書を送付する。

■ 応援要請時に明らかにする事項

- 被害の概況
- 物資の品名、数量
- 職員の職種、人員数
- 応援場所、応援場所への経路
- 応援の期間
- その他必要な事項

2. 宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請

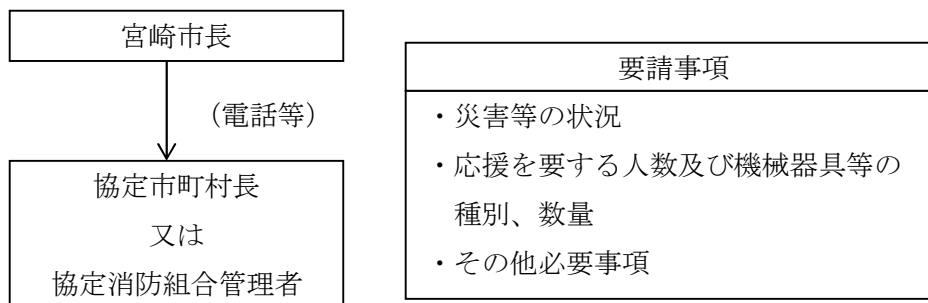
(1) 応援要請の方法

本部長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「宮崎県消防相互応援協定」に基づき市町村長又は消防組合管理者に対し、消防応援を要請する。

なお、対象とする災害は、市町村単独では対応できない大規模・特殊災害とする。

資料編/2.協定等/【相互応援(公共機関等)】宮崎県消防相互応援協定

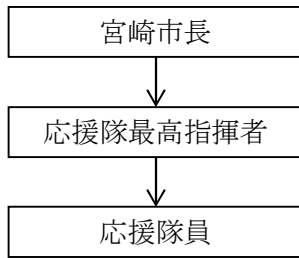
■ 応援出動の要請



(2) 応援の指揮系統

応援時の指揮系統は、次のとおりとする。

■ 応援出動時の指揮系統



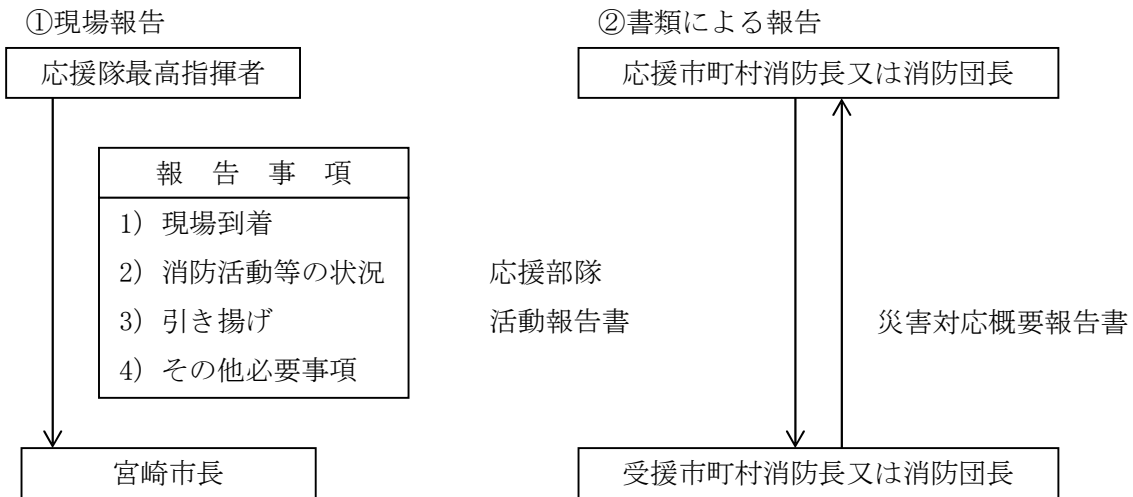
消防長若しくは消防団長
(ただし、緊急を要するときは直接
応援隊の隊員に指示する。)

(応援隊：他市町村から出動した消防隊救急隊等)

(3) 応援出動時の報告

応援出動時の報告は、次のとおりとする。

■ 応援出動時の報告



第5項 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

1. 指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、応援の必要があると認めるときは、指定公共機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関並びに指定地方公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

なお、要請を行う場合は、次の事項を示して協力を求める。

■ 指定地方行政機関又は指定公共機関等への要請時に明記する事項等

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的団体	○応援を必要とする理由 ○作業の内容 ○従事場所 ○就労予定期間及び時間	○り災者に対する炊出し作業 ○り災者に対する救出作業 ○救助物資の輸送配給作業 ○清掃防疫援助作業

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
	○必要期間、所要人員 ○集合場所 ○その他参考事項	○被害状況の通報連絡作業 ○その他必要とする作業

2. 各種団体への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、応援の必要があると認めるときは、各種団体に対し協力を要請する。

■各種団体への要請内容等

団体名	活動内容	管轄班（平常時）
宮崎地区建設業協会	○災害復旧作業（作業員及び土木資機材の提供） ○災害応急復旧作業（作業員及び重機等の提供）	土木班（土木課） 道路維持班（道路維持課） 建築行政班（建築行政課）
各地域婦人会連絡協議会 宮崎市自治会連合会	○炊き出し ○救援物資の配給 ○災害情報の収集、報告 ○その他の災害応急措置	生涯学習班（教育委員会） 地域コミュニティ班（地域コミュニティ課）
宮崎市赤十字奉仕団	○炊き出し ○援助金品の募集、整理	福祉総務班（福祉総務課）

第6項 防災救急ヘリコプターの応援要請

本部長は、災害応急対策のため必要があると判断した場合、「宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、防災救急ヘリコプターの緊急運航を要請する。

1. 緊急運航の要件・基準

本部長は、緊急運航の要件を満たし、かつ「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合に、緊急運航を要請できる。

資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程
資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準
資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要請のフローチャート

■緊急運航の要件

区分	要件
公共性	公共の安全を維持するため県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合等防災救急ヘリコプターを使用する以外に適切な手段方法がないこと。

2. 緊急運航の要請

本部長は、防災救急航空センター所長に対し、緊急運航の要請を行う。

■緊急運航の要請の連絡先

防災救急航空センター：宮崎市大字赤江（宮崎空港内）
電 話 56-0586（緊急時優先番号 56-0583）
F A X 56-0597

3. 要請方法

本部総括班は、防災救急航空隊に対して電話等により次の事項を明らかにした後、速やかに緊急運航要請書により手続きを行う。

■緊急運航要請時に必要な事項

- 災害の種別及び状況
- 災害の発生日時及び場所
- 災害発生現場の気象状況
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- 応援に要する資機材の品目及び数量
- 救急搬送の場合は搭乗する医師等の氏名
- その他必要な事項

第7項 緊急消防援助隊等の応援要請

1. 緊急消防援助隊等の派遣要請

本部長は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対応できない場合は、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を、次の事項を明らかにして知事に要請する。

■派遣要請時に必要な事項

- 災害の状況
- 必要な応援の概要（応援隊の種別・必要資機材、被災地への進入経路及び集結場所、臨時ヘリポートの場所等）

■応援派遣要請を必要とする災害規模

- 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- 災害が拡大し宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

第7節 避難収容活動

【施策の体系・実績責任者】

施策	担当部・班
第1項 避難に関する情報の伝達 1. 避難に関する情報の実施 2. 避難に関する情報の解除 3. 避難に関する情報の報告	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）支部総務班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班
第2項 警戒区域の設定 1. 警戒区域の設定 2. 警戒区域設定の伝達 3. 警戒区域の解除と伝達	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第3項 避難誘導の実施 1. 避難誘導の実施 2. 移送の実施・要請	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 管財班
第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営 1. 自主避難への対応 2. 指定避難所の開設・運営 3. 収容避難所の開設・運営	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 施設管理者 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）避難対策班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班 <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班
第5項 要配慮者への配慮 1. 要配慮者に対する避難誘導 2. 避難行動要支援者に対する対策 3. 指定避難所・収容避難所及び福祉避難所における対策 4. 社会福祉施設等における対応 5. 避難後の配慮 6. 外国人に対する対策	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 親子保健班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）避難対策班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班 <input type="checkbox"/> 秘書班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 施設管理者

第1項 避難に関する情報の伝達

1. 避難に関する情報の実施

（1）避難が必要となる災害

各班は、被害の拡大要因となる次の災害について、災害発生後、十分な警戒を行い、情報収集に努める。本部総括班は、住民に対して適切な避難に関する情報を提供する。

■避難が必要となる災害

- 土砂災害（がけ崩れ）
- 水害（河川、海岸、ため池等）
- 建物倒壊、延焼火災
- 危険物漏えい（劇毒物、爆発物）
- その他

(2) 避難に関する情報の区分

避難に関する情報は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に区分される。それぞれの発令時の状況、住民に求める行動は次のとおりである。

■ 避難に関する情報の区分

発令等順位	発令等時の状況	住民の避難行動
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> ○気象状況が悪化、今後気象状況悪化のおそれがある状況 ○周辺の危険性により住民自らの判断により避難を必要とした場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の指定された緊急避難場所等への避難行動を開始する ○自主的な避難先（親戚、知人宅やホテル・旅館等）に避難する
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生するおそれがある状況 ○災害リスクのある区域等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が危険な場所から避難行動を開始しなければならない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、地域の指定緊急避難場所等への避難行動を開始する立ち退き避難又は屋内安全確保を行う ○時間を要しない者は、避難準備や自主的な避難を行う
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生するおそれが高い状況 ○災害リスクのある区域等の通常の避難行動ができる者が危険な場所から全員避難しなければならない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の避難行動ができる者は、指定緊急避難場所等への立ち退き避難又は屋内安全確保を行う
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生又は切迫している状況（必ず発令される情報ではない） ○身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○命の危険があることから直ちに身の安全を確保する ○避難し遅れた者がとる次善の行動であり、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない

(3) 避難に関する情報の実施

風水害により、避難に関する情報を発令する際は、令和3年5月に国（内閣府）が示した「避難情報に関するガイドライン」に記載のある、警戒レベルを付して発令するとともに、住民がとるべき行動を明確に伝達する。

1) 高齢者等避難

本部総括班は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する要配慮者、避難行動要支援者に、避難のための立ち退きをするよう「高齢者等避難」の伝達を行う。

2) 避難指示

本部長（市長）、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又は発生のおそれの高い状況において、避難を必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し危険な場所からの立ち退きを指示する。

また、上階への垂直避難や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては屋内安全確保を促す。

なお、緊急を要する場合は、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、学校その他安全

な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置等について指示を受ける。

3) 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況（指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況）において「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容し、命を守るための最善の行動をとるよう伝達する。

■避難に関する情報の発令の実施責任者

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長 災害対策基本法 56 条	要配慮者等に対する避難に関する情報の発令	○要配慮者が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき
避難指示	知事及びその命を受けた職員 水防法 29 条 地すべり等防止法 25 条	立退きの指示	○洪水、雨水出水、津波、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	水防管理者 水防法 29 条	立退きの指示	○洪水、雨水出水、津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき
	本部長（市長） 災害対策基本法 60 条	立退き及び立退き先の指示	○災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
	警察官 災害対策基本法 61 条 警察官職務執行法 4 条	立退きの指示警告	○本部長（市長）が避難のための立退き等を指示することができないとき ○本部長（市長）から要求があったとき ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
	自衛官 自衛隊法 94 条	避難について必要な措置	○災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
緊急安全確保	本部長（市長） 災害対策基本法 60 条	緊急に安全を確保するための措置の指示	○災害が発生又は切迫した場合において「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したいとき
	警察官 災害対策基本法 61 条	緊急に安全を確保するための措置の指示	○本部長（市長）が緊急安全確保を指示することができないとき ○本部長（市長）から要求があったとき
知事による避難の指示の代行 災害対策基本法 60 条		○知事は、本部長（市長）がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退き及び指示に関する措置、緊急安全確保措置の全部又は一部を代行する	

※高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

※屋内での待避等の安全確保措置は、土砂災害、津波は除く。

■市長等の委任を受け避難に関する情報の発令の権限を有する者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○支部長○市長の命を受け、災害現場に派遣された職員○消防長の命を受け、災害現場に派遣された消防吏員及び消防団員 |
|---|

(4) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の基準

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、次の基準を参考として、気象警報・注意報の発表、河川等の状況も含めて総合的に判断し、発令する。

ただし、特に必要があると認められるときは、次の基準によらず発令する。

資料編/3.指針等/【避難指示等】河川、土砂災害、高潮関係の避難基準

■外水被害、内外水被害の場合の発令基準

発令区域	大淀川（外水被害） （洪水予報河川） ※本庁管内は柏田観測所を基準とし、区域は洪水ハザードマップの浸水想定区域とする。ただし、高岡総合支所管内は高岡観測所を基準とし、区域は高岡総合支所が主体となり、関係部署と協議し設定する。	大淀川の各支川及びその他の河川等（内外水被害） ※区域は、各避難発令部署が主体となり、関係部署と協議し設定。（各観測点も同様に、各避難発令部署が主体となり、関係部署と協議し設定する。）	
		「避難判断水位」設定有 （外水被害） （本庄川・清武川・水位周知河川）	「避難判断水位」設定無 （内水被害）
発令レベル			
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>大雨・洪水警報が発表され、○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル3水位）に達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されたとき。</p> <p>○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に達する予測が発表されているとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合）。</p> <p>ただし、夜間に警戒レベル3高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、避難判断水位にかかわらず、日没前に発令するものとする。</p>	<p>大雨・洪水警報が発表され、○設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル3水位）に達したとき。</p> <p>○設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル3水位）に達する前であっても、上流の観測点の水位が急激に上昇するなど、急激な水位上昇のおそれがあるとき。</p> <p>ただし、夜間に警戒レベル3高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、避難判断水位にかかわらず、日没前に発令するものとする。</p>	<p>大雨・洪水警報が発表され、設置した観測点の内水位が量水標の避難勧告水位（黄）に達し、引き続き水位が上昇すると予想されるとき。</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に達し、「大淀川下流部氾濫危険情報」が発表されたとき。</p> <p>○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想されるとき。</p>	<p>○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に達したとき。</p> <p>○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に達する前であっても、上流の観測点の水位が急激に上昇するなど、急激な水位上昇のおそれがあるとき。</p>	<p>設置した観測点の内水位が量水標の避難指示水位（赤）に達したとき。</p>

	<p>避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、暴風警報の発表後速やかに発令する。</p>		
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。</p>		
	<p><災害が切迫> ○設置した観測点の水位が氾濫開始相当水位に達したとき。 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。 <災害発生を確認> ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (「大淀川下流部氾濫発生情報」の発表、水防団からの報告等により把握できた場合)</p>	<p><災害が切迫> ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。 <災害発生を確認> ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団からの報告等により把握できた場合)</p>	<p><災害が切迫> ○設置した観測点の内水位が堤防高に達したとき。 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。 <災害発生を確認> ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団からの報告等により把握できた場合)</p>
	<p>○各発令判断基準水位は、資料編 5-32 に記載のとおり。</p>		<p>短時間又は局地的豪雨により、上記避難指示等が発令されない内に小河川等が氾濫し、安全な場所等への「立ち退き避難」が困難なときは、自主的判断により上階への移動等による「緊急安全確保」とする。</p>
<p>特記事項</p>	<p>○避難は、自宅等から指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立退き避難」を基本とする。 ○自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域外で、浸水しない居室があり、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できる場合、自主的な判断により「屋内安全確保」を行うことも可能とする。 ○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保を行うものとする。</p>		

■土砂災害の場合の発令基準

<p>発令区域 発令レベル</p>	<p>※区域は、県作成の土砂災害危険区域とする。ただし、従来の発令区域（地域防災計画書Aランク及び旧3町避難発令危険箇所）及び各避難発令部署で必要と判断される箇所を含む。</p>
<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p>	<p>以下のいずれかに該当する場合に発令する。 ○大雨警報（土砂災害）、それまでの雨量累計を参考とし、県総合河川砂防情報システムにより、危険度1（2時間以内に基準値超過を予想）となったとき。 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となったとき。 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。 ○近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化したとき等）が発見されたとき。</p>
<p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されたとき。 ○県総合河川砂防情報システムにより、危険度2（1時間以内に基準値超過を予想）となったとき。 ○土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となったとき。 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、暴風警報の発表後速やかに発令する。 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。</p>
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>	<p>「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。</p> <p><災害が切迫> ○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○県総合河川砂防情報システムにより、危険度3（現在、基準を超過している）となったとき。</p> <p><災害発生を確認> ○土砂災害の発生が確認された場合</p>
<p>特記事項</p>	<p>○避難は、自宅等から指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立退き避難」を基本とする。 ○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保を行うものとする。</p>

■高潮災害の場合の発令基準

発令区域 発令レベル	※区域は、各避難発令部署が主体となり、県が公表した高潮浸水想定区域を参考に関係部署と協議し設定する。
警戒レベル3 高齢者等避難	○高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 ○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。
警戒レベル4 避難指示	○高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表されたとき。 ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。
警戒レベル5 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。 ＜災害が切迫＞ ○水門等の異常が確認された場合 ＜災害発生を確認＞ ○海岸堤防等が倒壊した場合 ○異常な越波・越流が発生した場合
特記事項	○避難は、自宅等から指定避難所や安全な場所へ移動する「立ち退き避難」を基本とする。 ○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちよ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保を行うものとする。

(5) 避難に関する情報の伝達

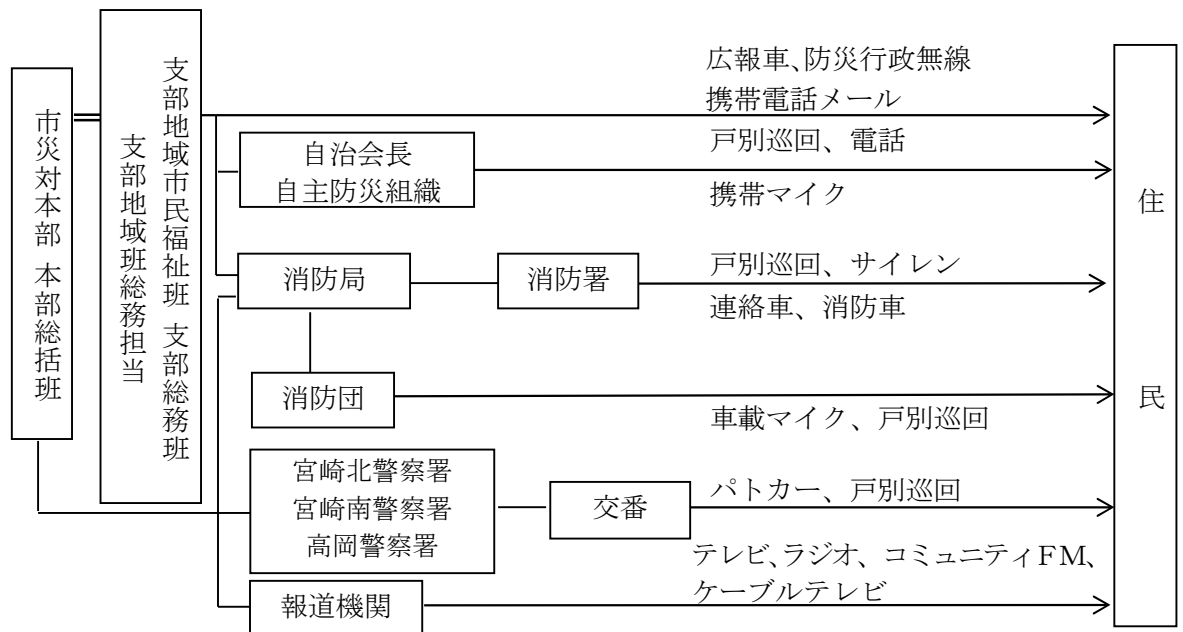
本部総括班は、避難のための立ち退き又は屋内待避等の安全確保措置が円滑に行われるよう、あらかじめ定められた方法により、住民に対して迅速かつ的確に伝達する。

■避難に関する情報等の伝達の方法及び伝達事項

区分	伝達事項						
伝達の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○消防局及び消防団員による拡声器又は口頭による周知 ○広報班等による広報車を用いた広報 ○同報系防災行政無線による伝達 ○警鐘、サイレン（水防信号）による伝達 <p style="text-align: center;">《避難指示の信号》</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">警 鐘 信 号</td> <td style="text-align: center;">サ イ レ ン 信 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乱 打</td> <td style="text-align: center;">1分 5秒 1分 5秒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○-○-○-○-○</td> <td style="text-align: center;">—— 休止 —— 休止</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオによる放送 ○電話による伝達（自治会等） ○戸別巡回、伝達網で伝達 	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒	○-○-○-○-○	—— 休止 —— 休止
警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号						
乱 打	1分 5秒 1分 5秒						
○-○-○-○-○	—— 休止 —— 休止						

区分	伝達事項
	<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページ（「宮崎市災害情報掲示板」）による伝達 ○携帯電話メールによる伝達 ○コミュニティFM、ケーブルテレビによる広報（協定に基づく） ○携帯電話会社の緊急速報メールによる伝達 ○口頭による徹底 電話、伝令により各自治会長に伝達し、班長を経て各世帯に大声で呼びかけるなど徹底を図る。なお、周知にあたり、警察署、自治会、自主防災組織等の協力を要請する。
伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ○発令者 ○差し迫っている具体的な危険予想 ○避難対象地域名 ○避難先及び必要に応じて避難経路 ○避難指示の理由 ○避難にあたっての注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等） イ 会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講じる。 ウ 避難者は、携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意する。 エ 避難者は、必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯する。

■避難に関する情報等の伝達経路及び方法



2. 避難に関する情報の解除

本部長（市長）は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。

なお、避難情報を解除する際には、今後の水位や土砂災害の見込み等について、必要に応じ国・県に技術的な助言を求めた上で解除する。

3. 避難に関する情報の報告

(1) 知事への報告

本部長（市長）は、市の高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行ったとき若しくは解除したとき又は警察官等から避難の指示等を行った旨の報告を受けたときは、速やかに知事に報告する。

(2) 関係機関への連絡

本部長（市長）は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行ったとき又は解除したときは、必要に応じて警察等の関係機関にその旨を連絡する。

(3) 市長に対する通知

警察官等は、避難の指示等を行ったときは、速やかに本部長（市長）にその旨を通知する。

第2項 警戒区域の設定

1. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、住民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

なお、本部長（市長）からの要求等により、警察官及び災害派遣を求められた自衛官が本部長の職権を行った場合は、その旨を本部長（市長）に通知する。

■災害対策基本法及び他の法律に基づく警戒区域の設定権者とその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	○災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官	災害全般	○上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する	災害対策基本法 第63条第2項
	自衛官	災害全般	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき ○この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する	災害対策基本法 第63条第3項
	知事	災害全般	○市長がその事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
消防長 消防署長		火災 その他	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	○上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法 第23条の2第2項
消防吏員 消防団員		火災 その他	○災害（水災除く）の現場において必要と認められるとき	消防法 第28条第1項 第36条第8項
	警察官	火災	○上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法 第28条第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○水防上緊急の必要がある場所	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	○上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防法 第21条第2項

（2）警戒区域の範囲

各設定権者は、警戒区域の設定は住民等の生活行動を制限するものであることを踏まえ、被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、混乱をきたさないよう十分に留意し、設定した警戒区域内における対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を適切に判断する。

2. 警戒区域設定の伝達

各設定権者は、設定した警戒区域、設定の理由など必要な情報を適切な方法で住民及び関係機関等に伝達する。

3. 警戒区域の解除と伝達

各設定権者は、対象区域の危険がなくなった場合には、設定した警戒区域を解除する。本部総括班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を関係する住民に伝達する。

第3項 避難誘導の実施

1. 避難誘導の実施

（1）避難誘導の実施

避難誘導の実施者は、災害の規模や状況に応じて、次の要領で避難誘導を実施する。特に要配慮者に対しては、安全かつ的確な避難誘導を実施する。

■ 避難誘導の実施者

避難誘導の対象	避難誘導の実施者
住民	当該地区の消防団員、自主防災組織等が警察等関係機関の協力のもと実施する。
保育所、幼稚園、小中学校、福祉施設、事業所その他多数の人が集まる場所	防火管理者及び管理権限者等が避難誘導を実施する。
市庁舎等	自衛消防隊の避難誘導班が来庁者の避難誘導を実施する。
交通機関等	交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき避難誘導を実施する。

■ 避難誘導の実施要領

<ul style="list-style-type: none"> ○誘導、移送に際しては、避難計画等をもとに避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等の危険性について、避難者に周知する。 ○危険な地点には、標示・なわ張り等を行い、監視要員を配置する。 ○避難順路は、本部長から特に指示がないときは、危険箇所を避け、避難の誘導者が指導する。 ○誘導員は、人員の点検を適宜行い、避難中の事故防止を図る。 ○避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止とその他必要な指示を行う。 ○避難は高齢者、幼児、傷病者、障がい者等要配慮者から優先的に行う。

(2) 携帯品の制限

避難時の携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさないため最小限度のものとし、次のものを目安とする。

■ 避難時の携行品の目安

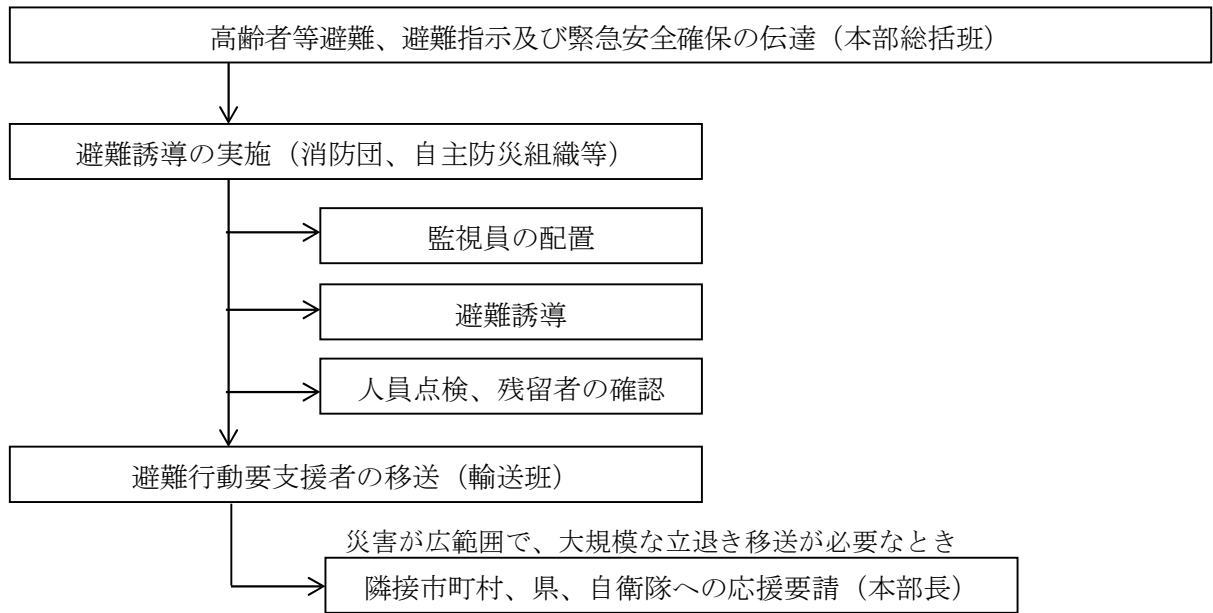
区分	携行品
緊急を要する場合	○生命・身体の安全確保を第一義とし、携行品の持出しに時間を費やさないようなもの。
時間的余裕がある場合	○3日分程度の食糧及び飲料水等 ○日用品、救急用医薬品、雨具、懐中電灯、ラジオ、タオル、貴重品等 ○動きやすい服装、帽子、必要に応じ防寒具等

2. 移送の実施・要請

輸送班は、避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、車両、舟艇等により移送する。

また、本部長は、災害が広範囲で、大規模な立ち退き移送を必要とし、市において対処できない場合、隣接市町村、県、自衛隊に移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の確保を要請する。

■住民の避難誘導の要領



■ 第4項 指定避難所及び収容避難所の開設・運営

1. 自主避難への対応

各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）は、住民が自主避難するときは、隣接する指定避難所又は当事務所施設内などを「自主避難所」として開放する。なお、必要に応じて、避難所の管理要員として避難所配備職員を当該指定避難所などに派遣する。

2. 指定避難所の開設・運営

(1) 避難所配備職員の派遣

各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）は、避難に関する情報が発令された場合、速やかに指定避難所の全てまたは一部の開設を決定し、管理要員として避難所配備職員を当該指定避難所へ派遣する。

(2) 指定避難所の開設

派遣された避難所配備職員は、当該指定避難所を開設する。

ただし、指定避難所の開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

■急を要する場合の指定避難所の開設方法

勤務時間内・外	開設方法
勤務時間内に指定避難所を開設する場合	○指定避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。 ○避難者が収容を求めた場合は、本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）に避難所配備職員の派遣を要請する。
勤務時間外に指定避難所を開設する場合	○避難所配備職員は、指定避難所開設が必要な場合は、各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）に直ちに参集し、必要な資機材を持って避難所を開設する。

■指定避難所における収容対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

(3) 臨時の避難所の開設

本部避難対策班は、事前に指定された避難所だけでは避難者を収容できない場合は、避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対し、臨時の避難所として施設の提供を要請する。

なお、臨時の避難所を開設するときは、避難所配備職員を配置するとともに、開設後は指定避難所と同等に扱う。

(4) 福祉避難所

本部避難対策班は、要配慮者支援班と連携し、高齢者及び障がい者等が避難所において特に配慮を必要とする状況となった場合は必要に応じて福祉避難所を開設する。

開設の際は、避難者及び避難所の状況を勘案する。

(5) 他機関への管理・運営

本部長（市長）は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し、指定避難所の開設について応援を要請する。

(6) 指定避難所の管理・運営

1) 指定避難所の管理

避難所配備職員は、指定避難所の管理を行う。また、施設管理者は、施設の避難所利用に対し協力する。

2) 指定避難所の運営

指定避難所は、原則、自治会や自主防災組織等を中心とした市民組織が自主的に運営する。ただし、災害発生後の初期段階では、避難所配備職員及び施設管理者が運営する。

なお、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校を避難所として開設した場合、教職員が避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

①避難所受付簿の作成

指定避難所を開設した際は、避難所受付簿の記入を要請する。

資料編/6. 様式/【避難収容】避難者受付簿

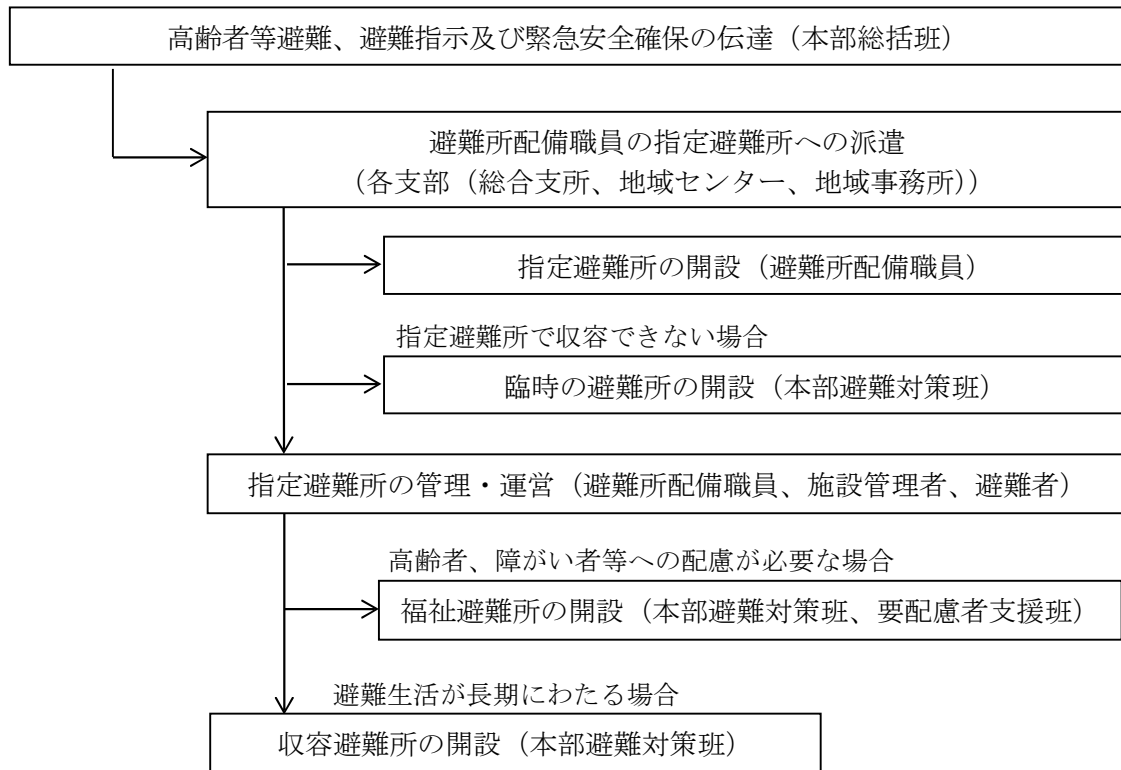
②避難所における新型コロナウイルス感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症対策については「新型コロナウイルス感染症対策に係る宮崎市避難所運営マニュアル（令和2年5月作成）」に基づき行うものとする。

3) 報告

避難所配備職員は、住民の避難状況等について、各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）に適宜、報告する。

■指定避難所等の開設手順



3. 収容避難所の開設・運営

(1) 収容避難所の開設

本部避難対策班は、避難生活が長期にわたる場合、住家被害により居住場所を失った者、帰宅ができなくなった者の収容を目的とした収容避難所を開設する。

収容避難所は、幹部会議において指定避難所のうちから適切な施設を収容避難所として選定・指定する。

なお、指定避難所で対応できない場合は、必要に応じて公的宿泊施設、民間宿泊施設を確保する。

(2) 収容避難所開設の広報・報告

広報班は、収容避難所の開設後、速やかに住民に対してその旨を広報する。また、本部長は、県知事に対して次の事項を報告する。

■知事に対する報告事項

- 収容避難所開設の目的
- 開設した収容避難所の位置、施設名称
- 収容人員
- 開設期間の見込み

(3) 収容避難所の管理・運営

1) 収容避難所責任者の選定

収容避難所に避難した避難者は、避難所配備職員や自治会長、班長、自主防災隊、消防団、施設管理者、ボランティア団体代表や地元企業等の代表者らと連携し、収容避難所の開設後、

自治会又は自主防災組織の会長等から避難所の責任者（以下、「避難所責任者」という。）を定める。人選に当たっては、避難者の多様なニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるよう男女双方から避難所責任者を選出するなどの配慮を行う。

また、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。

2) 収容避難所の管理・運営

避難所責任者は、避難所配備職員の指導のもと、避難者やボランティア等と協力し、自主的に収容避難所の管理・運営を行う。管理・運営に当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点、子ども・若者・高齢者・障がい者等の多様な主体の意見に配慮する。

■ 収容避難所の管理・運営の留意点

- 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
- 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること
- 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする
- 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけること
- 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携しながら相談窓口の周知広報に努めること
- 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する。なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること

① 避難者カード・名簿の作成

避難者カード・避難者名簿は、避難所運営及び安否・消息確認のための基礎資料となるものである。収容避難所を開設した際は、まず避難者カードを配り、各世帯単位に記入することを要請する。

また、避難者名簿は、避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、本部へ報告する。

なお、収容避難所で生活せず、食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報、民生委員・児童委員や介護保険事業者等が把握している要配慮者の居場所や安否の情報を把握し、県等へ報告を行う。

資料編/6.様式/【避難収容】避難者カード

資料編/6.様式/【避難収容】避難者名簿

② 部屋（場所）の割り振り

部屋・区画は、可能な限り自治会で割り振り、間仕切りを世帯単位で行うなど、プライバシーの保護に努める。

また、部屋ごとに代表者を選定するよう依頼し、以降の情報の連絡等についての窓口役になるように要請する。

■部屋の代表者の役割

- 避難所責任者からの指示、伝達事項の周知
- 給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- 物資の配布活動等の補助
- 避難者の要望・苦情等のとりまとめ

③食糧、生活必需品の請求、受取、配給

避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち現地で調達の不
可能なものについては、本部へ要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取り、配分したときには、物品の受け払い簿に記入のう
え、部屋ごとに配給を行う。

資料編/6.様式/【避難收容】物品受払簿

④收容避難所の運営状況及び運営記録の作成

避難所の運営状況を把握し、傷病人の発生等特別の事情のあるときは、その都度、本部へ
報告する。また、避難所の運営状況については「避難所状況把握書」にとりまとめ、1日に
1回本部へ報告する。

資料編/6.様式/【避難收容】避難所状況把握書

■避難所状況把握書への記載事項

- 避難所名、発信者名
- 避難者数（性別、乳幼児・小中学生・高校・大学生・成人・高齢者別）
- 負傷者、緊急治療及び介護を要する者（人数、状態）
- 必要とする食糧・備品等（必要数量）
- 施設の状況（電気、電話、上下水道、ガス）等

⑤避難生活の長期化への対応

避難生活の長期化が見込まれる場合は、必要な備品や設備を調達するとともに、避難者の
健康状態や衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

また、関係者以外の立入りを禁止して防犯に努めるほか、報道機関等の取材・立入りにつ
いては制限又は節度を求める等して被災者の精神安定に配慮する。

■避難生活の長期化への対応措置

区分	長期化への対応措置
避難者の健康状態 に関すること	○暑さ、寒さ対策の必要性 ○食糧の確保、配食等の状況 ○避難者に対するプライバシーの確保状況 ○簡易ベッド等の活用状況 ○医師・保健師・管理栄養士等による巡回の頻度
避難所の衛生状態 に関すること	○入浴施設設置の有無及び利用頻度 ○洗濯等の頻度 ○ゴミ処理の状況
設備・備品（例）	○たたみ、マット、カーペット ○間仕切り用パーティション

	<ul style="list-style-type: none">○冷暖房機器○仮設風呂・シャワー○洗濯機・乾燥機○仮設トイレ 等
--	---

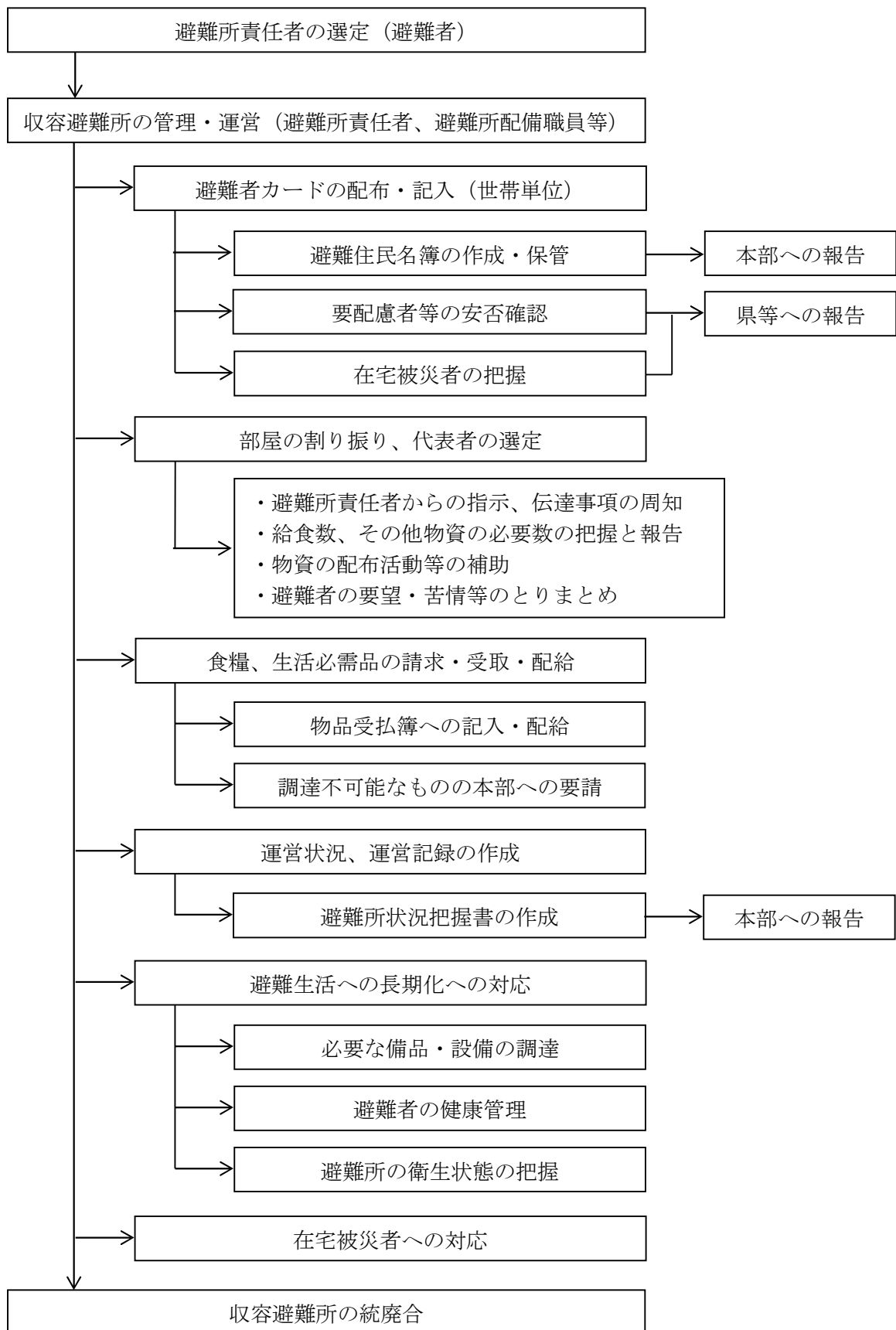
⑥収容避難所以外の被災者への対応

本部避難対策班は、地域保健班、健康支援班と連携し、やむを得ず収容避難所に滞在することができない被災者に対し、生活環境の確保が図られるよう、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等を行う。

(4) 収容避難所の統廃合

本部避難対策班は、災害の復旧状況や収容避難所の人数等により、収容避難所の統合及び廃止を行う。

■ 収容避難所の運営手順



第5項 要配慮者への配慮

1. 要配慮者に対する避難誘導

各支部は、消防対策部や警察及び自主防災組織等の地域住民と連携し、自力で避難が困難な要配慮者の速やかな避難誘導を行う。

また、災害の発生状況により必要な場合は避難の誘導及び介助のため、消防対策部の出動を要請する。

2. 避難行動要支援者への対策

(1) 要員の確保

本部避難対策班及び要配慮者支援班は、専門職等を所管する各班と連携し、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務に対応するため、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる専門職等の確保に努める。

(2) 安否確認、救助活動

各支部は、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行い、要配慮者支援班若しくは福祉対策部からの指示により報告を行う。

また、各支部は、警防班や各消防署班、消防団班と連携し、避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員、自主防災組織、福祉団体、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

(3) 搬送体制の確保

各支部は、輸送班と連携し、自主防災組織等の協力も得て、避難行動要支援者を搬送する。また、緊急を要する場合は、警防班や各消防署班、消防団班と連携し、搬送する。

3. 指定避難所・収容避難所及び福祉避難所における対策

支部（総合支所）地域市民福祉班、支部（地域センター）避難対策班、支部（地域事務所）地域班は、指定避難所及び収容避難所を開設するにあたり、バリアフリー化されていない場合は、要配慮者が利用しやすいようスロープや障がい者用トイレの仮設に努め、おむつの交換・授乳等ができる場所の確保等、適切に配慮する。

また、要配慮者に対しては次表のような様々な対策や配慮が必要となるため、地域保健班、健康支援班及び各班と連携し、相談窓口の設置や巡回相談等により支援ニーズを把握し、必要なサービスの提供に努める。

福祉避難所においても、生活相談員は要配慮者の相談等により必要となる支援を把握し、サービス提供を行う。

■指定避難所・収容避難所及び福祉避難所における対策や留意点

区分	対策・留意点
指定避難所・収容避難所における対策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。 ○障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。 ○食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように配付に配慮すること。また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。 ○避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いること。 ○要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティアや関係団体へ協力を要請すること。 ○一般の避難所での生活が長期化した場合、必要に応じて福祉避難所への移送の調整を行うこと。
福祉避難所における対策	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の指定避難所・収容避難所における対策 ○要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を配置するとともに、男女双方の視点に配慮すること。 ○相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。 ○避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

4. 社会福祉施設等における対応

福祉対策部及び子ども未来対策部は、関係機関と連携し、社会福祉施設の人的被害や建物被害、指定避難所や他の社会福祉施設への収容の可否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認するなど社会福祉施設を支援する。

施設の管理者は、社会福祉施設等が被災した場合には、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、速やかに入所者の安全を確保する。

被災をしなかった社会福祉施設の管理者は、在宅の被災者の緊急入所の必要性が生じた場合、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

5. 避難後の配慮

(1) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

各支部は、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅や指定避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施する。

要配慮者支援班、本部避難対策班は、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(2) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

本部避難対策班、支部（総合支所）地域市民福祉班、支部（地域センター）避難対策班、支部（地域事務所）地域班は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

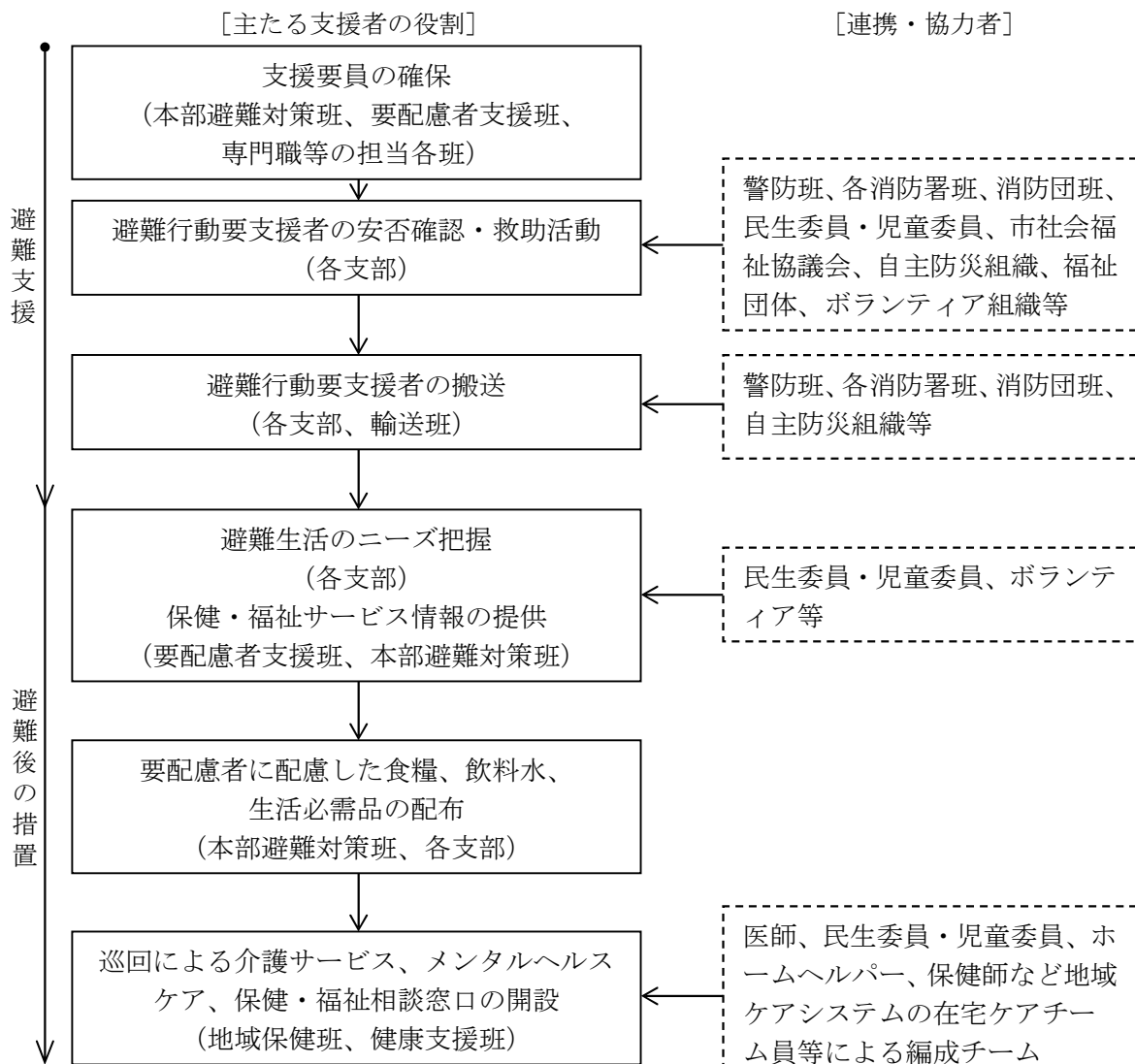
(3) 保健・福祉巡回サービス

地域保健班、健康支援班は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、指定避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(4) 保健・福祉相談窓口の開設

地域保健班、健康支援班は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

■避難行動要支援者に対する対策



6. 外国人に対する対策

(1) 避難誘導

秘書班は、広報班と連携し、広報車や防災行政無線等を活用して多言語等による広報を実施するとともに、安全かつ速やかに外国人の避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

秘書班は、警防班や各消防署班、消防団班と連携し、警察、自主防災組織、自治会等の協力も得て外国人の安否確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

秘書班は、広報班と連携し、指定避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。

また、指定避難所においては、食糧・物資等の配布場所等の情報を多言語で表記する等の配慮を行う。

(4) 外国人相談窓口の設置

秘書班は、外国人のための相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

■要配慮者関連施設

施設	関連法
児童福祉施設	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条に基づく施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
障がい児通所支援施設	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の2に基づく施設
老人福祉施設及び老人居宅生活支援事業を行う事業所	老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第5条の3に基づく施設及び第5条の2に基づく老人居宅生活支援事業を行う事業所（訪問サービスを除く） 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所
有料老人ホーム	老人福祉法第29条に基づく施設
障がい者支援施設及び障がい福祉サービス事業所の一部	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律123号）第5条に基づく施設及び障がい福祉サービスを行う事業所（訪問系サービスを除く）
地域生活支援事業所の一部	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に基づく地域生活支援事業所（福祉ホーム及び通所系事業所に限る）
医療提供施設	医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の2②に基づく施設 病院、診療所、老人保健施設
幼稚園	学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第22条に基づく幼稚園
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第3条に基づく施設

施設	関連法
小学校	学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第29条に基づく小学校
中学校	学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第45条に基づく中学校
その他	<p>A：生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条②③④⑤⑥に基づく施設 救護施設、更生施設、授産施設、医療保護施設、宿所提供施設</p> <p>B：学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第72条に基づく施設・特別支援学校をいう。</p> <p>C：その他実質的に要配慮者に関連する施設</p>

第8節 救助・救急及び消火活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 救助・救急活動 1. 消防対策部による救助・救急活動 2. 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施 3. 応急救護所の設置 4. 医療機関への搬送 5. 他機関への協力要請 6. 土砂災害時の救助活動	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 消防計画 1. 情報収集、伝達 2. 応援要請 3. 消防用緊急通行車両の通行の確保	<input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部総括班

第1項 救助・救急活動

消防対策部は、災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施する。

■救助・救急の原則

- 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、市が行うことを原則とする。
- 県、県警察及び自衛隊は、市が行う救助・救急活動に協力する。
- 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- 市は、当該市の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- 自衛隊の救助・救急活動は「第6節第1項自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保」の定めるところにより行う。

1. 消防対策部による救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達

消防対策部は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

また、消防対策部長は、災害の状況を本部長（市長）及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害後に多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた宮崎市消防計画に基づき組織的な対策をとる。

救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携のうえ、実施する。

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

2. 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

■住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動

- 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- 自主的な防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救助を図る。
- 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受ける。

3. 応急救護所の設置

保健医療班は、必要に応じて災害現場に応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

4. 医療機関への搬送

- 1) 保健医療班は、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、搬送先の医療機関が治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、消防対策部に伝達する。
- 2) 保健医療班は、消防対策部に配車・搬送を要請し、救急車等で医療救護活動が可能な医療機関へ搬送する。救急車等が不足し、緊急を要する場合は、市有車両又は調整した民間車両を使用する。

5. 他機関への協力要請

「第3章 第6節 応援要請・受入れ」に準ずる。

6. 土砂災害時の救助活動

消防対策部は、土砂災害による被害を拡大させないため、救出計画を立案した上で、直ちに救助活動を実施するとともに、新たな土砂崩れ等の二次災害の防止について、次のような対策を検討し、各班と連携をとり実施する。

■救出計画

- 被災者の救出
- 倒壊家屋の除去
- 流出土砂・岩石の除去
- 救助資機材の調達
- 関係機関の応援体制

■土砂崩れ等の二次災害の防止対策

区分	対策
土砂災害の発生、拡大防止	○仮排水路の設置 ○不安定土砂の除去 ○ブルーシート張り
作業員の安全対策	○土のう積み ○仮設防護柵の設置 ○監視員等の配置 ○安全確認の徹底 ○退避の方法、連絡手段等の徹底

第2項 消防計画

1. 情報収集、伝達

(1) 被害状況の把握

消防対策部は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

消防対策部長は、災害の状況を本部長（市長）に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2. 応援要請

(1) 応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事等に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(2) 応援隊の派遣

市は、消防相互応援協定及び知事の措置の求め等により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。応援に際しては「宮崎市消防局緊急消防援助隊応援計画」等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(3) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは、「宮崎市消防局緊急消防援助隊受援計画」等に基づいて行う。

3. 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令及び措置を行うことができる。

第9節 医療救護活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 医療体制 1. 医療機関の動員計画 2. 医療救護活動 3. 保健・医療対策 4. 指定避難所の巡回 5. 医療機関等への応援要請 6. 補償	<input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 親子保健班
第2項 搬送体制の確保 1. 搬送の分担 2. 医療機関への搬送方法 3. 広域搬送体制の整備	<input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第3項 医療情報の確保	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 保健医療班
第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策 1. 災害時医療の対象と範囲 2. 災害時医療体制の確立	<input type="checkbox"/> 保健医療班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 消防対策部

第1項 医療体制

1. 医療機関の動員計画

(1) 医療救護班の編成

保健医療班は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社宮崎県支部等に対して、医師、看護師、薬剤師、その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班を編成する。

保健医療班、地域保健班、健康支援班、保健衛生班、親子保健班は、医療救護班と連携し、医療救護活動にあたる。

■医療救護班の編成基準

○医師 1名	○看護師等 3名	○事務担当者 1名
--------	----------	-----------

(2) 医療機関の動員計画

福祉総務班及び保健医療班は、県、日赤、医師会等医療関係団体に対し、医療救護の協力要請を行う。

1) 県への要請

本部長は、市において医療救護活動が困難な場合、県知事に対して医療救護班の派遣を要請する。

要請する場合は、次の事項を明らかにして行う。

■県への派遣要請時に必要な事項

○派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等ごとの医師、看護師数）	○派遣場所
○必要とする医療救護班数	○災害の種類・原因等その他の事項
○救護期間	

2) 民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう各機関の連携を図る。

3) 災害拠点病院

県が指定する災害拠点病院をはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤宮崎県支部、市消防局等の関係機関と連携し、医療救護体制を確立する。

なお、緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備活用を図る。

■災害拠点病院

種別	医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全 域	県立宮崎病院 宮崎市北高松町5-30 TEL：0985-24-4181
		宮崎大学医学部附属病院 宮崎市清武町木原5200 TEL：0985-85-1510
地域災害拠点病院	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院 宮崎市大字有田1173番地 TEL：0985-77-9101 宮崎善仁会病院 宮崎市新別府町江口950-1 TEL：0985-26-1599

注) 宮崎東諸県医療圏の救急告示医療機関については【資料編/5.資料等/【医療救護】救急告示施設一覧】を参照する。

(3) 救護所の設置

保健医療班は、医師会等医療関係団体との連携により、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設又は適当な地点に応急救護所を設けるとともに、学校・公民館等に救護所を設置し、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。

救護所の設置予定地は、次のとおりである。なお、災害の状況に応じて、これ以外の施設へも救護所を設置する。

■救護所の設置場所

地区	設置場所
中央北地区	宮崎東中学校、宮崎小学校、東大宮中学校、宮崎西中学校、潮見小学校
中央南地区	大淀中学校、赤江中学校、恒久小学校、国富小学校、大塚中学校
瓜生野地区	瓜生野小学校
木花地区	木花中学校
青島地区	内海小学校
倉岡地区	倉岡小学校
住吉地区	住吉中学校
生目地区	生目小学校
佐土原地区	佐土原総合文化センター
田野地区	田野中学校

地区	設置場所
高岡地区	高岡小学校
清武地区	清武中学校、加納小学校

2. 医療救護活動

(1) 医療救護活動の種類

医療救護班は、災害の状況に応じて適切な医療を行うため、次のような救護活動を行う。

■傷病度合による選別等（トリアージ）

<input type="checkbox"/> 医療救護（助産も含む）	<input type="checkbox"/> 死亡確認
--------------------------------------	-------------------------------

(2) 医療救護活動のための装備

医療救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

(3) 救護所での活動

地域保健班、健康支援班は、医療救護班と連携し、重傷者を医療機関で優先的に治療することを原則とし、次のような活動を行う。

なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回して医療救護を実施する。

■救護所での活動

<input type="checkbox"/> 負傷者の傷害等の程度の判別	<input type="checkbox"/> 転送困難な患者に対する医療
<input type="checkbox"/> 重傷者に対する応急措置	<input type="checkbox"/> 軽傷者に対する医療
<input type="checkbox"/> 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定	<input type="checkbox"/> 死亡の確認
※必要に応じて、医療機関への緊急連絡事項を簡単に記したメモ（トリアージタグ）を負傷者に装着する。	

(4) 医療機関での活動

1) 医療機関との連携

保健医療班、健康支援班は、医療救護活動が可能な医療機関と連絡・調整をとる。

2) 医療機関での活動

医療機関では、主として次の医療活動を実施する。

■医療機関における医療活動

<input type="checkbox"/> 重傷病者への優先医療
<input type="checkbox"/> 助産
<input type="checkbox"/> 遺体の検案
<input type="checkbox"/> 医療救護活動の記録、市災対本部への収容状況等の報告

(5) 報告

保健医療班は、開設した救護所の状況を救護所開設状況報告にまとめ、本部に報告する。

資料編/6.様式/【医療救護】救護所開設状況報告

3. 保健・医療対策

(1) 重症度の判定（トリアージタグ）

現地医療救護班の医師は、疾病者を次の4段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う（トリアージとは、災害発生時等に多数の負傷者が同時に発生した場合、負傷者の緊急性や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うための負傷者の治療優先順位を決定することをいう）。

- 1) 傷病の緊急性や重傷度に応じ、次の4区分に分類し、トリアージタグをつける。
- 2) 限られた医療スタッフ・医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の負傷者の治療を行うため、災害規模等によりトリアージの運用は変更される。

■重症度の判定

順位	分類	識別色	負傷者等の状況
第1順位	重症	赤色（Ⅰ）	直ちに処置を行えば救命が可能な者
第2順位	中等症	黄色（Ⅱ）	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者
第3順位	軽症	緑色（Ⅲ）	上記以外の軽易な傷病でほとんど専門医の治療を必要としない者
第4順位	死亡	黒色（Ⅳ）	既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

(2) 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や難病患者等へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

- 1) 人工透析・難病患者・精神障がい者等の対応

保健医療班及び健康支援班は、災害によって最寄りの医療機関で必要な医療を受けることが不可能となった患者が発生した場合、医師会や他の医療機関と連絡調整し、人工透析等を円滑に受けることができるよう努める。

- 2) 精神保健対策

保健医療班及び健康支援班、親子保健班は、災害後のPTSD（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安に対する対応を行う。

(3) 保健活動

保健医療班、地域保健班、健康支援班、親子保健班は、災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策として、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施するとともに、こころのケアに対する相談・啓発を行う。

4. 指定避難所の巡回

避難生活が長期にわたる場合は、指定避難所における感染症の予防、その他精神保健等を目的として、医師、看護師等による巡回診療を行う。

保健医療班、地域保健班、健康支援班は、巡回のために次の事項を行う。

■指定避難所の巡回

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○巡回計画の作成 ○指定避難所への巡回診療の広報 | <ul style="list-style-type: none"> ○医師会等への連絡・調整 |
|---|--|

5. 医療機関等への応援要請

(1) 医療施設の確保

本部総括班は、医療救護班又は市内の病院、診療所等での処置が困難な場合には、県及び隣接市町村等の協力を得て、最寄りの医療機関に協力を要請し、収容施設を確保する。

(2) 医薬品・資機材の確保

保健医療班及び保健衛生班は、災害の種類・規模に応じて、薬剤師会及び日本チェーンドラッグストア協会宮崎県支部との災害協定に基づき、関係医薬品・医療用資機材を調達する。市の要請により出動した医療救護班が使用する医薬品等については、市が調達した医薬品をもって対応するが、不足する場合は自己が携行した医薬品等を使用する。この場合、費用については、市が実費弁償する。

資料編/2.協定等/【物資提供】災害時における医薬品等の調達に関する協定書
資料編/2.協定等/【被災者支援】災害時における医療救護活動に関する協定書

6. 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

第2項 搬送体制の確保

1. 搬送の分担

消防対策部は、原則として被災現場から救護所までの搬送を行う。ただし、状況に応じて地域まちづくり推進委員会、自治会、住民が実施する。救護所から医療救護活動が可能な医療機関への搬送については、消防対策部及び健康管理対策部が連携を図り、対応する。

2. 医療機関への搬送方法

健康管理対策部は、消防対策部に配車・搬送を要請し、救急車等で医療救護活動が可能な医療機関へ搬送する。救急車等が不足し、緊急を要する場合は、市有車両又は調達した民間車両を使用する。

3. 広域搬送体制の整備

市内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び市が緊急搬送機関と連携しながら行う。

第3項 医療情報の確保

市は、常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、災害発生時の的確な医療救護活動の実施を図る。

また、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報については、EMIS（広域災害救急医療情報システム）により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講じる。

■情報収集・連絡体制の確立に必要な事項

- 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、県福祉事務所、災害拠点病院等との情報交換を行う。
- 拠点病院等の医療機関、医師会、県福祉事務所、警察、消防局、自衛隊等との連絡体制の確立を図る。
- 災害発生後における被災医療機関からの被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し状況把握を行う。
- 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第4項 集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間で集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な医療提供体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して災害時医療の実施に万全を期する。

1. 災害時医療の対象と範囲

(1) 災害時医療の対象

暴風、豪雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等、基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害により、傷病者が多数に及ぶ早急な医療救護活動を必要とするものを、災害時医療の対象とする。

(2) 災害時医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド（応急手当）、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な医療を災害時医療の範囲とする。

2. 災害時医療体制の確立

災害時には、限られた医療資源（人・物）の中で、いかに多くの傷病者に対応するかが求められる。そのため、市は、災害時医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力を万全を期し、活動体制の確立を図る。

■活動体制

- 現地における応急救護所の設置並びに管理
- 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- 日赤に対する出動要請
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会に対する出動要請

第10節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 交通規制の実施 1. 被害状況の把握 2. 交通規制の実施 3. 交通情報の整理・伝達	<input type="checkbox"/> 道路維持班
第2項 緊急輸送道路の確保 1. 緊急輸送道路の安全確保 2. 放置車両等の移動等の措置	<input type="checkbox"/> 道路維持班
第3項 緊急輸送 1. 緊急輸送の範囲 2. 緊急輸送の手段	<input type="checkbox"/> 各班
第4項 車両等の確保 1. 車両等の調達 2. 燃料の調達 3. 車両等の配車・運用 4. 緊急輸送車両の確認 5. 緊急交通路の確保	<input type="checkbox"/> 輸送班
第5項 航空輸送・ヘリポートの開設 1. 航空輸送 2. ヘリポートの開設方法 3. 開設場所	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> スポーツランド推進班
第6項 鉄道輸送	<input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 都市戦略班
第7項 海上輸送	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 都市戦略班

第1項 交通規制の実施

警察署は、国道、県道、市道の道路管理者と協力し、次のとおり市内道路の交通規制を実施する。

1. 被害状況の把握

道路維持班は、道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

■パトロール時の留意点

- 法面の土砂や樹木の崩落状況
- 側溝等の流水状況
- 橋梁の滞留物の状況
- 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- 応急復旧に必要な資機材の判断

2. 交通規制の実施

(1) 道路管理者による交通規制

道路管理者は、次のような交通規制を実施する。市道については、道路維持班が道路施設の巡回調査に努め交通規制を実施する。この場合は、警察署にその旨を通報する。

本部長は、市道以外の道路、橋梁で緊急に交通規制を必要とする場合、警察署に通報し規制を実施する。

■道路法に基づく交通規制の内容等

交通規制を行う状況	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合
交通規制の目的	道路の構造の保全、交通の危険防止
規制内容・措置	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限 通行禁止・制限の対象区間、理由を明記した道路標識を設置必要な場合は、道路標識にまわり道を明記
根拠法令	道路法第46条

■国道 220 号通行規制基準

通行規制区間	通行規制基準	危険内容	観測所	備考
宮崎市内海～ 日南市富士	・連続雨量が、170mm に達した場合 ・落石等のおそれがある場合	落石及び 土砂崩壊	伊比井・富士 の各テレメ ーター	連続雨量の計測に当っては、以前の降雨が3時間で2mm以下の場合には0として新たに計測する

■国道 10 号通行規制基準

通行規制区間	通行規制基準	危険内容	観測所	備考
宮崎市高岡町 内山～都城市 高城町本八重	・連続雨量が、200mm に達した場合	落石及び 土砂崩壊	四家のテレ メーター	連続雨量の計測に当っては、以前の降雨が3時間で2mm以下の場合には0として新たに計測する

(2) 公安委員会又は警察署長による交通規制

公安委員会又は警察署長は、次のとおり交通規制を実施する。

■基本法に基づく交通規制の内容等

交通規制を行う状況	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、災害応急対策上必要があると認めるとき
交通規制の目的	災害応急対策の的確かつ円滑化
規制内容	区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限
根拠法令	基本法第76条第1項

■道路交通法に基づく交通規制の内容等

交通規制を行う状況	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合
交通規制の目的	交通の危険防止、交通の安全確保
規制内容	歩行者又は車両等の通行禁止等

根拠法令	道路交通法第4条（公安委員会）、第5条（警察署長～規制期間が1ヶ月以内の場合）
------	---

(3) 警察官による交通規制

警察官は、次のとおり交通規制を実施する。

■警察官による交通規制の内容等

交通規制を行う状況	車両等の通行が著しく停滞又は混雑した場合に、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき
交通規制の目的	混雑緩和の措置
規制内容	車両等の通行の禁止、制限
根拠法令	道路交通法第6条

(4) 相互連絡

各道路管理者は、警察署長と相互に密接な連絡をとり交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制区間・期間及び理由を警察署長へ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知する暇がないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

3. 交通情報の整理・伝達

道路維持班は、警察本部交通管制センター、宮崎北・南・高岡警察署及び道路管理者と連絡をとり、次に示す交通情報の整理、伝達を行う。

■交通情報の整理、伝達

- 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- 交通規制の実施状況
- 特に危険と認められた道路及び橋梁の位置
- その他必要な事項

第2項 緊急輸送道路の確保

1. 緊急輸送道路の安全確保

道路維持班は、輸送路となる道路の状況を点検し、次のような措置を講じ、安全通行の確保を図る。また、道路の通行禁止、制限等、輸送路の状況について、警察署と密接な連絡をとる。

■緊急輸送路の安全確保

- 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。また、その旨を警察署に連絡し、連携を図る。
- 土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は、二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。この場合、建設業協会に協力を求める。
- 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯等を配置する。
- 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。
- 国・県が管理する道路の通行確保については、早期の対策を要望する他、必要に応じ、進んで復旧作業を行う。

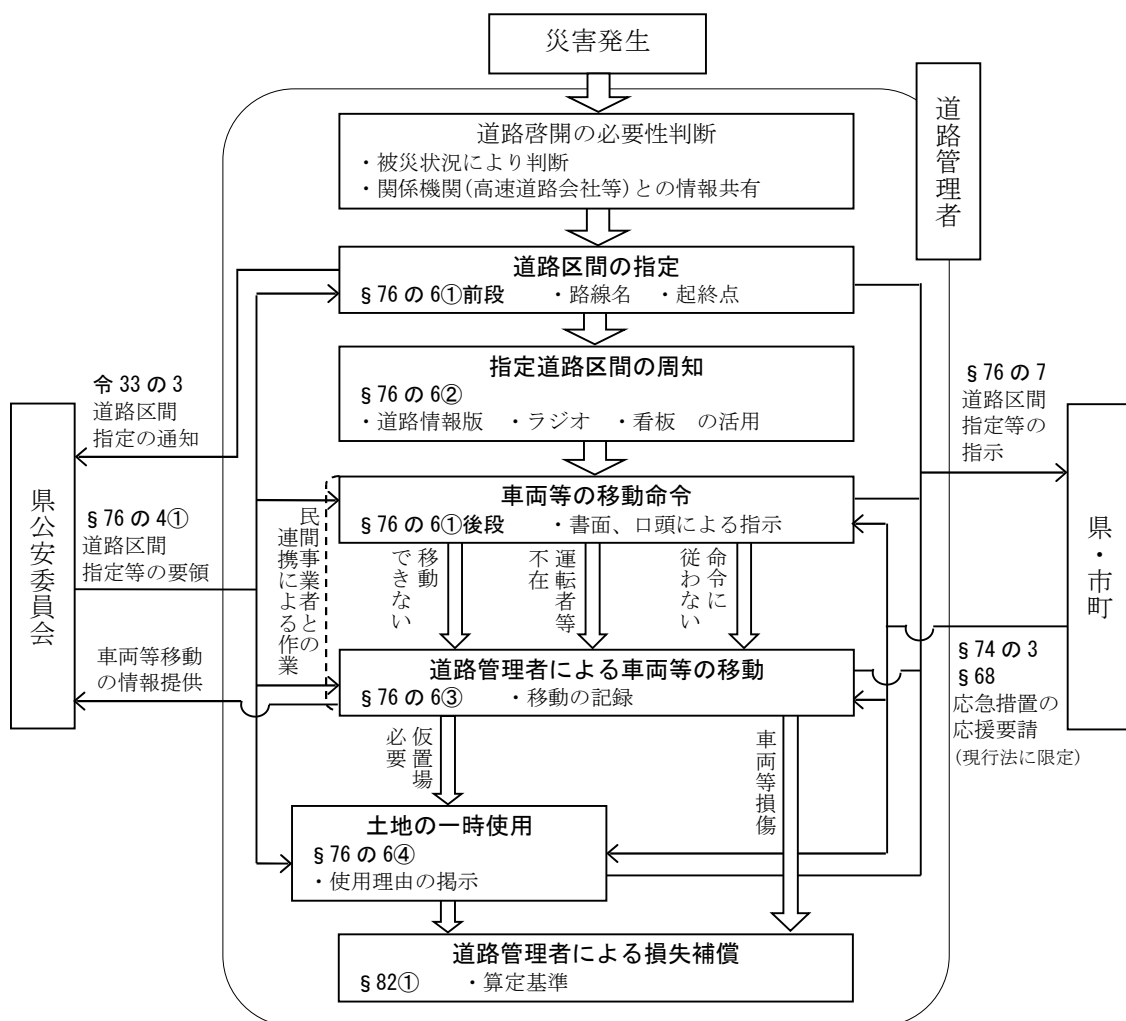
2. 放置車両等の移動等の措置

道路管理者は、放置車両等について、次の措置を講じる。

■放置車両等の移動等に関する措置

- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- 道路管理者は、上記の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- 市は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。

■災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



第3項 緊急輸送

1. 緊急輸送の範囲

市は、防災関係機関等と連携し、次の段階・範囲を踏まえ、緊急輸送を実施する。

■各段階における緊急輸送の範囲

段階	優先される緊急輸送の範囲
第1段階 (災害発生直後の初動期)	<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材 ○消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 ○自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○ヘリコプター等の燃料
第2段階 (応急対策活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ○前記の続行 ○食糧、水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階 (復旧活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ○前記の続行 ○災害復旧に必要な人員、物資 ○生活用品 ○郵便物 ○廃棄物の搬出

2. 緊急輸送の手段

緊急輸送は、車両輸送を原則とするが、交通状況や必要性に応じて次の手段を用いる。

■緊急輸送の手段

○航空輸送（ヘリコプター）	○鉄道輸送（JR線）
○海上輸送（自衛隊、海上保安部、県、民間保有船舶）	

第4項 車両等の確保

1. 車両等の調達

輸送班は、市有車両を効率的に管理し、各班の要請に基づき配車計画をたてる。

市有車両では対応が困難な場合や、特殊車両・船舶等については、配車計画に基づき民間輸送業者等からの借り上げを実施するとともに、市内で車両確保が困難な場合は県及び他市町に協力を要請する。

災害用務で職員の私用車を使用する必要があると認められる場合は、公用車として借り上げたものとみなす。

なお、自衛隊車両については、状況により適切に要請する。

資料編/5.資料等/【緊急輸送】市保有車両の状況

資料編/5.資料等/【緊急輸送】民有車両保有台数

2. 燃料の調達

輸送班は、市有車両・借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

3. 車両等の配車・運用

(1) 配車の請求

各班は、車両を必要とする場合は、目的、車種、トン数、台数、引渡場所及び日時を明示のうえ、輸送班に請求する。

(2) 配車計画

輸送班は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各班からの要請に対応する配車計画を調整する。

4. 緊急輸送車両の確認

(1) 緊急輸送車両として確認される車両

緊急輸送車両として確認される車両は、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

■緊急輸送車両を使用して従事する業務

- 警報の伝達、避難の指示に関するもの
- 消防、水防その他応急措置に関するもの
- 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- 施設、設備の応急復旧に関するもの
- 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの
- 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関するもの
- 前各号に掲げるもののほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関するもの

(2) 緊急輸送車両の手続き

輸送班は、緊急輸送車両を使用する場合は、宮崎県地域防災計画の定めるところにより、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を受ける。

(3) 証明書及び標章の扱い

配備について車両には、「宮崎市災害対策本部」の標識を付ける。また、緊急輸送車両の証明書を交付された車両には、「緊急輸送車両」の標識を車両の助手席側の見やすい箇所に掲示する。

なお、交付を受けた証明書は、運行責任者が常に携帯する。

資料編/6.様式/【緊急輸送】緊急通行車両の証明書等(様式1~4)

5. 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路

被災者の避難路、傷病者の搬送、救出・救助活動、救援物資輸送等に要する緊急輸送車両の通行を確保するため、県公安委員会において緊急交通路を指定している。

- 1) 最優先道路・・・国道10号、宮崎自動車道
- 2) 優先道路・・・国道220号、宮崎インター佐土原線（一ツ葉有料道路）

(2) 集積拠点施設等

輸送班は、災害による被害や緊急交通の開通状況を考慮し、市長が指示する場所に食糧及び物資等を集積する。

第5項 航空輸送・ヘリポートの開設

1. 航空輸送

本部長は、災害による交通の途絶等により緊急に航空輸送を行う必要が生じたときは、知事に対し要請を行う。

本部総括班は、緊急輸送の方法、通信方法、ヘリポートの開設について自衛隊と連絡調整を行う。

2. ヘリポートの開設方法

本部統括班は、ヘリポートの開設について自衛隊と連絡調整を行う。

輸送班、スポーツランド推進班は、ヘリポート開設に必要な資機材を用意し、自衛隊に協力して設置にあたる。

■ヘリポートの開設の方法

区分	開設方法
地表面の条件整備	○回転翼の影響で砂塵等が舞い上がらない舗装された場所が最も望ましい。 ○グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が舞い上がらないように処置する。また、地表面が乾燥している場合は、十分に散水する。 ○草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。
着陸点の表示	着陸点（直径30m）の中央に、石灰等を用いて直径10mの円を書き中央にHと記す。
風向の表示	○着陸帯付近に上空から確認できる吹き流し、又は旗をたてる。 ○着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。 ○吹き流し・旗は、風速25m/s程度に耐えられる強度を有していること。
その他の留意事項	○救急車、輸送車両の出入に便利なこと。 ○電話その他の通信手段の利用が可能であること。

3. 開設場所

ヘリポートの基地となる場所は、「第3章 第6節 応援要請・受入れ」を参照する。その他必要な場合は、設置基準等条件を満たす場所を利用する。

第6項 鉄道輸送

道路等の被害により車両輸送が困難な場合又は遠隔地との輸送で鉄道輸送が適当な場合は、鉄道による輸送を行う。

輸送班は、次の事項を明らかにしてJR九州及びJR貨物に要請する。

■要請事項

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量） |
| <input type="checkbox"/> 輸送を必要とする区間 <input type="checkbox"/> 輸送の予定時間 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 |

■要請先

物資輸送	日本貨物鉄道株式会社九州支社宮崎営業所	0985 (72) 0713
人員輸送	九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部	0985 (51) 5988

第7項 海上輸送

本部長は、海上による輸送が適当な場合は、自衛隊、海上保安部、県有船舶及び民間船舶に対して協力を要請し、海上輸送を行う。

海上輸送は、輸送班及び森林水産班が行う。

■海上輸送要請時に明らかにする事項

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 災害の状況及び応援を必要とする事項 |
| <input type="checkbox"/> 応援を必要とする期間 |
| <input type="checkbox"/> 応援を必要とする船舶数 |
| <input type="checkbox"/> 応援措置事項 |
| <input type="checkbox"/> その他参考とする事項 |

■海上輸送の要請方法

	内容
自衛隊及び海上保安部船艇による輸送	<input type="checkbox"/> 県に対して要請する。
県有船舶による輸送	<input type="checkbox"/> 県に対して文書にて要請する。 <input type="checkbox"/> 緊急を要する場合は、口頭又は電話にて要請し、後日速やかに文書を提出する。
民間船舶による輸送	<input type="checkbox"/> 九州運輸局宮崎運輸支局に斡旋を依頼する。 [連絡先] 九州運輸局宮崎運輸支局：0985 (51) 3824 <input type="checkbox"/> 漁船等による輸送を行う場合は、漁業協同組合に要請する。

第11節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 食糧供給計画	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 市場班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 保健給食班
第2項 給水計画	<input type="checkbox"/> 上下水道対策部 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 情報分析班 <input type="checkbox"/> 環境指導班 <input type="checkbox"/> 本部総括班
第3項 生活必需品等供給対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班

第1項 食糧供給計画

本項目については【地震災害対策編 第3章 第9節 第1項食糧供給計画】を参照する。

第2項 給水計画

本項目については【地震災害対策編 第3章 第9節 第2項給水計画】を参照する。

第3項 生活必需品等供給対策

本項目については【地震災害対策編 第3章 第9節 第3項生活必需品等供給対策】を参照する。

第12節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 防疫・保健衛生対策 1. 防疫・保健衛生活動の実施 2. 県との協議 3. 感染症予防業務の実施 4. 他機関に対する応援要請	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 防疫班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第2項 衛生対策 1. 食品衛生対策 2. 入浴サービスの提供	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 保健衛生班
第3項 被災動物対策	<input type="checkbox"/> 保健衛生班
第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策 1. し尿の処理 2. ごみの処理	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 環境施設班 <input type="checkbox"/> 環境業務班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第5項 障害物除去対策 1. 障害物の除去 2. その他の障害物の除去 3. 県への要請 4. 除去した障害物の処理	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建築住宅班 <input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 道路維持班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策部 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班 <input type="checkbox"/> 環境施設班
第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	<input type="checkbox"/> 環境指導班 <input type="checkbox"/> 建築行政班

第1項 防疫・保健衛生対策

被災地での環境衛生の確保、感染症及びその他の疾病を予防するため、次の予防防疫措置を実施する。

■防疫・保健衛生活動の原則

- 被災地（特に浸水地）の衛生確保
- 指定避難所の衛生確保
- 感染症患者等の早期発見及び感染症防止
- 消毒液の備蓄

1. 防疫・保健衛生活動の実施

(1) 防疫・保健衛生計画の作成

環境政策班は、福祉総務班、各支部、指定避難所の職員、保健所等からの報告のほか、自らの調査に基づき被災地、指定避難所等の衛生状態を把握する。

また、実情に応じて、環境政策班及び地域保健班、健康支援班、保健衛生班は、次の対策活動について計画し、実行する。

■防疫・保健衛生計画の項目

○被災地（浸水地）の消毒	○指定避難所の衛生確保
○疫学調査	○健康診断・健康相談体制

(2) 防疫班の編成

環境政策班は、「災害等における防疫作業に関する協定」に基づき、宮崎県ペストコントロール協会に協力を要請し、防疫活動を実施する。宮崎県ペストコントロール協会は、災害の状況に応じて防疫班を数班を編成する。また、宮崎県ペストコントロール協会は、災害の規模に応じ九州各県のペストコントロール協会に応援を求めるものとする。

資料編/2.協定等/【その他】災害等における防疫作業に関する協定書

(3) 被災地等の消毒

環境政策班は、安全な生活環境の確保のため、浸水被害地区の浸水家屋等に対して感染症発症リスクの高い床上浸水被害の住宅から優先的に防疫作業を実施する。

環境政策班は、平時から水害被害の防疫対策として、消毒液を備蓄するものとする。

また、それぞれ消毒の実施方法は、次のとおりである。消毒機器及び薬品は、市が所有するもの又は業者から調達する。

■被災地の消毒方法

区分	消毒方法
床上浸水住宅優先	クレンジール石鹼液、塩化ベンザルコニウム液散布等
汚染した井戸	飲用不可（水質検査後判断）
そ族昆虫の駆除	殺虫剤等の散布
毒劇物の取り扱い	回収及び流出飛散防止を実施
その他	適宜必要な措置

(4) 指定避難所の衛生確保

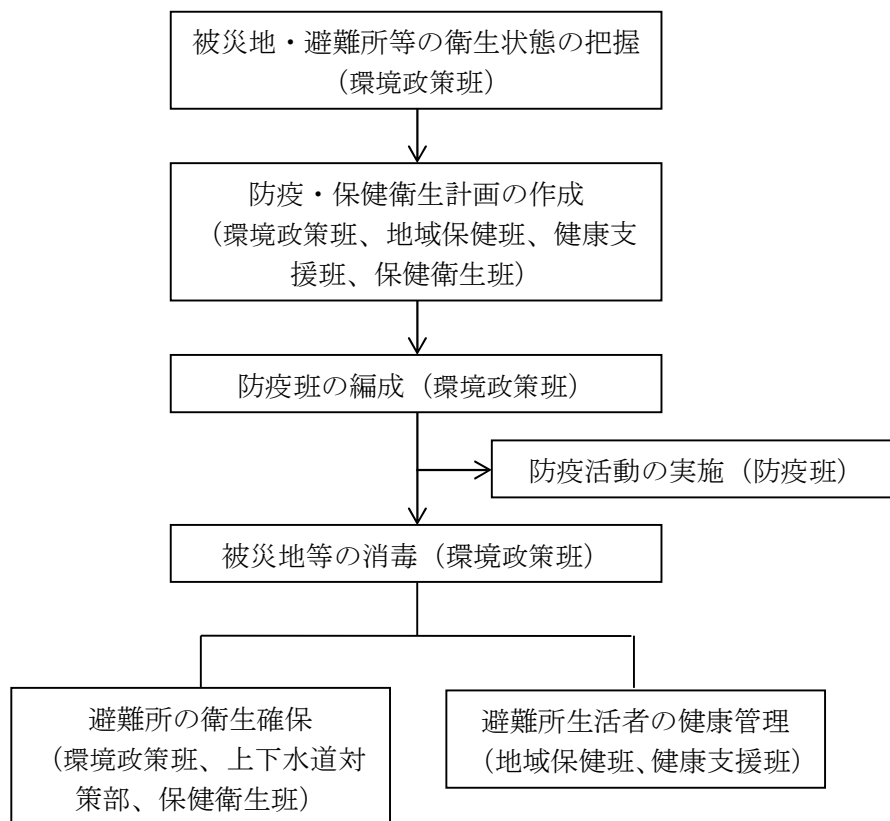
環境政策班、上下水道対策部及び保健衛生班は、避難所責任者・自主防災組織代表の協力を得て、指定避難所において定期的な消毒、飲料水の水質検査を実施する。

(5) 避難所生活者の健康管理

地域保健班及び健康支援班は、必要に応じて男女双方の相談員による指定避難所の巡回相談を行い、疾病の予防・栄養状況の把握・健康の管理を行う。

また、県等と連携し、「心のケア」に対する相談窓口を設置し、被災者の心理的ケアに対応する。

■防疫・保健衛生活動の流れ



2. 県との協議

本部長は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づく防疫措置等を行う。市単独で実施できない場合は県と協議を行う。

3. 感染症予防業務の実施

(1) 疫学調査

健康支援班、地域保健班は、医師会等の協力を得て、医師・保健師又は看護師その他の職員により疫学調査班を編成し、感染症発生の疑いのある被災地、指定避難所での疫学調査・健康診断を実施する。

健康支援班は、医療機関から保健所に1類及び2類感染症等の患者等に係る届出が行われた場合、感染症法に基づき入院措置等の対応を行う。

■感染症指定医療機関の状況

名称	所在地	収容能力
県立宮崎病院	北高松町5-30	第1種1床、第2種6床

(2) 防疫体制の強化

健康支援班、地域保健班、保健衛生班、環境政策班は、災害時における感染症の発生の予防等防疫措置の強化、徹底を図る。

■防疫措置等

- 感染症法に基づく感染症の発生状況等の把握、調査
- 健康状態の把握、健康診断の実施
- 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。

(3) 指定避難所の防疫指導

健康支援班、地域保健班、保健衛生班、環境政策班は、指定避難所は多数の者を収容するため衛生状態が悪く、感染症発生の原因となることが多いため、次の措置を実施する。

■指定避難所における防疫指導

- 指定避難所の清掃及び、消毒方法の周知・指導
- 避難者に対する健康調査の実施
- 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- 指定避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- トイレの消毒方法等の周知・指導
- 簡易トイレの設置
- 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の設置

4. 他機関に対する応援要請

(1) 他機関への応援要請

本部長は、市単独での防疫活動が困難な場合は、県・日本赤十字社・医師会・近隣市町村等関係機関へ応援を要請する。

(2) 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達又は購入するが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

第2項 衛生対策

1. 食品衛生対策

保健衛生班は、被災地における食品の衛生確保を図るため、次の食品衛生に関する指導を実施する。

■食品衛生に関する指導内容

- 食品関係営業施設の実態把握及び監視指導
- 指定避難所数の把握及び指定避難所における食品衛生指導及び啓発
- 炊き出し施設等の衛生指導
- 指定避難所用弁当調製施設等の監視指導
- 飲料水の衛生指導

2. 入浴サービスの提供

保健衛生班は、災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、避難生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービスの提供を行う。

なお、必要に応じて、入浴温水シャワー設備を有する事業者、公衆浴場の管理者、自衛隊に対し、県を通じて協力を依頼する。

第3項 被災動物対策

保健衛生班は、災害時に負傷した動物及び飼主不明の動物など保護が必要な動物に対し、その保護や適正飼育のための必要な措置を行う。

また、「災害時の被災動物対策行動計画」を作成し、本項の円滑な実施を図る。

なお、本項で対象とする動物は、犬やねこなどの愛玩動物とする。

■被災動物対策

- 被災動物救護所の設置と運営
- 被災動物の収容及び治療
- 指定避難所での動物飼育状況の把握
- 指定避難所での動物の適正飼養の推進
- 被災動物の所有者への返還及び返還のできない動物の譲渡推進

第4項 し尿、ごみ、がれきの処理対策

災害廃棄物の処理については、「宮崎市災害廃棄物処理計画」で定め、円滑な実施を図る。

1. し尿の処理

(1) 応急汲取りの実施

環境業務班は、浸水等により便槽等が使用不能になった地域を対象に、し尿汲取りを応急的に実施する。

■し尿汲取りの実施体制

処理区域	委託業者名	運搬先（し尿処理施設等）
宮崎地区	株式会社宮崎衛生公社	宮崎市衛生処理センター
田野・高岡・清武地区	株式会社産商	
佐土原地区	有限会社佐土原サニタリー	宮崎市佐土原クリーンパーク
注1) 処理区域ごとの処理が困難な場合は、適宜、業者に指示して収集運搬を実施する。		

(2) 仮設トイレの設置

環境業務班は、避難所に必要な数の仮設トイレを確保し、設置する。

設置に当たっては、避難所数と避難者数の状況等を踏まえ、仮設トイレ設置計画を策定するとともに、仮設トイレ設置計画に基づき業者に委託して仮設トイレを設置する。

なお、業者の備蓄数が不足し、仮設トイレ設置計画の遂行に支障をきたすおそれのあるときは、他市町等に仮設トイレの供給及び設置協力を要請する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】仮設トイレ保有業者一覧

(3) し尿の収集・処理

1) し尿収集計画

環境業務班は、仮設トイレの設置状況及び既設トイレの被害状況等を踏まえ、し尿収集計画を策定する。

2) し尿の収集運搬

環境業務班は、業者に委託してし尿の収集運搬を実施する。

3) し尿の処理

環境施設班は、処理施設に搬入されたし尿の処理を実施する。

なお、上下水道対策部における調査の結果、下水道関連施設の被害が軽微で、上下水道対策部が受入可能と判断した場合に限り、マンホール等下水道関連の施設へ投入を行う必要が生じた場合は、上下水道対策部との調整を図り、投入可能な施設を指定して、環境業務班が業者に投入を指示する。

4) 近隣市町への要請

本部長は、市においてし尿の収集運搬及び処理施設における処理が困難な場合は、近隣市町に応援を求めて実施する。

■し尿処理施設等

名称	所在地	電話番号	処理能力	処理対象地区
宮崎市衛生処理センター	宮崎市大字田吉字番所下 4853-9	51-2548	107kL/日 ※	宮崎地区 田野・高岡・清武地区
宮崎市佐土原クリーンパーク	宮崎市佐土原町下田島 18777-2	73-0125	43kL/日	佐土原地区

※衛生処理センターの処理能力は受入量であり、佐土原クリーンパークは処理能力である

2. ごみの処理

(1) ごみの収集運搬

環境業務班は、被災地の状況を考慮し、緊急の処理を必要とする地域からごみの収集を行い、処理施設まで運搬する。収集の際は、あらかじめ収集地域・収集日時・排出方法等を広報する。

なお、被害が甚大な場合については、「宮崎市災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。

(2) 第1次処理対策の実施

1) 仮置場の設置及び実施措置

環境政策班は、大規模災害により一時に大量の災害廃棄物が排出され、通常の処理体制では処理を行うことが困難であると判断されるときは、災害廃棄物の仮置場を設置する。

仮置場では、次の措置を実施する。

■仮置場の実施措置

- 可燃物・不燃物・資源物・危険物・家電リサイクル対象品等の分別
- 消毒剤・消臭剤等の薬剤散布

2) 収集運搬

環境業務班は、原則として、次のとおり収集運搬を行う。

- ア 生ごみ等腐敗性の特に高いものについては、被災地における防疫上、早急に収集運搬を行う。
- イ 仮置場が設置されたときは、住民に対して仮置場への直接搬入への協力を要請する。
- ウ 上記の直接搬入が困難な場合には、塵芥車両等を配車して仮置場までの収集運搬を行う。

(3) 第2次処理対策の実施

環境業務班は、仮置場に集積後、分別された災害廃棄物を一般廃棄物処理施設まで運搬する。

また、適正なごみ処理が行われるよう関係機関との連絡調整を図るとともに、ごみ処理施設等に直接搬入する住民・事業者に対し廃棄物の分別の協力を要請する。

1) ごみ処理施設（エコクリーンプラザみやざき）

環境施設班は、適正なごみ処理が行われるよう、施設運転管理者と連絡調整を図る。

2) 最終（埋立）処分場（直営）

環境施設班は、最終処分場に搬入された瓦礫等の廃棄物を適正に処理する。

■一般廃棄物処理施設

名称	所在地	電話番号	処理能力	処理対象地区
ごみ処理施設（焼却・中間処理） エコクリーンプラザみやざき	宮崎市大字大瀬町 字倉谷 6176 番 1	30-6511	・焼却溶融施設 579 t / 日 ・リサイクル施設 266 t / 5 h	・宮崎市全域
最終（埋立）処分場 エコクリーンプラザみやざき	宮崎市大字大瀬町 字倉谷 6176 番 1	30-6511	・管理型最終処分場 577,000m ³	・宮崎市全域 ただし、下記 3施設で受入 困難な場合に 限る 瓦礫類など限 られたごみ
最終（埋立）処分場 佐土原町一般廃棄物 埋立処理場	宮崎市佐土原町西 上那珂 3378 番地	74-3828	・管理型最終処分場 123,000m ³	・宮崎市全域 瓦礫類など限 られたごみ
最終（埋立）処分場 田野町一般廃棄物 最終処分場	宮崎市田野町乙 2003 番地 1	86-4303	・管理型最終処分場 16,185m ³	・宮崎市全域 瓦礫類など限 られたごみ
最終（埋立）処分場 清武町一般廃棄物 最終処分場	宮崎市清武町今泉 甲 4212 番地 2	85-5301	・管理型最終処分場 54,000m ³	・宮崎市全域 瓦礫類など限 られたごみ

(4) 県への要請

本部長は、市においてごみの収集処理が困難な場合は県に要請する。

第5項 障害物除去対策

1. 障害物の除去

(1) 住宅関係の障害物の除去

1) 除去すべき対象

住家及びその周辺に運び込まれた土砂、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、救助法に準じて実施する。なお、次の条件に該当するものが救助法に定める対象である。

■ 障害物除去の対象

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
- 又は屋敷内に運びこまれているため家の出入が困難な状態であること
- 自らの資力によっては除去ができないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
- 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

2) 除去の実施

①救助法適用前

救助法の適用前は、建築住宅班が、周囲の状況を考慮して優先度の高い箇所を指定し、建設業者、自衛隊等の協力を得て作業班を編成し実施する。

②救助法適用後

救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

ア 市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。ただし、障害物除去の対象数は、県知事を経由して厚生労働大臣による承認を求め引き上げることができる。

イ 除去作業は市が行う。

ウ 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し隣接市町からの派遣を求める。また、建設業者に協力を求める。

エ 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、救助法の定めによる。

オ 実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

3) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するに当たっては、次の点について十分留意して行う。

■除去作業上の留意点

- 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。
- 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後に支障が生じないよう配慮して行う。
- 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、また、収集作業のしやすいよう関係各部・各班と協議し、除去作業実施者が決める。

2. その他の障害物の除去

(1) 河川関係障害物の除去

土木班及び支部（総合支所）農林建設班は、災害時における管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、必要に応じ、阻害となる障害物等を除去する。

(2) 下水道障害物の除去

上下水道対策部（下水管路班・下水処理場班）は、被災した下水道の調査を行い、障害物を除去する。

(3) 主要道路上の障害物の除去

道路維持班及び支部（総合支所）農林建設班は、災害時における市道の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。

障害物の集積場所は、災害発生箇所に近く、交通に支障のない国有地・県有地・市有地を選定する。なお、民有地を使用する場合は、所有者と契約を締結する。

資機材は、市所有資機材を使用するが、不足するときは建設業者の協力を求め調達する。

(4) 港内の障害物の除去

港内の障害物は、その所有者が除去する。なお、所有者が不明な場合は、港湾管理事務所が除去する。

3. 県への要請

本部長は、市において障害物の除去が困難な場合は県へ要請する。

4. 除去した障害物の処理

環境施設班は、可燃物については、原則として焼却施設で処理する。やむを得ない場合は、環境業務班に依頼し、市長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設で処理する。また、不燃物については、市の不燃物処理施設で処理する。

第6項 被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策

環境指導班、建築行政班は、アスベスト飛散防止対策が必要と認められた被災建築物の管理者・所有者等に対して、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

また、必要に応じて、市民やボランティアに対してアスベスト飛散の危険性に関する注意喚起や健康被害を防止するための措置等について助言を行う。

その他の必要な対策は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省平成29年9月）」に準じて実施する。

■アスベスト飛散防止対策にかかる応急措置

区分	概要
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る。
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う。
立入禁止	散水・養生等が行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐため、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする。

第13節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 行方不明者の搜索 1. 搜索依頼・届出の受付 2. 搜索の実施	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）支部総務班 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティー班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班 <input type="checkbox"/> 環境政策班
第2項 遺体收容所の開設と運営 1. 遺体の検案 2. 遺体処理のための資機材確保 3. 遺体の收容・安置 4. 漂着遺体の取り扱い	<input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部
第3項 遺体の火葬・埋葬 1. 火葬・埋葬 2. 県への要請	<input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 市民班

第1項 行方不明者の搜索

1. 搜索依頼・届出の受付

本部総括班は、市民班、支部（総合支所）地域市民福祉班、支部（地域センター）支部総務班、地域コミュニティー班、支部（地域事務所）地域班、環境政策班と連携し、所在の確認できない住民に関する問い合わせや、行方不明者の搜索依頼・届出の受付を次のとおり行う。

資料編/6.様式/【行方不明者等搜索】要搜索者名簿

■搜索依頼・届出の受付

	内容
行方不明者受付所の設置	市役所内に「行方不明者受付所」を開設し、届出受付の窓口とする。
行方不明者の特徴の取り扱い	届出を受けたときは、行方不明者の特徴について、下記のことを可能な限り詳細に聴き取り、記録する。 ・住所 ・身長 ・氏名 ・体重 ・年齢 ・着衣その他の身体的特徴等 ・性別
要搜索者名簿の作成	届出については、まず避難者名簿で確認し、不明者については「要搜索者名簿」を作成する。

2. 搜索の実施

本部総括班は、消防対策部に行方不明者の搜索を依頼する。消防対策部は、消防署・消防団で搜索班を編成し、「要搜索者名簿」に基づき、次のように班単位で搜索を実施する。

また、必要に応じて警察署、自衛隊、海上保安部及び漁業協同組合等の協力を得る。

■行方不明者の搜索の実施

- 搜索活動は、消防対策部が関係機関と連絡をとりながら実施する。
- 搜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び警察署に連絡する。
- 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- 搜索の実施期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

第2項 遺体収容所の開設と運営

1. 遺体の検案

環境政策班は、遺体処理班を編成し、遺体収容所を開設し、搬入されてきたすべての遺体について、警察による検視及び医師による遺体の検案を行う。検視及び検案が終了した遺体について、警察からの引継ぎを受けて遺体収容所の安置場所に安置する。

■遺体の検視と検案

- 遺体の検視は、警察が行う。
- 遺体の検案は、医師が行う。
- 遺体の検視・検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- 警察官が検視時に、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- 検案を終えた遺体は、警察とともに環境政策班が遺体収容所内の安置場所に安置する。

2. 遺体処理のための資機材確保

環境政策班は、災害時の協定に基づき関係団体等に協力を依頼し、遺体処理に必要な納棺用品等の資機材を調達する。

3. 遺体の収容・安置

環境政策班は、検案を終えた遺体について、福祉対策部、警察署及び自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり収容・安置する。

■遺体の収容・安置

- 協定の締結先等の協力を得て遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、学校等に仮設遺体収容所（安置所）を設置する。
- 遺体の検案書を引き継ぎ、「遺体処理台帳」を作成する。
- 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- 遺族その他から遺体の引き取りの申し出があった場合、遺体の身元が判明している場合は、警察と連携し遺族、親族に引き渡すとともに「遺体処理台帳」に必要事項を記入する。

4. 漂着遺体の取り扱い

他市町村から漂着した遺体については、原則として身元が判明している場合は、当該市町村に連絡して遺体の照会及び引き取りを要請する。ただし、身元不明者や災害状況によっては、当該

市町村に代わり可能な限り遺体の処理を実施する。

第3項 遺体の火葬・埋葬

1. 火葬・埋葬

環境政策班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、応急的な遺体の火葬及び一時的埋葬等の対応を行う。

資料編/6.様式/【行方不明者等搜索】遺留品処理票

■火葬・埋葬

- 火葬は、宮崎市葬祭センターで行う。
- 市民班は、遺体検案書を元に遺族から死亡届が提出された場合、または警察等から死亡報告が提出された場合、死亡届・死亡報告を受理し埋火葬許可証等を発行する。
- 身元不明の遺体については、遺体の損傷具合や災害の程度に合わせて、柔軟に火葬等の対応を行う。
- 遺留品は、包装して氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- 葬祭センターが被災し使用できない場合や遺体が多数のため火葬場で処理できないときは、近隣市町の火葬場又は県を通じて県外の火葬場に依頼する。
- 前述の火葬が間に合わない場合は、本部長と協議し、一時的な埋葬を行うなどの特例による対応を行う。
- 火葬した遺骨は、一時市施設等に安置し、「埋葬台帳」を作成する。
- 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望があるときは、「遺留品処理票」により整理のうえ引き渡す。
- 遺骨の引き取り人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- 火葬・埋葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

■火葬場の状況

名称	所在地	1日あたり能力
宮崎市葬祭センター	大字郡司分乙2356番地	平時 16体、非常時 36体

2. 県への要請

本部長は、市において行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋火葬が困難な場合、次の事項を明らかにして県に要請する。

■県への要請

- 搜索、処理、埋火葬別の必要人員
- 搜索地域
- 埋火葬施設の使用可否
- 必要な輸送車両
- 遺体処理に必要な資材・機材の品目別数量

第14節 応急住宅対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災建築物等の危険度判定	<input type="checkbox"/> 建築行政班 <input type="checkbox"/> 開発審査班
第2項 住宅の応急修理 1. 応急修理の実施の決定 2. 修理対象住宅の選定 3. 応急修理の実施	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建築住宅班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部
第3項 応急仮設住宅の建設 1. 実施の決定・内容 2. 建設地の選定 3. 建設の実施 4. 入居・管理事務 5. コミュニティづくり 6. その他、県から要請のあった業務	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建築住宅班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ班
第4項 公的住宅等の空き家の活用	<input type="checkbox"/> 建築住宅班
第5項 広域一時滞在	<input type="checkbox"/> 本部総括班

第1項 被災建築物等の危険度判定

本項目については【地震災害対策編 第3章 第12節 第1項被災建築物等の危険度判定】を参照する。

第2項 住宅の応急修理

1. 応急修理の実施の決定

(1) 実施者

建築住宅班は、応急修理を実施する。工事の施工は、原則として工事請負により行う。

(2) 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■ 応急修理の対象者

- 住居が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にあり、自らの資力では住家の修理ができない者
- 修理により、とりあえずの日常生活を営むことができる者
- 公営住宅・会社の寮・社宅あるいは借家以外の住宅等に居住している者

(3) 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において給付する。修理に要する費用の限度は、救助法の定めによる。

2. 修理対象住宅の選定

本部長は、必要に応じて建築住宅班、福祉対策部等による選考委員会を組織する。選考委員会は、被災者の条件を十分調査するとともに、民生委員等の意見を聴取し、次の事項のいずれかに該当する者の住宅を修理対象住宅として優先的に選定し、本部長に上申する。

■修理対象住宅の選定基準

- 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- 特定の資産のない失業者
- 特定の資産のない母子・父子・寡婦世帯
- 特定の資産のない高齢者、病弱者、障がい者
- 特定の資産のない勤労者
- 特定の資産のない小企業者
- 前各号に準ずる経済的弱者

3. 応急修理の実施

(1) 修理の費用

応急修理に要する費用は、救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

(2) 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

(3) 建設資機材・技術者

建築資機材の調達及び技術者の派遣は、市内建設業者に委託して行う。

(4) 建設資機材の輸送

調達した建築資機材の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、市の輸送計画に基づき輸送する。

第3項 応急仮設住宅の建設

1. 実施の決定・内容

(1) 実施者

応急仮設住宅の供与は、特別の事情がある場合以外は県の役割とされており、市は、県が作成する「宮崎県応急仮設住宅建設マニュアル」に従い、建設候補地の台帳登録、建設要望の調査、福祉仮設住宅入居等要配慮者の把握、要望調書作成、土地の使用承諾取得、入退去処理と維持管理等を実施する。

(2) 内容

事業は、主に県が作成するマニュアルを参考に実施する。

1) 応急仮設住宅の供与

建築住宅班は、平常時の準備として応急仮設住宅建設候補地の選定、台帳整理と県への登録、候補地の配置計画図の準備及び災害発生時の執行体制整備等を行う。

災害発生後は、早急に応急仮設住宅の必要性を把握し建設するため、各担当部・班が連携・協調した体制の上、県と連携して次の業務を行う。

■ 応急仮設住宅の供与業務

- 被害状況の把握・県への情報提供
- 全壊、全焼、流出世帯数の把握
- 建設要望、福祉仮設住宅等要配慮者の有無報告（県へ）
- 要望戸数の推計
- 建設適地のリストアップ
- 建設要望調査の作成、提出（県へ）
- 建設予定地の状況調査、調査報告書の提出（県へ）
- 土地の使用承諾の取得
- 建設工事の現場監理
- 入居、管理事務

2) 恒久住宅の活用

建築住宅班は、一時的な措置として、公的住宅の使用、民間賃貸住宅の借り上げ等を検討する。

2. 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ建設候補地として選定後、台帳を作成し、配置計画図と共に保管しておく。選定においては、上下水道、ガス、電気、交通、教育等の立地条件に配慮する。

建設用地は、公共用地を原則とするが、確保が困難な場合は法人用所有地を含むことができる。

3. 建設の実施

(1) 建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、被災市町村からの建設要望を受け、県が決定する。市は、建設要望の有無報告、要望戸数の推計、建設適地のリストアップ、建設要望調査の作成提出、建設予定地の状況調査報告、土地の使用承諾の取得等を行う。

(2) 住宅の仕様・費用

応急仮設住宅の仕様は、県が行う発注・契約事務の中の（社）プレハブ建築協会等との協議において決められる。

住宅建設の費用は、県が災害救助費として確保する。

(3) 着工及び供与の期間

災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から2年以内とする。

(4) 建設工事の監理

市は、県の補助として建設に係る現場監理業務を行う。

4. 入居・管理事務

建築住宅班は、県との「応急仮設住宅管理事務委託契約」により、入居者募集・入居者決定を行い、使用賃貸契約を締結するとともに、契約・入居説明会を行う。また、供与期間中の仮設住宅の維持管理及び入居者名簿、入退去の管理を行う。

なお、応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位及び個人単位で作成し、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載し、個人情報取り扱い及び管理には十分に注意する。

■入居者の資格基準

- 住居が全壊、全焼又は流出した者
- 居住する住居がない者
- 自らの資力では、住居を確保することができない者

5. コミュニティづくり

建築住宅班、地域コミュニティ班は、県等と連携し、次の点に留意して応急仮設住宅建設地のコミュニティづくりを支援する。

■コミュニティづくりにあたっての留意点

- 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。
- 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内のコミュニティづくりを進めるために住民組織の育成・支援を図る。
- 住民組織において、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りが行われるよう配慮する。
- 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、コミュニティ拠点としての集会施設の設置に配慮する。
- 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、住民組織を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮する。

6. その他、県から要請のあった業務

建築住宅班は、仮設住宅の撤去、復旧工事など県から要請のあった業務を行う。

資料編/5.資料等/【応急住宅】応急仮設住宅に関する手順の早見表

第4項 公的住宅等の空き家の活用

建築住宅班は、状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するため、公営住宅等の空き家の状況を把握し、迅速な提供に努める。

第5項 広域避難及び広域一時滞在

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1. 広域避難

(1) 本部長は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会における協議会災害時広域連携計画に基づき、関係市町に協力を求める。

なお、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

(2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2. 広域一時滞在

本部長は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会における協議会災害時広域連携計画に基づき、関係市町に協力を求める。

なお、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第15節 社会秩序の維持

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 公安警備計画 1. 警備の要請 2. 災害警備活動	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 警察署
第2項 帰宅困難者対策	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班

第1項 公安警備計画

1. 警備の要請

本部総括班は、被災地における住民の生命、身体及び財産の保護、交通の規制、犯罪の予防、その他社会秩序の維持等を必要とする場合は、宮崎北警察署長、宮崎南警察署長又は高岡警察署長を経由して県警本部長に警察官の出動を要請する。

また、警察署の協力を求めるときは、宮崎北警察署長、宮崎南警察署長又は高岡警察署長に対し要請する。

2. 災害警備活動

市は、災害応急対策の実施に必要な事項については、宮崎北警察署長、宮崎南警察署長又は高岡警察署長に連絡し、緊密な連携のもとに協力する。

警察署は、災害が発生した場合、防災関係機関と協力し、人命の保護を第一義として情報の収集、救出・救助、交通規制、犯罪の防止その他社会秩序の維持にあたる。

■災害時の警察の任務

- 各種情報の収集連絡
- 被害実態の把握
- 警戒区域の設定
- 避難の指示誘導
- 被害者の救出・救護
- 遺体の検視（見分）、身元の確認
- 行方不明者の捜索
- 交通の混乱防止及び緊急交通路の確保
- 被災地の危険箇所等の警戒、公安の維持
- 民心の安定に必要な広報活動
- 関係機関の応急対策等に対する協力

第2項 帰宅困難者対策

本部総務班、広報班は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供する。

また、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食糧、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

その際は、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

第16節 被災者のニーズ把握と情報提供

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供 1. 被災者のニーズの把握 2. 要配慮者のニーズの把握 3. 生活情報の提供	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 健康管理対策部 <input type="checkbox"/> 秘書班 <input type="checkbox"/> 各支部
第2項 相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 安否情報の収集・提供 1. 安否情報等の収集・提供 2. 照会を行う者 3. 照会の手順 4. 提供できる情報 5. 全国避難者情報システム（総務省）の活用	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 環境政策班 <input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 各支部

第1項 被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供

1. 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を指定避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

また、被災地域が広域にわたり、多数の指定避難所が設置された場合には、数か所の指定避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

■被災者のニーズ

- 家族、縁故者等の安否
- 不足している生活物資の補給
- 指定避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- メンタルケア
- 介護サービス
- 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2. 要配慮者のニーズの把握

市は、民生委員・児童委員、保健師など巡回訪問を通じて、要配慮者のケアニーズを把握し、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等によりニーズ把握に努める。

■要配慮者のニーズ

- 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- 病院通院介助
- 話し相手
- 応急仮設住宅への入居募集

- 縁故者への連絡
- 母国との連絡
- 育児用品の確保（ミルク、オムツ等）

3. 生活情報の提供

市は、関係機関等と連携し、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報について各種媒体を活用して積極的に提供する。

第2項 相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて次の様な相談窓口を設置する。設置に当たっては、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、県、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して適切な相談窓口を紹介する。

■相談窓口の例

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第3項 安否情報の収集・提供

市は、住民の安否確認及び情報提供等について、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、速やかに対応を行う。

1. 安否情報等の収集・提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、住民の安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。その際、必要と認める範囲で関係機関に情報の提供を求める。また、住民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

なお、被災者の安否情報の照会に対し、適切に回答するために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2. 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、次のとおり分類する。

■照会者の分類

- 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）
- 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

3. 照会の手順

照会者は、市に対して次の事項を明らかにして照会する。なお、照会者の本人確認ができるものとして、運転免許証、健康保険被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳等を提示しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合等は、市が適当と認める方法によることができる。

■照会時に明らかにする必要がある事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項 ○照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 ○照会をする理由 |
|---|

4. 提供できる情報

照会者の分類により、次の情報を提供する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

■提供できる情報

区 分	提供できる情報
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）	○被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者	○被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	○被災者について保有している安否情報の有無
その他	○上記の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報 ○上記の区分にかかわらず、県及び市町村が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

5. 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）。

第17節 自発的支援の受入れ

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 ボランティア活動の受入れ 1. ボランティアの受入れ体制の確保 2. ボランティアへの活動の要請等 3. 団体等への派遣要請 4. 災害復旧活動支援基金の活用	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 文化・市民活動班 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティ班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター）支部総務班 <input type="checkbox"/> 支部（地域事務所）地域班
第2項 義援物資・義援金の受入れ 1. 義援物資の受入れ 2. 義援金の受入れ	<input type="checkbox"/> 財政班

第1項 ボランティア活動の受入れ

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市及び防災関係機関の職員だけでは十分に対応できないことも予想される。

このため、市は、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、関係諸団体との連携を図り、災害ボランティアの協力を要請するとともに、被害拡大の防止を図るものとする。

1. ボランティアの受入れ体制の確保

(1) ボランティアの受入れ体制の確保

文化・市民活動班は、災害発生後、被災状況を確認のうえ、宮崎市民活動センター及び宮崎市社会福祉協議会と協議し、必要性が高いと判断した場合に宮崎市社会福祉協議会を主体として災害ボランティアセンター本部を設置し、宮崎市民活動センターやSVCみやざきの協働によりボランティアの受入れ体制を確保する。なお、災害の規模等によっては、市から国・県等に応援を要請する。

(2) ボランティアの参加・協力の要請

文化・市民活動班は、災害ボランティアセンター本部や県、日本赤十字社等と連携し、ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、各種報道機関に情報を示してボランティアの参加・協力を求める。

また、被害の状況によりボランティア活動への参加・協力の申し出が多数あった場合、次の措置をとり、ボランティア機能の迅速な立ち上がりと能力が十分に発揮されるよう努める。

■ ボランティア活動への対応

- 災害ボランティアセンター本部が機能するまでの活動等の問い合わせへの対応
- 受入れ体制として活動拠点の準備
- 広報紙等による募集要領等の広報
- 災害ボランティアセンター本部の運営に関する協力及び連絡調整

(3) 災害ボランティアセンター支部（サテライト）の設置

災害ボランティアセンター本部は、被災状況を判断の上、必要に応じて、支援現場に近い場所に災害ボランティアセンター支部（サテライト）を設置する。

(4) 情報の交換

文化・市民活動班は、各班と連携し、災害ボランティアセンター本部に対し、被害や避難者の状況及び市災対本部の活動状況等の情報を提供し、ボランティア活動が効果的に行われるよう緊密な連携を図る。また、災害ボランティアセンター本部で把握している情報を積極的に確認し、被害状況の全体像の把握に努める。

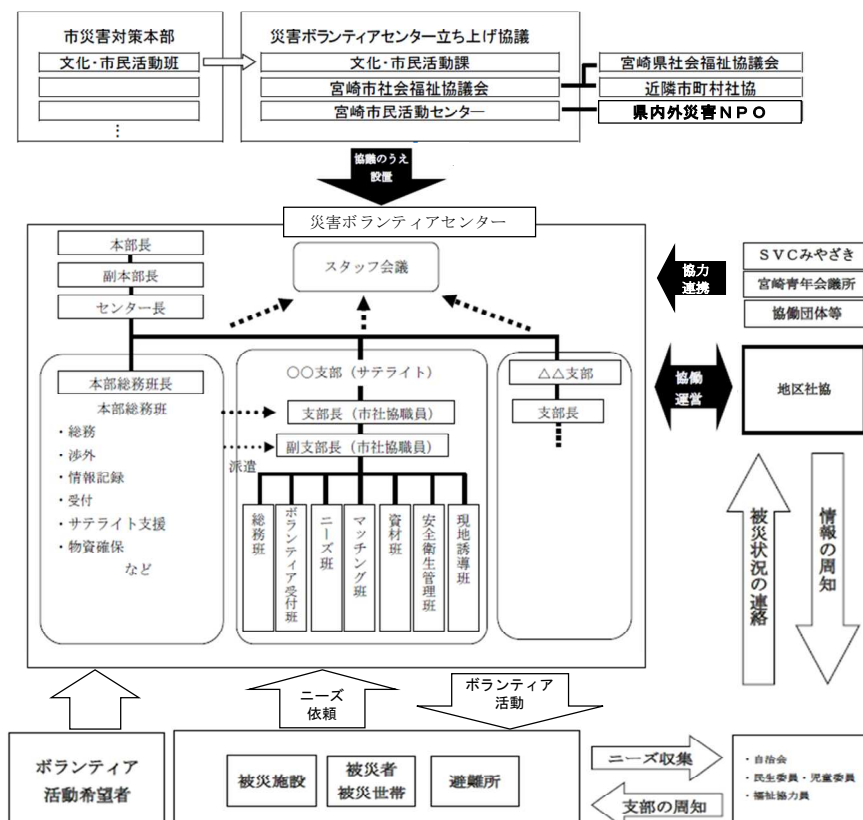
(5) 災害ボランティアセンター本部の活動内容

災害ボランティアセンター本部は、次の活動を行うものとし、ボランティアの受入れに際しては専門的な資格を有しているボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮する。

■災害ボランティアセンター本部の活動内容

- 災害ボランティア活動全体の調整
- 災害ボランティアセンター支部（サテライト）のサポート
- 行政・支援機関・NPO団体等との連絡調整
- 災害支援協定企業との連絡調整
- 各情報機関へ情報提供と報道依頼業務
- 広域で対処すべき課題への対応

■災害ボランティアセンター本部関係図



(6) 宮崎市ボランティアセンター本部設置運営マニュアルの活用

災害時に市及び関係機関と企業及び住民のボランティア活動との連携が円滑に行えるよう宮崎市ボランティアセンター本部設置運営マニュアルを活用する。

2. ボランティアへの活動の要請等

(1) ボランティアの活動内容

文化・市民活動班及び災害ボランティアセンター本部は、ボランティアに対して主に次の活動について参加・協力を求める。なお、活動内容の選定に当たっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

■ ボランティアに協力依頼する活動内容

- 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等）
- その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) ボランティア等への啓発

文化・市民活動班は、ボランティア等に対して、次に掲げる事項をはじめ、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

■ ボランティア等への啓発

- 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- 被災者は、同性でないと打ち明けにくい悩みを抱えている場合も想定する。
- 女性に対する暴力等を予防する（防犯ブザーの携帯等）。

3. 団体等への派遣要請

(1) 各種奉仕団への要請

福祉総務班、生涯学習班及び地域コミュニティ班は、災害ボランティアセンター本部と連携し、次に掲げる諸団体に災害奉仕活動の実態に即した奉仕団体の編成・活動を要請する

■ 民間団体と活動内容

団体名	活動内容	管轄班（平常時）
宮崎市自治会連合会 各婦人会連絡協議会	○炊き出し ○救援物資の配給 ○災害情報の収集、報告 ○その他の災害応急措置	地域コミュニティ班（地域コミュニティ課） 生涯学習班（教育委員会）
宮崎市赤十字奉仕団	○炊き出し ○援助金品の募集、整理	福祉総務班（福祉総務課）

(2) 民間団体への要請

本部総括班は、災害時において民間団体活用の必要が生じたとき、民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策を実施する。

■民間団体の組織と活動内容

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会 自主防災組織 地域まちづくり推進委員会 土木建築業者 農業協同組合 商工会 その他の団体	○応援を必要とする理由 ○作業の内容 ○従事場所 ○就労予定時間 ○所要人員 ○集合場所 ○その他参考事項	○被災者に対する炊出作業 ○被災者に対する救出作業 ○救助物資の輸送配給作業 ○清掃防疫援助作業 ○被害状況の通報連絡作業 ○応急復旧作業現場における軽微な作業 ○その他必要とする作業

(3) 住民への要請

支部（総合支所）地域市民福祉班、支部（地域センター）支部総務班及び支部（地域事務所）地域班は、自主防災組織及び自治会に対し、災害情報の収集、避難活動状況の収集及び災害応急活動等の災害奉仕活動への協力を要請し、その連絡調整を行う。

4. 災害復旧活動支援基金の活用

市は、災害ボランティア活動が迅速に実現できるよう活動拠点の設置や資機材の調達等に必要な経費を支援する。

■災害復旧活動支援基金

区分	概要
対象とする団体	○災害復旧活動を行う地縁団体やボランティア団体 ○災害復旧活動の活動拠点を設置・運営する団体 ○災害復旧活動の普及啓発、人材育成を行う団体
対象とする活動経費	○災害復旧活動の拠点（本部・現地）の設置・運営に必要な経費 ○災害復旧活動に必要な資機材の経費 ○災害復旧活動の輸送経費 ○災害復旧活動の普及啓発、人材育成の経費 ○市外の被災地等において行う災害復旧活動経費 ○その他災害復旧活動に関する経費
支援資金	支援資金は、宮崎市災害復旧活動支援基金に積み立てた額を全部又は一部を処分し充てる。その際は、一般会計歳入歳出予算に計上して執行する。

※支援資金の対象期間

支援資金の対象とする期間は災害発生時から6か月以内の範囲とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。また、普及啓発、人材育成事業の期間は設けない。

第2項 義援物資・義援金の受入れ

1. 義援物資の受入れ

義援物資及び義援金は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、市は、県及び関係機関と連携し、被災者に対する効果的な活用を図る。

(1) 義援物資の募集

財政班は、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

■ 募集方法

- 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
- 物資は、新品が望ましいこと。
- 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
- 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

(2) 義援物資の受付

財政班は、県と共に、必要に応じて義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。受付時には、受領書を発行し、その写しをとる。その際、大量の義援物資が予想される場合には、集積拠点等においてボランティア等の協力により仕分けを行う。

また、市において物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県及び他の市町に協力を要請する。

資料編/6.様式/【災害復旧】災害義援金品の受領書

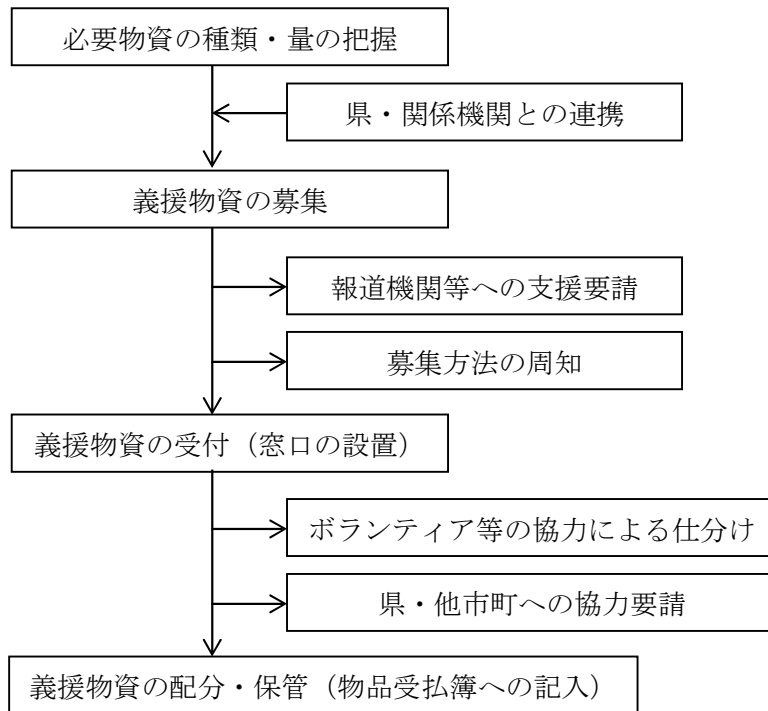
(3) 義援物資の配分・保管

財政班は、他の救援物資等とあわせて、義援物資をできる限り早く配分を行う。配分に当たっては公平を原則とし、その配分基準は被害状況に応じた配分計画に基づき幹部会議に諮って決定する。

なお、被災者に義援金を配分するまでの間は、宮崎市会計管理者名義の口座に預け入れ、義援品については、物品受払簿に記入のうえ、市管理の施設に保管する。

資料編/6.様式/【避難収容】物品受払簿

■財政班による義援物資の受入れ等の流れ



2. 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

財政班は、被災の状況を十分考慮しながら、県、他の被災市町、日本赤十字社及び県共同募金会等と連携し、義援金の募集を行う。

(2) 義援金の受付

財政班は、必要に応じて受付窓口を開設し、受付を行う。受付時には、受領書を発行し、その写しをとる。

資料編/6.様式/【災害復旧】災害義援金品の受領書

(3) 義援金の配分

財政班は、原則として義援金により物資を購入し現物支給として配分する。ただし、実情に応じて義援金を配分する。

なお、義援金の配分基準は、被害状況に応じて算出し、配分委員会を設けて協議決定する。配分基準は被害状況に応じた配分計画に基づき幹部会議に諮って決定する。

第18節 公共施設等の応急復旧活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 道路・橋梁 1. 災害時の応急措置 2. 応急復旧対策	<input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 道路維持班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第2項 河川・内排水施設 1. 応急排水 2. 応急復旧	<input type="checkbox"/> 土木班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第3項 その他の公共施設 1. 災害時の応急措置 2. 公共施設の応急復旧対策 3. 市施設以外の施設の応急復旧	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第4項 二次災害の防止 1. 水害・土砂災害対策 2. 構造物の落下対策	<input type="checkbox"/> 建築行政班 <input type="checkbox"/> 各班 <input type="checkbox"/> 施設管理者

第1項 道路・橋梁

1. 災害時の応急措置

(1) 被害状況等の調査

土木班、道路維持班、支部（総合支所）農林建設班は、災害が発生後の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、情報処理班を通じて本部長に報告する。

(2) 交通規制・迂回路の設定

道路維持班、支部（総合支所）農林建設班は、通行が危険な路線・区間について通行止め、交通規制等の措置を講じるため、警察署に通報する。

また、迂回路がある場合は、これを利用して交通を確保する。

(3) 被害の報告

各班は、市が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに県に報告する。

■被害の報告

- 被害の発生した日時
- 被害の内容及び程度
- 迂回路の有無

(4) 道路管理者への通報

本部長、支部長（総合支所）は、市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

2. 応急復旧対策

(1) 道路の応急復旧

道路維持班、支部（総合支所）農林建設班は、被害を受けた市道について、重要度が高い順に次のとおり応急復旧を実施する。

なお、市道以外の道路について、事態が緊急を要し当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。

■ 応急復旧対策

- 排土作業又は盛土作業
- 仮舗装作業
- 障害物の除去
- 仮道、仮橋等の設置

(2) 資機材・人員の確保

道路維持班は、所有する建設業者名簿に基づき復旧工事の資機材・人員を確保する。

(3) 応援・派遣要請

本部長は、被害が甚大で応急復旧工事が困難な場合、自衛隊の災害派遣を県に要請する又は他の地方公共団体に応援を要請する。

第2項 河川・内排水施設

1. 応急排水

消防対策部、土木班、支部（総合支所）農林建設班は、河川、内排水路の洪水、溢水等により浸水被害が発生したときは、状況により応急排水を実施する。

2. 応急復旧

土木班、支部（総合支所）農林建設班は、堤防、護岸、水門等の被害等について調査し、その施設の管理者が国・県の場合は速やかに応急復旧を依頼し、市の施設の場合は速やかに応急復旧を実施する。

第3項 その他の公共施設

1. 災害時の応急措置

各施設の管理者は、災害が発生した場合、次のような応急措置を講じる。

■ 応急措置の内容

- 避難対策については、事前計画に基づき実施する。
- 混乱を防止する。

- 施設入所者の人命救助を第一とする。
- 施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置を講じるほか、応急復旧を迅速に実施する。
- 関係機関へ通報する。
- 避難地となった施設は、火災等二次災害予防について十分な措置をとる。

2. 公共施設の応急復旧対策

(1) 施設被害の把握、復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量を算定するとともに、復旧優先順位等を検討し、復旧計画を策定する。

(2) 緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

(3) 住民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等情况がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

(4) 応援要請

要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、本部総括班で総括したうえで関係機関へ応援要請を行う。

(5) 連絡及び災害現場における指揮

災害現場では、必ず無線等を携帯し、市災対本部との連絡を密にする。災害現場の指揮は、本部長のもと、関係機関の応援部隊と連携する。

■現場指揮者の任務

- 応急対策要員の掌握と指揮
- 被災状況の把握
- 応急内容と方法の判断と実施
- 市災対本部と適切な連絡

3. 市施設以外の施設の応急復旧

本部長は、市施設以外の施設災害について、関係する管理者に連絡し、対応する。

第4項 二次災害の防止

各班は、被害状況等を把握し、二次災害の防止及び被災者の生活の確保を最優先に施設機能の確保に努める。

1. 水害・土砂災害対策

降雨等による二次災害に備え、危険性が高いと判断された箇所については、住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

2. 建造物の落下対策

建造物、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全確保に努めるため、状況に応じた応急対策を実施する。

第19節 ライフライン施設の応急復旧活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 上水道施設災害対策 1. 応急措置の実施 2. 応急復旧工事等の実施 3. 応急対策要員、資機材の確保	<input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第2項 下水道施設災害対策 1. 応急措置の実施 2. 下水道施設の応急対策 3. 応急対策要員、資機材の確保	<input type="checkbox"/> 上下水道対策部
第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策 1. 都市ガス施設の応急復旧 2. 電力施設の応急復旧 3. 通信施設の応急復旧	<input type="checkbox"/> 宮崎ガス(株) <input type="checkbox"/> 九州電力(株) <input type="checkbox"/> 九州電力送配電(株) <input type="checkbox"/> 西日本電信電話(株)

第1項 上水道施設災害対策

1. 応急措置の実施

上下水道対策部は、災害発生後、次の応急措置を実施する。

■ 水道施設の応急措置内容

<ul style="list-style-type: none"> ○汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止） ○取水、導水、浄水施設の防護 ○給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合） ○利用者への損害状況、注意事項等の広報 ○施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）
--

2. 応急復旧工事等の実施

(1) 応急復旧工事等の実施

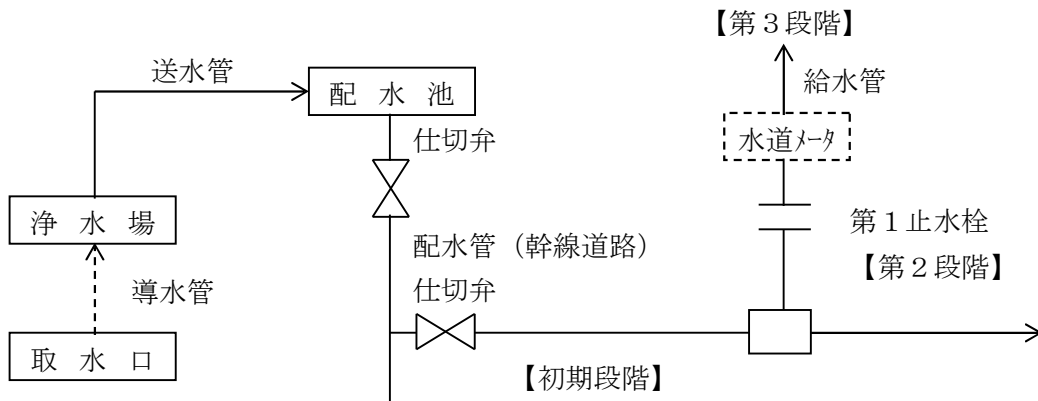
上下水道対策部は、応急復旧計画に基づき次の順序で応急復旧工事を実施する。

■ 応急復旧工事の実施内容

初期段階	<ul style="list-style-type: none"> ○仕切弁を止める ○導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ○送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ○配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 ○各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ○給水拠点、学校、公民館等の指定避難所において応急給水を行う。 ○配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施のうえ、通水する。

	以上の作業を繰り返し継続する（修理箇所調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する）。
第3段階	○順次、宅地内漏水の修理を行う。

■災害復旧フロー



(3) 配水管網図の整備、保管

上下水道対策部は、整備・保管している配水管網図を工事支援者へ迅速に配布し、応急復旧対策に努める。

(4) 各施設の応急復旧

上下水道対策部は、各施設について次の応急復旧を行う。

■各施設の応急復旧

施設	応急復旧の内容
取水施設	取水施設の被災に対しては、必要な応急復旧用資材により応急復旧を行う。
浄水施設	浄水場内の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
送水施設	送水管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。また、自然流下水路の被害に対しても、本復旧を行う。
送水ポンプ施設	ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。
配水ポンプ施設	施設の被災に対しては、配水のための応急措置を行い、停電時には自家発電機等により加圧給水ができるよう努める。

3. 応急対策要員、資機材の確保

上下水道対策部の人員、資機材のみでは応急復旧が困難な場合には、災害時における水道の応急復旧に係る協定を結んでいる他都市や管工事組合等の協力を求める。

第2項 下水道施設災害対策

1. 応急措置の実施

上下水道対策部は、災害発生後、次の応急措置を実施する。

■下水処理施設の応急措置内容

- 汚水処理施設の防護
- 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）

2. 下水道施設の応急対策

(1) 下水道施設の応急対策

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧する。また、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要に応じて臨時の貯留場所を設置する。下水処理施設による受入れについても、計画的な処理に努める。

(2) 下水管渠

- 1) 下水管渠の被害に対しては、汚水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。
- 2) 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限に抑えるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- 3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を整備・調達し、応急対策にあたる。

(3) ポンプ場及び処理場

- 1) 停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- 2) 特に防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の被害に備え、所要の資機材を調達し応急復旧を行う。

3. 応急対策要員、資機材の確保

上下水道対策部の人員、資機材のみでは応急復旧が困難な場合には、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団等に協力を求める。

第3項 ガス、電力、通信施設の災害対策

1. 都市ガス施設の応急復旧

宮崎ガス株式会社は、災害に関する情報を収集し、作業体制を確保したうえで、次の応急措置及び復旧対策を講じる。

また、市、県及び関係機関に対して災害情報、応急・復旧情報を密に連絡するとともに、住民に対して施設被害状況や復旧状況、ガス閉栓の確認等について広報を行う。

■都市ガス施設に関する応急措置・復旧対策

区分	応急措置・復旧対策
応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○製造所の製造量及び送出量の調整・停止 ○ガバナーステーションからの送出量の調整・停止 ○ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的しゃ断 ○被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報 ○その他、状況に応じた適切な措置
復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理 ○供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開 ○復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報 ○その他、現場の状況により適切な措置

2. 電力施設の応急復旧

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、災害に関する情報を収集し、作業体制を確保したうえで、次の危険予防措置及び応急工事を実施するとともに、復旧計画を検討する。

また、停電による社会不安の除去等のため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて電力施設被害状況、公衆感電事故や電気火災の防止法について広報活動を行う。

■電力施設に関する危険予防措置及び応急工事

区分	危険予防措置及び応急工事
危険予防措置	電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。
応急工事	災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。
水力発電施設	移動用機器、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員などの条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。
通信設備	衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

3. 通信施設の応急復旧

西日本電信電話株式会社（宮崎支店）は、災害に関する情報を収集し、復旧体制を確保したうえで、設備及び回線の復旧について応急の措置を講じる。

また、通信ができないことによる社会不安の解消のため、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況等を広報する。

第20節 文教対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 応急教育 1. 災害発生前及び発生直後の措置 2. 応急教育の実施 3. 教材・学用品の調達及び給与 4. 教育実施者の確保 5. 授業料の免除、育英補助の措置 6. その他留意事項	<input type="checkbox"/> 教委企画総務班 <input type="checkbox"/> 学校教育班 <input type="checkbox"/> 保健給食班 <input type="checkbox"/> 学校施設班
第2項 応急保育 1. 事前措置 2. 災害発生直後の措置 3. 応急保育の実施	<input type="checkbox"/> 保育幼稚園班
第3項 文化財応急対策	<input type="checkbox"/> 文化財班

第1項 応急教育

1. 災害発生前及び発生直後の措置

(1) 事前措置

教育長は、災害発生のおそれがある場合は、その措置を検討し、速やかに校長に伝達する。

各学校の校長は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次のとおり災害応急対策に備える。

■災害発生のおそれがある場合の事前措置

- 学校行事、会議、出張を中止すること
- 臨時休業措置、児童・生徒の避難、災害の事前指導及び事後処理、保護者への連絡方法を検討すること
- 市教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行うこと
- 勤務時間外においては、校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと

(2) 災害発生直後の措置

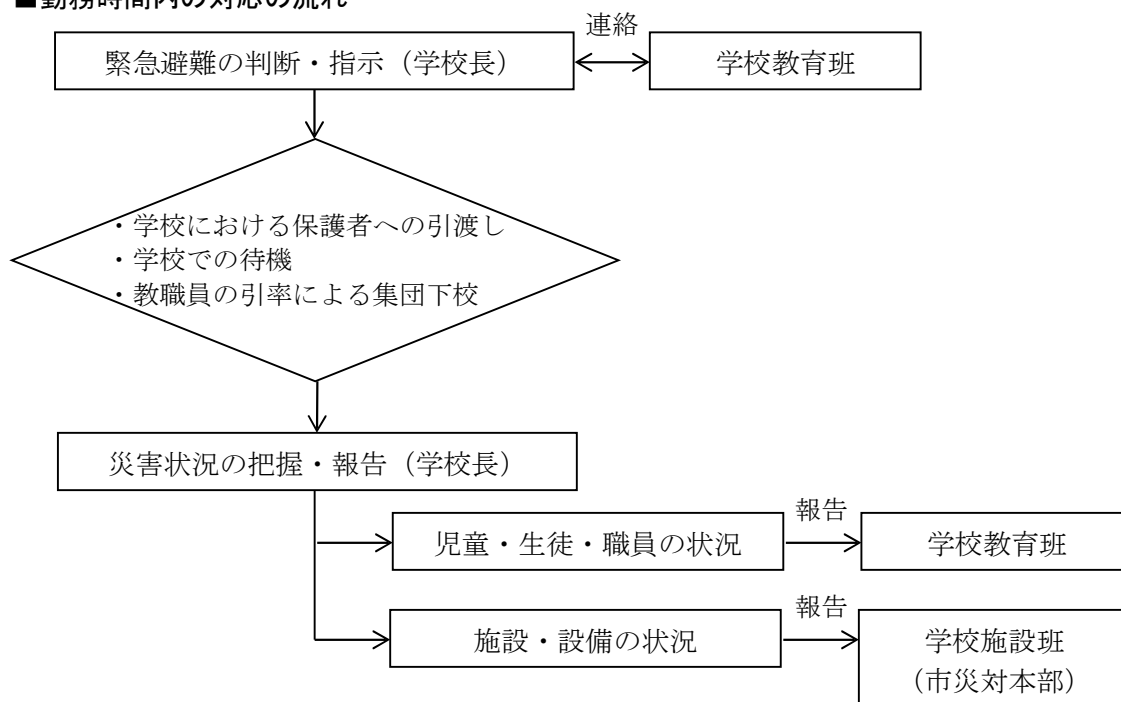
校長及び職員等は、災害発生後、次の措置を講じる。

■災害発生後の措置（勤務時間内の対応）

- 各学校の校長は、学校教育班と連絡をとって状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- この場合、児童・生徒の保護者への引渡しについては、学校教育班と連携し、「学校における保護者への引渡し」、「学校での待機」、「教職員の引率による集団下校」等の判断・指示を行い、実施する。
- 校長は、児童・生徒・職員、施設及び設備等の災害状況を速やかに把握し、児童・生徒・

職員については学校教育班、施設及び設備等については学校施設班を通じて市災対本部に報告する。
○本部長は、教委企画総務班又は学校教育班を通じて、校長に対して適切な緊急対策を指示する。

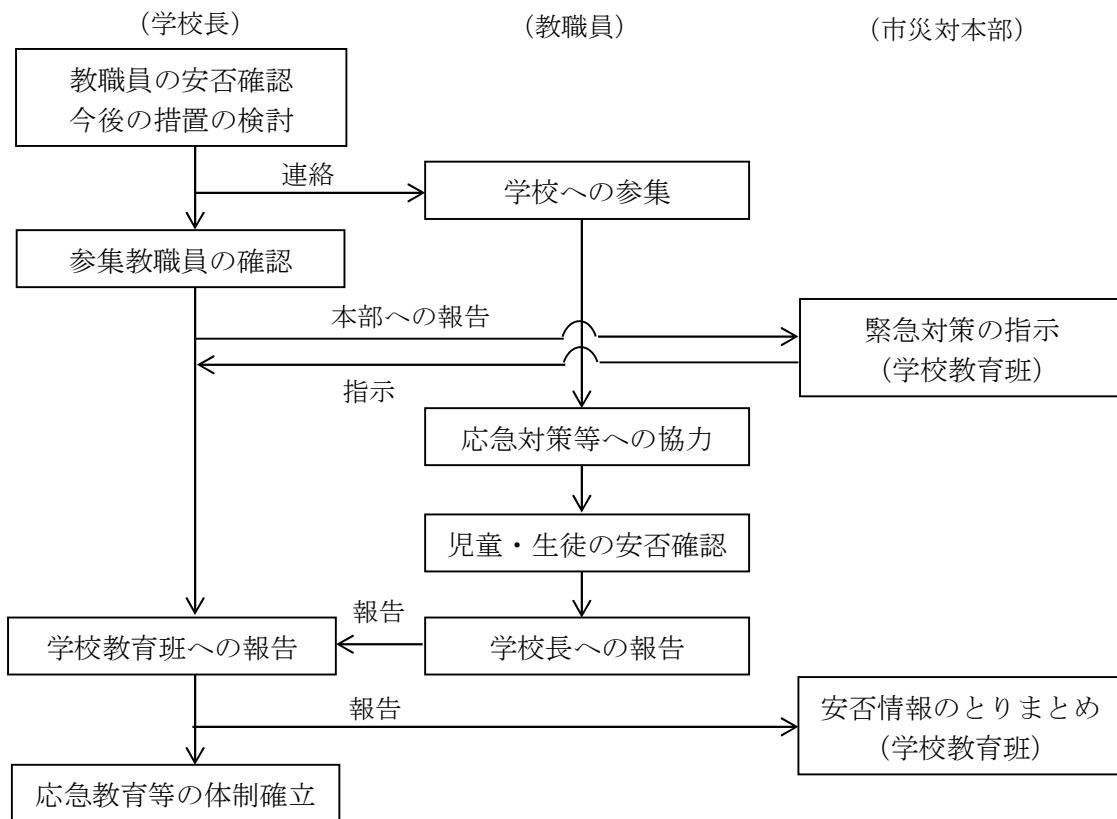
■勤務時間内の対応の流れ



■災害発生後の措置（勤務時間外の対応）

○校長は、管理下にある学校の教職員の安否を確認し、今後の措置について連絡する。
○教職員は、所属の学校に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力する。また、校長は、応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。
○校長は、参集した教職員の所属・職・氏名を確認し、学校教育班がこれをまとめて市災対本部に報告する。
○本部長は、学校教育班を通じて校長に対し適切な緊急対策を指示する。
○教員は、担任している児童・生徒の安否を確認し、校長に報告する。校長は、その結果を学校教育班に報告する。学校教育班がこれをまとめる。

■勤務時間外の対応の流れ



2. 応急教育の実施

(1) 被害調査

校長は、施設の被害状況を調査し、教委企画総務班と連携して応急教育実施のための場所を確保する。

■応急教育の場所

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○特別教室 ○屋内運動場 ○2部授業を実施
校舎の全部が被害を受けた場合	○公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	○住民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等 ○応急仮設校舎の設置

(2) 応急学級の編制・周知

学校教育班及び校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行う等災害時の教育課程の編成を行い、速やかに児童生徒及び保護者に周知する。

(3) 応急教育の実施

教職員及び学校教育班は、概ね次の応急教育を実施する。

■生活に関する指導内容

区分	指導内容
健康・衛生に関する指導	○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴その他身体の衛生指導
その他の生活指導等	○児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる ○児童生徒相互の助け合いの精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする

3. 教材・学用品の調達及び給与

(1) 給与の対象

学校教育班は、災害により住家に被害を受け、教材・学用品を喪失又はき損し、就学に支障がある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を給与する。

■教科書、学用品等の調達、配給方法

区分	調達・配給方法
教科書、文房具、通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材	管内の各学校、その他機関への救援要請

(2) 給与の期間

救助法が適用された場合の給与期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、その他については15日以内と定められている。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達、輸送の困難が予想される場合には、知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

(3) 給与の方法

学校教育班は、次のとおり給与を実施する。

■給与の方法

○校長を通じて給与の対象となる児童生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。
○学用品、文房具については、被害状況別、小中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成する。
○教科書、文房具、学用品は、財政班の協力を得て業者から一括購入し、学校ごとに配分する。
○救助法が適用されない場合の教材・学用品については、教育委員会、学校であらかじめ購入計画をたてておく。

(4) 費用の限度

被害の実情に応じて、救助法の定める範囲内で現物給付をもって実施する。

4. 教育実施者の確保

学校教育班は、教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

■教育実施者の応急確保策

- 臨時学級編制による教育
- 市立学校間、近隣学校等からの応援
- 県教育委員会に他市町村からの応援要請
- 非常勤等採用予定者からの新規採用
- 現職に携わっていない教員免許所有者の任用

(当該学校は、直ちに教育委員会に連絡する。)

5. 授業料の免除、育英補助の措置

学校教育班は、天災その他不慮の災害により、学資の負担に耐えられなくなった場合、高校生に対しては宮崎県育英資金の緊急採用及び「県立高等学校授業料減免規則」の規定による授業料減免措置を県に対して申請する。児童及び生徒に対しては、「就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」の定めるところにより援助措置を講じる。

■授業料減免・育英補助の措置

- 県に対する育英資金の申請
- 県に対する県立高等学校授業料減免申請
- 就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律

6. その他留意事項

(1) 児童生徒の保健衛生

学校教育班は、保健医療班及び医療救護班と協力し、児童生徒の健康診断・衛生指導等を行い、保健衛生の確保に努める。また、心の健康の保持にも努める。

(2) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまでは原則として行わない。

(3) 学校が避難所となる場合の留意事項

- 1) 施設管理者は自校の避難所開設要領に沿って対応する旨を避難所配備職員、避難所責任者に伝え、共同で業務を遂行する。
- 2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設の保全に努める。
- 3) 避難生活が長期化する場合は、応急教育活動との調整について市と協議を行う。

第2項 応急保育

1. 事前措置

子ども未来部長は、災害発生のおそれがある場合は、休園措置を検討し、保育所長及び幼稚園長等を通じて保護者へ伝達する。

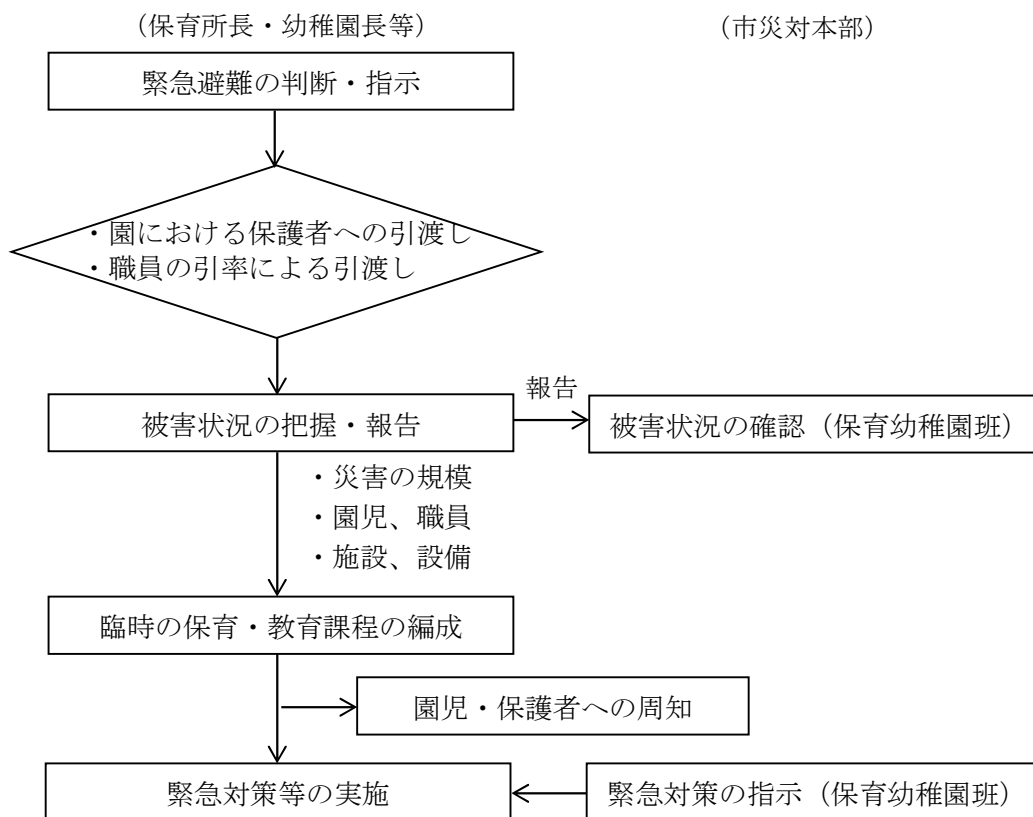
2. 災害発生直後の措置

保育所長及び幼稚園長等は、災害発生後、次の措置を講じる。

■災害発生直後の措置（勤務時間内の対応）

- 保育所長及び幼稚園長等は、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。この場合、園児の安全確保を第一とし、園において又は職員引率により保護者に確実に引渡す。
- 保育所長及び幼稚園長等は、災害の規模、園児・職員及び施設・設備等の被害状況を把握し、速やかに保育幼稚園班に報告する。
- 保育所長及び幼稚園長等は、状況に応じて臨時の保育・教育課程の編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。
- 本部長は、保育幼稚園班を通じて、保育所長又は幼稚園長等に対して適切な緊急対策を指示する。

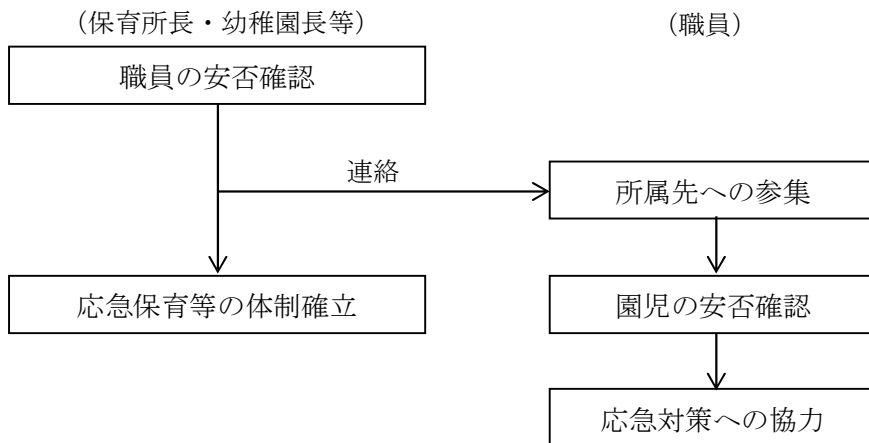
■勤務時間内の対応の流れ



■災害発生直後の措置（勤務時間外の対応）

- 保育所長及び幼稚園長等は、所属の職員の安否を確認し、必要な措置を講じる。
- 職員は所属の保育所及び幼稚園等に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力する。
- 保育所長及び幼稚園長等は、応急保育の実施及び保育所・幼稚園管理等のための体制を確立する。
- 職員は、所属の園児の安否を確認する。

■勤務時間外の対応の流れ



3. 応急保育の実施

保育幼稚園班は、災害が発生した場合、市内の保育所及び幼稚園等に臨時保育所を開設する。臨時保育所に充てられた保育士又は教諭は、応急保育を実施する。

■応急保育

- 保育所長及び幼稚園長等は、職員を掌握して保育所及び幼稚園等の整理を行い、園児の被災状況を把握し、保育幼稚園班に連絡して復旧に努める。
- 保育幼稚園班は、情報、指令の伝達について十分な措置を講じる。
- 受入れ可能な園児は、保育所及び幼稚園等において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域毎に実情を把握するよう努める。
- 衛生管理には、十分注意する。

第3項 文化財応急対策

市は、被災文化財の被災拡大を防止するため、市教育委員会と連絡調整し、応急措置を講じる。文化財班（管理責任者）は、文化財が災害を被ったとき、被災状況を調査し、市教育委員会に報告する。市教育委員会は、文化財の被災報告を受けた場合、その所管に応じて各所有者（管理責任者）及び県教育委員会に連絡・報告する。

※「文化財」とは、国・県・市指定文化財及び国登録文化財をいう。

第21節 在港船舶対策

支部（総合支所）農林建設班は、海上保安部等関係機関と連携し、船舶の被害防止対策として次の措置をとる。

■船舶の被害防止対策

- 災害の発生するおそれがある場合には、災害情報等を関係機関に周知する。
- 港内に停泊している船舶に対しては、安全な停泊地に移動又は港内での停泊方法について指導する。
- 岸壁係留船舶は、離岸して錨泊させるが、離岸できない場合においては、岸壁に乗り上げない措置を指導する。
- 荷役中の船舶は、作業を中止させる。
- 港内又はその周辺において漂流物、沈殿物等の交通を阻害する障害物が発生した場合は、その所有者に除去を命ずる。また、他の船舶に対しては、障害物情報として通報する。

第22節 農林水産災害応急対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 事前及び事後対策 1. 事前対策 2. 事後対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 農村整備班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第2項 農業用施設等応急対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 農村整備班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所）農林建設班
第3項 農産物対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所） <input type="checkbox"/> 農林建設班
第4項 畜産対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 農業振興班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所） <input type="checkbox"/> 農林建設班
第5項 林産物対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所） <input type="checkbox"/> 農林建設班
第6項 水産対策	<input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 森林水産班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所） <input type="checkbox"/> 農林建設班

第1項 事前及び事後対策

1. 事前対策

農政企画班、農業振興班、森林水産班、農村整備班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により農林水産物及び家畜に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事前対策の指導を行う。

2. 事後対策

台風等の発生により、農林水産物及び家畜に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行う。

第2項 農業用施設等応急対策

農政企画班、農業振興班、森林水産班、農村整備班、支部（総合支所）農林建設班は、農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じた必要な措置を講じ、事後の本復旧を推進する。

また、浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとり、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。

■ 農林業施設の応急対策

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 浸水時の用水路やポンプ等による排水 | <input type="checkbox"/> 流入した土砂・樹木等の除去 |
| <input type="checkbox"/> 破損箇所の応急復旧 | <input type="checkbox"/> 農林道の応急復旧 |

■ため池の応急対策

- ため池の被災箇所は、被害の程度に応じて、また、老朽ため池を優先して、堤体・洪水吐・取水施設の状況、漏水の有無等についての詳細点検を行う。
- 緊急点検結果に基づき、必要があれば堤体の補強・漏水防止・洪水吐や取水施設整備等の早期改修計画を立案する。

第3項 農産物対策

農政企画班、農業振興班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により被害がでるおそれがあるときは、県中部農林振興局（農業改良普及センター）及び宮崎中央農業協同組合と連絡をとり、農家に対して事前対策を指導する。

■農作物に対する応急対策

- 災害により農作物の播き直し又は植え替えをする場合は、宮崎中央農業協同組合に種苗の確保を要請するとともに、県へ報告する。
- 緊急に病害虫防除の実施が必要な場合は、県中部農林振興局（農業改良普及センター）、宮崎中央農業協同組合と連携し、防除対策を指導する。
- 広域にわたって病害虫が発生した場合は、無人ヘリコプター等による空中散布等被害拡大防止対策を検討する。
- 緊急的に農薬を必要とする場合は、県を通じて宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸商業協同組合に対して緊急供給を依頼する。

第4項 畜産対策

農政企画班、農業振興班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により被害がでるおそれがあるときは、施設の安全措置、家畜の避難をするように指導する。

■畜産に対する応急対策

- 崖崩れ、浸水等の危険がある場合は、家畜を避難させるよう指導する。
- 家畜保健衛生所の指導により、汚物等の流出の危険がある畜舎等に対しては、流出阻止策及び消毒等の実施を指示する。
- 家畜に伝染病の疑いがある場合は、県の畜産新生推進班の派遣を要請する。家畜の診療が得られない場合にも同じく、畜産新生推進班の派遣を要請する。
- 飼料の確保が困難となった場合は、農業団体や飼料業者に、必要数量の確保及び供給を依頼する。
- 死亡家畜が発生した場合には、すみやかに家畜処分の手続きを行うよう指導するとともに、その間の保管場所の指示や用地の確保の指導を行う。

第5項 林産物対策

農政企画班、森林水産班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により被害がでるおそれがあるときは、森林組合等と連絡をとり、林家に対して事前対策を指導する。

また、災害時において被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

■林産物対策

区分	対策								
被災立木竹の除去、土砂の除去	○被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。 ○被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。								
病虫害の防除	○被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外へ搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。								
林業用種苗の確保	○林業用種苗の被害を最小限に抑えるため、市は森林組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。								
干害対策	○灌水を実施する。 ○病虫害の防除を実施する								
浸冠水対策	○排水を実施する。 ○病虫害の防除を実施する								
風害対策	○効性追肥を実施する。 ○病虫害の防除を実施する。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作物</th> <th>災害種別</th> <th>応急処置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">林産物</td> <td>風水害</td> <td>ア 苗木の確保</td> </tr> <tr> <td>干害</td> <td>イ 種子の確保</td> </tr> </tbody> </table>	作物	災害種別	応急処置の内容	林産物	風水害	ア 苗木の確保	干害	イ 種子の確保
作物	災害種別	応急処置の内容							
林産物	風水害	ア 苗木の確保							
	干害	イ 種子の確保							

第6項 水産対策

農政企画班、森林水産班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により被害が生じるおそれがあるときは、漁業協同組合等と連絡をとり、漁業施設、漁船等の安全対策を指導する。

また、災害の発生後は、被害状況の把握に努め、必要に応じて漁業者へ次の対策を講じる。

■漁業施設等への応急対策

- 漁船、漁具や養殖施設、加工場等施設の破損、養殖魚の被害に対し、早急な復旧作業を指導する。
- 災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するため斡旋を行う。
- 災害により水産養殖物に疾病発生のおそれがある場合、県水産試験場に対し、防疫対策について指導を要請する。

第23節 災害救助法の適用

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害救助法の適用 1. 災害救助法の適用 2. 被害状況の判断基準	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班
第2項 滅失世帯の算定 1. 滅失世帯の算定 2. 住家被害程度の認定	<input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 建築行政班
第3項 災害救助法の適用手続き 1. 災害救助法の適用要請 2. 適用要請の特例 3. 特別基準の適用申請	<input type="checkbox"/> 福祉総務班
第4項 災害救助法による救助の内容等	<input type="checkbox"/> 各班
第5項 救助業務の実施者	<input type="checkbox"/> 各班

第1項 災害救助法の適用

1. 災害救助法の適用

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれかに該当する場合である。

資料編/1.条例等/【災害救助法】災害救助法施行令(抜粋)

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
①市内の住家が滅失した世帯の数	市 150世帯以上	第1項第1号
②県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ市75世帯以上	第1項第2号
③県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数が多数である場合	県 7,000世帯以上 かつ市多数	第1項第3号 前段
④災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合	多数(※)	第1項第3号 後段
⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合		第1項第4号

注1) ※印の場合は、県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 上記④に係る事例

- ・被害世帯を含む被害地域が、他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
- ・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等により、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とするものであること。

注3) 上記⑤に係る事例

住家被害には何ら関係がなく、多数の者の生命、身体に危害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

- ・船舶の沈没あるいは交通事故、爆発事故等の事故等により多数の者が死傷した場合
- ・火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
- ・山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合
- ・被災者が、現に救助を要する状態にあるものである場合

2. 被害状況の判断基準

本市における被害程度の判断は、別に示す被害の認定基準によって行う。

資料編/3.指針等/【情報収集・連絡】被害認定の基準

第2項 滅失世帯の算定

1. 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。

半壊等については、救助法施行令第1条第2項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

■滅失世帯の算定

住家被害状況	滅失住家
全壊（全焼・流失）	1世帯
半壊（半焼）	1/2世帯
床上浸水等	1/3世帯

2. 住家被害程度の認定

住家の被害程度を認定する上での、おおよその基準は次のとおりとする。

■住家被害程度の認定の基準

被害の区分	認定の基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、家屋の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満の

被害の区分	認定の基準
	もの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の床上浸水・土砂の堆積等	上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実には居住のため使用している建物をいい、現実には居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。マンション、アパート等のように1棟の建物内にそれぞれの世帯が独立した生活を営んでいる場合は、それぞれ「1世帯」として取り扱う。

第3項 災害救助法の適用手続き

1. 災害救助法の適用要請

本部長は、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告する。

被害発生直後で、文書を作成する余裕がない場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

■災害救助法の適用要請

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

2. 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。

その後の処置に関しては県知事の指揮を受ける。

3. 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合には特別基準の適用を申請することができる。

適用申請は、県知事に対して行なうが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第4項 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は次に示す。

資料編/1.条例等/【災害救助法】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について

■災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置後 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 1戸当たりの規模は、実施主体の地域の実情、世帯構成にあわせて実施 2. 5,516,000円以内(原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費等一切の経費) 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる	災害発生の日から20日以内着工	1. 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2. 供与期間 最高2年以内 3. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊出しその他の給与による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住宅に被害をうけて炊事できない者	1. 1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品の給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は3分の1日)						
飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事用のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上						
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営む事が困難な者	1. 夏期(4~9月)冬期(10~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること						
		区分 (単位 円)		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に	
		全壊 全焼 流失		夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
				冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
		半壊 半焼 床上浸水		夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬	9,800		12,700	18,000	21,400	27,000	3,500			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
救 出 被災者の	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
住宅の被災した 応急修理	1. 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内	災害発生日から1ヶ月以内	
学用品の 給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,400円 中学生生徒 1人当たり 4,700円 高等学校生徒等 1人当たり 5,100円	災害発生日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施するものに支給	1体当たり 大人(12歳以上) 210,200円以内 小人(12歳未満) 168,100円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる

第3章 災害応急対策計画
第23節 災害救助法の適用

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
捜 死 体 索 の	行方不明の状態にありかつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯あたり 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
職 輸 員 送 等 及 雇 び 上 賃 費 金	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救援用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者及び令第4条5号から第10号までに規定するもの	(令第4条第1号から第4号に規定する者) 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 (令第4条第5号から第10号に規定する者) 地域の慣行料金による支出実績に100分の3を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

平成29年内閣府告示第535号(平成29年4月現在)

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第5項 救助業務の実施者

市は、災害救助法の適用後の救助業務は県知事が実施者となるため、県知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

福祉総務班は、各部各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施する。また、これを県災対本部に報告する。

その他の災害救助は、「災害救助の実務」を参考のうえ、本計画の定めにより行う。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】被害報告様式一覧

■県知事により市長に事前委任されている救助の種類

- | | |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 収容避難所の設置及び収容 | <input type="checkbox"/> 災者の救出 |
| <input type="checkbox"/> 炊き出し、その他による食品の給与 | <input type="checkbox"/> 学用品の供与 |
| <input type="checkbox"/> 飲料水の供給 | <input type="checkbox"/> 住宅の応急修理 |
| <input type="checkbox"/> 被服、寝具、その他生活必需品の給与、
又は貸与 | <input type="checkbox"/> 遺体の搜索・埋葬・処理 |
| <input type="checkbox"/> 医療及び助産 | <input type="checkbox"/> 障害物の除去 |

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧対策本部の設置

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害復旧対策本部組織計画 1. 災害復旧対策本部の設置 2. 復旧本部の運営	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部
第2項 職員配備計画 1. 配備体制 2. 職員の動員 3. 職員の服務	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部

第1項 災害復旧対策本部組織計画

1. 災害復旧対策本部の設置

(1) 災害復旧対策本部の設置

市長は、災害の発生後、災害救助法の規定による救助業務又は市地域防災計画に定める災害復旧事業、その他災害復旧・復興対策を実施するにあたり、災害予防及び災害応急を主とする市災対本部から、災害復旧対策及び市民生活等の復興支援を主とする体制への移行が必要であると認めるときは、本計画の定めるところにより「宮崎市災害復旧対策本部」（以下、「復旧本部」という。）を設置する。

なお、災害復旧・復興対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】災害復旧対策本部設置要綱

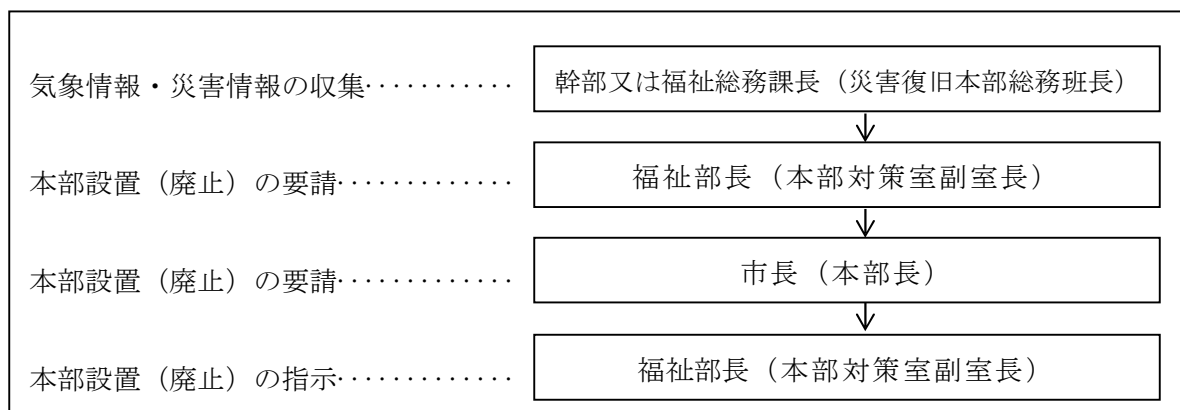
(2) 復旧本部等の設置手順

復旧本部は、原則として次の手順により設置する。

■復旧本部設置の流れ

- 幹部会に充てられている者（各部長、会計管理者、教育長及び各局長）又は福祉総務課長（災害復旧総務班長）は、復旧本部設置の必要を認めた場合、福祉部長（本部対策室副室長）に対し本部設置を要請する。
- 福祉部長（本部対策室副室長）は、復旧本部設置の要請があった場合又はその他の情報により復旧本部設置の必要がある場合は、副市長（副本部長）及び危機管理部長（危機管理対策部長）と協議のうえ、市長（本部長）に復旧本部設置を要請する。
- 市長（本部長）は、復旧本部設置の必要があると認められたときは、復旧本部の設置を決定する。

■復旧本部の設置手順



(3) 支部及び現地における災害復旧対策組織の設置

1) 支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）の設置

各支部長は、本部設置の通知を受けた場合は、直ちに支部を設置する。

2) 現地復旧本部の設置

本部長は、被災現地に本部設置の必要がある場合は、現地復旧本部を設置し、人員を派遣する。

(4) 復旧本部の廃止

本部長は、復旧本部を設置した後において、復旧事業が終了し、又は復旧本部を設置しておく必要がないと認めたときは、復旧本部を廃止する。

(5) 復旧本部の設置又は廃止の通知

災害復旧総務班長は、復旧本部を設置し又は廃止したときは、速やかに関係機関に連絡する。

■本部の設置・廃止の連絡先・手段

連絡先	連絡手段
本部構成員（職員）	庁内放送、携帯メールなど
各支部	電話、FAX、防災行政無線、デジタルMC A無線・IP無線、携帯メールなど
宮崎県危機管理局	電話、防災行政無線など
宮崎北、南、高岡警察署	電話、FAXなど
災害復旧において重要となる機関（報道機関等）	電話、FAXなど

2. 復旧本部の運営

(1) 復旧本部組織の概要

復旧本部の組織及び運営は、「災害復旧対策本部設置要綱」にしたがって運営する。復旧本部の組織等は、次のとおりである。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】災害復旧対策本部設置要綱

■復旧本部の運営概要

組織等		職務等
本部 組織	本部長（市長）	○本部の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長（副市長）	○本部長に事故あるときは職務を代理する。
	幹部会	○復旧・復興対策に関する重要事項を決定する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 宮崎市事務分掌規則第4条第1項の部長、会計管理者 エ 局長等（上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選管事務局長、農委事務局長、監査事務局長） オ その他本部長（市長）が必要と認める者
	緊急応急対策幹部会	○緊急に復旧・復興対策を講じる必要があるときに、幹部会に替えて設置する。構成員は次のとおりとする。 ア 本部長 イ 副本部長 ウ 部長（総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長） エ その他本部長（市長）が必要と認める者
本部員	部	○部長を置く。部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名したものがその職務を代理する。 ○必要と認める部に副部長を置く。副部長は部長を補佐する。 ○部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	班	○班長を置く。班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。 ○班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。 ○班員はその属する班の事務を処理する。

(2) 復旧本部の分掌事務

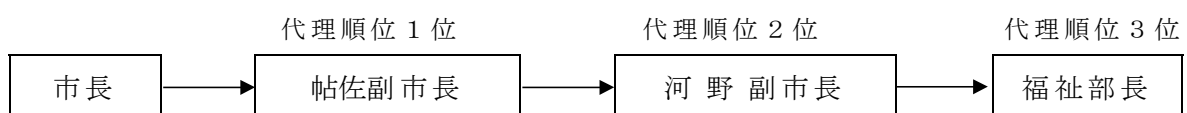
復旧本部の分掌事務は、「災害復旧対策本部設置要綱」による。

資料編/4.組織等/【災害対策本部等】宮崎市災害復旧本部の分掌事務

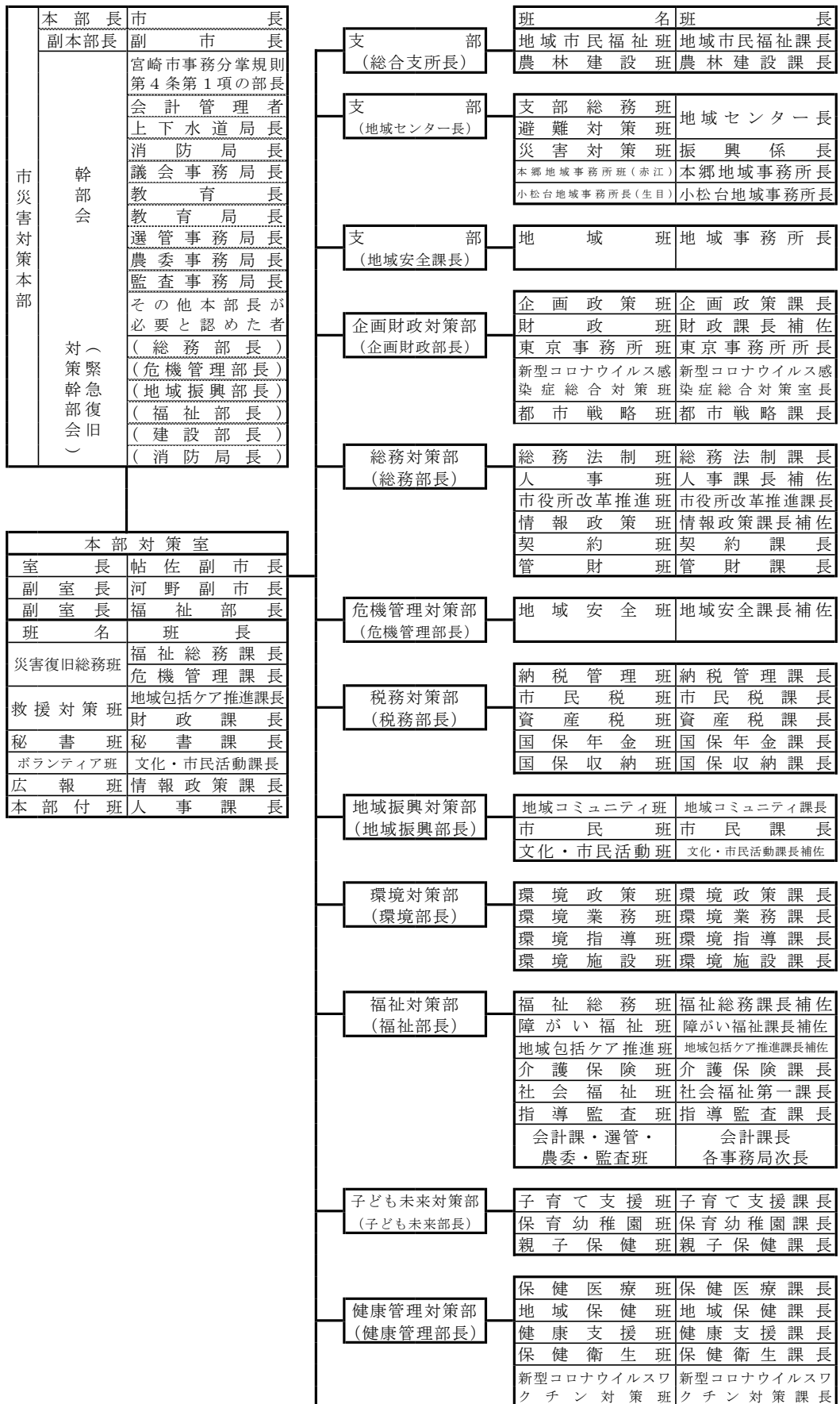
(3) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

市は、復旧本部の設置後、災害復旧活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

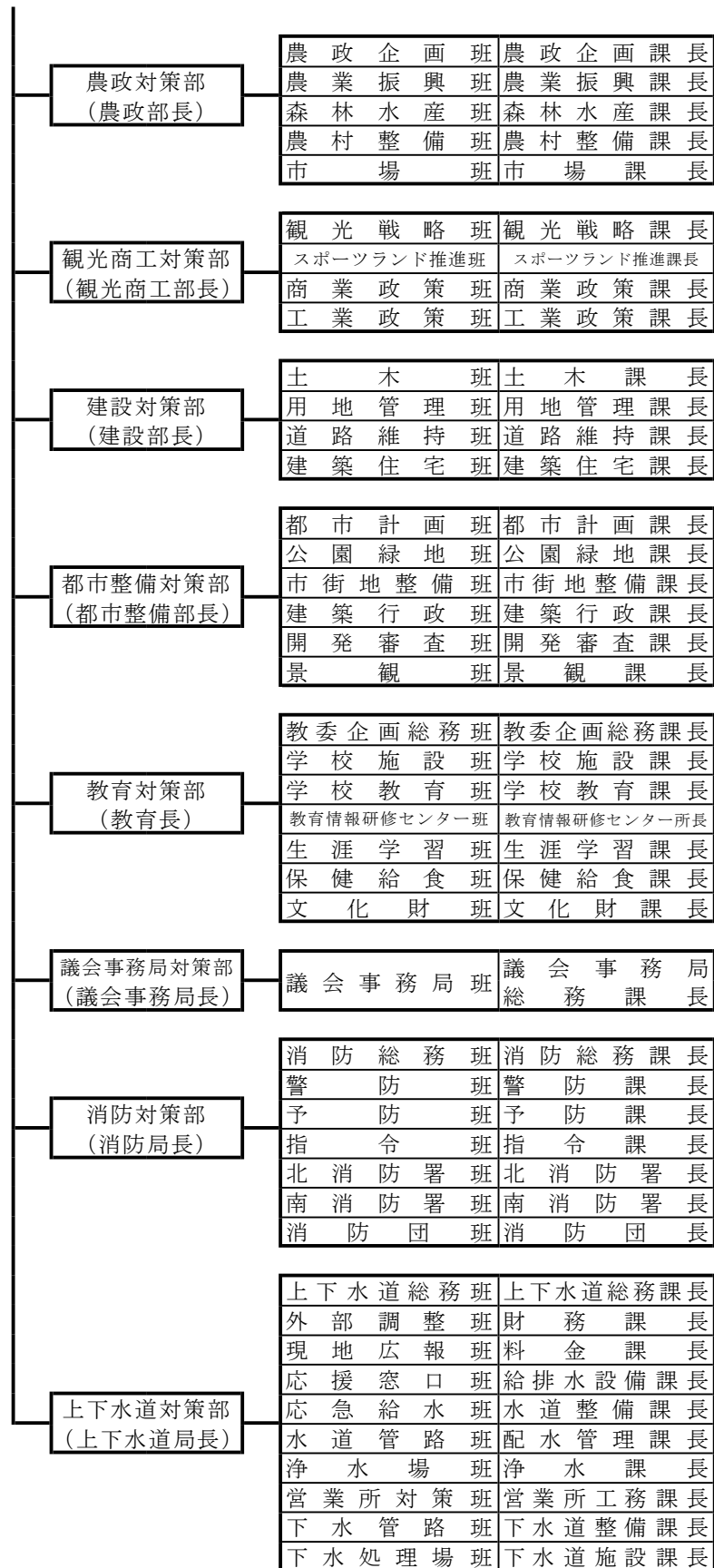
■意思決定権者（本部長職務）代理順位



■ 宮崎市災害復旧対策本部 組織系統図 (1/2)



■ 宮崎市災害復旧対策本部 組織系統図 (2/2)



第2項 職員配備計画

1. 配備体制

(1) 配備体制の確立

市長（本部長）は、市域に局地的又は広範囲にわたる災害が発生し、災害対策本部から移行して継続的に災害復旧対策や被災者への復興支援対策が必要となった場合には、市の全組織をあげて本計画に基づき災害復旧・復興体制を確立する。

なお、災害復旧対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

(2) 配備体制の決定

市長（本部長）は、福祉部長（本部対策室副室長）又は福祉総務課長（災害復旧総務班長）の助言のもと、配備体制を決定する。

各支部長は、地域内の状況から判断し、必要な配備体制を福祉部長（本部対策室副室長）又は福祉総務課長（災害復旧総務班長）に求めることができる。

2. 職員の動員

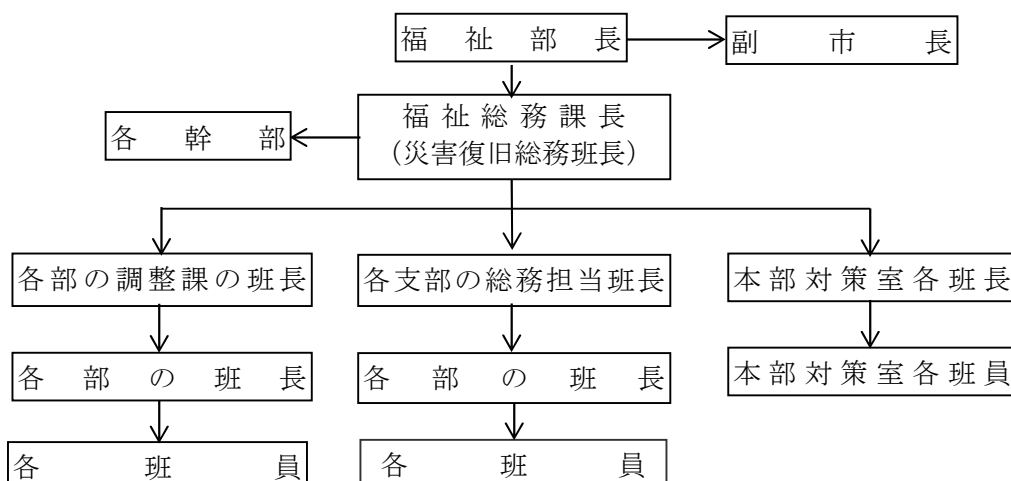
(1) 動員の方法

復旧本部における動員の方法は、次のとおりとする。災害復旧総務班長は、庁内メール等にて全職員に対し、本部設置と配備体制を伝達する。

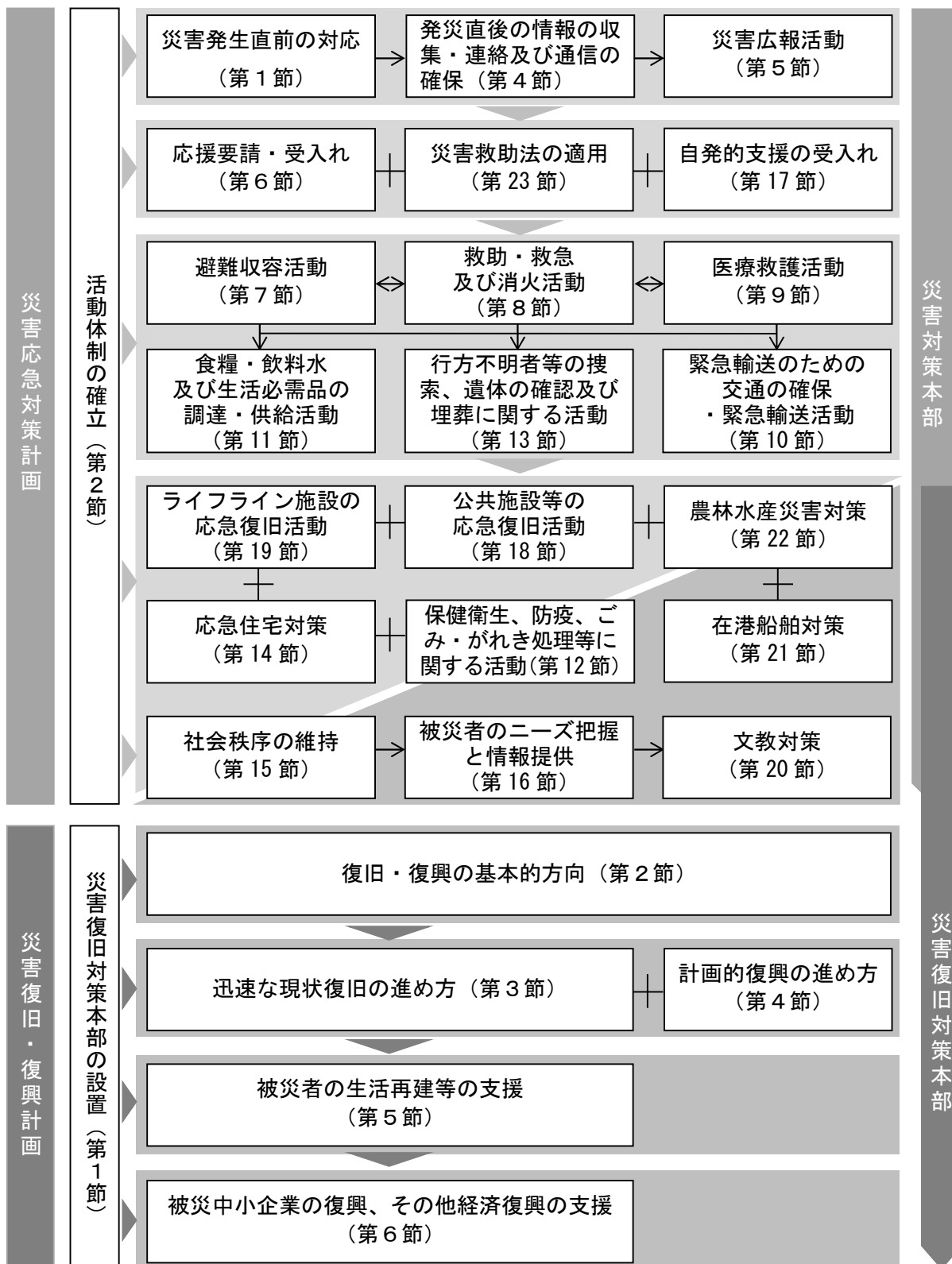
■動員の流れ

- 福祉部長は、市長より復旧本部の設置の指示を受けたのち、福祉総務課長（災害復旧総務班長）へ復旧本部の設置及び配備体制を指示するとともに、副市長へ報告する。
- 災害復旧総務班長は、各幹部、各部の調整課の班長、支部（総合支所）地域市民福祉班長、支部（地域センター、地域事務所）支部総務班長、地域班長及び本部対策室各班長に動員・配備体制を伝達する。
- 各部の調整課の班長及び各支部の総務担当班長は、部内各班長にそれぞれ動員配備体制を伝達する

■動員連絡経路



■復旧対策の流れと主な組織体制



(2) 職員配備報告

各班は、所定様式の「職員配備記録簿」に職員配備状況をまとめ、災害復旧総務班に提出する。

人事班は、「職員配備記録簿」を整理し、本部長に報告する。

資料編/6.様式/【活動体制】職員動員記録簿

(3) 各部等への職員派遣

復旧本部の各部長等は、災害対策活動を実施するにあたり、班員が不足し、他の部からの職員派遣が必要な場合は、本部対策室長に文書で要請をしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後に提出することができる。

なお、災害復旧対応業務は、他の業務に優先して行われるため、本部対策室長から職員派遣の要請を受けた各部長等は、これに応じなければならない。

3. 職員の服務

すべての職員は、復旧本部が設置された場合、次の事項を遵守する。

■職員の服務基準

- 災害復旧対応業務は、すべての業務に優先して行われるので、全職員が本部員であるとの自覚を持ち、配備についていない場合でも常に災害情報、本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等を中止し待機する。
- 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意をする。

第2節 復旧・復興の基本的方向

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 復旧・復興の基本的方向	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 被災の程度に応じた基本的方向 1. 被害が比較的軽い場合の計画的推進 2. 被害が甚大な場合の計画的推進	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部

第1項 復旧・復興の基本的方向

本部長は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、あらゆる場、組織に男女共同参画の観点から女性の参画、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

また、国、県、他の地方公共団体等に対し、復旧・復興に要する財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、必要に応じて職員の派遣、その他の協力を求める。

第2項 被災の程度に応じた基本的方向

1. 被害が比較的軽い場合の計画的推進

本部長は、災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2. 被害が甚大な場合の計画的推進

本部長は、災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧が困難になることを踏まえ、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

第3節 迅速な現状復旧の進め方

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 公共施設災害復旧事業計画 1. 事業計画の検討・作成 2. 激甚災害の指定促進	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第3項 激甚災害の指定 1. 激甚災害の概要 2. 激甚災害指定のための措置	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部

第1項 公共施設災害復旧事業計画

1. 事業計画の検討・作成

本部長は、公共施設の災害復旧に係る次の事業について検討し、計画を作成する。

■公共施設の災害復旧事業

- 公共土木施設災害復旧事業計画
- 農林水産施設災害復旧事業計画
- 都市災害復旧事業計画
- 上下水道災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- その他災害復旧事業計画

2. 激甚災害の指定促進

本部長は、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置に努める。

■激甚災害の指定促進のための措置

- 「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」の適用促進
- 緊急災害査定促進（被害状況の速やかな調査把握）
- 災害復旧資金の確保措置（災害復旧に必要な資金需要類の早急な把握）

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助

災害により公共施設が被害を受けた場合の復旧事業については、一定の要件に該当するものは国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

主な災害復旧事業とその根拠法令は、次のとおりである。

■災害復旧事業の種類と財政援助等（1/2）

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚特別援助法第3条第1項
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	激甚特別援助法第3条第1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条第3項	激甚特別援助法第3条第1項
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	激甚特別援助法第6条第1項
都市施設災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	激甚特別援助法第3条第1項
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第52条	激甚特別援助法第3条第1項
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	激甚特別援助法第3条第1項
身体障がい者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法第37条、第37条の2	激甚特別援助法第3条第1項
知的障がい者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法第25条、第26条	激甚特別援助法第3条第1項
伝染病院隔離病舎災害復旧事業	伝染病予防法第24条、第25条	激甚特別援助法第3条第1項
伝染病予防事業	伝染病予防法第24条、第25条	激甚特別援助法第3条第1項
堆積土砂排除事業	予算補助	激甚特別援助法第3条第1項
湛水排除事業		激甚特別援助法第3条第1項第10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	激甚特別援助法第8条第1項
共同利用小型漁船の建造		激甚特別援助法第11条
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法第2条第4項	激甚特別援助法第12条
小規模起業者等設備導入資金助成法による貸付金	小規模起業者等設備導入資金助成法第3条	激甚特別援助法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業		激甚特別援助法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業		激甚特別援助法第16条
私立学校施設災害復旧事業		激甚特別援助法第17条

■災害復旧事業の種類と財政援助等 (2/2)

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
水防資材費	水防法第33条の2	激甚特別援助法第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	激甚特別援助法第22条
産業労働者住宅建設資金の融通		激甚特別援助法第23条
上水道、簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
公共下水道、流域下水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚特別援助法第3条第1項
都市下水路災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	予算補助
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
ごみ処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	予算補助
火葬場災害復旧事業	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律	
災害特例債		小災害特例債 歳入欠かん債 災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

注) 激甚特別援助法とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の略である。

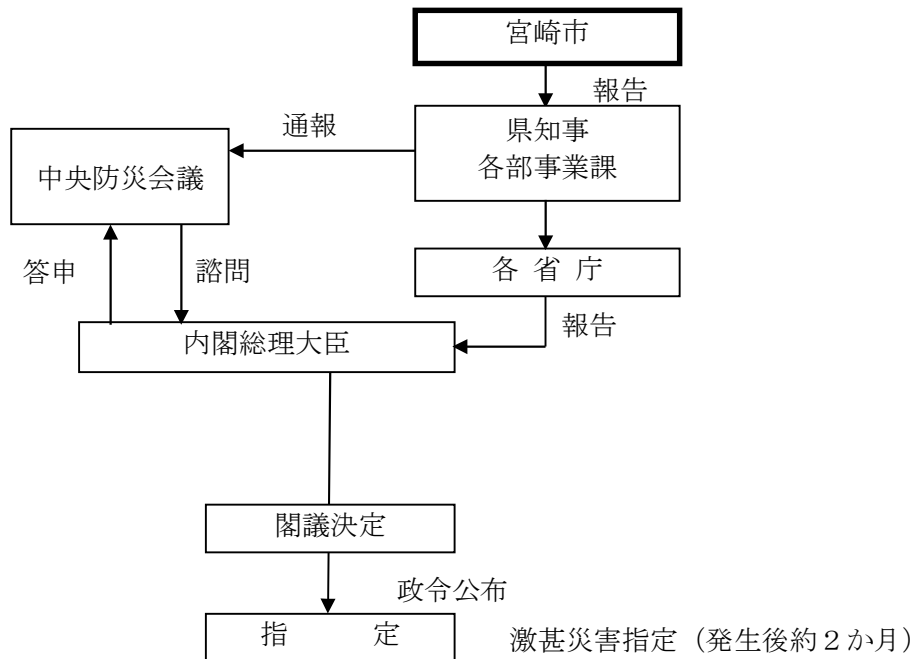
第3項 激甚災害の指定

1. 激甚災害の概要

(1) 制度の概要

本部長は、大規模な被害が発生し、激甚法により激甚災害に指定された場合、特別の財源の援助を受けて復旧事業を実施することができるため、次の激甚災害の指定の手続きを進める。

■激甚災害指定フロー図



(2) 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定された場合、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

なお、指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

■激甚災害の指定基準

- 広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」
- 市町村レベルの局地的な被害に対して救済する「局地激甚指定基準」

2. 激甚災害指定のための措置

本部長は、基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合は激甚災害の早期指定、災害復旧事業の迅速かつ確かな実施のため、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するとともに、災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。

第4節 計画的復興の進め方

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害復興方針・計画の策定 1. 災害復興方針の策定 2. 災害復興計画の策定	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 災害復興事業の実施 1. 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施 2. 被災市街地復興特別措置法上の手続き 3. 災害復興事業の実施	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 都市整備対策部

第1項 災害復興方針・計画の策定

1. 災害復興方針の策定

本部長は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「災害復興検討委員会」を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2. 災害復興計画の策定

本部長は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第2項 災害復興事業の実施

1. 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

本部長は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

2. 被災市街地復興特別措置法上の手続き

本部長は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行い、県の承認を得る。

3. 災害復興事業の実施

本部長は、災害復興に関する専管部署を設置し、専管部署を中心に災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

また、必要に応じて災害復興事業に関する技術的、財政的な支援を県に要請する。

第5節 被災者の生活再建等の支援

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置 1. 生活相談の実施 2. 災害相談窓口の開設	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 商業政策班 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 罹災証明書の発行 1. 罹災証明書の発行 2. 被災者台帳の整備	<input type="checkbox"/> 災害復旧総務班 <input type="checkbox"/> 福祉総務班 <input type="checkbox"/> 支部（総合支所） <input type="checkbox"/> 地域市民福祉班 <input type="checkbox"/> 支部（地域センター） <input type="checkbox"/> 支部総務班
第3項 生活確保資金の融資等 1. 金融措置 2. 災害見舞金等の支給 3. 生活資金対策 4. 民間施設等の災害復旧資金の助成	<input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 農政企画班 <input type="checkbox"/> 建築行政班
第4項 税対策等による被災者の負担の軽減 1. 市税・国民健康保険税等の減免等 2. 国税及び県税の減免等 3. 被災世帯に対する住宅融資 4. 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付 5. 郵便物の特別取り扱い等	<input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 税務対策部
第5項 雇用の確保	<input type="checkbox"/> 本部対策室
第6項 災害復興基金の設立	

第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置

1. 生活相談の実施

商業政策班は、非常時における住民生活の安定のため、災害につけ込んだ悪質商法、買い占め、売り惜しみ、量目不足並びに便乗値上げ等の消費生活に関する住民からの苦情、問い合わせ等に対応するため、次の業務を実施する。

■住民生活の安定のための措置

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○消費生活に関する「電話相談窓口」の開設 ○計量法に基づく立入り検査（商品量目）及び特定計量器の精度確認 |
|---|

2. 災害相談窓口の開設

(1) 相談窓口の開設

本部対策室、福祉対策部は、大規模災害の発生等に伴う住民からの問い合わせに対処するため、特に必要があるときは、市役所本庁舎内をはじめ被災地近辺に災害相談窓口を開設し、市役所が実施する災害対策業務の受付案内をはじめ被災者の相談に対応する。

(2) 相談等の受付と問題等の把握

災害相談窓口では、次の相談等を受け付けるとともに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

災害相談窓口は、各班により構成し、市民からの問い合わせ等に即応できる人員体制とする。また、広報班は、報道機関等と連携し、被災者や関係機関・団体に対し、災害支援制度の内容や関連する情報を確実に広報、提供できるよう体制を強化する。

■災害相談窓口における受付内容

- 行方不明の受付
- 罹災証明
- 税の減免
- 仮設住宅への入居申請
- 住宅応急修理の相談
- 医療相談
- 生活相談等
- 災害によって生じる法律問題

第2項 罹災証明書の発行

1. 罹災証明書の発行

罹災証明書は、救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の再建復興のために応急的かつ一時的な救済を目的として確認できる家屋被害について発行する。

(1) 罹災証明書の発行・記録

災害復旧総務班（危機管理課）、必要に応じて支部（総合支所）地域市民福祉班及び支部（地域センター）支部総務班は、罹災証明書発行申請に対して、被災者台帳により確認のうえ、発行する。

また、その旨を罹災証明書交付簿に記録する。

なお、被災者台帳により確認できない場合は、申請者の立証資料（写真等）をもとに判断して、罹災証明書を発行する。

資料編/6.様式/【災害復旧】罹災証明交付申請書及び罹災証明書

(2) 罹災証明書の範囲・手数料

罹災証明書の発行は、基本法第2条第1号に規定する災害を対象とし、家屋の全壊・流出・半壊・床上浸水・床下浸水等について証明する。

なお、罹災証明書の証明手数料については、宮崎市手数料条例の規定により徴収しない。

2. 被災者台帳の整備

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、その基礎となる被災者台帳を作成する。

(1) 台帳の作成

福祉総務班は、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録した被災者台帳を作成する。

■被災者台帳の記載事項

- 氏名、出生の年月日、男女の別、住居又は居所
- 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況
- 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 電話番号その他の連絡先、罹災証明書の交付の状況
- 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 上記の提供を行った場合は、その旨及び日時
- 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

（2）情報の収集

被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

被災台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長のその他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

（3）台帳情報の利用

市は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下、「台帳情報」という。）を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

（4）台帳情報の提供

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために提供する。

■台帳情報の提供の条件

- 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 他の地方自治体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

また、本人の同意がある、又は本人に提供する場合、提供を受ける者は、次の事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

■申請者への記載事項

- 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- 提供を受けようとする台帳の範囲
- 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- その他、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

市は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3項 生活確保資金の融資等

1. 金融措置

(1) 金融措置の種類等

市は、被災した住民に対し、条例等に基づき災害弔慰金及び災害援護資金等の貸付に努める。

■金融措置の種類等

- 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付
- 世帯更生資金の災害援護資金
- 救助法による生業資金
- 母子・父子・寡婦福祉資金
- 国民生活金融公庫資金
 - ア 更生資金
 - イ 恩給担保貸付金
 - ウ 遺族国債担保貸付金
 - エ 引揚者国庫債券担保貸付金

(2) 市の措置

- 1) 市は、「宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月条例第15号）」、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。
- 2) 市は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明（書）の交付体制を確立し、被災者に罹災証明（書）を交付する。
- 3) 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

資料編/1.条例等/【災害復旧】宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例
資料編/1.条例等/【災害復旧】宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

■災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	定義	本市に住居を有する者（以下、「住民」という。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による被害を生じること（以下、「災害」という。）で死亡したとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲	法（災害弔慰金の支給等に関する法律）第3条第2項の遺族範囲死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にする。 次の順序 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 なお、いずれも存在しない場合は（同居又は生計を同じくしていた）兄弟姉妹。	
	死亡の推定	災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害が止んだ後、3か月間その生死がわからない場合に災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。	
災害障害見舞金	定義	住民が災害により負傷し、又は疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に掲げる程度の障害があるとき支給する。	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障害の程度	①両眼が失明した者 ②咀嚼及び言語の機能を廃した者 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥両上肢の用を全廃した者 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧両下肢の用を全廃した者 ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	
災害援護資金	定義	災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。	
	支給額	貸付限度額	
		a 療養に要する期間が概ね1か月以上である世帯主の負傷（以下、「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害（被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害をいう。以下同じ。）及び住居の損害がない場合 150万円 ②家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 ③住居が半壊した場合 270万円 ④住居が全壊した場合 350万円	
b 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 ①家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円 ②住居が半壊した場合 170万円 ③住居が全壊した場合（④の場合を除く。） 250万円 ④住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円			
		c aの③又はbの②若しくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。	

償還期間等	期間 償還期間は10年、据置期間はのうち3年 (令第7条第2項の括弧書の場合は、5年)
	利率 据置期間中は無利子、据置期間経過後延滞の場合を除き 連帯保証人をつける場合 無利子 連帯保証人をつけない場合 年1.5%
償還等	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

2. 災害見舞金等の支給

市は、「宮崎市災害弔慰金及び災害見舞金の支給要綱（平成20年4月）」に基づき、災害見舞金等を支給する。

災害見舞金	定義	市内の災害の発生に際して、当該災害による被災者に対し、災害見舞金、災害弔慰金を交付する。	
	見舞金等の額	災害状況	見舞金等
		a 全壊・全焼・全流失	1世帯当たり 50,000円
		b 半壊・半焼・半流出	1世帯当たり 30,000円
		c 床上浸水等・部分焼	1世帯当たり 10,000円
d 死亡者	死亡した者1人当たり 100,000円		
方法	前a～cの支給対象者は、被災世帯主（世帯主が死亡した場合は災害弔慰金の支給を受ける者）、dは遺族に支給する。		
及び遺族の順位	「宮崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」の例によるものとする。		

3. 生活資金対策

市は、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し、世帯更生資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付等、次の生活資金対策を講じる。

また、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建する事が困難な者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

■各種生活資金対策

区分	資金対策
簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し等（窓口：郵便局）	○簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付等 ○郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し ○郵便はがき等の無償交付 ○銀行預金者に対する非常払渡し
生活福祉資金貸付（窓口：市社会福祉協議会）	り災した低所得者世帯で資金の貸付と民生委員の指導援助により独立自活できると認められ、かつ、他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

区分	資金対策
母子・父子・寡婦福祉資金	災害により被害を受けたひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、必要な資金を貸し付けられる。 《資金の種類》 ○医療介護資金 ○生活資金 ○住宅資金 ○転宅資金
生活保護	災害により生活が困窮し最低生活の維持ができないものに対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。 《生活保護法による扶助の種類》 ○生活扶助 ○出産扶助 ○住宅扶助 ○生業扶助 ○教育扶助 ○葬祭扶助 ○医療扶助 ○介護扶助

■被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置

	被災者生活再建資金を支給するための措置
対象となる自然災害	暴風、豪雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり対象となる災害の程度は次のとおりである。 ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村 ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 エ ア又はイの市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る） オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
支給対象世帯	ア 住宅が「全壊」した世帯 イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊）

被災者生活再建資金を支給するための措置																					
対象世帯と支給限度額	<p>被災世帯となった世帯のうち次にあげるものの世帯主に対し、支給限度額を超えない額の被災者生活再建支援金を支給する。 支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額4分の3の額)</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊 2) アに該当</td> <td>解体 2) イに該当</td> <td>長期避難 2) ウに該当</td> <td>大規模半壊 2) エに該当</td> <td>中規模半壊 2) オに該当</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円(100万円)</td> <td>100万円(50万円)</td> <td>50万円(25万円)</td> </tr> </table> <p>※ 中規模半壊の場合は、() 内の金額</p>	住宅の被害程度	全壊 2) アに該当	解体 2) イに該当	長期避難 2) ウに該当	大規模半壊 2) エに該当	中規模半壊 2) オに該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	なし	住宅の再建方法	建設購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200万円(100万円)	100万円(50万円)	50万円(25万円)
住宅の被害程度	全壊 2) アに該当	解体 2) イに該当	長期避難 2) ウに該当	大規模半壊 2) エに該当	中規模半壊 2) オに該当																
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	なし																
住宅の再建方法	建設購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																		
支給額	200万円(100万円)	100万円(50万円)	50万円(25万円)																		
市の措置(支給事務の委託)	<p>県は、被災者生活再建支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができるため、市はその事務の円滑な措置を行う。</p>																				
支給対象となる経費	<p>(通常経費)</p> <p>ア 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費</p> <p>イ 住居の移転に通常必要な移転費</p> <p>(特別経費)</p> <p>ウ 特別な事情により生活に必要な物品の購入又は修理費</p> <p>エ 住居に移転するための交通費</p> <p>オ 住宅を賃借する場合の礼金、権利金等</p> <p>カ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の治療に要する医療費</p>																				

4. 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

資料編/2.協定等/【災害復旧】災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

■災害復興のための資金融資

区分	資金融資
農林漁業復興資金	<p>○天災融資法に基づく災害資金の貸付</p> <p>○日本政策金融公庫の復旧資金の貸付</p>
住宅復興資金	<p>○住宅金融支援機構の災害復興住宅の建設資金及び補修資金の貸付</p> <p>○住宅金融支援機構の一般個人住宅の災害特別貸付</p>
宅地防災工事資金	住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の貸付

第4項 税対策等による被災者の負担の軽減

1. 市税・国民健康保険税等の減免等

税務対策部、福祉対策部は、被災者に対し、地方税法及び市条例により市税・国民健康保険税等について減免等の緩和措置を次のとおり実施する。

■市税・国民健康保険税等について減免等の緩和措置

区分	緩和措置
期限の延長	災害により、期限内に申告書等の書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないときは、その期限を延長する。
徴収猶予	災害により損害を受けたため、一時に納付又は納入をすることができないときは、申請に基づき1年以内（事情により、最高2年以内。）において徴収を猶予する。
減免	災害により損害を受けた場合は、被災状況等に応じて、市税・国民健康保険税等を減免する。

2. 国税及び県税の減免等

被災者に対し、法令及び県条例により国及び県が行う国税及び県税についての減免等の緩和措置は、主に次のとおりである。

■国及び県が行う国税及び県税についての減免等の緩和措置

区分		緩和措置
国税	期限の延長	被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。
	納税の猶予	被災者の申請により、1年以内において納税の猶予を行う。
	減免等	被災者の確定申告による所得税の軽減等を行う。
県税	期限の延長	被災者に対し県税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。
	徴収猶予	被災者に対し1年以内において県税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、更に1年以内の延長を行う。
	減免等	被災者に対し、被災状況等に応じて各種県税の減免又は納入義務免除等を行う。

3. 被災世帯に対する住宅融資

一定の資格条件を満たす被災した低所得者世帯等に対し、住宅の修理等の資金として、次の資金を融資することができる。

- 1) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- 2) 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

4. 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付

市は、県と連携し、独立行政法人住宅金融支援機構に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込みの希望者に対しての指導を行う。

なお、災害時における住宅復興に向けた協力に関する基本協定に基づき、住宅金融支援機構と連携し、市民への住宅相談窓口の開設や職員の派遣等の支援を行う。

資料編/2.協定等/【災害復旧】災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

5. 郵便物の特別取り扱い等

市域の各郵便局においては、災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策が実施される。

■ 郵政事業に関する対策

	対策
郵便関係	<ul style="list-style-type: none"> ○小包郵便料金の免除 総務大臣が公示した場合で、当該災害地の被災者の援助を行う県、市町村又は日赤にあてた救助物資を内容とする小包郵便料金 ○郵便はがき等の無償交付 救助法適用時に限り災世帯あたり5枚以内及び郵便書簡1枚を交付
為替貯金・簡易保険	災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金等、簡易保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い並びに保険料の特別払込猶予等の措置をとる。

■ 第5項 雇用の確保

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋については、宮崎公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図る。

福祉総務班は、特に必要があるときは、災害相談所等において離職者の状況を把握し、県に報告する。

■ 第6項 災害復興基金の設立

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

第6節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 中小企業等の復興支援	<input type="checkbox"/> 農政対策部 <input type="checkbox"/> 観光商工対策部
第2項 農林水産漁業の復興支援	<input type="checkbox"/> 農政対策部 <input type="checkbox"/> 観光商工対策部

第1項 中小企業等の復興支援

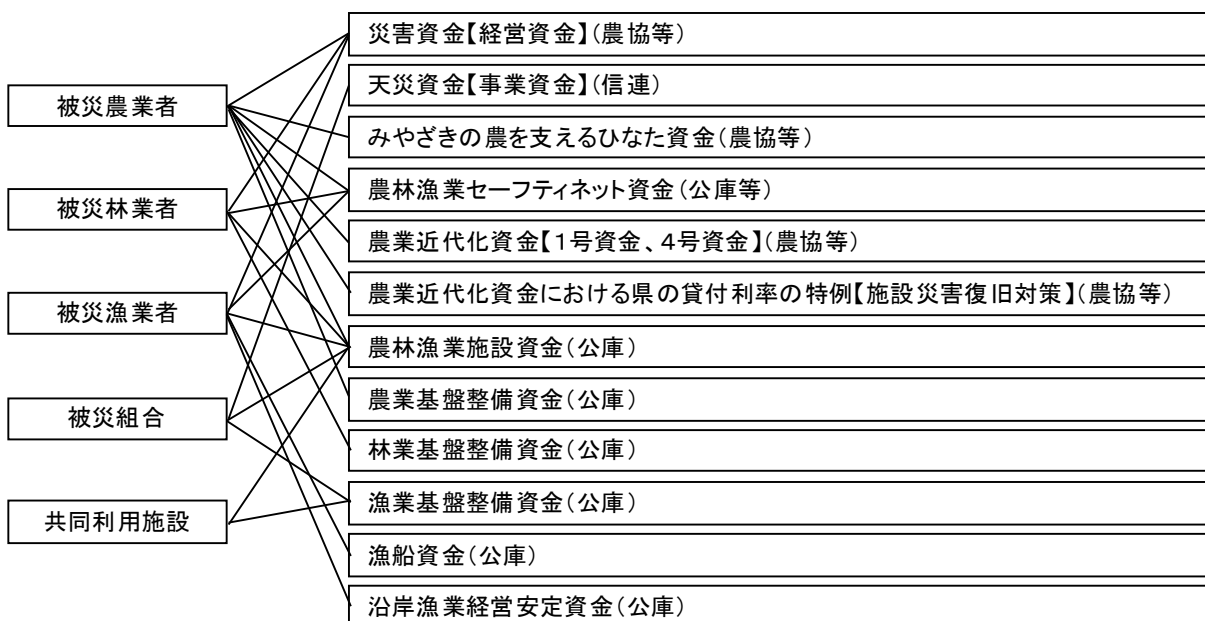
市は、災害により被害を受けた中小企業及びその組織する団体に対し、県及び政府系金融機関の協力を得て、災害復旧のための資金の融資に関する情報提供等を行う。

- ア 宮崎県中小企業融資制度の経済変動・災害対策貸付
- イ 宮崎市中小企業融資制度の緊急経営支援資金
- ウ 日本政策金融公庫資金の災害復旧貸付
- エ 商工組合中央金庫資金の災害復旧貸付

第2項 農林水産漁業の復興支援

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金、事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、措置する。

■農林漁業関係の融資の種類



※信連＝宮崎県信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会
 公庫＝株式会社日本政策金融公庫